

交 規 第 4 2 8 号
令 和 3 年 1 1 月 9 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律等の施行に伴う交通警察の対応について

令和3年3月31日に公布された踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和3年法律第9号。以下「改正法」という。別添1）のうち、改正法附則第1条第2号に掲げられた規定が同年9月25日から施行された。

また、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第261号。以下「改正令」という。別添2）、道路法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第58号。以下「改正規則」という。別添3）、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（令和3年内閣府・国土交通省令第4号。以下「改正標識標示令」という。別添4）及び交通の方法に関する教則の一部を改正する件（令和3年国家公安委員会告示第52号。別添5）が同月24日に公布され、いずれも同月25日に施行された。

改正法による改正後の道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）、改正令による改正後の道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）、改正規則による改正後の道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号。以下「規則」という。）等のうち交通警察に関係する部分、対応上の留意事項等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の内容については、警察庁において国土交通省と協議済みである。
また、国土交通省から発出された施行通知を参考として添付する。

記

第1 改正の概要

1 届出対象区域関係（法第44条の2）

道路管理者は、沿道区域の全部又は一部を届出対象区域として指定することができることとされ、当該指定をしようとする場合においては、あらかじめ、

その旨及びその区域を公示しなければならないこととされた。

また、届出対象区域の区域内において、工作物の設置に関する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、条例（指定区間内の国道にあっては、国土交通省令）で定める事項を道路管理者に届け出なければならないこととされた。

さらに、道路管理者は、届出があった場合において、当該届出に係る行為が、災害が発生した場合において道路の構造に損害を及ぼすおそれ又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る行為に関し場所又は設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとされた。

2 防災拠点自動車駐車場関係

(1) 防災拠点自動車駐車場の指定制度の創設（法第48条の29の2）

国土交通大臣は、道路の附属物である自動車駐車場のうち、その規模、その接する道路の構造及び交通の状況並びにその近傍における災害応急対策に係る施設の立地その他の事情を勘案して、災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図るため、広域災害応急対策の拠点としての機能の確保を図ることが特に必要と認められるものについて、あらかじめ、当該自動車駐車場の道路管理者に協議し、その同意を得た上で、防災拠点自動車駐車場として指定することができることとされた。

この点、広域災害応急対策については、規則第4条の16の2において、

ア 緊急輸送の確保

イ 消防、水防その他の応急措置

ウ 被災者の救難、救助その他保護

エ 施設及び設備の応急の復旧

オ 前各号に掲げるもののほか、災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策

と定められているところ、上記オには、犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項が含まれる。

なお、防災拠点自動車駐車場に指定される自動車駐車場は、いわゆる道の駅、サービスエリア、パーキングエリア等が想定されている。

(2) 防災拠点自動車駐車場の利用の禁止又は制限（法第48条の29の3及び第48条の29の4）

道路管理者は、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、又は災害の速やかな復旧を図るため、防災拠点自動車駐車場の広域災害応急対策の拠点としての機能を緊急に確保することが特に必要であると認めるときは、当

該防災拠点自動車駐車場について、広域災害応急対策の拠点としての利用以外の利用を禁止し、又はその利用を制限すること（以下「利用制限」という。）ができることとされ、利用制限を実施しようとする場合は、当該防災拠点自動車駐車場の入口その他必要な場所に、利用制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならないこととされた。

また、法第103条第7号において、利用制限に違反して防災拠点自動車駐車場を利用したときは、その違反行為をした者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することとされている。

なお、利用制限には、防災拠点自動車駐車場の一部範囲をその対象とするものも含まれる。

(3) 災害応急対策施設管理協定の締結等（法第48条の29の5）

道路管理者は、災害時における広域災害応急対策の拠点としての機能の確保を図るため必要があると認めるときは、あらかじめ、防災拠点自動車駐車場に隣接する土地の区域に存する駐車場、備蓄倉庫、発電施設、通信設備その他災害応急対策に必要なものとして政令で定める工作物又は施設（以下「道路外災害応急対策施設」という。）の所有者等との間において、災害応急対策施設管理協定を締結して、当該道路外災害応急対策施設の管理を行うことができることとされた。

この点、道路外災害応急対策施設については、令第35条の7において、広告塔、看板、街灯その他これらに類する工作物であつて、災害時において住民等に対する災害情報の伝達の用に供することができるもの等が定められているところ、当該災害情報には交通情報が含まれ得る。

(4) 防災拠点自動車駐車場内における道路占用許可の基準の特例（法第33条第2項）

法第32条第1項第1号、第5号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、防災拠点自動車駐車場内に設けられる工作物又は施設で、災害応急対策に資するものとして政令で定めるものについては、法第33条第1項の規定に基づく政令で定める基準に適合すれば、同項の規定にかかわらず、法第32条第1項又は第3項の許可を与えることができることとされた（無余地性の基準の適用除外）。

また、法第32条第1項第7号に掲げる工作物、物件又は施設については、令第7条において、防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設その他これらに類する施設で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるものが新たに追加された。

(5) 都道府県公安委員会との調整（法第95条の2第1項）

道路管理者は、利用制限を実施しようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意見を聴かなければならないこととされた。ただし、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとされ、この場合には、事後において、速やかに利用制限の内容及び理由を通知しなければならないこととされた。

(6) 規制標識「広域災害応急対策車両専用（325の7）」の新設

改正標識標示令により、道路管理者が防災拠点自動車駐車場の入口及び防災拠点自動車駐車場内の必要な地点に設置する規制標識「広域災害応急対策車両専用（325の7）」を新設するとともに、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）についても所要の改正を行った。

なお、当該規制標識については、運用上、可搬型の標識を用いるなどして、利用制限を実施するときに限り表示することとされている。

3 避難施設関係

法第32条第1項第7号に掲げる工作物、物件又は施設として、令第7条第3号において、洪水又は高潮からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設（以下「洪水等避難施設」という。）が新たに規定された。

この点、洪水等避難施設の道路占用の場所に関する基準については、従前どおり、令第11条の7の規定が適用されることとなる。

第2 交通警察の対応

1 届出対象区域関係

必要に応じて、法第44条の2第2項の規定により公示された内容の把握に努め、災害時における交通対策の検討の参考とすること。

なお、同条第4項第3号の規定により、国又は地方公共団体が行う行為については同条第3項に規定する届出は不要とされているところ、公安委員会は同号に規定する地方公共団体に含まれることから、公安委員会が行う行為についても、当該届出は不要である。

2 防災拠点自動車駐車場関係

(1) 防災拠点自動車駐車場の指定に係る調整

法第48条の29の2第1項の規定による国土交通大臣の防災拠点自動車駐車場の指定に先立ち、同条第2項の規定による国土交通大臣から道路管理者への協議が行われた際、運用上、当該道路管理者は、公安委員会との間で必要な調整を行うこととされていることから、当該道路管理者から連絡を受けた際は、警備部門とも調整の上、過去の災害時における状況、緊急交通路指定予定路線との整合性、周辺道路の交通規制、交通状況等を勘案して、交通管理上必要な意見を申し述べること。

(2) 利用制限の実施に係る意見聴取への対応

ア 利用制限の実施に係る意見聴取

法第95条の2第1項の規定により、道路管理者から、利用制限の実施に係る意見聴取が行われた際は、過去の災害時における状況、当該利用制限の実施による交通流・量の変動、周辺道路の交通規制、交通状況等を勘案して、交通管理上必要な意見を申し述べること。

イ 利用制限を実施する区域の範囲に関する調整

運用上、道路管理者は、地域住民や道路利用者の避難場所としての利用に支障を生じさせないように、あらかじめ、災害時に利用制限を実施する区域のおおむねの範囲について、広域災害応急対策の実施予定者等の関係機関と調整することとされていることから、道路管理者から連絡を受けた際は、利用制限の実施時に警察関係者・車両が支障なく当該防災拠点自動車駐車場を利用できるよう必要な調整を行うとともに、過去の災害時における状況、当該利用制限の実施による交通流・量の変動、周辺道路の交通規制、交通状況等を勘案して、交通管理上必要な意見を申し述べること。

ウ 防災拠点自動車駐車場を利用する車両に関する調整

運用上、道路管理者は、平時から、広域災害応急対策の実施予定者から利用予定の車両情報を収集し、利用制限の実施時には、広域災害応急対策の実施者から利用する車両情報の報告を受け、疑義があれば個別に調整を行うなど、広域災害応急対策の拠点としての利用者を地域住民や道路利用者等の一般利用者と区別して適切に確認するよう努めることとされていることから、利用制限の実施時に警察関係者・車両が支障なく当該防災拠点自動車駐車場を利用できるよう、平時から、必要とされる情報を道路管理者と適切に共有すること。

(3) 道路外災害応急対策施設から提供される災害情報に関する調整

運用上、道路管理者は、その管理する道路外災害応急対策施設から提供される災害情報の内容等について、公安委員会との間で事前に調整することとされていることから、道路管理者から連絡を受けた際は、過去の災害時における状況、当該災害情報の提供による交通流・量の変動、周辺道路の交通規制、交通状況等を勘案して、交通管理上必要な意見を申し述べること。

3 避難施設関係

運用上、洪水等避難施設については、改正令による改正前の道路法施行令第7条第3号に掲げられていた、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設と同様の道路占用許可基準を適用することとされていることから、道路における洪水等避難施設の設置について、各警察署と道路管理者との間で、道

路交通法（昭和35年法律第105号）第79条又は法第32条第5項に規定する協議を実施する際は、従前どおり、当該基準の内容を十分把握した上で、適切に対応するとともに、当該協議を踏まえ、道路使用許可の可否を判断すること。

担当 交通規制課 規制第一係

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第九号

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律

(踏切道改良促進法の一部改正)

第一条 踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「。」と「。」の下に「道路(。」を、)による道路」の下に「をいう。以下同じ。)」を加える。
第三条の見出しを「改良すべき踏切道の指定」に改め、同条第一項中「平成二十八年度以降の五箇年間において」を削り、「の改良」の下に「当該踏切道と交通上密接な関連を有する道路(以下「踏切道密接関連道路」という。)の改良を含む。以下同じ。)」を加え、同条第五項中「関係市町村長」を「第四項の関係市町村長(第五項の規定による申出があつた場合においては、当該関係市町村長及び当該申出をした市町村長)」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項又は第五項」に改め、「都道府県知事」を削り、「当該都道府県知事」を「都道府県知事に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「しよう」とを削り、「道路管理者(前条に規定する)」を「及び道路管理者(。」に、「及び」を「(第十六条第一項の地方踏切道改良協議会が組織されている場合にあつては、当該地方踏切道改良協議会。第六項において同じ。)並びに」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 市町村長は、当該市町村の区域内に存する踏切道であつて第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものうち、踏切道における移動等円滑化(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二条第二号に規定する移動等円滑化をいう。)の促進の必要性その他の地域の事情を考慮して、踏切道改良基準に適合する改良の方法により改良することが必要と認められる踏切道について、同項の規定による指定をすべき旨を、都道府県知事を經由して、国土交通大臣に申し出ることができる。

6 市町村長は、前項の規定により第一項の規定による指定をすべき旨の申出をするときは、あらかじめ、当該指定に係る鉄道事業者及び道路管理者の意見を聴かなければならない。

第三條第二項中「前項」を「第一項」に改め、「平成二十八年以降の五箇年間に於いて」を削り、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による指定については、道路又は鉄道に関する国の計画の達成に資するよう行うとともに、踏切道の改良を優先的に実施する必要性、踏切道の周辺の地域の地形及び土地利用の状況その他の事情を勘案して行うものとする。

第四條第一項中「ときは」の下に、「国土交通大臣が指定する期日までに」を加え、「当該」を「同項の規定による」に、「提出することができる」を「提出しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、保安設備の整備、歩行者と車両とを分離して通行させるための踏切道の着色その他の比較的短期間に完了する踏切道の改良の方法として国土交通省令で定めるものにより改良する場合にはあつては、この限りでない。

第四條第四項を次のように改める。

4 第二項第二号に掲げる事項には、当該踏切道に係る他の道路管理者が管理する踏切道密接関連道路の改良の方法に関する事項を記載することができる。

第四條第十三項及び第十四項を削り、同條第十二項中「第一項」の下に「又は第十二項を加え、同項を同條第十八項とし、同條第十一項中「第十四項」の下に「又は第十二項」を加え、同項を同條第十七項とし、同條第十項中「第八項」を「第十四項」に改め、「第一項」の下に「又は第十二項」を加え、同項を同條第十六項とし、同條第九項中「第六條第一項」を「第十六條第一項」に改め、同項を同條第十五項とし、同條第八項中「第一項」の下に「又は第十二項」を加え、同項を同條第十四項とし、同條第七項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、「第六條第一項」を「第十六條第一項」に改め、同項を同條第十三項とし、同條第六項中「記載しようとする」を「記載する」に改め、同項を同條第九項とし、同項の次に次の三項を加える。

10 鉄道事業者及び道路管理者は、立体交差化による踏切道の改良を行おうとする場合であつて、第一項本文の規定により同項の国土交通大臣が指定する期日までに地方踏切道改良計画を作成することができない特別の事情があるときは、第十六條第一項の地方踏切道改良協議会における協議を経て、当該期日までに、国土交通大臣に対し、その旨、当該特別の事情及び地方踏切道改良計画を提出する期日（以下この条において「計画提出期日」という。）を届け出ることができる。

11 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る計画提出期日が著しく不相当であると認めるときは、当該計画提出期日の変更を指示することができる。この場合において、当該指示に係る鉄道事業者及び道路管理者は、変更後の計画提出期日を届け出なければならない。

12 鉄道事業者及び道路管理者は、第十項の規定による届出をしたときは、第一項の規定にかかわらず、当該届出に係る計画提出期日（前項の規定による変更の指示があつた場合には、同項の規定による変更後の計画提出期日）までに、国土交通省令で定めるところにより、協議により地方踏切道改良計画を作成して、国土交通大臣に提出することとすることができる。

第四條第五項中「以下」の下に「この項及び次項並びに第十六條第三項において」を加え、同項を同條第八項とし、同條第四項の次に次の三項を加える。

5 鉄道事業者及び道路管理者は、前項の規定により地方踏切道改良計画に他の道路管理者が管理する踏切道密接関連道路の改良の方法に関する事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の道路管理者の同意を得なければならない。ただし、地方踏切道改良計画を作成する前に、道路法第二十八條の第二項に規定する協議会において、当該事項の記載について協議が成立したときは、この限りでない。

6 第二項第四号に掲げる事項には、踏切道に接続する道路の構造の改良を行うことにより歩行者又は自転車利用者の滞留の用に供する部分を確保することが当該道路の構造又は周辺の土地利用の状況により困難である場合において、当該踏切道における安全かつ円滑な交通の確保を図るために必要であると認められるときは、道路外滞留施設（踏切道に接続する道路に沿つて設けられ

た通路その他の当該道路の区域外にある施設であつて歩行者又は自転車利用者の滞留の用に供することができるものとして国土交通省令で定めるものをいう。次項及び第八條第一項において同じ。）の整備又は管理に関する事項を記載することができる。

7 鉄道事業者及び道路管理者は、前項の規定により地方踏切道改良計画に道路外滞留施設の整備又は管理に関する事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、道路外滞留施設所有者等（当該道路外滞留施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなるものを除く。）を有する者をいう。第八條及び第十條において同じ。）の同意を得なければならない。

第五條及び第六條を次のように改める。

第五條（地方踏切道改良計画の変更）

第五條 前條第一項又は第十二項の規定により地方踏切道改良計画を提出した鉄道事業者及び道路管理者は、当該地方踏切道改良計画について、協議により同條第二項各号に掲げる事項の変更をしたときは、その変更後の地方踏切道改良計画を、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前條第三項から第九項まで及び第十三項から第十八項までの規定は、前項の規定による地方踏切道改良計画の変更について準用する。この場合において、同條第十三項中「第一項又は前項」とあり、並びに同條第十四項及び第十六項から第十八項までの規定中「第一項又は第十二項」とあるのは、「次條第一項」と読み替へるものとする。

第六條 国土交通大臣は、第三條第一項の規定による指定（鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものに限る。）をしたときは、当該指定に係る踏切道の改良に関する計画（以下「国踏切道改良計画」という。）を作成するものとする。

- 2 国踏切道改良計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 踏切道の名称
 - 二 踏切道の改良の方法
 - 三 踏切道の改良に要する期間
 - 四 踏切道の改良と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業があるときは、その内容

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 第四條第三項から第九項までの規定は、国踏切道改良計画について準用する。この場合において、同條第三項中「前項第二号」とあり、及び同條第四項中「第二項第二号」とあるのは「第六條第二項第二号」と、同條第五項、第七項及び第九項中「鉄道事業者及び道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同條第六項及び第八項中「第二項第四号」とあるのは「第六條第二項第四号」と読み替へるものとする。

4 国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道改良計画を作成する場合には、あらかじめ、当該踏切道に係る鉄道事業者の意見を聴かなければならない。ただし、国土交通大臣が同項の規定により国踏切道改良計画を作成する前に、当該鉄道事業者と国土交通大臣との間に国踏切道改良計画の作成について協議が成立したときは、この限りでない。

5 国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道改良計画を作成するときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。

6 第二項から前項までの規定は、国踏切道改良計画の変更について準用する。

第十三條中「国土交通大臣以外の道路管理者」を「道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）」に改め、「状況」の下に「災害が発生した場合における踏切道の管理の実施体制」を加え、同條を第二十二條とする。

第十二條中「改良」の下に「及び災害が発生した場合における踏切道の適確な管理」を加え、同條を第二十一條とする。

第十一條第一項中「第四條第一項(同條第十三項において準用する場合を含む。)の規定により提出された」、「第五條第一項の規定により作成された」及び「当該国踏切道改良計画の変更があつたときは、その変更後のもの」を削り、同条を第二十條とする。

第十條第一項中「保安設備の整備による」を削り、「又は災害が発生した場合における指定踏切道の適確な管理のために保安設備を整備する」に、「その実施」を「その整備」に改め、同条を第十九條とする。

第九條第一項中「第三條第一項」の下に「又は第十三條第一項」を加え、「次項及び」を「以下この条及び」に改め、「改良」の下に「又は災害が発生した場合における指定踏切道の管理」を、「道路管理者」の下に「特定道路改良に係る他の道路管理者を含む。」を加え、同條第二項中「保安設備の整備による」を削り、「の実施」を「又は災害が発生した場合における指定踏切道の適確な管理のために保安設備の整備」に改め、同条を第十八條とする。

第八條第一項中「前條第一項」を「第一條第一項(同條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「この条」を「この項及び次項」に、「同項の規定による」を「地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に従つて」に、「期限を定めて、踏切道改良基準に適合する改良の方法により」を「当該地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画に従つて」に改め、同條第二項中「前條第二項」を「第十一條第二項」に、「なく当該地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良基準に適合する改良の方法により」に、「当該地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画に従つて」を「なく踏切道改良基準に適合する改良の方法により」に、「当該地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画に従つて」を、「期限を定めて、踏切道改良基準に適合する改良の方法により」に改め、同條第三項中「前二項」を「前各項」に、「踏切道の改良」を「措置」に改め、同條を同條第五項とし、同條第二項の次に次の二項を加える。

3 国土交通大臣は、第十二條第二項の規定による届出を受けた場合において、第十一條第一項又は第二項の規定による踏切道の改良の完了後においてもなお第三條第一項の国土交通省令で定める基準に該当することとなる踏切道について、安全かつ円滑な交通の確保を図ることが特に必要であると認めるときは、第十二條第二項の鉄道事業者及び道路管理者に対して、期限を定めて、当該鉄道事業者及び道路管理者が第十一條第一項の規定により踏切道の改良を実施した場合にあつては地方踏切道改良計画を変更すべきことを、当該鉄道事業者及び道路管理者が同條第二項の規定により踏切道の改良を実施した場合にあつては地方踏切道改良計画の作成その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 国土交通大臣は、第十四條第一項の鉄道事業者及び道路管理者が正当な理由がなく同項の規定により地方踏切道災害時管理方法を定めていないと認めるときは、当該鉄道事業者及び道路管理者に対して、当該踏切道に係る地方踏切道災害時管理方法を定めるべきことを勧告することができる。

第八條を第十七條とする。

第七條第一項中「同項に規定する期間において、踏切道改良基準に適合する改良の方法により」を「地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に従い、」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、第四條第一項ただし書に規定する場合においては、前項の鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道改良基準に適合する改良の方法により当該踏切道の改良を実施しなければならない。

第七條に次の一項を加える。

3 第四條第四項及び第五項(これらの規定を第五條第二項又は第六條第三項(同條第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定により特定道路改良に関する事項が記載された地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に係る第一項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「道路管理者並びに特定道路改良に係る他の道路管理者」とする。

第七條を第十一條とし、同條の次に次の五條を加える。

(評価)
第十二條 第三條第一項の規定による指定に係る鉄道事業者及び道路管理者は、前條第一項又は第二項の規定による踏切道の改良を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、当該踏切道の改良の完了後の踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の安全かつ円滑な交通の確保に関する状況について、自ら評価をしなければならない。

2 前項の鉄道事業者及び道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く)は、同項の評価を実施したときは、国土交通省令で定めるところにより、当該評価の結果を国土交通大臣に届け出なければならない。

(災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定)
第十三條 国土交通大臣は、災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図る必要性、踏切道を通ずる列車の運行の状況、踏切道の周辺における鉄道と道路との交差の状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、踏切道災害時管理基準(災害時において鉄道事業者及び道路管理者がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領の作成、当該措置に関する訓練の実施その他の災害が発生した場合における踏切道の適確な管理のために必要な事項に関する国土交通省令で定める基準をいう。次項、次條第二項及び第十五條第二項において同じ。)に適合する管理の方法を定めることが必要と認められるものを指定するものとする。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する踏切道であつて前項の国土交通省令で定める基準に該当するものうち、踏切道災害時管理基準に適合する管理の方法を定めることが必要と認められる踏切道について、同項の規定による指定をすべき旨を国土交通大臣に申し出ることができる。

3 第三條第四項、第七項及び第八項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。この場合において、同條第四項中「前項」とあり、及び同條第七項中「第三項又は第五項」とあるのは「第十三條第二項」と、同條第八項中「関係市町村長(第五項の規定による申出があつた場合においては、当該関係市町村長及び当該申出をした市町村長)とあるのは「関係市町村長」と読み替へるものとする。

第十四條 (地方踏切道災害時管理方法)

第十四條 鉄道事業者及び道路管理者は、前條第一項の規定による指定(鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものを除く)があつたときは、国土交通大臣が指定する期限までに、国土交通省令で定めるところにより、協議により同項の規定による指定に係る踏切道の管理の方法(以下この条及び第十七條第四項において「地方踏切道災害時管理方法」という。)を定め、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 地方踏切道災害時管理方法は、踏切道災害時管理基準に適合するものでなければならない。

3 第一項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、当該鉄道事業者又は道路管理者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

4 第四條第十五項の規定は、前項の場合について準用する。

5 第三項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、当該鉄道事業者と道路管理者との協議が成立したものとみなす。

6 鉄道事業者及び道路管理者は、第一項の規定により地方踏切道災害時管理方法を定めようとする場合において、第十六條第一項の地方踏切道改良協議会が組織されているときは、当該地方踏切道改良協議会の意見を聴かなければならない。

7 第一項の規定による国土交通大臣への地方踏切道災害時管理方法の提出(鉄道事業者及び都道府県又は道路法第七條第三項に規定する指定市である道路管理者が行うものを除く)は、政令で定めるところにより、都道府県知事を経由して行わなければならない。

8 国土交通大臣は、第一項の規定により提出された地方踏切道災害時管理方法が著しく不適當であると認めるときは、その変更を指示することができる。

9 第一項の規定により地方踏切道災害時管理方法を国土交通大臣に提出した鉄道事業者及び道路管理者は、当該地方踏切道災害時管理方法について、協議によりその内容の変更をしたときは、その変更後の地方踏切道災害時管理方法を、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に提出しなければならない。

10 第二項から第八項までの規定は、前項の規定による地方踏切道災害時管理方法の変更について準用する。

第十五条 (国踏切道災害時管理方法)

第十五条 国土交通大臣は、第十三条第一項の規定による指定（鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものに限る。）をしたときは、当該指定に係る踏切道の管理の方法（以下この条において「国踏切道災害時管理方法」という。）を決定するものとする。

- 2 国踏切道災害時管理方法は、踏切道災害時管理基準に適合するものでなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道災害時管理方法を決定する場合には、あらかじめ、当該踏切道に係る鉄道事業者の意見を聴かなければならない。ただし、国土交通大臣が同項の規定により国踏切道災害時管理方法を決定する前に、当該鉄道事業者と国土交通大臣との間に国踏切道災害時管理方法について協議が成立したときは、この限りでない。
- 4 国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道災害時管理方法を決定するときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。
- 5 前三項の規定は、国踏切道災害時管理方法の変更について準用する。

第十六条 (地方踏切道改良協議会)

第十六条 鉄道事業者及び道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。以下この条において同じ。）は、地方踏切道改良計画の作成及び実施、災害が発生した場合における踏切道の適確な管理その他の踏切道の改良の促進に関し必要な事項について協議を行うため、地方踏切道改良協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 当該鉄道事業者及び道路管理者
 - 二 踏切道の所在地をその区域に含む都道府県の知事
 - 三 踏切道の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
 - 四 踏切道の所在地を管轄する地方運輸局長
- 3 第一項の規定により協議会を組織する鉄道事業者及び道路管理者は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 関係市町村長
 - 二 踏切道密接関連道路の道路管理者
 - 三 道路協力団体

- 4 その他当該鉄道事業者及び道路管理者が必要と認める者
- 4 第三条第三項若しくは第五項又は第十三条第二項の規定による申出をしようとする都道府県知事又は市町村長は、当該申出に係る踏切道について第一項の規定による協議会が組織されていない場合にあつては、当該踏切道に係る鉄道事業者及び道路管理者に対して、同項の規定による協議会を組織するよう要請することができる。
- 5 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第七條 (踏切道密接関連道路の改良の特例)

第七條 第三条第一項の規定による指定に係る道路管理者は、道路法第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条、第十六条及び第十七条第一項から第三項までの規定にかかわらず、第四条第四項（第五条第二項又は前条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用する

場合を含む。）の規定により地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に記載された他の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）が管理する踏切道密接関連道路の改良（以下この条、第十一条第三項及び第十八条第一項において「特定道路改良」という。）を行うことができる。

2 前項の道路管理者は、同項の規定により特定道路改良を行うおとるとき、及び当該特定道路改良の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の道路管理者は、同項の規定により特定道路改良を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該特定道路改良に係る踏切道密接関連道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

4 前項の規定により特定道路改良に係る踏切道密接関連道路の道路管理者に代わつてその権限を行う第一項の道路管理者は、道路法第八章の規定の適用については、当該踏切道密接関連道路の道路管理者とみなす。

第八条 (滞留施設協定の締結等)

第八条 第三条第一項の規定による指定に係る鉄道事業者及び道路管理者は、第四条第六項（第五条第二項又は第六条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に記載された道路外滞留施設の整備又は管理を行うため、道路外滞留施設所有者等との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条から第十条までにおいて「滞留施設協定」という。）を締結して、当該道路外滞留施設の整備又は管理を行うことができる。

- 一 滞留施設協定の目的となる道路外滞留施設（以下この項、次条第三項及び第十条において「協定滞留施設」という。）
 - 二 協定滞留施設の整備又は管理の方法
 - 三 滞留施設協定の有効期間
 - 四 滞留施設協定に違反した場合の措置
 - 五 次条第三項の規定による滞留施設協定の掲示の方法
 - 六 その他協定滞留施設の整備又は管理に関し必要な事項
- 2 滞留施設協定については、道路外滞留施設所有者等の全員の合意がなければならない。

第九条 (滞留施設協定の縦覧等)

第九条 前条第一項の鉄道事業者及び道路管理者は、滞留施設協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該滞留施設協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

- 2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該滞留施設協定について、当該鉄道事業者及び道路管理者に意見書を提出することができる。
- 3 鉄道事業者及び道路管理者は、滞留施設協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該滞留施設協定の写しを当該鉄道事業者及び道路管理者の事務所に備えて一般の縦覧に供するとともに、滞留施設協定において定めるところにより、協定滞留施設又はその敷地内の見やすい場所に、当該鉄道事業者及び道路管理者の事務所に於いてこれを縦覧に供している旨を掲示しなければならない。
- 4 前条第二項及び前三項の規定は、滞留施設協定において定めた事項の変更について準用する。

第十条 (滞留施設協定の効力)

第十条 前条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示のあつた滞留施設協定は、その公示のあつた後において協定滞留施設の道路外滞留施設所有者等となつた者に対して、その効力があるものとする。

本則に次の一条を加える。

(事務の区分)
第二十三條 第三條第五項、第四條第十七項(第五條第二項において準用する場合を含む。)及び第十四條第七項(同條第十項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
 (道路法の一部改正)
第二條 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
 目次中「第三十一條」を「第三十一條の二」に、「第九節 歩行者利便増進道路(第四十八條の二十一、第四十八條の二十九)」を「第九節の二 防災拠点自動車駐車場(第四十八條の二十九の二、第四十九條の二十九の七)」に改める。
 第四十八條の二十九の七に改める。
 第四十九條の二に改める。
 第十七條第八項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同條第九項とし、同條第七項の次に次の一項を加える。
 8 都道府県は、災害が発生した場合において、指定市以外の市町村から要請があり、かつ、当該市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道(当該都道府県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。)について維持(道路の啓開のために行うものに限る。)又は災害復旧に関する工事を当該市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、前条並びに第二項及び第三項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。
 第二十條第一項中「鉄道事業者」の下に「第三十一條及び第三十一條の二において「鉄道事業者等」という。」を加え、同條第三項中「本條」を「この條」に改め、同條第四項を次のように改める。

4 国土交通大臣及び他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見を聴かなければならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするときは、指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
 第二十四條第五項中「第三項及び前項において準用する第七條第六項」を「前二項」に改める。
 第二十四條中「第六項若しくは第七項」を「若しくは第六項から第八項まで」に、「また又は」を「まで」に改め、「第四十八條の十九第一項」を「下」に、「又は第四十八條の二十二第一項」を加える。
 第二十四條の二第一項中「第四十四條の二第八項」を「第四十四條の三第八項」に改める。
 第二十七條第四項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。
 4 都道府県は、第十七條第八項の規定により指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。
 第二十八條の二第二項中「道路管理者は」の下に「踏切道密接関連道路(踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第三條第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。)その他の」を加える。
 第三十一條第一項中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は」を削り、「鉄道事業者等」に、「道路管理者は」を「道路管理者及び」に、「鉄道事業者等」を「鉄道事業者等は」に改め、同條第二項中「と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者等」を「と鉄道事業者等」に、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者」を「又は当該鉄道事業者等」に改め、同條第三項を次のように改める。

3 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、当該道路の道路管理者又は当該鉄道事業者等の意見を聴かなければならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするときは、指定区間外の国道にあつては当該道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
 第三十一條第四項中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者等」を「当該鉄道事業者等」に改め、同條第五項中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は」を削り、「鉄道事業者等の鉄道」に、「自らその」を「自ら当該国道の」に、「当該鉄道事業者」を「当該鉄道事業者等」に改め、同項ただし書中「これらの者」を「当該鉄道事業者等」に改め、第三章第二節中同條の次に次の一項を加える。
 (道路と鉄道との交差部分の管理の方法)
第三十一條の二 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、当該道路の道路管理者及び当該鉄道事業者等は、次の各号に掲げる交差の方式の区分に応じ、当該各号に定める管理の方法について協議し、これを成立させるよう努めなければならない。ただし、第二号に規定する交差部分については踏切道改良促進法第十三條第一項の規定による指定があつたときは、この限りでない。
 一 立体交差 当該立体交差に係る道路及び鉄道施設の維持、修繕(当該修繕を効率的に行うための点検を含む。)その他の管理の方法であつて安全かつ円滑な交通の確保に必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するもの
 二 立体交差以外の交差 災害が発生した場合における当該交差部分の管理の方法であつて安全かつ円滑な交通の確保に必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するもの
 2 道路管理者又は鉄道事業者等の一方が前項の規定による協議を求めたときは、当該協議を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。
 3 国土交通大臣は、道路管理者又は鉄道事業者等の一方が第一項の協議を求めたにもかかわらず他の一方が当該協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該協議を求めた者から申立てがあつたときは、前項に規定する正当な理由がある場合に該当すると認められる場合を除き、当該協議を求められた者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。
 4 指定区間内の国道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、国土交通大臣は、当該鉄道事業者等の意見を聴いて、第一項各号に掲げる交差の方式の区分に応じ、当該各号に定める管理の方法を決定するものとする。ただし、国土交通大臣による当該管理の方法の決定前に国土交通大臣と当該鉄道事業者等との間に当該管理の方法について協議が成立したとき、又は同項第二号に規定する交差部分について踏切道改良促進法第十三條第一項の規定による指定があつたときは、この限りでない。
 5 国土交通大臣は、前項本文の規定による決定をするときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道事業者の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。
 第三十三條第二項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。
 四 前條第一項第一号、第五号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、第四十八條の二十九の二第二項に規定する防災拠点自動車駐車場内に設けられる工作物又は施設で、災害応急対策(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第五十條第一項に規定する災害応急対策をいう。第四十八條の二十九の二第一項及び第四十八條の二十九の五第一項において同じ。)に資するものとして政令で定めるもの
 第四十四條第一項中「道路管理者は」の下に「道路の沿道の土地、竹木又は工作物が」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同條第二項を次のように改める。
 2 前項の規定による指定においては、当該指定に係る沿道区域及び次項の規定による措置の対象となる土地、竹木又は工作物を定めるものとし、道路管理者は、当該指定をしたときは、遅滞なくこれらの事項を公示するものとする。

第四十四条第三項中「沿道区域」の下に「の区域」を加え、「の管理者」を「前項の規定により公示されたものに限る。以下この項及び次項において同じ。」の管理者に、「を設け」を「の設置」に改め、同条第四項中「を設け」を「の設置」に改める。

第四十四条の二を第四十四条の三とし、第四十四条の次に次の一条を加える。

第四十四条の二 道路管理者は、沿道区域（前条第二項の規定により同条第三項の規定による措置の対象となるものとして工作物が公示されたものに限る。）の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定することができる。

2 道路管理者は、前項の規定による届出対象区域の指定をしようとする場合においては、条例（指定区間内の国道にあつては、国土交通省令。以下この条において同じ。）で定めるところにより、あらかじめ、その旨及びその区域を公示しなければならない。

3 届出対象区域の区域内において、工作物（前条第二項の規定により公示されたものに限る。）の設置に関する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、条例で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他の条例で定める事項を道路管理者に届け出なければならない。

4 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。

一 軽易な行為その他の行為で条例で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 国又は地方公共団体が行う行為

5 第三項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち条例で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、条例で定めるところにより、その旨を道路管理者に届け出なければならない。

6 道路管理者は、第三項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が災害が発生した場合において道路の構造に損害を及ぼすおそれ又は交通に危険を及ぼすおそれがあるとき、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し場所又は設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第四十八条第一項及び第二項中「を設け」を「の設置」に改める。

第三章第九節の次に次の一節を加える。

第九節の二 防災拠点自動車駐車場

第四十八条の二 防災拠点自動車駐車場の指定

（防災拠点自動車駐車場の指定）

第四十八条の二十九の二 国土交通大臣は、道路の附属物である自動車駐車場のうち、その規模、その接する道路の構造及び交通の状況並びにその近傍における災害応急対策に係る施設の立地その他の事情を勘案して、災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図るため、重要物流道路の維持（道路の啓開のために行うものに限る。）その他の広域災害応急対策（一の都道府県の区域を越えて行われる緊急輸送の確保その他の災害応急対策であつて国土交通省令で定めるものをいう。次条及び第四十八条の二十九の五第一項において同じ。）の拠点としての機能の確保を図ることが特に必要と認められるものについて、防災拠点自動車駐車場として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る自動車駐車場の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）に協議し、その同意を得なければならない。これを變更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを變更し、又は廃止したときも、同様とする。

これを變更し、又は廃止したときも、同様とする。

（防災拠点自動車駐車場の利用の禁止又は制限）

第四十八条の二十九の三 道路管理者は、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、又は災害の速やかな復旧を図るため、防災拠点自動車駐車場の広域災害応急対策の拠点としての機能を緊急に確保することが特に必要であると認めるときは、当該防災拠点自動車駐車場について、広域災害応急対策の拠点としての利用以外の利用を禁止し、又はその利用を制限することができる。

（防災拠点自動車駐車場の利用の制限等の表示）

第四十八条の二十九の四 道路管理者は、前条の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとする場合においては、当該防災拠点自動車駐車場の入口その他必要な場所に、禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。

（災害応急対策施設管理協定の締結等）

第四十八条の二十九の五 道路管理者は、その管理する防災拠点自動車駐車場について、災害時における広域災害応急対策の拠点としての機能の確保を図るため必要があるときは、あらかじめ、道路外災害応急対策施設所有者等（当該防災拠点自動車駐車場に隣接する土地の区域に存する駐車場、備蓄倉庫、発電施設、通信設備その他災害応急対策に必要なものとして政令で定める工作物又は施設（以下この項において「道路外災害応急対策施設」という。）の所有者又は当該道路外災害応急対策施設の敷地である土地（建築物その他の工作物に道路外災害応急対策施設が設けられている場合にあつては、当該建築物その他の工作物のうち当該道路外災害応急対策施設に係る部分のもの）の所有者若しくは使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかかなものを除く。）を有する者をいう。次項及び第四十八条の二十九の七において同じ。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条から第四十八条の二十九の七までにおいて「災害応急対策施設管理協定」という。）を締結して、当該道路外災害応急対策施設の管理を行うことができる。

- 一 災害応急対策施設管理協定の目的となる道路外災害応急対策施設（以下この項、次条第三項及び第四十八条の二十九の七において「協定災害応急対策施設」という。）
- 二 協定災害応急対策施設の管理の方法
- 三 災害応急対策施設管理協定の有効期間
- 四 災害応急対策施設管理協定に違反した場合の措置
- 五 次条第三項の規定による災害応急対策施設管理協定の揭示の方法
- 六 その他協定災害応急対策施設の管理に関し必要な事項

2 災害応急対策施設管理協定については、道路外災害応急対策施設所有者等の全員の合意がなければならぬ。

（災害応急対策施設管理協定の縦覧等）

第四十八条の二十九の六 道路管理者は、災害応急対策施設管理協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該災害応急対策施設管理協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該災害応急対策施設管理協定について、道路管理者に意見書を提出することができる。

3 道路管理者は、その旨を公示し、かつ、当該災害応急対策施設管理協定の写しを道路管理者の事務所に備えて一般の縦覧に供するとともに、災害応急対策施設管理協定において定めるところにより、協定災害応急対策施設又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを縦覧に供している旨を掲示しなければならない。

4 前条第二項及び前三項の規定は、災害応急対策施設管理協定において定めた事項の變更について準用する。

(災害応急対策施設管理協定の効力)
 第四十八條の二十九の七 前條第三項(同條第四項において準用する場合を含む。)の規定による公示のあつた災害応急対策施設管理協定は、その公示のあつた後において協定災害応急対策施設の道路外災害応急対策施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。
 第四十八條の三十七第七項中「部分」の下に「のもの」を加え、「時使用」を「時的に使用する施設」に改める。

第四十八條の五十一中(昭和三十六年法律第九十五号) 第四條第六項(同條第十三項)を「第四條第八項及び第九項(これらの規定を同法第五條第二項又は第六條第三項(同條第六項において準用する場合を含む。))に」に規定する同意をした同條第一項を「の規定により同法第四條第一項」に、「第五條第三項(同條第六項において準用する場合を含む。))において準用する同法第四條第六項に規定する同意をした同法第五條第一項」を「第六條第一項」に改め、「(以下この条において「同意地方踏切道改良計画等」という。))を削り、「同意地方踏切道改良計画等」を「地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画」に改める。
 第六十三條及び第六十四條第一項中「第四十四條の二第七項」を「第四十四條の三第七項」に改める。

第九十一條第二項中、「第四十四條の二」を「から第四十四條の三まで」に改め、「第四十八條の下に」「第四十八條の四十五(第三十二條第一項又は第三項の規定の適用に係る部分に限る。))」を加える。

第九十五條の二第二項中「指定をし」の下に、「第四十八條の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、若しくは制限し、若しくは制限しよう」を加え、同項ただし書中「又は制限しよう」を「若しくは制限しよう」に改める。

第九十七條第一項第一号中「並びに同條第二項」を「同條第二項」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第九十七條第八項の規定により国道に關して都道府県が処理することとされている事務
 第九十七條の二ただし書中「及び同條第五項本文」を「同條第五項本文及び第三十一條の二第四項本文」に改め、「決定」の下に「並びに同條第三項の規定による命令」を加える。

第一百條第一項中「をし」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同條第二項中「者」を「とき」に改める。

第一百一條中「生じさせた」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。
 第一百二條中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同條各号中「者」を「とき」に改める。

第一百三條中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同條第一号中「者」を「とき」に改め、同條第二号中「違反したとき」を「違反したとき」に改め、同條第三号から第五号までの規定中「通行した者」を「通行したとき」に改め、同條第六号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同條第九号中「者」を「とき」に改め、同條第十号とし、同條第八号中「者」を「とき」に改め、同條第九号とし、同條第七号中「者」を「とき」に改め、同條第八号を同條第八号とし、同條第六号の次に次の一号を加える。

七 第四十八條の二十九の三の規定による禁止又は制限に違反して防災拠点自動車駐車場を利用したとき。
 第一百四條中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同條第一号中「通行させた者」を「通行させたとき」に改め、同條第二号中「者」を「とき」に改め、同條第三号から第五号までの規定中「違反した者」を「違反したとき」に改める。
 第一百五條中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に、「違反した者に」を「違反したとき」に改める。

第一百六條中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同條第一号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同條第二号中「者」を「とき」に改め、同條第三号とし、同條第一号の次に次の一号を加える。

二 第四十四條の二第三項又は第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、同條第三項又は第五項に規定する行為をしたとき。
 第九九條中「又は第四十八條の十九第二項」を「、第四十八條の十九第二項又は第四十八條の二十第二項」に改める。

(道路整備特別措置法の一部改正)
 第三條 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第二十三号の次に次の一号を加える。
 第二十三の二 道路法第四十四條の二第六項(同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定により必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

第八條第一項第二十四号中「第四十四條の二第二項」を「第四十四條の三第一項」に、「第四十四條の二第二項」を「第四十四條の三第二項」に、「第四十四條の二第三項」を「第四十四條の三第三項」に、「第四十四條の二第四項」を「第四十四條の三第四項」に、「第四十四條の二第五項」を「第四十四條の三第五項」に改め、同項第二十五号中「及び第四十八條の十一第二項」を「、第四十八條の十一第二項及び第四十八條の二十九の四」に改め、同項第三十四号の次に次の一号を加える。
 三十四の二 道路法第四十八條の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限すること。

第八條第四項中「第三十五号」を「第三十四号の二」に改め、同條第五項中「から第三十五号まで」を「第三十四号、第三十五号」に改める。

第九條第一項第十号中「第四十四條の二第二項」を「第四十四條の三第一項」に、「第四十四條の二第二項」を「第四十四條の三第二項」に、「第四十四條の二第三項」を「第四十四條の三第三項」に、「第四十四條の二第四項」を「第四十四條の三第四項」に、「第四十四條の二第五項」を「第四十四條の三第五項」に改め、同項第十一号中「及び第四十八條の十一第二項」を「、第四十八條の十一第二項及び第四十八條の二十九の四」に改め、同條第五項中「(会社は)」を「高速自動車国道と」に、「の鉄道と」を「(以下「鉄道事業者等」という)の鉄道と」に、「高速自動車国道と」において、会社及び当該第三條第一項の許可を受け当該高速自動車国道の「ときは」の下に「、会社及び当該鉄道事業者等は」を加え、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者等」を削り、同條第十一項を同條第十二項とし、同條第十項を同條第十一項とし、同條第九項中「第四十四條の二第一項」を「第四十四條の三第一項」に、「第四十四條の二第四項」を「第四十四條の三第四項」に、「第四十四條の二第五項」を「第四十四條の三第五項」に改め、同項を同條第十項とし、同條第八項中「第六項」を「第七項」に改め、「第五項」の下に「又は第六項」を加え、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者等」を「当該鉄道事業者等」に改め、同項を同條第九項とし、同條第七項中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者等」を「又は当該鉄道事業者等」に改め、同項を同條第八項とし、同條第六項中「前項」を「前二項」に、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者等」を「又は当該鉄道事業者等」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

六 会社が第四條の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、会社及び当該鉄道事業者等は、道路法第三十一條の二第四項又は高速自動車国道法第十二條第二項の規定にかかわらず、道路法第三十一條の二第一項各号に掲げる交差の方式の区分に応じ、当該各号に定める管理の方法について協議し、これを成立させなければならない。ただし、同項第二号に規定する交差部分について踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第十三條第一項の規定による指定があつたときは、この限りでない。
 第十七條第一項第十九号の次に次の一号を加える。
 十九の二 道路法第四十四條の二第六項(同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定により必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

第十七条第一項第二十号中「第四十四条の第二項」を「第四十四条の第三項」に、「第四十四条の第二項」を「第四十四条の第三項」に、「第四十四条の第三項」を「第四十四条の第四項」に、「第四十四条の第四項」を「第四十四条の第五項」に、「第四十四条の第五項」に改め、同項第二十号中「及び第四十八条の十一第二項」を「第四十八条の十一第二項及び第四十八条の二十九の四」に改め、同項第三十号の次に次の一号を加える。
三十の二 道路法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限すること。

第十七条第三項を同条第七項とし、同条第二項中「前項の」を「第一項の」に、「前項第二十五号」を「第一項第二十五号」に改め、同項ただし書中「前項第九号」を「第一項第九号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 地方道路公社が第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合において、地方道路公社及び当該鉄道事業者等は、道路法第三十一条の二第四項の規定にかかわらず、同条第一項各号に掲げる交差の方式の区分に応じ、当該各号に定める管理の方法について協議し、これを成立させなければならない。ただし、同項第二号に規定する交差部分について踏切道改良促進法第十三条第一項の規定による指定があつたときは、この限りでない。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、地方道路公社又は当該鉄道事業者等は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

4 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、地方道路公社又は当該鉄道事業者等の意見を聴かなければならない。

5 第三項の規定による申請に基づいて国土交通大臣が裁定をした場合においては、第二項の規定の適用については、地方道路公社と当該鉄道事業者等との協議が成立したものとみなす。

第三十号第一項第九号の次に次の一号を加える。
九の二 道路法第四十八条の二十九の二第二項の規定により協議すること。

第三十一号第一項第三号の次に次の一号を加える。
三の二 道路法第四十四条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により沿道区域の全部又は一部の区域を届出対象区域として指定すること。

第三十一号第一項第七号の次に次の一号を加える。
七の二 道路法第四十八条の二十九の二第二項の規定により協議すること。

第三十五号中「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第二項」に改める。
第四十二号第三項及び第四十号中「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第一項」に改める。
第五十六号ただし書中「第九号第六項」を「第九号第七項及び第十七号第三項」に改める。

（高速自動車国道法の一部改正）
第四条 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。
第十二条第一項中「又は鉄道事業者」の下に「（以下この条において「鉄道事業者等」という。）」を加え、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者」を「当該鉄道事業者等」に改め、同項ただし書中「これらの者」を「当該鉄道事業者等」に改め、同条第二項中「前項本文」を「第一項本文又は前項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一号を加える。

2 高速自動車国道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、国土交通大臣は、当該鉄道事業者等の意見を聴いて、当該交差部分の管理の方法であつて安全かつ円滑な交通の確保に必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものを決定するものとする。ただし、国土交通大臣の決定前に、国土交通大臣と当該鉄道事業者等との間に当該管理の方法について協議が成立したときは、この限りでない。

第二十五条第一項中「第四十七条の二第四項」を「第四十四条の二第二項中「条例（指定区間内の国道にあつては、国土交通省令。以下この条において同じ。）とあるのは「国土交通省令」と、同条第三項から第五項までの規定中「条例」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四十七条の二第三項」に、「及び第四十八条の十九第二項」を「第四十八条の十九第二項又は第四十八条の二十第二項」に改める。
第二十五条の二ただし書中「第十二条第一項本文」の下に「及び第二項本文」を加える。
（鉄道事業法の一部改正）

第五条 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。
第十九条の三中「第八号第一項及び第二項」を「第十七条第一項から第四項まで」に改める。
第二十二号第一項中「一時材料置場として」を「次に掲げる目的のため一時的に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 材料置場の設置
二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合における道路運送車両（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第一項に規定する道路運送車両をいう。）の置場、土石の捨場、作業場又は索道の設置
第二十二号の三を第二十二号の四とする。

第二十二号の二の前の見出しを削り、同条第五項中「前条第六項」を「第二十二号第六項」に改め、同条を第二十二号の三とし、同条の前に見出しとして「（乗継円滑化措置等）」を付する。
第二十二号の次に次の一条を加える。

（植物等の伐採等）
第二十二号の二 鉄道事業者は、植物若しくは土石が鉄道線路その他の輸送の安全の確保に必要な鉄道施設として国土交通省令で定めるものに障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物若しくは土石が当該鉄道施設に関する測量、実地調査若しくは工事に支障を及ぼす場合において、若しくはを得ないときは、国土交通大臣の許可を受けて、その植物を伐採し、若しくは移植し、又はその土石を除去することができる。

2 鉄道事業者は、前項の規定により植物を伐採し、若しくは移植し、又は土石を除去するときは、あらかじめ、その植物又は土石の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採若しくは移植又は除去の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

3 前条第三項から第十一項までの規定は、第一項の規定による植物の伐採若しくは移植又は土石の除去について準用する。

第六十七号中「一に該当する」を「いづれかに該当するときは、その違反行為をした」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。
第六十八号中「一に該当する」を「いづれかに該当するときは、その違反行為をした」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。
第六十九号中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第七十号中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第七号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第八号中「第二十二号の二第三項」を「第二十二号の三第三項」に、「者」を「とき」に改め、同条第九号中「選任しなかつた者」を「選任しなかつたとき」に改め、同条第十号中「者」を「とき」に改め、同条第十一号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第十二号中「場合を除く。」に改め、同条第十二号から第十七号までの規定中「者」を「とき」に改める。

第七十一号中「一に該当する」を「いづれかに該当するときは、その違反行為をした」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。

附則 (施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(道路法第十七条の改正規定、同法第二十四条の改正規定(一)、第六項若しくは第七項を一若しくは第六項から第八項まで)に改める部分に限る。)、同法第二十七条の改正規定及び同法第九十七条第一項の改正規定に限る。)、及び第七号(昭和三十二年法律第六十七号)別表第一道路法(昭和二十七年法律第八十号)の項第一号の改正規定に限る。)、及び第八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条(道路法の目次の改正規定(第三十一条)を一「第三十一条の二」に改める部分に限る。)、同法第十七条の改正規定、同法第二十条の改正規定、同法第二十四条の改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の第二項の改正規定、同法第三十一条の改正規定、同法第三十三章第二節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の五十一の改正規定、同法第九十七条第二項の改正規定、同法第九十七条の二ただし書の改正規定及び同法第九十九条の改正規定を除く。)、第三条(道路整備特別措置法第九条の改正規定(同条第一項第十号及び第十一号の改正規定を除く。)、同法第十七条の改正規定(同条第一項の改正規定を除く。))及び同法第五十六条ただし書の改正規定を除く。)、及び第四条(高速自動車国道法第二十五条第一項の改正規定(一)又は第四十八条の十九第二項を一「第四十八条の十九第二項又は第四十八条の二十二第三項」に改める部分を除く。))に限る。)、及び附則第十二条(道路法等の一部を改正する法律(令和二年法律第三十一号)に附則第八条の改正規定を除く。))の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第五条(鉄道事業法第十九条の三の改正規定を除く。))の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(踏切道改良促進法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日(附則第四条において「施行日」という。))前に第一条の規定による改正前の踏切道改良促進法第三条第一項の規定による指定があつた踏切道の改良については、なお従前の例による。

(道路法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(次条において「第二号施行日」という。))前に第二条の規定による改正前の道路法第四十四条第一項の規定により指定された沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務については、なお従前の例による。

(道路整備特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日から第二号施行日の前日までの間における第三条の規定による改正後の道路整備特別措置法第九条第十項の規定の適用については、同項中「第四十四条の三第一項」とあるのは「第四十四条の二第一項」と、「第四十四条の三第四項」とあるのは「第四十四条の二第四項」と、「第四十四条の三第五項」とあるのは「第四十四条の二第五項」とする。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一道路法(昭和二十七年法律第八十号)の項第一号イ中「並びに同条第二項」を一、同条第二項に改め、同号二を同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

二 第十七条第八項の規定により国道に関して都道府県が処理することとされている事務

別表第一踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)の項中「第四条第十項(同条第十三項)を「第三条第五項、第四条第十七項(第五条第二項において準用する場合を含む。))及び第十四条第七項(同条第十項)に改める。」

(道路法の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 道路法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第十七条第八項」を「第十七条第九項」に改める。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正)

第九条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第二号中「第十条第三項」を「第十九条第三項」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第十三項中「第十七条第三項」を「第十七条第七項」に改める。

(日本道路公団等民営化関係法施行法の一部改正)

第十一条 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「第九項から第十一項まで」を「第十項から第十二項まで」に、「第九条第九項及び第十項」を「第九条第十項及び第十一項」に改める。

(道路法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条 道路法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第二条中道路法第六十六条の改正規定を次のように改める。

第六十六条中第三号を第八号とし、第二号の次に次の五号を加える。

三 第四十七条の七第一項又は第四十七条の八第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第四十八条の五十三第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

五 第四十八条の五十三第二項の規定に違反したとき。

六 第四十八条の五十五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

七 第四十八条の五十六第一項の規定による許可を受けないで登録等事務の全部を廃止したとき。

第四条のうち、道路整備特別措置法第八條第一項の改正規定中「第三十六号とし」の下に、「第三十四号の二を第三十五号の二とし」を加え、同条第四項の改正規定中「第三十五号」を「第三十四号の二」に、「第三十六号」を「第三十五号の二」に改め、同条第五項の改正規定中「から第三十五号まで」を「第三十四号、第三十五号」に、「から第三十六号まで」を「第三十五号、第三十六号」に改め、同法第十七条第一項の改正規定中「第三十二号とし」の下に、「第三十号の二を第三十一号の二とし」を加え、同条第二項の改正規定中「第十七条第二項」を「第十七条第六項」に改める。

附則第八条のうち踏切道改良促進法第四条第五項の改正規定中「第四条第五項」を「第四条第八項」に改める。

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

国土交通大臣 赤羽 一嘉

○ 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）（抄）（第一条関係）	1
○ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）（第二条関係）	19
○ 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）（第三条関係）	40
○ 高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）（抄）（第四条関係）	49
○ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（抄）（第五条関係）	51
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第七条関係）	57
○ 道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第六十三号）（抄）（附則第八条関係）	60
○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（抄）（附則第九条関係）	61
○ 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）（抄）（附則第十条関係）	62
○ 日本道路公団等民営化関係法（平成十六年法律第二百二号）（抄）（附則第十一条関係）	64
○ 道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）（抄）（附則第十二条関係）	65

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律で「踏切道」とは、鉄道（新設軌道を含む。以下同じ。）と道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路をいう。以下同じ。）とが交差している場合における踏切道をいう。</p> <p>(改良すべき踏切道の指定)</p> <p>第三条 国土交通大臣は、踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、踏切道改良基準（安全かつ円滑な交通の確保のために必要な踏切道の改良（当該踏切道と交通上密接な関連を有する道路（以下「踏切道密接関連道路」という。）の改良を含む。以下同じ。）の方法に関する国土交通省令で定める基準をいう。以下同じ。）に適合する改良の方法により改良することが必要と認められるものを指定するものとする。</p> <p>2 前項の規定による指定については、道路又は鉄道に関する国の計画の達成に資するよう行うとともに、踏切道の改良を優先的に実施する必要性、踏切道の周辺の地域の地形及び土地利用の状況その他の事情を勘案して行うものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する踏切道であつて第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものうち、踏切道</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律で「踏切道」とは、鉄道（新設軌道を含む。以下同じ。）と道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路とが交差している場合における踏切道をいう。</p> <p>(指定)</p> <p>第三条 国土交通大臣は、踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、平成二十八年度以降の五箇年間に於いて踏切道改良基準（安全かつ円滑な交通の確保のために必要な踏切道の改良の方法に関する国土交通省令で定める基準をいう。以下同じ。）に適合する改良の方法により改良することが必要と認められるものを指定するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する踏切道であつて前項の国土交通省令で定める基準に該当するものうち、平成二十</p>

改良基準に適合する改良の方法により改良することが必要と認められる踏切道について、同項の規定による指定をすべき旨を国土交通大臣に申し出ることができる。

4| 都道府県知事は、前項の規定により第一項の規定による指定をすべき旨の申出をするときは、あらかじめ、当該指定に係る鉄道事業者（軌道経営者を含む。以下同じ。）及び道路管理者（道路の管理者をいう。以下同じ。）（第十六条第一項の地方踏切道改良協議会が組織されている場合にあつては、当該地方踏切道改良協議会。第六項において同じ。）並びに関係市町村長の意見を聴かなければならない。

5| 市町村長は、当該市町村の区域内に存する踏切道であつて第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものうち、踏切道における移動等円滑化（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第二号に規定する移動等円滑化をいう。）の促進の必要性その他の地域の事情を考慮して、踏切道改良基準に適合する改良の方法により改良することが必要と認められる踏切道について、同項の規定による指定をすべき旨を、都道府県知事を経由して、国土交通大臣に申し出ることができる。

6| 市町村長は、前項の規定により第一項の規定による指定をすべき旨の申出をするときは、あらかじめ、当該指定に係る鉄道事業者及び道路管理者の意見を聴かなければならない。

7| 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該指定に係る鉄道事業者及び道路管理者並びに第三項又は第五項の規定による申出があつた場合においては都道府県知事に対し、その旨を通知するとともに、告示しなければならぬ。

8| 都道府県知事は、前項の通知を受けたときは、第四項の関係市町村長（第五項の規定による申出があつた場合においては、当該関係

八年度以降の五箇年間に於いて踏切道改良基準に適合する改良の方法により改良することが必要と認められる踏切道について、同項の規定による指定をすべき旨を国土交通大臣に申し出ることができる。

3| 都道府県知事は、前項の規定により第一項の規定による指定をすべき旨の申出をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る鉄道事業者（軌道経営者を含む。以下同じ。）道路管理者（前条に規定する道路の管理者をいう。以下同じ。）及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

（新設）

（新設）

4| 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該指定に係る鉄道事業者及び道路管理者並びに第二項の規定による都道府県知事の申出があつた場合においては当該都道府県知事に対し、その旨を通知するとともに、告示しなければならぬ。

5| 都道府県知事は、前項の通知を受けたときは、関係市町村長に対し、その旨を通知しなければならぬ。

市町村長及び当該申出をした市町村長) に対し、その旨を通知しなければならぬ。

(地方踏切道改良計画)

第四条 鉄道事業者及び道路管理者は、前条第一項の規定による指定(鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものを除く。)があつたときは、国土交通大臣が指定する期日までに、国土交通省令で定めるところにより、協議により同項の規定による指定に係る踏切道の改良に関する計画(以下「地方踏切道改良計画」という。)を作成して、国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、保安設備の整備、歩行者と車両とを分離して通行させるための踏切道の着色その他の比較的短期間に完了する踏切道の改良の方法として国土交通省令で定めるところにより改良する場合にあつては、この限りでない。

2・3 (略)

4 第二項第二号に掲げる事項には、当該踏切道に係る他の道路管理者が管理する踏切道密接関連道路の改良の方法に関する事項を記載することができる。

5 鉄道事業者及び道路管理者は、前項の規定により地方踏切道改良計画に他の道路管理者が管理する踏切道密接関連道路の改良の方法に関する事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の道路管理者の同意を得なければならない。ただし、地方踏切道改良計画を作成する前に、道路法第二十八条の二第一項に規定する協議会において、当該事項の記載について協議が成立したときは、この限りでない。

6 第二項第四号に掲げる事項には、踏切道に接続する道路の構造の改良を行うことにより歩行者又は自転車利用者の滞留の用に供する部分を確保することが当該道路の構造又は周辺の土地利用の状況により困難である場合において、当該踏切道における安全かつ円滑な交通の確保を図るために必要であると認められるときは、道路外滞

(地方踏切道改良計画)

第四条 鉄道事業者及び道路管理者は、前条第一項の規定による指定(鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものを除く。)があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、協議により当該指定に係る踏切道の改良に関する計画(以下「地方踏切道改良計画」という。)を作成して、国土交通大臣に提出することができる。

2・3 (略)

4 第二項第三号の期間は、前条第一項に規定する期間において当該踏切道を改良することができない特別の事情がある場合に限り、当該期間を超える期間とすることができる。

(新設)

(新設)

留施設（踏切道に接続する道路に沿って設けられた通路その他の当該道路の区域外にある施設であつて歩行者又は自転車利用者の滞留の用に供することができるものとして国土交通省令で定めるもの）をいう。次項及び第八条第一項において同じ。）の整備又は管理に関する事項を記載することができる。

7| 鉄道事業者及び道路管理者は、前項の規定により地方踏切道改良計画に道路外滞留施設の整備又は管理に関する事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、道路外滞留施設所有者等（当該道路外滞留施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかかなものを除く。）を有する者をいう。第八条及び第十条において同じ。）の同意を得なければならぬ。

8| 第二項第四号に掲げる事項には、道路協力団体（道路法第四十八条の四十六第一項の規定により指定された道路協力団体をいう。以下この項及び次項並びに第十六条第三項において同じ。）による歩行者と車両とを分離して通行させるための踏切道の着色、踏切事故の発生の防止について通行者の注意を喚起するための看板の設置その他の鉄道事業者及び道路管理者が実施する踏切道の改良に道路協力団体の協力が必要な事項を記載することができる。

9| 鉄道事業者及び道路管理者は、前項の規定により地方踏切道改良計画に道路協力団体の協力が必要な事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該道路協力団体の同意を得なければならぬ。

10| 鉄道事業者及び道路管理者は、立体交差化による踏切道の改良を行おうとする場合であつて、第一項本文の規定により同項の国土交通大臣が指定する期日までに地方踏切道改良計画を作成することができない特別の事情があるときは、第十六条第一項の地方踏切道改良協議会における協議を経て、当該期日までに、国土交通大臣に対し、その旨、当該特別の事情及び地方踏切道改良計画を提出する期

（新設）

5| 第二項第四号に掲げる事項には、道路協力団体（道路法第四十八条の四十六第一項の規定により指定された道路協力団体をいう。以下同じ。）による歩行者と車両とを分離して通行させるための踏切道の着色、踏切事故の発生の防止について通行者の注意を喚起するための看板の設置その他の鉄道事業者及び道路管理者が実施する踏切道の改良に道路協力団体の協力が必要な事項を記載することができる。

6| 鉄道事業者及び道路管理者は、前項の規定により地方踏切道改良計画に道路協力団体の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該道路協力団体の同意を得なければならぬ。

（新設）

日（以下この条において「計画提出期日」という。）を届け出ることができる。

11 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る計画提出期日が著しく不適當であると認めるときは、当該計画提出期日の変更を指示することができる。この場合において、当該指示に係る鉄道事業者及び道路管理者は、変更後の計画提出期日を届け出なければならない。

12 鉄道事業者及び道路管理者は、第十項の規定による届出をしたときは、第一項の規定にかかわらず、当該届出に係る計画提出期日（前項の規定による変更の指示があつた場合には、同項の規定による変更後の計画提出期日）までに、国土交通省令で定めるところにより、協議により地方踏切道改良計画を作成して、国土交通大臣に提出することとすることができる。

13 鉄道事業者及び道路管理者は、第一項又は前項の規定により地方踏切道改良計画を作成しようとする場合において、第十六条第一項の地方踏切道改良協議会が組織されているときは、当該地方踏切道改良協議会の意見を聴かなければならない。

14 第一項又は第十二項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、当該鉄道事業者又は道路管理者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

15 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、当該鉄道事業者及び道路管理者（第十六条第一項の地方踏切道改良協議会が組織されているときは、当該鉄道事業者及び道路管理者並びに当該地方踏切道改良協議会）の意見を聴かなければならない。この場合において、当該道路管理者は、意見を提出しようとするときは、道路法第十三条第一項の指定区間外の国道にあつては道路管理者である地方公共団体の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

16 第十四項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、

（新設）

（新設）

7 鉄道事業者及び道路管理者は、第一項の規定により地方踏切道改良計画を作成しようとする場合において、第六条第一項の地方踏切道改良協議会が組織されているときは、当該地方踏切道改良協議会の意見を聴かなければならない。

8 第一項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、当該鉄道事業者又は道路管理者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

9 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、当該鉄道事業者及び道路管理者（第六条第一項の地方踏切道改良協議会が組織されているときは、当該鉄道事業者及び道路管理者並びに当該地方踏切道改良協議会）の意見を聴かなければならない。この場合において、当該道路管理者は、意見を提出しようとするときは、道路法第十三条第一項の指定区間外の国道にあつては道路管理者である地方公共団体の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

10 第八項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、

、第一項又は第十二項の規定の適用については、当該鉄道事業者と道路管理者との協議が成立したものとみなす。

17 第一項又は第十二項の規定による国土交通大臣への地方踏切道改良計画の提出（鉄道事業者及び都道府県又は道路法第七条第三項に規定する指定市である道路管理者が行うものを除く。）は、政令で定めるところにより、都道府県知事を経由して行わなければならない。

18 国土交通大臣は、第一項又は第十二項の規定により提出された地方踏切道改良計画が著しく不相当であると認めるときは、その変更を指示することができる。

（削る）

（削る）

（地方踏切道改良計画の変更）

第五条 前条第一項又は第十二項の規定により地方踏切道改良計画を提出した鉄道事業者及び道路管理者は、当該地方踏切道改良計画について、協議により同条第二項各号に掲げる事項の変更をしたときは、その変更後の地方踏切道改良計画を、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前条第三項から第九項まで及び第十三項から第十八項までの規定は、前項の規定による地方踏切道改良計画の変更について準用する。この場合において、同条第十三項中「第一項又は前項」とあり、並びに同条第十四項及び第十六項から第十八項までの規定中「第一項又は第十二項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

第一項の規定の適用については、当該鉄道事業者と道路管理者との協議が成立したものとみなす。

11 第一項の規定による国土交通大臣への地方踏切道改良計画の提出（鉄道事業者及び都道府県又は道路法第七条第三項に規定する指定市である道路管理者が行うものを除く。）は、政令で定めるところにより、都道府県知事を経由して行わなければならない。

12 国土交通大臣は、第一項の規定により提出された地方踏切道改良計画が著しく不相当であると認めるときは、その変更を指示することができる。

13 前各項の規定は、地方踏切道改良計画の変更について準用する。この場合において、第一項中「提出することができる」とあるのは、「提出しなければならない」と読み替えるものとする。

14 第十一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（国踏切道改良計画）

第五条 国土交通大臣は、第三条第一項の規定による指定（鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものに限る。）をしたときは、当該指定に係る踏切道の改良に関する計画（以下「国踏切道改良計画」という。）を作成するものとする。

2 国踏切道改良計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 踏切道の名称
- 二 踏切道の改良の方法
- 三 踏切道の改良に要する期間
- 四 踏切道の改良と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業があるときは、その内容

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 前条第三項から第六項までの規定は、国踏切道改良計画について準用する。この場合において、同条第三項中「前項第二号」とあるのは「次条第二項第二号」と、同条第四項中「第二項第三号」とあるのは「次条第二項第三号」と、同条第五項中「第二項第四号」とあるのは「次条第二項第四号」と、「道路管理者」とあるのは「国土交通大臣である道路管理者」と、同条第六項中「鉄道事業者及び道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

4 国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道改良計画を作成しようとする場合においては、あらかじめ、当該踏切道に係る鉄道事業者の意見を聴かなければならない。ただし、国土交通大臣が同項の規定により国踏切道改良計画を作成する前に、当該鉄道事業者と国土交通大臣との間に国踏切道改良計画の作成について協議が成立したときは、この限りでない。

5 国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道改良計画を作成するときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道の事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。

6 第二項から前項までの規定は、国踏切道改良計画の変更について準用する。

(地方踏切道改良協議会)

第六条 地方踏切道改良計画を作成しようとする鉄道事業者及び道路管理者は、地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、地方踏切道改良協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地方踏切道改良計画を作成しようとする鉄道事業者及び道路管理者

(国踏切道改良計画)

第六条 国土交通大臣は、第三条第一項の規定による指定（鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものに限る。）をしたときは、当該指定に係る踏切道の改良に関する計画（以下「国踏切道改良計画」という。）を作成するものとする。

2 国踏切道改良計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 踏切道の名称

二 踏切道の改良の方法

三 踏切道の改良に要する期間

四 踏切道の改良と一体となつてその効果を十分に發揮させるための事業があるときは、その内容

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 第四条第三項から第九項までの規定は、国踏切道改良計画について準用する。この場合において、同条第三項中「前項第二号」とあり、及び同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第六条第二項第二号」と、同条第五項、第七項及び第九項中「鉄道事業者及び道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第六項及び第八項中「第二項第四号」とあるのは「第六条第二項第四号」と読み替えるものとする。

4 国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道改良計画を作成する場合においては、あらかじめ、当該踏切道に係る鉄道事業者の意見を聴かなければならない。ただし、国土交通大臣が同項の規定により国踏切道改良計画を作成する前に、当該鉄道事業者と国土交通大臣との間に国踏切道改良計画の作成について協議が成立したときは、この限りでない。

5 国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道改良計画を作成するときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。

6 第二項から前項までの規定は、国踏切道改良計画の変更について準用する。

(踏切道密接関連道路の改良の特例)

第七条 第三条第一項の規定に係る道路管理者は、道路法第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条、第十六条及び第十七条第一項から第三項までの規定にかかわらず、第四条第四項(第五条第二項又は前条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定により地方踏切道改

二 踏切道の所在地をその区域を含む都道府県の知事

三 踏切道の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長

四 踏切道の所在地を管轄する地方運輸局長

3 第一項の規定により協議会を組織する鉄道事業者及び道路管理者は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 関係市町村長

二 道路協力団体

三 その他当該鉄道事業者及び道路管理者が必要と認める者

4 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(新設)

良計画又は国踏切道改良計画に記載された他の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）が管理する踏切道密接関連道路の改良（以下この条、第十一条第三項及び第十八条第一項において「特定道路改良」という。）を行うことができる。

2| 前項の道路管理者は、同項の規定により特定道路改良を行おうとするとき、及び当該特定道路改良の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3| 第一項の道路管理者は、同項の規定により特定道路改良を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該特定道路改良に係る踏切道密接関連道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

4| 前項の規定により特定道路改良に係る踏切道密接関連道路の道路管理者に代わつてその権限を行う第一項の道路管理者は、道路法第八章の規定の適用については、当該踏切道密接関連道路の道路管理者とみなす。

（滞留施設協定の締結等）

第八条 第三条第一項の規定による指定に係る鉄道事業者及び道路管理者は、第四条第六項（第五条第二項又は第六条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に記載された道路外滞留施設の整備又は管理を行うため、道路外滞留施設所有者等との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条から第十条までにおいて「滞留施設協定」という。）を締結して、当該道路外滞留施設の整備又は管理を行うことができる。

一 滞留施設協定の目的となる道路外滞留施設（以下この項、次条第三項及び第十条において「協定滞留施設」という。）

二 協定滞留施設の整備又は管理の方法
三 滞留施設協定の有効期間

（新設）

- 四 滞留施設協定に違反した場合の措置
 - 五 次条第三項の規定による滞留施設協定の掲示の方法
 - 六 その他協定滞留施設の整備又は管理に関し必要な事項
- 2 滞留施設協定については、道路外滞留施設所有者等の全員の合意がなければならない。

(滞留施設協定の縦覧等)

第九条 前条第一項の鉄道事業者及び道路管理者は、滞留施設協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該滞留施設協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該滞留施設協定について、当該鉄道事業者及び道路管理者に意見書を提出することができる。

3 鉄道事業者及び道路管理者は、滞留施設協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該滞留施設協定の写しを当該鉄道事業者及び道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、滞留施設協定において定めるところにより、協定滞留施設又はその敷地内の見やすい場所に、当該鉄道事業者及び道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

4 前条第二項及び前三項の規定は、滞留施設協定において定めた事項の変更について準用する。

(滞留施設協定の効力)

第十条 前条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による公示のあつた滞留施設協定は、その公示のあつた後において協定滞留施設の道路外滞留施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(新設)

(新設)

(改良の実施)

第十一条 第三条第一項の規定による指定に係る鉄道事業者及び道路管理者は、地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に従い、当該踏切道の改良を実施しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第四条第一項ただし書に規定する場合においては、前項の鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道改良基準に適合する改良の方法により当該踏切道の改良を実施しなければならない。

3 第四条第四項及び第五項（これらの規定を第五条第二項又は第六条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により特定道路改良に関する事項が記載された地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に係る第一項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「道路管理者並びに特定道路改良に係る他の道路管理者」とする。

(評価)

第十二条 第三条第一項の規定による指定に係る鉄道事業者及び道路管理者は、前条第一項又は第二項の規定による踏切道の改良を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、当該踏切道の改良の完了後の踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の安全かつ円滑な交通の確保に関する状況について、自ら評価をしなければならない。

2 前項の鉄道事業者及び道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）は、同項の評価を実施したときは、国土交通省令で定めるところにより、当該評価の結果を国土交通大臣に届け出なければならない。

(改良の実施)

第七条 第三条第一項の規定による指定に係る鉄道事業者及び道路管理者は、同項に規定する期間において、踏切道改良基準に適合する改良の方法により当該踏切道の改良を実施しなければならない。

2 前項の鉄道事業者及び道路管理者は、第四条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により地方踏切道改良計画を提出した場合又は第五条第一項の規定により国踏切道改良計画が作成された場合（当該国踏切道改良計画について変更があつた場合を含む。）においては、前項の規定にかかわらず、当該地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画に従い、当該踏切道の改良を実施しなければならない。

(新設)

(新設)

(災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定)

第十三条 国土交通大臣は、災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図る必要性、踏切道を通過する列車の運行の状況、踏切道の周辺における鉄道と道路との交差の状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、踏切道災害時管理基準（災害時において鉄道事業者及び道路管理者がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領の作成、当該措置に関する訓練の実施その他の災害が発生した場合における踏切道の適確な管理のために必要な事項に関する国土交通省令で定める基準をいう。次項、次条第二項及び第十五条第二項において同じ。）に適合する管理の方法を定めることが必要と認められるものを指定するものとする。

2| 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する踏切道であつて前項の国土交通省令で定める基準に該当するものうち、踏切道災害時管理基準に適合する管理の方法を定めることが必要と認められる踏切道について、同項の規定による指定をすべき旨を国土交通大臣に申し出ることができる。

3| 第三条第四項、第七項及び第八項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあり、及び同条第七項中「第三項又は第五項」とあるのは「第十三条第二項」と、同条第八項中「関係市町村長（第五項の規定による申出があつた場合においては、当該関係市町村長及び当該申出をした市町村長）」とあるのは「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(地方踏切道災害時管理方法)

第十四条 鉄道事業者及び道路管理者は、前条第一項の規定による指定（鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものを除く。）があつたときは、国土交通大臣が指定する期限までに、国土交通省令で定めるところにより

(新設)

(新設)

- 1 協議により同項の規定による指定に係る踏切道の管理の方法（以下この条及び第十七条第四項において「地方踏切道災害時管理方法」という。）を定め、国土交通大臣に提出しなければならない。
- 2 地方踏切道災害時管理方法は、踏切道災害時管理基準に適合するものでなければならない。
- 3 第一項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、当該鉄道事業者又は道路管理者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。
- 4 第四条第十五項の規定は、前項の場合について準用する。
- 5 第三項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、当該鉄道事業者と道路管理者との協議が成立したものとみなす。
- 6 鉄道事業者及び道路管理者は、第一項の規定により地方踏切道災害時管理方法を定めようとする場合において、第十六条第一項の地方踏切道改良協議会が組織されているときは、当該地方踏切道改良協議会の意見を聴かなければならない。
- 7 第一項の規定による国土交通大臣への地方踏切道災害時管理方法の提出（鉄道事業者及び都道府県又は道路法第七条第三項に規定する指定市である道路管理者が行うものを除く。）は、政令で定めるところにより、都道府県知事を経由して行わなければならない。
- 8 国土交通大臣は、第一項の規定により提出された地方踏切道災害時管理方法が著しく不相当であると認めるときは、その変更を指示することができる。
- 9 第一項の規定により地方踏切道災害時管理方法を国土交通大臣に提出した鉄道事業者及び道路管理者は、当該地方踏切道災害時管理方法について、協議によりその内容の変更をしたときは、その変更後の地方踏切道災害時管理方法を、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に提出しなければならない。
- 10 第二項から第八項までの規定は、前項の規定による地方踏切道災害時管理方法の変更について準用する。

(国踏切道災害時管理方法)

第十五条 国土交通大臣は、第十三条第一項の規定による指定（鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものに限る。）をしたときは、当該指定に係る踏切道の管理の方法（以下この条において「国踏切道災害時管理方法」という。）を決定するものとする。

2| 国踏切道災害時管理方法は、踏切道災害時管理基準に適合するものでなければならない。

3| 国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道災害時管理方法を決定する場合には、あらかじめ、当該踏切道に係る鉄道事業者の意見を聴かなければならない。ただし、国土交通大臣が同項の規定により国踏切道災害時管理方法を決定する前に、当該鉄道事業者と国土交通大臣との間に国踏切道災害時管理方法について協議が成立したときは、この限りでない。

4| 国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道災害時管理方法を決定するときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。

5| 前三項の規定は、国踏切道災害時管理方法の変更について準用する。

(地方踏切道改良協議会)

第十六条 鉄道事業者及び道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。以下この条において同じ。）は、地方踏切道改良計画の作成及び実施、災害が発生した場合における踏切道の適確な管理その他の踏切道の改良の促進に関し必要な事項について協議を行うため、地方踏切道改良協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2| 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 当該鉄道事業者及び道路管理者

(新設)

(新設)

二 踏切道の所在地をその区域を含む都道府県の知事

三 踏切道の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長

四 踏切道の所在地を管轄する地方運輸局長

3 第一項の規定により協議会を組織する鉄道事業者及び道路管理者は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 関係市町村長

二 踏切道密接関連道路の道路管理者

三 道路協力団体

四 その他当該鉄道事業者及び道路管理者が必要と認める者

4 第三条第三項若しくは第五項又は第十三条第二項の規定による申出をしようとする都道府県知事又は市町村長は、当該申出に係る踏切道について第一項の規定による協議会が組織されていない場合にあっては、当該踏切道に係る鉄道事業者及び道路管理者に対して、同項の規定による協議会を組織するよう要請することができる。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(勧告等)

第十七条 国土交通大臣は、第十一条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の鉄道事業者及び道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。以下この項及び次項において同じ。）が正当な理由がなく地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に従つて踏切道の改良を実施していないと認めるときは、当該鉄道事業者及び道路管理者に対して、当該地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画に従つて当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができる。

2 国土交通大臣は、第十一条第二項に規定する場合において、同条

(勧告等)

第八条 国土交通大臣は、前条第一項の鉄道事業者及び道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。以下この条において同じ。）が正当な理由がなく同項の規定による踏切道の改良を実施していないと認めるときは、当該鉄道事業者及び道路管理者に対して、期限を定めて、踏切道改良基準に適合する改良の方法により当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前条第二項に規定する場合において、同条第一

第一項の鉄道事業者及び道路管理者が正当な理由がなく踏切道改良基準に適合する改良の方法により当該踏切道の改良を実施していないと認めるときは、当該鉄道事業者及び道路管理者に対して、期限を定めて、踏切道改良基準に適合する改良の方法により当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができる。

3 国土交通大臣は、第十二条第二項の規定による届出を受けた場合において、第十一条第一項又は第二項の規定による踏切道の改良の完了後においてもなお第三条第一項の国土交通省令で定める基準に該当することとなる踏切道について、安全かつ円滑な交通の確保を図ることが特に必要であると認めるときは、第十二条第二項の鉄道事業者及び道路管理者に対して、期限を定めて、当該鉄道事業者及び道路管理者が第十一条第一項の規定により踏切道の改良を実施した場合にあつては地方踏切道改良計画を変更すべきことを、当該鉄道事業者及び道路管理者が同条第二項の規定により踏切道の改良を実施した場合にあつては地方踏切道改良計画の作成その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 国土交通大臣は、第十四条第一項の鉄道事業者及び道路管理者が正当な理由がなく同項の規定により地方踏切道災害時管理方法を定めていないと認めるときは、当該鉄道事業者及び道路管理者に対して、当該踏切道に係る地方踏切道災害時管理方法を定めるべきことを勧告することができる。

5 前各項の規定による勧告を受けた鉄道事業者及び道路管理者が正当な理由がなくその勧告に係る措置を実施していないときの措置は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）（軌道法（大正十年法律第七十六号）第二十六条において準用する場合を含む。）の規定又は道路法第七十五条第一項から第三項までの規定の定めるところによる。

（費用の負担）

項の鉄道事業者及び道路管理者が正当な理由がなく当該地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画に従つて当該踏切道の改良を実施していないと認めるときは、当該鉄道事業者及び道路管理者に対して、当該地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画に従つて当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができる。

（新設）

（新設）

3 前二項の規定による勧告を受けた鉄道事業者及び道路管理者が正当な理由がなくその勧告に係る踏切道の改良を実施していないときの措置は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）（軌道法（大正十年法律第七十六号）第二十六条において準用する場合を含む。）の規定又は道路法第七十五条第一項から第三項までの規定の定めるところによる。

（費用の負担）

第十八条 第三条第一項又は第十三条第一項の規定により指定された踏切道（以下この条及び次条第一項において「指定踏切道」という。）の改良又は災害が発生した場合における指定踏切道の管理の実施に要する費用（次項の費用を除く。）は、鉄道事業者及び道路管理者（特定道路改良に係る他の道路管理者を含む。）が協議して負担するものとする。

2 指定踏切道の改良又は災害が発生した場合における指定踏切道の適確な管理のために行う保安設備の整備に要する費用は、鉄道事業者が負担するものとする。

（補助）

第十九条 国は、指定踏切道の改良又は災害が発生した場合における指定踏切道の適確な管理のために保安設備を整備する鉄道事業者（政令で定める者に限る。）に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、その整備に要する費用の一部を補助することができる。

2・3 （略）

（資金の貸付け）

第二十条 国は、都道府県又は市町村が立体交差化工事施行者（鉄道事業者及び道路管理者の同意を得て地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に係る立体交差化による踏切道の改良の工事（政令で定めるものに限る。）を行おうとする者であつて国土交通大臣が政令で定める要件に適合すると認めるものをいう。）に対し当該工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項の政令で定める基準に適合しているときは、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができる。

第九条 第三条第一項の規定により指定された踏切道（次項及び次条第一項において「指定踏切道」という。）の改良の実施に要する費用（次項の費用を除く。）は、鉄道事業者及び道路管理者が協議して負担するものとする。

2 保安設備の整備による指定踏切道の改良の実施に要する費用は、鉄道事業者が負担するものとする。

（補助）

第十条 国は、保安設備の整備による指定踏切道の改良を実施する鉄道事業者（政令で定める者に限る。）に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、その実施に要する費用の一部を補助することができる。

2・3 （略）

（資金の貸付け）

第十一条 国は、都道府県又は市町村が立体交差化工事施行者（鉄道事業者及び道路管理者の同意を得て第四条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により提出された地方踏切道改良計画又は第五条第一項の規定により作成された国踏切道改良計画（当該国踏切道改良計画の変更があつたときは、その変更後のもの）に係る立体交差化による踏切道の改良の工事（政令で定めるものに限る。）を行おうとする者であつて国土交通大臣が政令で定める要件に適合すると認めるものをいう。）に対し当該工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項の政令で定める基準に適合しているときは、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付

2
(略)

(資金の確保に関する措置)

第二十一条 国土交通大臣は、この法律の規定による踏切道の改良及び災害が発生した場合における踏切道の適確な管理について、鉄道事業者が必要とする資金の確保に関する措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第二十二条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、鉄道事業者又は道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)に対し、踏切道の改良の実施の状況、災害が発生した場合における踏切道の管理の実施体制その他必要な事項について報告を求めることができる。

(事務の区分)

第二十三条 第三条第五項、第四条第十七項(第五条第二項において準用する場合を含む。)及び第十四条第七項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十九条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2
(略)
けることができる。

(資金の確保に関する措置)

第十二条 国土交通大臣は、この法律の規定による踏切道の改良について、鉄道事業者が必要とする資金の確保に関する措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第十三条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、鉄道事業者又は国土交通大臣以外の道路管理者に対し、踏切道の改良の実施の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(新設)

○ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 道路の管理</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 道路の構造（第二十九条―第三十一条の二）</p> <p>第三節―第八節（略）</p> <p>第九節 歩行者利便増進道路（第四十八条の二十一―第四十八条の二十九）</p> <p>第九節の二 防災拠点自動車駐車場（第四十八条の二十九の二―第四十八条の二十九の七）</p> <p>第十節―第十三節（略）</p> <p>第四章―第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（管理の特例）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>27（略）</p> <p>8 都道府県は、災害が発生した場合において、指定市以外の市町村から要請があり、かつ、当該市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道（当該都道府県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について維持（道路の啓開のために行うものに限る。）又は災害復旧に関する工事を当該市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められる</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 道路の管理</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 道路の構造（第二十九条―第三十一条）</p> <p>第三節―第八節（略）</p> <p>第九節 歩行者利便増進道路（第四十八条の二十一―第四十八条の二十九）</p> <p>（新設）</p> <p>第十節―第十三節（略）</p> <p>第四章―第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（管理の特例）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>27（略）</p> <p>（新設）</p>

ときは、前条並びに第二項及び第三項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

9| 第一項から第四項まで及び前三項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(兼用工作物の管理)

第二十条 道路と堤防、護岸、ダム、鉄道又は軌道用の橋、踏切道（道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者（第三十一条及び第三十一条の二において「鉄道事業者等」という。）の鉄道又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道との交差部分をいう。）、駅前広場その他公共の用に供する工作物又は施設（以下これらを「他の工作物」と総称する。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該道路の道路管理者及び他の工作物の管理者は、当該道路及び他の工作物の管理については、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、道路については、道路に関する工事（道路の新設、改築又は修繕に関する工事をいう。以下同じ。）及び維持以外の管理を行わせることができない。

2 (略)

3 第一項の規定により協議する場合において、国土交通大臣以外の道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立しないときは、当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者は、そのいずれかが国又は都道府県であるときは国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に、その他のときは都道府県知事（他の工作物に関する主務大臣の事務を分掌する地方支分部局の長があるときは、都道府県知事及び当該支分部局の長。以下この条並びに第五十五条第三項及び第四項において同じ。）に裁定を申請することができる。

4| 国土交通大臣及び他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事は

8| 第一項から第四項まで及び前二項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(兼用工作物の管理)

第二十条 道路と堤防、護岸、ダム、鉄道又は軌道用の橋、踏切道（道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道との交差部分をいう。）、駅前広場その他公共の用に供する工作物又は施設（以下これらを「他の工作物」と総称する。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該道路の道路管理者及び他の工作物の管理者は、当該道路及び他の工作物の管理については、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、道路については、道路に関する工事（道路の新設、改築又は修繕に関する工事をいう。以下同じ。）及び維持以外の管理を行わせることができない。

2 (略)

3 第一項の規定により協議する場合において、国土交通大臣以外の道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立しないときは、当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者は、そのいずれかが国又は都道府県であるときは国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に、その他のときは都道府県知事（他の工作物に関する主務大臣の事務を分掌する地方支分部局の長があるときは、都道府県知事及び当該支分部局の長。以下本条並びに第五十五条第三項及び第四項において同じ。）に裁定を申請することができる。

4| 第七条第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合に

、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見を聴かなければならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするときは、指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

5 第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は前二項の規定により国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣若しくは都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。

6 (略)

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第七条第四項若しくは第六項から第八項まで、第十九条から第二十二條の二まで、第四十八条の十九第一項又は第四十八条の二十二第一項の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

(自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金及び割増金)

第二十四条の二 道路管理者(指定区間内の国道にあつては、国。第三項(第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。)、第三十九条第一項、第四十四条第五項及び第七項、第四十四条の三第八

において、第七条第六項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣及び他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事の意見」とあるのは「当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該道路の道路管理者は」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない」と読み替えるものとする。

5 第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は第三項及び前項において準用する第七條第六項の規定により国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣若しくは都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。

6 (略)

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第七條第四項、第六項若しくは第七項、第十九条から第二十二條の二まで又は第四十八条の十九第一項の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

(自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金及び割増金)

第二十四条の二 道路管理者(指定区間内の国道にあつては、国。第三項(第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。)、第三十九条第一項、第四十四条第五項及び第七項、第四十四条の二第八

項、第四十八条の七第一項、第四十八条の三十五第一項、第四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。)は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定めるところにより、道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車(道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車を含む。以下この条において同じ。)又は自転車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車又は自転車を駐車させる場合においては、この限りでない。

2・3 (略)

(道路管理者の権限の代行)

第二十七条 (略)

2・3 (略)

4| 都道府県は、第十七条第八項の規定により指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

5| (略)

(協議会)

第二十八条の二 交通上密接な関連を有する道路(以下この項において「密接関連道路」という。)の管理を行う二以上の道路管理者は、踏切道密接関連道路(踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。)その他の密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

項、第四十八条の七第一項、第四十八条の三十五第一項、第四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。)は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定めるところにより、道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車(道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車を含む。以下この条において同じ。)又は自転車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車又は自転車を駐車させる場合においては、この限りでない。

2・3 (略)

(道路管理者の権限の代行)

第二十七条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4| (略)

(協議会)

第二十八条の二 交通上密接な関連を有する道路(以下この項において「密接関連道路」という。)の管理を行う二以上の道路管理者は、密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

きる。

2
2
4 (略)

(道路と鉄道との交差)

第三十一条 道路と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差する場合(当該道路が国道であり、かつ、国土交通大臣が自らその新設又は改築を行う場合を除く。)においては、当該道路の道路管理者及び当該鉄道事業者等は、当該交差の方式、その構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議し、これを成立させなければならない。ただし、当該道路の交通量又は当該鉄道の運転回数が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合を除くほか、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。

2 前項の規定により協議する場合において、国土交通大臣以外の道路管理者と鉄道事業者等との協議が成立しないときは、当該道路の道路管理者又は当該鉄道事業者等は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、当該道路の道路管理者又は当該鉄道事業者等の意見を聴かなければならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするときは、指定区間外の国道にあつては当該道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

2
2
4 (略)

(道路と鉄道との交差)

第三十一条 道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差する場合(当該道路が国道であり、かつ、国土交通大臣が自らその新設又は改築を行う場合を除く。)においては、当該道路の道路管理者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者と当該交差の方式、その構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議し、これを成立させなければならない。ただし、当該道路の交通量又は当該鉄道の運転回数が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合を除くほか、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。

2 前項の規定により協議する場合において、国土交通大臣以外の道路管理者と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者との協議が成立しないときは、当該道路の道路管理者、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

3 第七条第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第六項中「関係都道府県知事の意見」とあるのは「当該道路の道路管理者、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者の意見」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該道路の道路管理者は」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替えるも

4 第二項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、当該道路の道路管理者と当該鉄道事業者等との協議が成立したものとみなす。

5 国道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差する場合において、国土交通大臣が自ら当該国道の新設又は改築を行うときは、国土交通大臣は、あらかじめ、当該鉄道事業者等の意見を聴いて、当該交差の方式、その構造、工事の施行方法及び費用負担を決定するものとする。ただし、国土交通大臣の決定前に、国土交通大臣と当該鉄道事業者等との間にこれらの事項について協議が成立したときは、この限りでない。

6・7 (略)

(道路と鉄道との交差部分の管理の方法)

第三十一条の二 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、当該道路の道路管理者及び当該鉄道事業者等は、次の各号に掲げる交差の方式の区分に応じ、当該各号に定める管理の方法について協議し、これを成立させるよう努めなければならない。ただし、第二号に規定する交差部分については踏切道改良促進法第十三条第一項の規定による指定があつたときは、この限りでない。

一 立体交差 当該立体交差に係る道路及び鉄道施設の維持、修繕(当該修繕を効率的に行うための点検を含む。)その他の管理の方法であつて安全かつ円滑な交通の確保に必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するもの

二 立体交差以外の交差 災害が発生した場合における当該交差部分の管理の方法であつて安全かつ円滑な交通の確保に必要なものとし

のとする。

4 第二項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、当該道路の道路管理者と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者との協議が成立したものとみなす。

5 国道と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差する場合において、国土交通大臣が自らその新設又は改築を行うときは、国土交通大臣は、あらかじめ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者の意見を聴いて、当該交差の方式、その構造、工事の施行方法及び費用負担を決定するものとする。ただし、国土交通大臣の決定前に、国土交通大臣とこれらの者との間にこれらの事項について協議が成立したときは、この限りでない。

6・7 (略)

(新設)

て国土交通省令で定める基準に適合するもの

2| 道路管理者又は鉄道事業者等の一方が前項の規定による協議を求めたときは、当該協議を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

3| 国土交通大臣は、道路管理者又は鉄道事業者等の一方が第一項の協議を求めたにもかかわらず他の一方が当該協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該協議を求めた者から申立てがあつたときは、前項に規定する正当な理由がある場合に該当すると認める場合を除き、当該協議を求められた者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

4| 指定区間内の国道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、国土交通大臣は、当該鉄道事業者等の意見を聴いて、第一項各号に掲げる交差の方式の区分に応じ、当該各号に定める管理の方法を決定するものとする。ただし、国土交通大臣による当該管理の方法の決定前に国土交通大臣と当該鉄道事業者等との間に当該管理の方法について協議が成立したとき、又は同項第二号に規定する交差部分について踏切道改良促進法第十三条第一項の規定による指定があつたときは、この限りでない。

5| 国土交通大臣は、前項本文の規定による決定をするときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。

(道路の占用の許可基準)

第三十三条 (略)

2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一〜三 (略)

四 前条第一項第一号、第五号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、第四十八条の二十九の二第一項に規定する防災拠点自

(道路の占用の許可基準)

第三十三条 (略)

2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一〜三 (略)

(新設)

自動車駐車場内に設けられる工作物又は施設で、災害応急対策（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。第四十八条の二十九の二第一項及び第四十八条の二十九の五第一項において同じ。）に資するものとして政令で定めるもの

五・六（略）

3 5 7（略）

（沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務）

第四十四条 道路管理者は、道路の沿道の土地、竹木又は工作物が道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。ただし、道路の各一側について幅二十メートルを超える区域を沿道区域として指定することはできない。

2 前項の規定による指定においては、当該指定に係る沿道区域及び次項の規定による措置の対象となる土地、竹木又は工作物を定めるものとし、道路管理者は、当該指定をしたときは、遅滞なくこれらの事項を公示するものとする。

3 沿道区域の区域内にある土地、竹木又は工作物（前項の規定により公示されたものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 5 7（略）

四・五（略）

3 5 7（略）

（沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務）

第四十四条 道路管理者は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。但し、道路の各一側について幅二十メートルをこえる区域を沿道区域として指定することはできない。

2 前項の規定により沿道区域を指定した場合においては、道路管理者は、遅滞なくその区域を公示しなければならない。

3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 5 7（略）

(届出対象区域内における工作物の設置の届出等)

第四十四条の二 道路管理者は、沿道区域(前条第二項の規定により同条第三項の規定による措置の対象となるものとして工作物が公示されたものに限る。)の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定することができる。

2| 道路管理者は、前項の規定による届出対象区域の指定をしようとする場合においては、条例(指定区間内の国道にあつては、国土交通省令。以下この条において同じ。)で定めるところにより、あらかじめ、その旨及びその区域を公示しなければならない。

3| 届出対象区域の区域内において、工作物(前条第二項の規定により公示されたものに限る。)の設置に関する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、条例で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他の条例で定める事項を道路管理者に届け出なければならない。

4| 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。

一 軽易な行為その他の行為で条例で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 国又は地方公共団体が行う行為

5| 第三項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち条例で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、条例で定めるところにより、その旨を道路管理者に届け出なければならない。

6| 道路管理者は、第三項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が災害が発生した場合において道路の構造に損害を及ぼすおそれ又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し場所又は設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(新設)

第四十四条の三 (略)

(道路保全立体区域内の制限)

第四十八条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3・4 (略)

第九節の二 防災拠点自動車駐車場

(防災拠点自動車駐車場の指定)

第四十八条の二十九の二 国土交通大臣は、道路の附属物である自動車駐車場のうち、その規模、その接する道路の構造及び交通の状況並びにその近傍における災害応急対策に係る施設の立地その他の事情を勘案して、災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図るため、重要物流道路の維持(道路の啓開のために行うものに限る。)その他の広域災害応急対策(一の都道府県の区域を越えて行われる緊急輸送の確保その他の災害応急対策であつて国土交通省令で定めるものをいう。次条及び第四十八条の二十九の五第一項において同じ。)の拠点としての機能の確保を図ることが特に必要と認められるものについて、防災拠点自動車駐車場として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る自動車駐車場の道路管理者(国土交通大臣

第四十四条の二 (略)

(道路保全立体区域内の制限)

第四十八条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3・4 (略)

(新設)

(新設)

である道路管理者を除く。)に協議し、その同意を得なければならぬ。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3| 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(防災拠点自動車駐車場の利用の禁止又は制限)

第四十八条の二十九の三 道路管理者は、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、又は災害の速やかな復旧を図るため、防災拠点自動車駐車場の広域災害応急対策の拠点としての機能を緊急に確保することが特に必要であると認めるときは、当該防災拠点自動車駐車場について、広域災害応急対策の拠点としての利用以外の利用を禁止し、又はその利用を制限することができる。

(防災拠点自動車駐車場の利用の制限等の表示)

第四十八条の二十九の四 道路管理者は、前条の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとする場合においては、当該防災拠点自動車駐車場の入口その他必要な場所に、禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。

(災害応急対策施設管理協定の締結等)

第四十八条の二十九の五 道路管理者は、その管理する防災拠点自動車駐車場について、災害時における広域災害応急対策の拠点としての機能の確保を図るため必要があると認めるときは、あらかじめ、道路外災害応急対策施設所有者等(当該防災拠点自動車駐車場に隣接する土地の区域に存する駐車場、備蓄倉庫、発電施設、通信設備その他災害応急対策に必要なものとして政令で定める工作物又は施設(以下この項において「道路外災害応急対策施設」という。))の所有者又は当該道路外災害応急対策施設の敷地である土地(建築物その他の工作物に道路外災害応急対策施設が設けられている場合にあつては、当該建築

(新設)

(新設)

(新設)

物その他の工作物のうち当該道路外災害応急対策施設に係る部分のもの（の所有者若しくは使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなるものを除く。）を有する者をいう。次項及び第四十八条の二十九の七において同じ。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条から第四十八条の二十九の七までにおいて「災害応急対策施設管理協定」という。）を締結して、当該道路外災害応急対策施設の管理を行うことができる。

- 一 災害応急対策施設管理協定の目的となる道路外災害応急対策施設（以下この項、次条第三項及び第四十八条の二十九の七において「協定災害応急対策施設」という。）
 - 二 協定災害応急対策施設の管理の方法
 - 三 災害応急対策施設管理協定の有効期間
 - 四 災害応急対策施設管理協定に違反した場合の措置
 - 五 次条第三項の規定による災害応急対策施設管理協定の掲示の方法
 - 六 その他協定災害応急対策施設の管理に関し必要な事項
- 2| 災害応急対策施設管理協定については、道路外災害応急対策施設所有者等の全員の合意がなければならない。

（災害応急対策施設管理協定の縦覧等）

第四十八条の二十九の六 道路管理者は、災害応急対策施設管理協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該災害応急対策施設管理協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2| 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該災害応急対策施設管理協定について、道路管理者に意見書を提出することができる。

3| 道路管理者は、災害応急対策施設管理協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該災害応急対策施設管理協定の写しを道路管理者の事務所に備えて

（新設）

一般の閲覧に供するとともに、災害応急対策施設管理協定において定めるところにより、協定災害応急対策施設又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

4 前条第二項及び前三項の規定は、災害応急対策施設管理協定において定めた事項の変更について準用する。

(災害応急対策施設管理協定の効力)

第四十八条の二十九の七 前条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による公示のあつた災害応急対策施設管理協定は、その公示のあつた後において協定災害応急対策施設の道路外災害応急対策施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(利便施設協定の締結等)

第四十八条の三十七 道路管理者は、その管理する道路に並木、街灯その他の道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして政令で定める工作物又は施設を設けることが当該道路の構造又は周辺の土地利用の状況により困難である場合において、当該道路の通行者又は利用者の利便の確保のため必要があると認めるときは、当該道路の区域外にあるそれらの工作物又は施設(以下この項において「道路外利便施設」という。)について、道路外利便施設所有者等(当該道路外利便施設の所有者又は当該道路外利便施設の敷地である土地(建築物その他の工作物に道路外利便施設が設けられている場合にあつては、当該建築物その他の工作物のうち当該道路外利便施設に係る部分のもの)の所有者若しくは使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかかなものを除く。)を有する者をいう。次項及び第四十八条の三十九において同じ。)との間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下この節において「利便施設協定」という。)を締結して、当該道路外利便施設の管理

(新設)

(利便施設協定の締結等)

第四十八条の三十七 道路管理者は、その管理する道路に並木、街灯その他の道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして政令で定める工作物又は施設を設けることが当該道路の構造又は周辺の土地利用の状況により困難である場合において、当該道路の通行者又は利用者の利便の確保のため必要があると認めるときは、当該道路の区域外にあるそれらの工作物又は施設(以下この項において「道路外利便施設」という。)について、道路外利便施設所有者等(当該道路外利便施設の所有者又は当該道路外利便施設の敷地である土地(建築物その他の工作物に道路外利便施設が設けられている場合にあつては、当該建築物その他の工作物のうち当該道路外利便施設に係る部分)の所有者若しくは使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかかなものを除く。)を有する者をいう。次項及び第四十八条の三十九において同じ。)との間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下この節において「利便施設協定」という。)を締結して、当該道路外利便施設の管理を行うことができる

を行うことができる。

一〇六 (略)

2 (略)

(踏切道の改良への協力)

第四十八条の五十一 道路協力団体は、踏切道改良促進法第四十八条第八項及び第九項(これらの規定を同法第五条第二項又は第六条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定により同法第四条第一項に規定する地方踏切道改良計画又は同法第六条第一項に規定する国踏切道改良計画に道路協力団体の協力が必要な事項が記載されたときは、当該地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に基づき鉄道事業者及び道路管理者が実施する踏切道(同法第二条に規定する踏切道をいう。)の改良に協力するものとする。

(負担金の通知及び納入手続等)

第六十三条 第四十四条の三第七項及び第五十八条から前条までの規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

(収入の帰属)

第六十四条 第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金及び同条第三項(第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。))の規定に基づく割増金、第二十五条の規定に基づく料金、第四十八条の七第一項の規定に基づく連結料、第四十四条の三第七項、第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段の規定に基づく負担金、第四十八条の三十五第一項の規定に基づく停留料金並びに自動車駐車場等運営権の設定の対価は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条

一〇六 (略)

2 (略)

(踏切道の改良への協力)

第四十八条の五十一 道路協力団体は、踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第四条第六項(同条第十三項において準用する場合を含む。))に規定する同意をした同条第一項に規定する地方踏切道改良計画又は同法第五条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))において準用する同法第四条第六項に規定する同意をした同法第五条第一項に規定する国踏切道改良計画(以下この条において「同意地方踏切道改良計画等」という。))に道路協力団体の協力が必要な事項が記載されたときは、当該同意地方踏切道改良計画に基づき鉄道事業者及び道路管理者が実施する踏切道(同法第二条に規定する踏切道をいう。)の改良に協力するものとする。

(負担金の通知及び納入手続等)

第六十三条 第四十四条の二第七項及び第五十八条から前条までの規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

(収入の帰属)

第六十四条 第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金及び同条第三項(第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。))の規定に基づく割増金、第二十五条の規定に基づく料金、第四十八条の七第一項の規定に基づく連結料、第四十四条の二第七項、第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段の規定に基づく負担金、第四十八条の三十五第一項の規定に基づく停留料金並びに自動車駐車場等運営権の設定の対価は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条

第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市の収入とする。

2 (略)

(道路予定区域)
第九十一条 (略)

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条から第四十四条の三まで、第四十七条の十一、第四十八条、第四十八条の四五（第三十二条第一項又は第三項の規定の適用に係る部分に限る。）、第七十一条、第七十二条、第七十二条の二（第二項を除く。）、第七十三条、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

3・4 (略)

(都道府県公安委員会との調整)

第九十五条の二 道路管理者は、第四十五条第一項の規定により道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この項において同じ。）に区画線（道路交通法第二条第二項の規定により同条第一項第十六号の道路標示とみなされるものに限る。以下この条において同じ。）を設け、第四十六条第一項若しくは第三項若しくは第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限し、第四十八条の二十第一項若しくは第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をし、第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、若しくは制限し、又は横断歩道橋を設け、道路の交差点及びその付近の道路の部分の改築で政令で定めるもの若しくは歩行安全改築を行い、道路上に道路の附属物である自動車駐車場を設け、若しくは道路に接して特定車両停留施設を設けようとするときは、当

第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市の収入とする。

2 (略)

(道路予定区域)
第九十一条 (略)

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十一、第四十八条、第七十一条、第七十二条、第七十二条の二（第二項を除く。）、第七十三条、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

3・4 (略)

(都道府県公安委員会との調整)

第九十五条の二 道路管理者は、第四十五条第一項の規定により道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この項において同じ。）に区画線（道路交通法第二条第二項の規定により同条第一項第十六号の道路標示とみなされるものに限る。以下この条において同じ。）を設け、第四十六条第一項若しくは第三項若しくは第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限し、第四十八条の二十第一項若しくは第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をし、又は横断歩道橋を設け、道路の交差点及びその付近の道路の部分の改築で政令で定めるもの若しくは歩行安全改築を行い、道路上に道路の附属物である自動車駐車場を設け、若しくは道路に接して特定車両停留施設を設けようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第四十六条第一

該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、若しくは制限しようとする場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、事後において、速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を通知しなければならない。

2 (略)

(事務の区分)

第九十七条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項において「第一号法定受託事務」という。）とする。

一 この法律の規定により都道府県、指定市又は第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市（次項において「都道府県等」という。）が、指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十四条の二第一項及び第三項（第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十四条第五項から第七項まで（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条の二第三項、第四十八条の三十五第一項、第四十九条、第五十四条第一項、同条第二項において準用する第十九条第二項、第五十四条の二第一項、同条第三項において準用する第七十九条の二第二項、第五十四条の二第三項において準用する第七十九条第六項、第五十五条第一項、同条第二項において準用する第二十条第三項、第五十五条第三項において準用する第七条第六項、第五十八条第一項、第五十九条第一項及び第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十九条第一項、同条第二項において準用する第四十四

項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、事後において、速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を通知しなければならない。

2 (略)

(事務の区分)

第九十七条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項において「第一号法定受託事務」という。）とする。

一 この法律の規定により都道府県、指定市又は第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市（次項において「都道府県等」という。）が、指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十四条の二第一項及び第三項（第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十四条第五項から第七項まで（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条の二第三項、第四十八条の三十五第一項、第四十九条、第五十四条第一項、同条第二項において準用する第十九条第二項、第五十四条の二第一項、同条第三項において準用する第七十九条の二第二項、第五十四条の二第三項において準用する第七十九条第六項、第五十五条第一項、同条第二項において準用する第二十条第三項、第五十五条第三項において準用する第七条第六項、第五十八条第一項、第五十九条第一項及び第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十九条第一項並びに同条第二項において準用する第四

条第六項及び第七項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第四項（道路監理員の任命に係る部分に限り、第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条第二項において準用する第四十四条第六項及び第七項並びに第七十二条第三項（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条第一項から第三項まで（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条第五項並びに同条第六項において準用する第四十四条第六項及び第七項（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第八十五条第三項、第九十一条第三項並びに同条第四項において準用する第四十四条第六項及び第七項の規定により処理することとされているものを除く。）及び指定区間外の国道を構成していた不用物件の管理者として処理することとされている事務（第九十五条（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされているものを除く。）

二・三（略）

四 第十七条第八項の規定により国道に関して都道府県が処理することとされている事務

五（略）

2（略）

（権限の委任）

第九十七条の二 この法律及びこの法律に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。ただし、第三十一条第二項の規定による裁定、同条第五項本文及び第三十一条の二第四項本文の規定による決定並びに同条第三項の規定による命令については、この限りでない。

十四条第六項及び第七項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第四項（道路監理員の任命に係る部分に限り、第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条第二項において準用する第四十四条第六項及び第七項並びに第七十二条第三項（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条第一項から第三項まで（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条第五項並びに同条第六項において準用する第四十四条第六項及び第七項（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第八十五条第三項、第九十一条第三項並びに同条第四項において準用する第四十四条第六項及び第七項の規定により処理することとされているものを除く。）及び指定区間外の国道を構成していた不用物件の管理者として処理することとされている事務（第九十五条（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされているものを除く。）

二・三（略）

（新設）

四（略）

2（略）

（権限の委任）

第九十七条の二 この法律及びこの法律に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。ただし、第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定については、この限りでない。

第百条 偽計又は威力を用いて、占用入札等の公正を害すべき行為をしたときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 占用入札等につき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で、談合したときも、前項と同様とする。

第百一条 みだりに道路（高速自動車国道を除く。以下この条において同じ。）を損壊し、若しくは道路の附属物を移転し、若しくは損壊して道路の効用を害し、又は道路における交通に危険を生じさせたときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第一項又は第九十一条第二項において準用する第三十二条第一項の規定に違反して道路又は道路予定区域を占用したとき

二 第三十七条第一項又は第九十一条第二項において準用する第三十七条第一項の規定による禁止又は制限に違反して道路又は道路予定区域を占用したとき。

三 第四十三条（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 正当の事由がなくて第六十八条第一項の規定による土地の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用、収用若しくは処分を拒み、又は妨げたとき。

第百三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第三項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して道路又は道路予定区域を占用したとき。

第百条 偽計又は威力を用いて、占用入札等の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 占用入札等につき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で、談合したときも、前項と同様とする。

第百一条 みだりに道路（高速自動車国道を除く。以下この条において同じ。）を損壊し、若しくは道路の附属物を移転し、若しくは損壊して道路の効用を害し、又は道路における交通に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第一項又は第九十一条第二項において準用する第三十二条第一項の規定に違反して道路又は道路予定区域を占用した者

二 第三十七条第一項又は第九十一条第二項において準用する第三十七条第一項の規定による禁止又は制限に違反して道路又は道路予定区域を占用した者

三 第四十三条（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 正当の事由がなくて第六十八条第一項の規定による土地の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用、収用若しくは処分を拒み、又は妨げた者

第百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第三項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して道路又は道路予定区域を占用した者

- 二 第三十九条の九（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反したとき。
 - 三 第四十六条第一項又は第二項の規定による禁止又は制限に違反して道路を通行したとき。
 - 四 第四十六条第三項の規定による禁止又は制限に違反して水底トンネルを通行したとき。
 - 五 第四十七条第三項の規定による禁止若しくは制限に違反し、又は同項の規定により通行が禁止され、若しくは制限されている道路の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して道路を通行したとき。
 - 六 第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者に対する第四十七条の四第一項の規定による道路管理者の命令（第七十一条第五項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。
 - 七 第四十八条の二十九の三の規定による禁止又は制限に違反して防災拠点自動車駐車場を利用したとき。
 - 八 第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定に違反して特定車両停留施設に車両を停留させたとき。
 - 九 第六十七条の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げたとき。
 - 十 第九十一条第一項の規定に違反したとき。
- 第四百四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。
- 一 第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させたとき。
 - 二 第四十七条の二第六項の規定に違反して許可証を備え付けなかつ

- 二 第三十九条の九（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反した者
 - 三 第四十六条第一項又は第二項の規定による禁止又は制限に違反して道路を通行した者
 - 四 第四十六条第三項の規定による禁止又は制限に違反して水底トンネルを通行した者
 - 五 第四十七条第三項の規定による禁止若しくは制限に違反し、又は同項の規定により通行が禁止され、若しくは制限されている道路の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して道路を通行した者
 - 六 第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者に対する第四十七条の四第一項の規定による道路管理者の命令（第七十一条第五項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反した者
- （新設）
- 七 第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定に違反して特定車両停留施設に車両を停留させた者
 - 八 第六十七条の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者
 - 九 第九十一条第一項の規定に違反した者
- 第四百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。
- 一 第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させた者
 - 二 第四十七条の二第六項の規定に違反して許可証を備え付けなかつ

たとき。

三 第四十七条の四第二項の規定による道路管理者の命令に違反したとき。

四 第七十一条第一項又は第二項（第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反したとき。

五 第七十一条第四項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路監理員の命令に違反したとき。

第百五条 第四十三条の二、第四十八条第四項、第四十八条の十二若しくは第四十八条の十六の規定による道路管理者の命令又は第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対する第四十七条の四第一項の規定による道路管理者の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。第七十一条第五項の規定による道路監理員の命令に違反したときについても、同様とする。

第百六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条第四項又は第四十八条第二項（第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反したとき。

二 第四十四条の二第三項又は第五項の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をして、同条第三項又は第五項に規定する行為をしたとき。

三 第七十二条の二第一項又は第二項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、若しくは妨げたとき。

た者

三 第四十七条の四第二項の規定による道路管理者の命令に違反した者

四 第七十一条第一項又は第二項（第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反した者

五 第七十一条第四項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路監理員の命令に違反した者

第百五条 第四十三条の二、第四十八条第四項、第四十八条の十二若しくは第四十八条の十六の規定による道路管理者の命令又は第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対する第四十七条の四第一項の規定による道路管理者の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。第七十一条第五項の規定による道路監理員の命令に違反した者についても、同様とする。

第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条第四項又は第四十八条第二項（第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反した者

（新設）

二 第七十二条の二第一項又は第二項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、若しくは妨げた者

第九百九条 第十三条第二項、第二十七条、第四十八条の十九第二項又は第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつてその権限を行う者は、本章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

第九百九条 第十三条第二項、第二十七条又は第四十八条の十九第二項の規定により道路管理者に代わつてその権限を行う者は、本章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

改正案	現行
<p>（機構による道路管理者の権限の代行）</p> <p>第八条 機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。</p> <p>一〜二十三 （略）</p> <p>二十三の二 道路法第四十四条の二第六項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを勧告すること。</p> <p>二十四 道路法第四十四条の三第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第四十四条の三第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を保管し、同法第四十四条の三第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示し、同法第四十四条の三第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を売却し、及び代金を保管し、並びに同法第四十四条の三第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を廃棄すること。</p> <p>二十五 道路法第四十五条第一項、第四十七条の五、第四十八条の十一第二項及び第四十八条の二十九の四の規定により設けるべき道路標識又は区画線を定めること。</p>	<p>（機構による道路管理者の権限の代行）</p> <p>第八条 機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。</p> <p>一〜二十三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十四 道路法第四十四条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第四十四条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を保管し、同法第四十四条の二第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示し、同法第四十四条の二第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を売却し、及び代金を保管し、並びに同法第四十四条の二第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を廃棄すること。</p> <p>二十五 道路法第四十五条第一項、第四十七条の五及び第四十八条の十一第二項の規定により設けるべき道路標識又は区画線を定めること。</p>

二十六〇三十四 (略)

三十四の二 道路法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限すること。

三十五〇四十一 (略)

2・3 (略)

4 機構は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号、第三号、第五号、第六号、第九号、第十一号から第二十一号まで、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第二十九号まで、第三十一号から第三十三号まで又は第三十四号の二から第四十号までに掲げるものであるときは、あらかじめ、会社の意見を聴き、同項第一号から第七号まで又は第九号から第四十号までに掲げる権限(同項第二号に掲げる権限にあつては高速自動車国道法第八条第一項に規定する他の工作物の管理者が、第一項第十号に掲げる権限にあつては道路法第二十条第一項に規定する他の工作物の管理者が、それぞれ当該会社以外の者であるときに限る。)を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。

5 第一項第三号、第四号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十八号、第三十三号、第三十四号、第三十五号及び第四十号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う許可、承認又は認定については、機構に提出すべき申請書その他の書類は、会社を経由しなければならない。この場合における道路法第三十二条第四項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「道路整備特別措置法第二条第四項に規定する会社(以下「会社」という。)」とする。

6〇10 (略)

(会社による道路管理者の権限の代行)

第九条 会社は、第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕

二十六〇三十四 (略)

(新設)

三十五〇四十一 (略)

2・3 (略)

4 機構は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号、第三号、第五号、第六号、第九号、第十一号から第二十一号まで、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第二十九号まで、第三十一号から第三十三号まで又は第三十五号から第四十号までに掲げるものであるときは、あらかじめ、会社の意見を聴き、同項第一号から第七号まで又は第九号から第四十号までに掲げる権限(同項第二号に掲げる権限にあつては高速自動車国道法第八条第一項に規定する他の工作物の管理者が、第一項第十号に掲げる権限にあつては道路法第二十条第一項に規定する他の工作物の管理者が、それぞれ当該会社以外の者であるときに限る。)を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。

5 第一項第三号、第四号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十八号、第三十三号から第三十五号まで及び第四十号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う許可、承認又は認定については、機構に提出すべき申請書その他の書類は、会社を経由しなければならない。この場合における道路法第三十二条第四項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「道路整備特別措置法第二条第四項に規定する会社(以下「会社」という。)」とする。

6〇10 (略)

(会社による道路管理者の権限の代行)

第九条 会社は、第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕

及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一〇九 (略)

十 道路法第四十四条の三第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第四十四条の三第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を保管し、同法第四十四条の三第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示し、同法第四十四条の三第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を売却し、及び代金を保管し、並びに同法第四十四条の三第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を廃棄すること。

十一 前条第一項第二十五号の規定により機構が定めた道路標識又は区画線を、道路法第四十五条第一項、第四十七条の五、第四十八条の十一第二項及び第四十八条の二十九の四の規定により設けること。

十二〇十四 (略)

二〇四 (略)

5 高速自動車国道と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は鉄道事業者（以下「鉄道事業者等」という。）の鉄道とが相互に交差する場合において、会社が第三条第一項の許可を受けて当該高速自動車国道の新設又は改築を行うときは、会社及び当該鉄道事業者等は、高速自動車国道法第十二条第一項の規定にかかわらず、当該交差の構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議し、これを成立させなければならない。

6 会社が第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、会社及び当該鉄道事業者等は、道路法第三十一条の二第四項又は高

及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一〇九 (略)

十 道路法第四十四条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第四十四条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を保管し、同法第四十四条の二第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示し、同法第四十四条の二第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を売却し、及び代金を保管し、並びに同法第四十四条の二第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を廃棄すること。

十一 前条第一項第二十五号の規定により機構が定めた道路標識又は区画線を、道路法第四十五条第一項、第四十七条の五及び第四十八条の十一第二項の規定により設けること。

十二〇十四 (略)

二〇四 (略)

5 会社は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は鉄道事業者の鉄道と相互に交差する高速自動車国道の新設又は改築を行うときは、高速自動車国道法第十二条第一項の規定にかかわらず、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者と当該交差の構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議し、これを成立させなければならない。

(新設)

速自動車国道法第十二条第二項の規定にかかわらず、道路法第三十条の二第一項各号に掲げる交差の方式の区分に応じ、当該各号に定める管理の方法について協議し、これを成立させなければならない。ただし、同項第二号に規定する交差部分について踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第十三条第一項の規定による指定があつたときは、この限りでない。

7| 前二項の規定による協議が成立しないときは、会社又は当該鉄道事業者等は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

8| 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、会社又は当該鉄道事業者等の意見を聴かなければならない。

9| 第七項の規定による申請に基づいて国土交通大臣が裁定をした場合においては、第五項又は第六項の規定の適用については、会社と当該鉄道事業者等との協議が成立したものとみなす。

10| 会社は、第一項第十号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて道路法第四十四条の三第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を自ら除去し、若しくは除去させ、同法第四十四条の三第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を売却し、若しくは同法第四十四条の三第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を廃棄しようとする場合又は第一項第十三号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて同法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、若しくは移動させようとする場合においては、あらかじめ、機構の許可を受けなければならない。

11・12| (略)

6| 前項の規定による協議が成立しないときは、会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

7| 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者の意見を聴かなければならない。

8| 第六項の規定による申請に基づいて国土交通大臣が裁定をした場合においては、第五項の規定の適用については、会社と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者との協議が成立したものとみなす。

9| 会社は、第一項第十号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて道路法第四十四条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を自ら除去し、若しくは除去させ、同法第四十四条の二第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を売却し、若しくは同法第四十四条の二第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を廃棄しようとする場合又は第一項第十三号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて同法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、若しくは移動させようとする場合においては、あらかじめ、機構の許可を受けなければならない。

10・11| (略)

(地方道路公社による道路管理者の権限の代行)

第十七条 地方道路公社は、第十条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第十五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 十九 (略)

十九の二 道路法第四十四条の二第六項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

二十 道路法第四十四条の三第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第四十四条の三第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を保管し、同法第四十四条の三第三項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により公示し、同法第四十四条の三第四項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を売却し、及び代金を保管し、並びに同法第四十四条の三第五項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を廃棄すること。

二十一 道路法第四十五条第一項、第四十七条の五、第四十八条の十一第二項及び第四十八条の二十九の四の規定により道路標識又は区画線を設けること。

二十二 三十 (略)

三十の二 道路法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限すること。

三十一 三十八 (略)

2| 地方道路公社が第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を

(地方道路公社による道路管理者の権限の代行)

第十七条 地方道路公社は、第十条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第十五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 十九 (略)

(新設)

二十 道路法第四十四条の二第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第四十四条の二第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を保管し、同法第四十四条の二第三項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により公示し、同法第四十四条の二第四項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を売却し、及び代金を保管し、並びに同法第四十四条の二第五項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を廃棄すること。

二十一 道路法第四十五条第一項、第四十七条の五及び第四十八条の十一第二項の規定により道路標識又は区画線を設けること。

二十二 三十 (略)

(新設)

三十一 三十八 (略)

(新設)

行い、又は第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、地方道路公社及び当該鉄道事業者等は、道路法第三十一条の二第四項の規定にかかわらず、同条第一項各号に掲げる交差の方式の区分に応じ、当該各号に定める管理の方法について協議し、これを成立させなければならない。ただし、同項第二号に規定する交差部分について踏切道改良促進法第十三条第一項の規定による指定があつたときは、この限りでない。

3] 前項の規定による協議が成立しないときは、地方道路公社又は当該鉄道事業者等は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

4] 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、地方道路公社又は当該鉄道事業者等の意見を聴かなければならない。

5] 第三項の規定による申請に基づいて国土交通大臣が裁定をした場合においては、第二項の規定の適用については、地方道路公社と当該鉄道事業者等との協議が成立したものとみなす。

6] 地方道路公社は、第一項の規定により当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が同項第九号、第十号、第十二号、第二十五号、第二十九号、第三十二号又は第三十五号に掲げるもの（同項第十二号に掲げる権限にあつては道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定めることに限り、第一項第二十五号に掲げる権限にあつては同法第四十七条の三第二項の規定により協議することに限る。）であるときは当該道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、第一項第九号、第十号、第十二号又は第三十二号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに

（新設）

（新設）

（新設）

2] 地方道路公社は、前項の規定により当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が同項第九号、第十号、第十二号、第二十五号、第二十九号、第三十二号又は第三十五号に掲げるもの（同項第十二号に掲げる権限にあつては道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定めることに限り、前項第二十五号に掲げる権限にあつては同法第四十七条の三第二項の規定により協議することに限る。）であるときは当該道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、前項第九号、第十号、第十二号又は第三十二号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場

係る場合に限る。

7| (略)

(会社管理高速道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等)
第三十条 道路管理者は、会社管理高速道路について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、機構及び会社の意見を聴かなければならない。

一〇五 (略)

五の二 道路法第四十四条の二第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により沿道区域の全部又は一部の区域を届出対象区域として指定すること。

六〇九 (略)

九の二 道路法第四十八条の二十九の二第二項の規定により協議すること。

十〇十四 (略)

2 (略)

(公社管理道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等)

第三十一条 道路管理者は、地方道路公社が第十条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、若しくは第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路又は第十二条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、若しくは第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う指定都市高速道路(以下「公社管理道路」と総称する。)について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方道路公社の意見を聴かなければならない。

一〇三 (略)

三の二 道路法第四十四条の二第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により沿道区域の全部又は一

合に限る。

3| (略)

(会社管理高速道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等)
第三十条 道路管理者は、会社管理高速道路について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、機構及び会社の意見を聴かなければならない。

一〇五 (略)

(新設)

六〇九 (略)

(新設)

十〇十四 (略)

2 (略)

(公社管理道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等)

第三十一条 道路管理者は、地方道路公社が第十条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、若しくは第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路又は第十二条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、若しくは第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う指定都市高速道路(以下「公社管理道路」と総称する。)について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方道路公社の意見を聴かなければならない。

一〇三 (略)

(新設)

部の区域を届出対象区域として指定すること。

四〇七 (略)

七の二 道路法第四十八条の二十九の二第二項の規定により協議すること。

八〇十二 (略)

2 (略)

(違法放置等物件の保管についての道路法の規定の適用)

第三十五条 第八条第一項第二十四号、第九条第一項第十号又は第七十条第一項第二十号の規定により道路法第四十四条の三第二項に規定する道路管理者の権限を代わつて行う機構等又は会社が同条第一項に規定する違法放置等物件（同条第四項の規定により売却した代金を含む。）を保管する場合における同条第八項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「機構等又は会社」とする。

(収入の帰属)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、第三十三条の規定により読み替えて適用する道路法第三十九条の規定に基づく占用料、第三十四条の規定により読み替えて適用する同法第四十八条の七第一項若しくは高速自動車国道法第十一条の四第一項の規定に基づく連結料、第三十六条の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の二第三項の規定に基づく手数料、第八条第一項第二十四号若しくは第十七条第一項第二十号の規定により同法第四十四条の三第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を機構等が代わつて行つた場合における同条第七項の規定に基づく負担金、第四十条の規定により読み替えて適用する同法第六十一条第一項の規定に基づく負担金又は第四十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十八

四〇七 (略)

(新設)

八〇十二 (略)

2 (略)

(違法放置等物件の保管についての道路法の規定の適用)

第三十五条 第八条第一項第二十四号、第九条第一項第十号又は第七十条第一項第二十号の規定により道路法第四十四条の二第二項に規定する道路管理者の権限を代わつて行う機構等又は会社が同条第一項に規定する違法放置等物件（同条第四項の規定により売却した代金を含む。）を保管する場合における同条第八項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「機構等又は会社」とする。

(収入の帰属)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、第三十三条の規定により読み替えて適用する道路法第三十九条の規定に基づく占用料、第三十四条の規定により読み替えて適用する同法第四十八条の七第一項若しくは高速自動車国道法第十一条の四第一項の規定に基づく連結料、第三十六条の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の二第三項の規定に基づく手数料、第八条第一項第二十四号若しくは第十七条第一項第二十号の規定により同法第四十四条の二第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を機構等が代わつて行つた場合における同条第七項の規定に基づく負担金、第四十条の規定により読み替えて適用する同法第六十一条第一項の規定に基づく負担金又は第四十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十八

条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書若しくは第六十二条後段の規定に基づく負担金は、それぞれ当該占用料若しくは連結料を徴収し、当該手数料の納付を受け、又は当該負担金を負担させた機構等の収入とする。

4 第一項に規定するもののほか、第九条第一項第十号の規定により道路法第四十四条の三第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を会社が代わつて行つた場合における同条第七項の規定に基づく負担金並びに第四十条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書及び第六十二条後段の規定に基づく負担金は、それぞれ当該負担金の負担を求めた会社の収入とする。

(権限の委任)

第五十六条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。ただし、第九条第七項及び第十七条第三項の規定による申請に基づく裁定については、この限りでない。

条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書若しくは第六十二条後段の規定に基づく負担金は、それぞれ当該占用料若しくは連結料を徴収し、当該手数料の納付を受け、又は当該負担金を負担させた機構等の収入とする。

4 第一項に規定するもののほか、第九条第一項第十号の規定により道路法第四十四条の二第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を会社が代わつて行つた場合における同条第七項の規定に基づく負担金並びに第四十条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書及び第六十二条後段の規定に基づく負担金は、それぞれ当該負担金の負担を求めた会社の収入とする。

(権限の委任)

第五十六条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。ただし、第九条第六項の規定による申請に基づく裁定については、この限りでない。

改正案	現行
<p>（高速自動車国道と鉄道との交差）</p> <p>第十二条 高速自動車国道と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者（以下この条において「鉄道事業者等」という。）の鉄道とが相互に交差する場合においては、国土交通大臣は、あらかじめ、当該鉄道事業者等の意見を聴いて、当該交差の構造、工事の施行方法及び費用負担を決定するものとする。ただし、国土交通大臣の決定前に、国土交通大臣と当該鉄道事業者等との間にこれらの事項について協議が成立したときは、この限りでない。</p> <p>2 高速自動車国道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、国土交通大臣は、当該鉄道事業者等の意見を聴いて、当該交差部分の管理の方法であつて安全かつ円滑な交通の確保に必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものを決定するものとする。ただし、国土交通大臣の決定前に、国土交通大臣と当該鉄道事業者等との間に当該管理の方法について協議が成立したときは、この限りでない。</p> <p>3 国土交通大臣は、第一項本文又は前項本文の規定による決定をするときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。</p> <p>（道路法の適用）</p> <p>第二十五条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法及び</p>	<p>（高速自動車国道と鉄道との交差）</p> <p>第十二条 高速自動車国道と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差する場合においては、国土交通大臣は、あらかじめ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者の意見を聴いて、当該交差の構造、工事の施行方法及び費用負担を決定するものとする。ただし、国土交通大臣の決定前に、国土交通大臣とこれらの者との間にこれらの事項について協議が成立したときは、この限りでない。</p> <p>（新設）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項本文の規定による決定をするときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。</p> <p>（道路法の適用）</p> <p>第二十五条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法及び</p>

同法に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、同法第二条第二項第二号、第五号、第七号又は第八号中「第八条第一項に規定する道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第二十四条の二第一項、第三十九条第二項、第三十九条の二第五項、第四十八条の三十五第一項又は第六十一条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第二十四条の三中「条例（国道にあつては、国土交通省令）」とあるのは「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令」と、同法第三項から第五項までの規定中「条例」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四十七条の二第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例で」とあるのは「政令で」と、同法第九十九条中「第十三条第二項、第二十七条、第四十八条の十九第二項又は第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて」とあるのは「高速自動車国道法第九条の規定により国土交通大臣に代わつて」と、「道路管理者とみなす」とあるのは「国土交通大臣とみなす」とする。

2 (略)

(権限の委任)

第二十五条の二 前章及びこの章に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。ただし、第十二条第一項本文及び第二項本文の規定による決定については、この限りでない。

同法に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、同法第二条第二項第二号、第五号、第七号又は第八号中「第八条第一項に規定する道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第二十四条の二第一項、第三十九条第二項、第三十九条の二第五項、第四十八条の三十五第一項又は第六十一条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第二十四条の三中「条例（国道にあつては、国土交通省令）」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四十四条第一項又は第七十三条第二項中「条例（指定区間の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第四十七條の二第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例で」とあるのは「政令で」と、同法第九十九条中「第十三条第二項、第二十七条又は第四十八条の十九第二項の規定により道路管理者に代わつて」とあるのは「高速自動車国道法第九条の規定により国土交通大臣に代わつて」と、「道路管理者とみなす」とあるのは「国土交通大臣とみなす」とする。

2 (略)

(権限の委任)

第二十五条の二 前章及びこの章に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。ただし、第十二条第一項本文の規定による決定については、この限りでない。

改正案	現行
<p>（国土交通大臣による輸送の安全に関わる情報の公表）</p> <p>第十九条の三 国土交通大臣は、毎年度、前二条の規定による届出に係る事項、第二十三条第一項の規定による命令に係る事項、踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）<u>第十七条第一項から第四項までの規定による勧告に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。</u></p> <p>（土地の立入り及び使用）</p> <p>第二十二条 鉄道事業者は、鉄道施設に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、国土交通大臣の許可を受け、他人の土地に立ち入り、又はその土地を次に掲げる目的のため一時的に使用することができる。</p> <p>一 材料置場の設置</p> <p>二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合における道路運送車両（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）<u>第二条第一項に規定する道路運送車両をいう。</u>）の置場、土石の捨場、作業場又は索道の設置</p> <p>2 〵 11 （略）</p> <p>（植物等の伐採等）</p> <p>第二十二条の二 鉄道事業者は、植物若しくは土石が鉄道線路その他の輸送の安全の確保に必要な鉄道施設として国土交通省令で定めるものに障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物若</p>	<p>（国土交通大臣による輸送の安全に関わる情報の公表）</p> <p>第十九条の三 国土交通大臣は、毎年度、前二条の規定による届出に係る事項、第二十三条第一項の規定による命令に係る事項、踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）<u>第八条第一項及び第二項の規定による勧告に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。</u></p> <p>（土地の立入り及び使用）</p> <p>第二十二条 鉄道事業者は、鉄道施設に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、国土交通大臣の許可を受け、他人の土地に立ち入り、又はその土地を一時材料置場として使用することができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 〵 11 （略）</p> <p>（新設）</p>

しくは土石が当該鉄道施設に関する測量、実地調査若しくは工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、国土交通大臣の許可を受けて、その植物を伐採し、若しくは移植し、又はその土石を除去することができる。

2 鉄道事業者は、前項の規定により植物を伐採し、若しくは移植し、又は土石を除去するときは、あらかじめ、その植物又は土石の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採若しくは移植又は除去の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

3 前条第三項から第十一項までの規定は、第一項の規定による植物の伐採若しくは移植又は土石の除去について準用する。

(乗継円滑化措置等)

第二十二條の三 (略)

2 4 (略)

5 第二十二條第六項、第七項及び第九項から第十一項までの規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、同条第六項及び第七項中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第九項及び第十一項中「補償金の額」とあるのは「当事者が取得し、又は負担すべき金額」と読み替えるものとする。

第二十二條の四 (略)

2 (略)

第六十七條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の規定に違反して鉄道事業を經營したとき。
二 第二十四條第一項の規定に違反してその名義を他人に鉄道事業のため利用させたとき。

(乗継円滑化措置等)

第二十二條の二 (略)

2 4 (略)

5 前条第六項、第七項及び第九項から第十一項までの規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、同条第六項及び第七項中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第九項及び第十一項中「補償金の額」とあるのは「当事者が取得し、又は負担すべき金額」と読み替えるものとする。

第二十二條の三 (略)

2 (略)

第六十七條 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の規定に違反して鉄道事業を經營した者
二 第二十四條第一項の規定に違反してその名義を他人に鉄道事業のため利用させた者

三 第二十四条第二項の規定に違反してその事業を他人にその名において経営させたとき。

第六十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三十二条の規定に違反して索道事業を経営したとき。
- 二 第三十八条において準用する第二十四条第一項の規定に違反してその名義を他人に索道事業のため利用させたとき。
- 三 第三十八条において準用する第二十四条第二項の規定に違反してその事業を他人にその名において経営させたとき。

第六十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十条第一項、第十一条第一項又は第十二条第三項の規定による検査に合格していない鉄道施設を使用させ、譲渡し、又は旅客若しくは貨物の運送を行う事業の用に供したとき。
- 二 第二十三条第一項の規定による命令（輸送の安全に関してされたものに限る。）に違反したとき。
- 三 第二十五条第一項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、業務の管理の委託又は受託をしたとき。
- 四 第三十条（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反したとき。
- 五 第三十四条の二第一項又は第三十八条において準用する第十二条第三項の規定による検査に合格していない索道施設を索道事業の用に供したとき。

三 第二十四条第二項の規定に違反してその事業を他人にその名において経営させた者

第六十八条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三十二条の規定に違反して索道事業を経営した者
- 二 第三十八条において準用する第二十四条第一項の規定に違反してその名義を他人に索道事業のため利用させた者
- 三 第三十八条において準用する第二十四条第二項の規定に違反してその事業を他人にその名において経営させた者

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十条第一項、第十一条第一項又は第十二条第三項の規定による検査に合格していない鉄道施設を使用させ、譲渡し、又は旅客若しくは貨物の運送を行う事業の用に供した者
- 二 第二十三条第一項の規定による命令（輸送の安全に関してされたものに限る。）に違反した者
- 三 第二十五条第一項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、業務の管理の委託又は受託をした者
- 四 第三十条（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した者
- 五 第三十四条の二第一項又は第三十八条において準用する第十二条第三項の規定による検査に合格していない索道施設を索道事業の用に供した者

第七十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項、第九条第一項（第十二条第四項（第三十八条において準用する場合を含む。）及び第三十八条において準用する場合を含む。）及び第十二条第一項（第三十八条において準用する場合を含む。）又は第十五条第一項若しくは第二項の規定により認可を受けてしなければならない事項を認可を受けなかったとき。
- 二 第十三条第一項又は第二項の規定による確認を受けずに車両を旅客又は貨物の運送を行う事業の用に供したとき。
- 三 第十六条第三項若しくは第四項若しくは第三十六条の規定による届出をしないで、又は届け出た運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受したとき。
- 四 第十六条第五項の規定による命令に違反して、運賃又は料金を収受したとき。
- 五 第十七条の規定による届出をしないで運行をしたとき。
- 六 第十八条（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、協定を締結し、又はその内容を変更したとき。
- 七 第十八条の第三第一項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は届け出た安全管理規程（第十八条の第三第二項第二号及び第三号（これらの規定を第三十八条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）によらないで、事業を行ったとき。
- 八 第十八条の第三第三項若しくは第七項（これらの規定を第三十八条において準用する場合を含む。）及び第二十二條の第三第三項、第二十五條第三項（第三十八条において準用する場合を含む。）又は第三十八條及び第三十九條第二項において準用する第二十三條第一項の規定による命令に違反したとき。
- 九 第十八條の第三第四項（第三十八條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、安全統括管理者、運転管理者又は索道技術管

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項、第九条第一項（第十二条第四項（第三十八条において準用する場合を含む。）及び第三十八条において準用する場合を含む。）及び第十二条第一項（第三十八条において準用する場合を含む。）又は第十五条第一項若しくは第二項の規定により認可を受けてなければならない事項を認可を受けなかった者
- 二 第十三条第一項又は第二項の規定による確認を受けずに車両を旅客又は貨物の運送を行う事業の用に供した者
- 三 第十六条第三項若しくは第四項若しくは第三十六条の規定による届出をしないで、又は届け出た運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受した者
- 四 第十六条第五項の規定による命令に違反して、運賃又は料金を収受した者
- 五 第十七条の規定による届出をしないで運行をした者
- 六 第十八条（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、協定を締結し、又はその内容を変更した者
- 七 第十八条の第三第一項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は届け出た安全管理規程（第十八条の第三第二項第二号及び第三号（これらの規定を第三十八条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）によらないで、事業を行った者
- 八 第十八条の第三第三項若しくは第七項（これらの規定を第三十八条において準用する場合を含む。）及び第二十二條の第三第三項、第二十五條第三項（第三十八条において準用する場合を含む。）又は第三十八條及び第三十九條第二項において準用する第二十三條第一項の規定による命令に違反した者
- 九 第十八條の第三第四項（第三十八條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、安全統括管理者、運転管理者又は索道技術管

理者を選任しなかつたとき。

十 第十八条の三第五項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一 第二十三条第一項の規定による命令に違反したとき（前条第二号に該当する場合を除く。）。

十二 第二十八条第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、鉄道事業の全部又は一部を休止したとき。

十三 第二十八条の二第一項若しくは第六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、鉄道事業の全部又は一部を廃止したとき。

十四 第三十七条第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、索道事業の全部又は一部を再開したとき。

十五 第五十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十六 第五十六条第一項から第三項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

十七 第六十一条第一項の規定に違反して、鉄道線路を敷設したとき。

第七十一条 次の各号のいづれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第三項（第十二条第四項（第三十八条において準用する場合を含む。）及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで工事計画を変更したとき。

二 第十二条第二項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、鉄道施設を変更したとき。

三 第十三条第三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、車両を旅客又は貨物の運送を行う事業の用に供したとき。

理者を選任しなかつた者

十 第十八条の三第五項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第二十三条第一項の規定による命令に違反した者（前条第二号に該当する者を除く。）

十二 第二十八条第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、鉄道事業の全部又は一部を休止した者

十三 第二十八条の二第一項若しくは第六項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、鉄道事業の全部又は一部を廃止した者

十四 第三十七条第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、索道事業の全部又は一部を再開した者

十五 第五十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十六 第五十六条第一項から第三項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

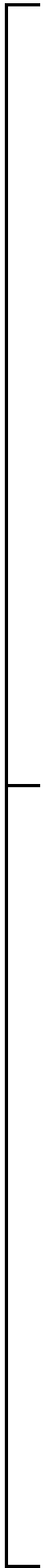
十七 第六十一条第一項の規定に違反して、鉄道線路を敷設した者

第七十一条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第三項（第十二条第四項（第三十八条において準用する場合を含む。）及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで工事計画を変更した者

二 第十二条第二項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、鉄道施設を変更した者

三 第十三条第三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、車両を旅客又は貨物の運送を行う事業の用に供した者



改正案

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務	(略) 道路法 (昭和二十七年法律第八十号)	(略) 一 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの イ この法律の規定により都道府県、指定市又は第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市（次号において「都道府県等」という。）が、指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十四条の二第一項及び第三項（第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十四条第五項から第七項まで（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条の二第三項、第四十八条の三十五第一項、第四十九条、第五十四条第一項、同条第二項において準用する第十九条第二項、第五十四条第三項において準用する第七条第六項、第五十四条の二第一項、同条第二項において準用する第
法律	事務	(略) 道路法 (昭和二十七年法律第八十号)	(略) 一 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの イ この法律の規定により都道府県、指定市又は第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市（次号において「都道府県等」という。）が、指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十四条の二第一項及び第三項（第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十四条第五項から第七項まで（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条の二第三項、第四十八条の三十五第一項、第四十九条、第五十四条第一項、同条第二項において準用する第十九条第二項、第五十四条第三項において準用する第七条第六項、第五十四条の二第一項、同条第二項において準用する第

十九条の二第二項、第五十四条の二第三項において準用する第七条第六項、第五十五条第一項、同条第二項において準用する第二十条第三項、第五十五条第三項において準用する第七条第六項、第五十八条第一項、第五十九条第一項及び第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十九条第一項、同条第二項において準用する第四十四条第六項及び第七項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第四項（道路監理員の任命に係る部分に限り、第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条第二項において準用する第四十四条第六項及び第七項並びに第七十二条第三項（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条第一項から第三項まで（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条第五項並びに同条第六項において準用する第四十四条第六項及び第七項（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第八十五条第三項、第九十一条第三項並びに同条第四項において準用する第四十四条第六項及び第七項の規定により処理することとされているものを除く。）及び指定区間外の国道を構成していた不用物件の管理者として処理することとされている事務（第九十五条（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされているものを除く。）

ロ・ハ（略）

十九条の二第二項、第五十四条の二第三項において準用する第七条第六項、第五十五条第一項、同条第二項において準用する第二十条第三項、第五十五条第三項において準用する第七条第六項、第五十八条第一項、第五十九条第一項及び第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十九条第一項並びに同条第二項において準用する第四十四条第六項及び第七項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第四項（道路監理員の任命に係る部分に限り、第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条第二項において準用する第四十四条第六項及び第七項並びに第七十二条第三項（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条第一項から第三項まで（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条第五項並びに同条第六項において準用する第四十四条第六項及び第七項（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第八十五条第三項、第九十一条第三項並びに同条第四項において準用する第四十四条第六項及び第七項の規定により処理することとされているものを除く。）及び指定区間外の国道を構成していた不用物件の管理者として処理することとされている事務（第九十五条（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされているものを除く。）

ロ・ハ（略）

(略)	踏切道 改良促 進法（ 昭和三 十六年 法律第 百九十 五号）	(略)	
(略)	第三条第五項、第四条第十七項（第五条第二項において準用する場合を含む。）及び第十四条第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務	(略)	二 第十七条第八項の規定により国道に関して都道府県が処理することとされている事務 ホ (略) 二 (略)

(略)	踏切道 改良促 進法（ 昭和三 十六年 法律第 百九十 五号）	(略)	
(略)	第四条第十一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務	(略)	(新設) 二 (略) 三 (略)

○ 道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百六十三号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 国土交通大臣は、改正後の法第十二条の規定にかかわらず、当分の間、一般国道（この法律の施行の際改正前の法の規定による一級国道であつたものを除く。）の新設又は改築でその行うべきものを、当該新設又は改築に係る一般国道の部分の存する都道府県又は指定市が行うこととすることができる。この場合においては、道路法第十七条第九項の規定を準用する。</p> <p>4 5 15 (略)</p>	<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 国土交通大臣は、改正後の法第十二条の規定にかかわらず、当分の間、一般国道（この法律の施行の際改正前の法の規定による一級国道であつたものを除く。）の新設又は改築でその行うべきものを、当該新設又は改築に係る一般国道の部分の存する都道府県又は指定市が行うこととすることができる。この場合においては、道路法第十七条第八項の規定を準用する。</p> <p>4 5 15 (略)</p>

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十三条（略）</p> <p>2 機構は、前項に規定する業務のほか、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第六十九号）第八条第七項又は踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第十条第三項の規定による国の補助金の交付を受け、これを財源として、鉄道事業者に対し、補助金を交付すること。</p> <p>三・四（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（業務の範囲） 第十三条（略）</p> <p>2 機構は、前項に規定する業務のほか、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第六十九号）第八条第七項又は踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第十条第三項の規定による国の補助金の交付を受け、これを財源として、鉄道事業者に対し、補助金を交付すること。</p> <p>三・四（略）</p> <p>3・4（略）</p>

改正案	現行
<p>（道路整備特別措置法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の特例）</p> <p>第二十八条（略）</p> <p>25 12（略）</p> <p>13 特定道路公社が民間資金法第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権を設定した場合における道路整備特別措置法第十条第四項、第十四条、第十五条第四項、第十七条第七項、第二十四条第一項から第三項まで、第二十五条第一項及び第五十二条の規定の適用については、同法第十条第四項中「、第二号、第五号又は第六号」とあるのは「又は第二号」と、同法第十四条中「料金」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第一項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」と、同法第十五条第四項中「、第二号、第四号又は第五号」とあるのは「又は第二号」と、同法第十七条第七項、第二十四条第一項及び第二項並びに第五十二条中「料金」とあるのは「利用料金」と、同法第二十四条第三項中「この法律の規定により料金を徴収することができる」とあるのは「構造改革特別区域法第二十八条第一項の規定により公社管理道路運営権者（同項に規定する公社管理道路運営権者をいう。以下同じ。）に利用料金を收受させることとしている」と、「料金の徴収を」とあるのは「当該公社管理道路運営権者が利用料金の徴収を」と、「料金の徴収施設」とあるのは「利用料金の徴収施設」と、「料金を徴収される」とあるのは「利用料金を徴収される」と、同法第二十五条第一項中「料金を徴収しよう」とあるのは「公社管理道路運営権者に利用料金を收受させよう」と、「その</p>	<p>（道路整備特別措置法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の特例）</p> <p>第二十八条（略）</p> <p>25 12（略）</p> <p>13 特定道路公社が民間資金法第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権を設定した場合における道路整備特別措置法第十条第四項、第十四条、第十五条第四項、第十七条第三項、第二十四条第一項から第三項まで、第二十五条第一項及び第五十二条の規定の適用については、同法第十条第四項中「、第二号、第五号又は第六号」とあるのは「又は第二号」と、同法第十四条中「料金」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第一項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」と、同法第十五条第四項中「、第二号、第四号又は第五号」とあるのは「又は第二号」と、同法第十七条第三項、第二十四条第一項及び第二項並びに第五十二条中「料金」とあるのは「利用料金」と、同法第二十四条第三項中「この法律の規定により料金を徴収することができる」とあるのは「構造改革特別区域法第二十八条第一項の規定により公社管理道路運営権者（同項に規定する公社管理道路運営権者をいう。以下同じ。）に利用料金を收受させることとしている」と、「料金の徴収を」とあるのは「当該公社管理道路運営権者が利用料金の徴収を」と、「料金の徴収施設」とあるのは「利用料金の徴収施設」と、「料金を徴収される」とあるのは「利用料金を徴収される」と、同法第二十五条第一項中「料金を徴収しよう」とあるのは「公社管理道路運営権者に利用料金を收受させよう」と、「その</p>

額及び」とあるのは「その」と、「当該料金の額又は」とあるのは「当該」とし、同法第十一条第四項の規定は、適用しない。

額及び」とあるのは「その」と、「当該料金の額又は」とあるのは「当該」とし、同法第十一条第四項の規定は、適用しない。

改正案

現行

（管理有料高速道路の維持、修繕等の特例の経過措置）
第二十六条（略）

2 管理有料高速道路については、新特別措置法第三条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した高速道路とみなして新特別措置法第四条から第七条まで、第九条第一項（第一号から第三号までに係る部分を除く。）及び第十項から第十二項まで、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第三十条第一項（第一号及び第二号に係る部分を除く。）及び第二項、第三十二條第一項、第三十五条、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十条第一項、第四十二条第一項及び第四項、第四十四条、第四十五条第三項、第四項前段及び第六項、第四十六条第一項、第四十七条、第四十八条、第五十一条第四項、第五項及び第八項、第五十四條第一項（後段にあつては、政令で定める技術的読替えに係る部分に限る。）及び第三項、第五十五条から第五十六条まで並びに第五十八条から第六十条までの規定を適用する。この場合において、新特別措置法第九條第十項及び第十一項、第四十五条第三項、第四項前段及び第六項並びに第五十一条第四項中「機構」とあるのは、「道路管理者」とするほか、新特別措置法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

3・4（略）

（管理有料高速道路の維持、修繕等の特例の経過措置）
第二十六条（略）

2 管理有料高速道路については、新特別措置法第三条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した高速道路とみなして新特別措置法第四条から第七条まで、第九条第一項（第一号から第三号までに係る部分を除く。）及び第九項から第十一項まで、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第三十条第一項（第一号及び第二号に係る部分を除く。）及び第二項、第三十二條第一項、第三十五条、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十条第一項、第四十二条第一項及び第四項、第四十四条、第四十五条第三項、第四項前段及び第六項、第四十六条第一項、第四十七条、第四十八条、第五十一条第四項、第五項及び第八項、第五十四條第一項（後段にあつては、政令で定める技術的読替えに係る部分に限る。）及び第三項、第五十五条から第五十六条まで並びに第五十八条から第六十条までの規定を適用する。この場合において、新特別措置法第九條第九項及び第十項、第四十五条第三項、第四項前段及び第六項並びに第五十一条第四項中「機構」とあるのは、「道路管理者」とするほか、新特別措置法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

3・4（略）

○ 道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条 道路法の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第四十七条の六」を「第四十七条の十六」に、「第四十七条の七」を「第四十七条の十七」に、「第十三節 道路協力団体（第四十八条の四十六―第四十八条の五十一）」を</p> <p style="text-align: center;">「第十三節 指定 第十四節 道路</p> <p>登録確認機関（第四十八条の四十六―第四十八条の五十九）協力団体（第四十八条の六十―第四十八条の六十五）」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>第百六条中第三号を第八号とし、第二号の次に次の五号を加える</p> <p>一 第四十七条の七第一項又は第四十七条の八第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>二 第四十八条の五十三第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。</p> <p>三 第四十八条の五十三第二項の規定に違反したとき。</p> <p>四 第四十八条の五十五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、</p>	<p>第二条 道路法の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第四十七条の六」を「第四十七条の十六」に、「第四十七条の七」を「第四十七条の十七」に、「第十三節 道路協力団体（第四十八条の四十六―第四十八条の五十一）」を</p> <p style="text-align: center;">「第十三節 指定 第十四節 道路</p> <p>登録確認機関（第四十八条の四十六―第四十八条の五十九）協力団体（第四十八条の六十―第四十八条の六十五）」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>第百六条中第二号を第七号とし、第一号の次に次の五号を加える</p> <p>一 第四十七条の七第一項又は第四十七条の八第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第四十八条の五十三第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者</p> <p>三 第四十八条の五十三第二項の規定に違反した者</p> <p>四 第四十八条の五十五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若し</p>

若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

七 第四十八条の五十六第一項の規定による許可を受けないで登録等事務の全部を廃止したとき。

第四条 道路整備特別措置法の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二十五号中「第四十七条の五」を「第四十七条の十五」に改め、同項第二十九号中「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七条の十一第一項」を加え、「同条第四項又は第五項」を「同法第四十七条の三第四項若しくは第五項又は第四十七条の十一第二項若しくは第三項」に改め、「許可基準等」の下に「又は判定基準等」を加え、「同条第九項」を「同法第四十七条の三第九項又は第四十七条の十一第四項」に改め、同項中第四十一号を第四十二号とし、第三十七号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十六号中「第四十八条の五十」を「第四十八条の六十四」に改め、同号を同項第三十七号とし、同項中第三十五号を第三十六号とし、第三十四号の二を第三十五号の二とし、第三十二号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十一号中「第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十八第一項」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項第三十号中「第四十七条の四」を「第四十七条の十四」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項第二十九号の次に次の一号を加える。

三十 (略)

第八条第二項中「第三十六号又は第三十九号」を「第三十七号又は第四十号」に、「又は第三十六号」を「又は第三十七号」に改め、「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七条の十一第一項」を加え、同条第三項中「第三十三号若しくは第三十六号」を「第三十四号若しくは第三十七号」に改め、「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七条の十一第一項」を加え、「第一項第三十九号」を「第一項第四十号」に改め、同項ただし書中「第三十六号」を「第三十七号」に改め、同条第四項中「第二十九号まで、第三十

くは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第四十八条の五十六第一項の規定による許可を受けないで登録等事務の全部を廃止した者

第四条 道路整備特別措置法の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二十五号中「第四十七条の五」を「第四十七条の十五」に改め、同項第二十九号中「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七条の十一第一項」を加え、「同条第四項又は第五項」を「同法第四十七条の三第四項若しくは第五項又は第四十七条の十一第二項若しくは第三項」に改め、「許可基準等」の下に「又は判定基準等」を加え、「同条第九項」を「同法第四十七条の三第九項又は第四十七条の十一第四項」に改め、同項中第四十一号を第四十二号とし、第三十七号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十六号中「第四十八条の五十」を「第四十八条の六十四」に改め、同号を同項第三十七号とし、同項中第三十五号を第三十六号とし、第三十二号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十一号中「第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十八第一項」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項第三十号中「第四十七条の四」を「第四十七条の十四」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項第二十九号の次に次の一号を加える。

三十 (略)

第八条第二項中「第三十六号又は第三十九号」を「第三十七号又は第四十号」に、「又は第三十六号」を「又は第三十七号」に改め、「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七条の十一第一項」を加え、同条第三項中「第三十三号若しくは第三十六号」を「第三十四号若しくは第三十七号」に改め、「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七条の十一第一項」を加え、「第一項第三十九号」を「第一項第四十号」に改め、同項ただし書中「第三十六号」を「第三十七号」に改め、同条第四項中「第二十九号まで、第三十

一号から第三十三号まで又は第三十四号の二から第四十号まで」を「第三十号まで、第三十二号から第三十四号まで又は第三十五号の二から第四十一号まで」に、「第九号から第四十号まで」を「第九号から第四十一号まで」に改め、同条第五項中「第三十三号、第三十四号、第三十五号及び第四十号」を「第三十四号、第三十五号、第三十六号及び第四十一号」に改め、同条第六項中「第三十三号又は第三十四号」を「第三十四号又は第三十五号」に改め、同条第九項中「第三十七号」を「第三十八号」に改める。

(略)

第十七条第一項第二十一号中「第四十七条の五」を「第四十七条の十五」に改め、同項第二十五号中「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七条の十一第一項」を加え、「同条第四項又は第五項」を「同法第四十七条の三第四項若しくは第五項又は第四十七条の十一第二項若しくは第三項」に改め、「許可基準等」の下に「又は判定基準等」を加え、「同条第九項」を「同法第四十七条の三第九項又は第四十七条の十一第四項」に改め、同項中第三十八号を第三十九号とし、第三十三号から第三十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十二号中「第四十八条の五十」を「第四十八条の六十四」に改め、同号を同項第三十三号とし、同項中第三十一号を第三十二号とし、第三十号の二を第三十一号の二とし、第二十八号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十七号中「第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十八第一項」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項第二十六号中「第四十七条の四」を「第四十七条の十四」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 (略)

第十七条第六項中「第二十九号、第三十二号又は第三十五号」を「第三十号、第三十三号又は第三十六号」に改め、「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七条の十一第一項」を加え、同項ただし書中「第三十二号」を「第三十三号」に改める。

一号から第三十三号まで又は第三十五号から第四十号まで」を「第三十号まで、第三十二号から第三十四号まで又は第三十六号から第四十一号まで」に、「第九号から第四十号まで」を「第九号から第四十一号まで」に改め、同条第五項中「第三十三号から第三十五号まで及び第四十号」を「第三十四号から第三十六号まで及び第四十一号」に改め、同条第六項中「第三十三号又は第三十四号」を「第三十四号又は第三十五号」に改め、同条第九項中「第三十七号」を「第三十八号」に改める。

(略)

第十七条第一項第二十一号中「第四十七条の五」を「第四十七条の十五」に改め、同項第二十五号中「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七条の十一第一項」を加え、「同条第四項又は第五項」を「同法第四十七条の三第四項若しくは第五項又は第四十七条の十一第二項若しくは第三項」に改め、「許可基準等」の下に「又は判定基準等」を加え、「同条第九項」を「同法第四十七条の三第九項又は第四十七条の十一第四項」に改め、同項中第三十八号を第三十九号とし、第三十三号から第三十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十二号中「第四十八条の五十」を「第四十八条の六十四」に改め、同号を同項第三十三号とし、同項中第三十一号を第三十二号とし、第二十八号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十七号中「第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十八第一項」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項第二十六号中「第四十七条の四」を「第四十七条の十四」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 (略)

第十七条第二項中「第二十九号、第三十二号又は第三十五号」を「第三十号、第三十三号又は第三十六号」に改め、「第四十七条の三第二項」の下に「又は第四十七条の十一第一項」を加え、同項ただし書中「第三十二号」を「第三十三号」に改める。

(略)

附 則

第八条 踏切道改良促進法の一部を次のように改正する。

第四条第八項中「第四十八条の四十六第一項」を「第四十八条の六十第一項」に改める。

(略)

附 則

第八条 踏切道改良促進法の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「第四十八条の四十六第一項」を「第四十八条の六十第一項」に改める。

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年九月二十四日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

政令第二百六十一号

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令内閣は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。
第一条の三第二項第三号中「第四十八条の四十五」の下に「法第九十一条第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第一条の七第三項の表四の項中「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第一項」に改め、同条第四項の表三の項中「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第一項」に改め、「第四十八条の二十九」の下に「第四十八条の二十九の三、第四十八条の二十九の四、第四十八条の二十九の五第一項」を加え、同表四の項中「第四十八条の二十六第二項」の下に「第四十八条の二十九の六第一項及び第三項」を加え、同条第六項の表九の項中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に改め、「第四十八条の二十九」の下に「第四十八条の二十九の三、第四十八条の二十九の四、第四十八条の二十九の五第一項」を加え、同表十一の項中「第四十八条の二十六第二項」の下に「第四十八条の二十九の五第一項」を加え、同表十一の項中「第四十八条の二十六第二項」の下に「第四十八条の二十九の六第一項及び第三項」を加え、同条第七項中「四の項」の下に「第四十八条の二十九の六第一項及び第三項並びに」を加え、同条第八項の表二の項中「第四十七條の五第二項」の下に「第四十八條の二十九の三、第四十八條の二十九の四、第四十八條の二十九の五第一項」を加え、同表九の項を十の項とし、五の項から八の項までを一項ずつ繰り下げ、四の項の次に次のように加える。

五	第四十八条の二十九の六第一項及び第三項	道路管理者は、 道路管理者は、道路管理者 等が
---	---------------------	-------------------------------

第三条の二第一項中「第四十一条第二項第八号」を「第四十一条第二項第九号」に改める。

第四条第一項第十九号中「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第一項」に、「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第二項」に、「第四十四条の二第三項」を「第四十四条の三第三項」に、「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の三第四項」に、「第四十四条の二第五項」を「第四十四条の三第五項」に改め、同項中第四十七号を第五十号とし、第三十三号から第四十六号までを三号ずつ繰り下げ、同項第三十二号中「第四十八条の四十五」の下に「法第九十一条第二項において準用する場合を含む。」を加え、同号を同項第三十五号とし、同項中第三十一号を第三十四号とし、第三十号を第三十三号とし、第二十九号の次に次の三号を加える。

三十 法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限すること。

三十一 法第四十八条の二十九の四の規定により道路標識を設けること。

三十二 法第四十八条の二十九の五第一項の規定により協定を締結し、及び道路外災害応急対策施設を管理すること。

第四条第二項ただし書中「前項第三十八号及び第三十九号」を「前項第四十一号及び第四十二号」に改める。

第四条の二第一項第一号中「第三十一号、第三十三号、第三十五号から第三十九号まで、第四十二号及び第四十三号」を「第三十四号、第三十六号、第三十八号から第四十二号まで、第四十五号及び第四十六号」に改め、同項第五号中「第四十四条の二第七項」を「第四十四条の三第七項」に改め、同項第十号中「第四十八条の四十五」の下に「法第九十一条第二項において準用する場合を含む。」を加え、同項第十九号中「とき及び」を「とき、法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとするとき及び」に改め、同条第三項ただし書中「前条第一項第三十八号及び第三十九号」を「前条第一項第四十一号及び第四十二号」に改める。

第四条の三第一項中「第四十七号」を「第五十号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に改める。

第四条の四第一項第一号中「第三十八号まで、第四十号から第四十三号まで及び第四十五号から第四十七号まで」を「第四十一号まで、第四十三号から第四十六号まで及び第四十八号から第五十号まで」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号」を「第四条第一項第四十一号」に改める。

第四条の五第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号」を「第四条第一項第四十一号」に改める。

第五条第三号中「第四十四条」を「第四十四条第一項及び第二項（これらの規定を）」に改め、同条第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「又は」を「、第四十八条の二十九の六第三項又は」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 法第四十四条の二第一項及び第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により届出対象区域を指定し、及びこれを公示すること。

第五条の二第一項第一号中「第三十二号まで、第三十五号から第三十八号まで、第四十号、第四十一号及び第四十五号から第四十七号まで」を「第三十五号まで、第三十八号から第四十一号まで、第四十三号、第四十四号及び第四十八号から第五十号まで」に改め、同項第三号中「及び法第四十六条第一項又は」の下に「及び法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとするとき」を加え、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号」を「第四条第一項第四十一号」に改める。

第五条の三第一項第一号中「第二十九号まで、第三十一号、第三十三号、第三十五号から第三十九号まで、第四十一号から第四十三号まで及び第四十五号から第四十七号まで」を「第三十二号まで、第三十四号、第三十六号、第三十八号から第四十二号まで、第四十四号から第四十六号まで及び第四十八号から第五十号まで」に改め、同項第三号中「第四十四条の二第七項」を「第四十四条の三第七項」に改め、同項第四号中「第四十八条の四十五」の下に「法第九十一条第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に改める。

第六条第四項第一号中「第四十七条の二」の下に「、第四十八条の二十九の五第一項」を加え、同項第二号中「第四十八条の三十七第一項」を「第四十八条の二十九の五第一項又は第四十八条の三十七第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一 法第二十二條の二、第四十七條の八第一項又は第四十八條の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

二 法第二十八條の二第一項の規定により協議会を組織すること。

三 法第四十八條の四十六第一項の規定により指定し、又は法第四十八條の四十八第三項の規定により指定を取り消すこと。

第六条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「及び第二十一号」を「、第二十一号、第三十号及び第三十一号」に、「この条第四項第二号」を「この条第五項第二号」に、「第五項第二号」を「第六項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項第一号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、同項第二号中「法」の下に「第四十八條の二十九の五第一項又は」を加え、同項を

同条第九項とし、同条第七項中「第四項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項第五号中「又は」を「、第四十八條の二十九の五第一項又は」に改め、同項第七号中「第四十八條の四十五」の下に「法第九十一条第二項において準用する場合を含む。」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定市以外の市町村は、法第四十八條の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一 第二項各号に掲げる権限

二 法第四十八條の二十九の五第一項の規定により協定を締結すること。

七 法第三十号中「津波」を「洪水、高潮又は津波」に改め、同条に次の一号を加える。

十四 防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設（都市再生特別措置法第十九條の十五第一項に規定する非常用電気等供給施設をいう。）その他これらに類する施設で、災害応急対策（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十條第一項に規定する災害応急対策をいう。第十六條の三第二号イ並びに第三十五條の七第二号及び第四号において同じ。）の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるもの

第十六條の二の次に次の一条を加える。

（災害応急対策に資する工作物又は施設）

第十六條の三 法第三十三條第二項第四号の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一 広告塔、通信設備、街灯その他これらに類する工作物又は看板であつて、災害時において住民その他の者（次号及び第三十五條の七において「住民等」という。）に対する災害情報の伝達のために供することができるもの

二 次に掲げるもので、災害時において住民等に対する物資又は電力の供給の用に供することができるもの

イ ベンチその他これに類する工作物であつて、物資の保管その他災害応急対策の実施に資する機能を併せ有するもの

ロ 貯水槽その他これに類する施設

ハ 第七條第二号又は第八号に掲げる工作物又は施設

三 第七條第十四号に掲げる工作物又は施設

三 第七條第十四号に掲げる工作物又は施設

第十七條中「第三十三條第二項第四号」を「第三十三條第二項第五号」に改める。

第十九條の五及び第十九條の六第一項中「第四十四條の二第三項」を「第四十四條の三第三項」に改める。

第十九條の七及び第十九條の八中「第四十四條の二第四項」を「第四十四條の三第四項」に改める。

第三十條の五中「第四條第一項第三十六号」を「第四條第一項第三十九号」に改める。

第三十四條第一項中「第四十四條の二第七項」を「第四十四條の三第七項」に改める。

第三十五條の三第一号中「指定は」の下に「道路の沿道における」を、「崩壊」の下に「、竹木の倒伏、工作物の倒壊」を、「道路」の下に「沿道の土地、竹木又は工作物が道路」を加え、同条第二号中「指定は」の下に「道路の沿道の土地、竹木又は工作物が」を加える。

第三十五條の十を第三十五條の十一とする。

第三十五條の九中「第三十五條の七」を「第三十五條の八」に改め、同条を第三十五條の十とし、第三十五條の八を第三十五條の九とし、第三十五條の七を第三十五條の八とする。

第三十五條の六の次に次の一条を加える。

（道路外災害応急対策施設）

第三十五條の七 法第四十八條の二十九の五第一項の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一 広告塔、看板、街灯その他これらに類する工作物であつて、災害時において住民等に対する災害情報の伝達のために供することができるもの

二 ベンチその他これに類する工作物であつて、物資の保管その他災害応急対策の実施に資する機能を併せ有するもの

第三十五條の七 法第四十八條の二十九の五第一項の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一 広告塔、看板、街灯その他これらに類する工作物であつて、災害時において住民等に対する災害情報の伝達のために供することができるもの

二 ベンチその他これに類する工作物であつて、物資の保管その他災害応急対策の実施に資する機能を併せ有するもの

第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設			トンネルの上又は高架の道路の路面(当該路面の下を除く)に設けるもの	上空に設けるもの
		建築物	その他のもの	その他のもの		
その他のもの	建築物	その他のもの	建築物	その他のもの	トンネルの上又は高架の道路の路面(当該路面の下を除く)に設けるもの	上空に設けるもの
乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額
乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額
乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額
乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額
乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額

三 食事施設、購買施設その他これらに類する施設であつて、災害時において住民等の支援に係る物資(次号において「支援物資」という。)の供給の用に供することができるもの

四 事務所、店舗、広場、公園その他これらに類する施設であつて、災害時において住民等若しくは災害応急対策に従事する者の利用又は支援物資の保管の用に供することができるもの

第四十一条第二項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号中「第三十五条の七」を「第三十五条の八」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 法第四十八条の二十九の二第一項の規定により防災拠点自動車駐車場を指定し、同条第二項の規定により当該指定に係る自動車駐車場の道路管理者に協議し、その同意を得、及び同条第三項の規定により当該指定をした旨を公示すること。

別表第七号第八号に掲げる施設、第七号第九号に掲げる施設、第七号第十号に掲げる施設及び自動車駐車場、第七号第十一号に掲げる応急仮設建築物、第七号第十二号に掲げる器具及び第七号第十三号に掲げる施設の項を次のように改める。

第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設			トンネルの上又は高架の道路の路面(当該路面の下を除く)に設けるもの	上空に設けるもの
		建築物	その他のもの	その他のもの		
その他のもの	建築物	その他のもの	建築物	その他のもの	トンネルの上又は高架の道路の路面(当該路面の下を除く)に設けるもの	上空に設けるもの
乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額
乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額
乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額
乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額
乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額

第二條 道路整備特別措置法施行令(昭和三十一年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第一條第三号中「及び第十三号」を「第十三号及び第十四号」に改める。

第十五條第一項中「道路管理者」とあるのは、「道路管理者」とあるのは、「上欄」を「第二欄」に、「中欄」を「第三欄」に、「下欄」を「第四欄」に改め、同項の表を次のように改める。

項	読み替えられる規定	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句
一	第二條第二項第三号	第十八條第一項に規定する道路管理者	道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第一條第四項に規定する会社(以下「会社」という。)
二	第二條第二項第五号、第七号及び第八号	第十八條第一項に規定する道路管理者	会社
			地方道路公社

三十二	三十一	三十	二十九	二十八	二十七	二十六
第九十六條第二項	第九十三條	第九十一條第一項	第八十五條第三項	第八十五條第二項	第七十五條第二項第二号、第九十一條第一項	第七十一條第四項
道路管理者がした	当該道路管理者	道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合におけるこの条及び第九十六條第五項後段において）	道路の附属物の新設又は改築に	道路の附属物の新設又は改築に	道路管理者の	基づく処分
当該都道府県の知事又は当該市町村の長	都道府県又は市町村である道路管理者	有料道路管理者	道路の附属物の新設又は改築に	道路の附属物の新設又は改築に	道路整備特別措置法第十八條第二項の規定による届出に係る道路に	基づく処分、道路整備特別措置法第十八條第一項、第三十號、第三十一號、第三十二號、第三十三號、第三十四號、第三十五號、第三十六號、第三十七號、第三十八號、第三十九號、第四十號、第四十一號、第四十二號、第四十三號、第四十四號、第四十五號、第四十六號、第四十七號、第四十八號、第四十九號、第五十號、第五十一號、第五十二號、第五十三號、第五十四號、第五十五號、第五十六號、第五十七號、第五十八號、第五十九號、第六十號、第六十一號、第六十二號、第六十三號、第六十四號、第六十五號、第六十六號、第六十七號、第六十八號、第六十九號、第七十號、第七十一號、第七十二號、第七十三號、第七十四號、第七十五號、第七十六號、第七十七號、第七十八號、第七十九號、第八十號、第八十一號、第八十二號、第八十三號、第八十四號、第八十五號、第八十六號、第八十七號、第八十八號、第八十九號、第九十號、第九十一號、第九十二號、第九十三號、第九十四號、第九十五號、第九十六號、第九十七號、第九十八號、第九十九號、第一百號、第一百零一號、第一百零二號、第一百零三號、第一百零四號、第一百零五號、第一百零六號、第一百零七號、第一百零八號、第一百零九號、第一百一十號、第一百一十一號、第一百一十二號、第一百一十三號、第一百一十四號、第一百一十五號、第一百一十六號、第一百一十七號、第一百一十八號、第一百一十九號、第一百二十號、第一百二十一號、第一百二十二號、第一百二十三號、第一百二十四號、第一百二十五號、第一百二十六號、第一百二十七號、第一百二十八號、第一百二十九號、第一百三十號、第三十號、第三十一號、第三十二號、第三十三號、第三十四號、第三十五號、第三十六號、第三十七號、第三十八號、第三十九號、第四十號、第四十一號、第四十二號、第四十三號、第四十四號、第四十五號、第四十六號、第四十七號、第四十八號、第四十九號、第五十號、第五十一號、第五十二號、第五十三號、第五十四號、第五十五號、第五十六號、第五十七號、第五十八號、第五十九號、第六十號、第六十一號、第六十二號、第六十三號、第六十四號、第六十五號、第六十六號、第六十七號、第六十八號、第六十九號、第七十號、第七十一號、第七十二號、第七十三號、第七十四號、第七十五號、第七十六號、第七十七號、第七十八號、第七十九號、第八十號、第八十一號、第八十二號、第八十三號、第八十四號、第八十五號、第八十六號、第八十七號、第八十八號、第八十九號、第九十號、第九十一號、第九十二號、第九十三號、第九十四號、第九十五號、第九十六號、第九十七號、第九十八號、第九十九號、第一百號、第一百零一號、第一百零二號、第一百零三號、第一百零四號、第一百零五號、第一百零六號、第一百零七號、第一百零八號、第一百零九號、第一百一十號、第一百一十一號、第一百一十二號、第一百一十三號、第一百一十四號、第一百一十五號、第一百一十六號、第一百一十七號、第一百一十八號、第一百一十九號、第一百二十號、第一百二十一號、第一百二十二號、第一百二十三號、第一百二十四號、第一百二十五號、第一百二十六號、第一百二十七號、第一百二十八號、第一百二十九號、第一百三十號、

四	三	二	一	項
第十條第一項、第十一條第一項、第十二條第一項、第十三條第一項、第十四條第一項、第十五條第一項、第十六條第一項、第十七條第一項、第十八條第一項、第十九條第一項、第二十條第一項、第二十一條第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十五條第一項、第二十六條第一項、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第一項、第三十條第一項、第三十一條第一項、第三十二條第一項、第三十三條第一項、第三十四條第一項、第三十五條第一項、第三十六條第一項、第三十七條第一項、第三十八條第一項、第三十九條第一項、第四十條第一項、第四十一條第一項、第四十二條第一項、第四十三條第一項、第四十四條第一項、第四十五條第一項、第四十六條第一項、第四十七條第一項、第四十八條第一項、第四十九條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條第一項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十五條第一項、第五十六條第一項、第五十七條第一項、第五十八條第一項、第五十九條第一項、第六十條第一項、第六十一條第一項、第六十二條第一項、第六十三條第一項、第六十四條第一項、第六十五條第一項、第六十六條第一項、第六十七條第一項、第六十八條第一項、第六十九條第一項、第七十條第一項、第七十一條第一項、第七十二條第一項、第七十三條第一項、第七十四條第一項、第七十五條第一項、第七十六條第一項、第七十七條第一項、第七十八條第一項、第七十九條第一項、第八十條第一項、第八十一條第一項、第八十二條第一項、第八十三條第一項、第八十四條第一項、第八十五條第一項、第八十六條第一項、第八十七條第一項、第八十八條第一項、第八十九條第一項、第九十條第一項、第九十一條第一項、第九十二條第一項、第九十三條第一項、第九十四條第一項、第九十五條第一項、第九十六條第一項、第九十七條第一項、第九十八條第一項、第九十九條第一項、第一百條第一項、第一百零一號、第一百零二號、第一百零三號、第一百零四號、第一百零五號、第一百零六號、第一百零七號、第一百零八號、第一百零九號、第一百一十號、第一百一十一號、第一百一十二號、第一百一十三號、第一百一十四號、第一百一十五號、第一百一十六號、第一百一十七號、第一百一十八號、第一百一十九號、第一百二十號、第一百二十一號、第一百二十二號、第一百二十三號、第一百二十四號、第一百二十五號、第一百二十六號、第一百二十七號、第一百二十八號、第一百二十九號、第一百三十號、	第十九條の二第一項	第二條第二項第五号、第七号及び第八号	第二條第二項第二号	読み替える道路法の規定
道路管理者	当該他の道路の道路管理者	第十八條第一項に規定する道路管理者	第十八條第一項に規定する道路管理者	読み替えられる字句
国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	高速自動車国道法第二十五條の規定により読み替えた字句
機構	会社	会社	会社	読み替える字句

第十六條中「又は会社が」を「(以下「機構」という。)又は会社が」に、「第一欄に」を「第二欄に」に、「第二欄に」を「第三欄に」に、「第三欄に」を「第四欄に」に、「第四欄に」を「第五欄に」に改め、同條の表を次のように改める。

十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五
第四十五條第一項、第四十七條の五、第四十八條の二、第四十九條の四	第四十四條の三、第四十七條の二、第六十七條の二、第六十八條の二	第四十四條の三、第四十七條の二、第六十七條の二、第六十八條の二	第四十一條	第三十九條の四、第四十條	第三十九條の二、第六十條	第三十九條の二、第四十條	第三十九條の二、第四十條	第三十八條第二項、第三十九條第二項、第九十三條	第三十八條第二項、第七十條第一項	第二十四條、第九十條第一項	第二十三條第一項、第二十八條第一項、第四十二條第一項、第七十條第三項及び第四項、第九十一條、第九十二條	第二十二條の二、第二十四條	第二十二條の二
道路管理者	道路管理者	道路管理者	道路管理者	道路管理者	道路管理者(市町村である道路管理者を除く。)	道路管理者の	道路管理者は	当該道路管理者	道路管理者が	道路管理者の	道路管理者	道路管理者以外	道路管理者は
国土交通大臣	国土交通大臣	国	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	国	国土交通大臣は	国土交通大臣	国土交通大臣が	国土交通大臣の	国土交通大臣	国土交通大臣以外	国土交通大臣は
機構及び会社	機構又は会社	機構	国土交通大臣、機構及び会社	機構	機構	機構の	機構は	当該会社	会社が	機構の	会社	国土交通大臣、機構及び会社以外	会社は

第三條 (高速自動車国道法施行令の一部改正)
 第三條 高速自動車国道法施行令(昭和三十一年政令第二百五号)の一部を次のように改正する。
 第十二條の表を次のように改める。

二	一	項	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九
第二十一條	第十九條の二第一項	読み替える道路法の規定	第九十三條	第九十一條第一項	第八十七條第一項	第七十條第一項	第六十七條の二第一項	第四十七條の二第三項	第四十七條の二第二項
前条及び第三十一條	当該他の道路の道路管理者	読み替えられる字句	当該道路の道路管理者	国土交通大臣及び国土交通大臣を 含む。以下この条 及び第九十六條第 五項後段において 同じ。	道路管理者(国土 交通大臣が自ら道 路の新設又は改築 を行う場合におけ る国土交通大臣を 含む。)	道路管理者又は 道路管理者	道路管理者	一の道路の道路管 理者	一の道路の道路管 理者が行う
高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)第八條及び第十二條	国土交通大臣	読み替える字句	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	国又は 国は	国土交通大臣	国土交通大臣 他の道路の道路管 理者又は国土交通 大臣	国土交通大臣又は 一の道路の道路管 理者
			会社	国土交通大臣及び 機構	会社又は 機構	会社は	機構若しくは会社	一の道路の道路管 理者又は道路整備 特別措置法第八條 第一項は第二十八 号若しくは第二十七 号の規定により道路 管理者に代わつて これらの権限を行 う者	機構又は一の道路 の道路管理者が行 う

二十一	第四十八條の四十九	国土交通大臣又は道路管理者	国土交通大臣
二十	第四十八條の四十二第二項、第四十八條の四十四、第四十八條の四十五	特定道路管理者	国土交通大臣
十九	第四十八條の四十二第一項	道路管理者（以下「特定道路管理者」という。）	国土交通大臣
十八	第四十八條の三十五第一項	道路管理者は	国は
十七	第四十七條の八第二項、第四十八條の二十九の六第三項、第四十八條の三十八第三項	道路管理者の	関係地方整備局又は北海道開発局の
十六	第四十七條の七第一項、第九十一條第一項	第十八條第一項	高速自動車国道法第七條第一項
十五	第四十七條の二第三項	一の道路の道路管理者	国
十四		道路管理者（当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあっては、国）	国土交通大臣
十三	第四十七條の二第二項	他の道路の道路管理者	他の道路の道路管理者又は国土交通大臣
十二	第三十九條の二第六項	当該一の道路の道路管理者が	国土交通大臣又は当該一の道路の道路管理者
十一	第三十九條の二第一項、第六十四條第一項	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）	国土交通大臣又は一の道路の道路管理者が行う
十	第三十九條の二第一項、第三十九條の四第四項、第四十八條の六第三項、第四十八條の三十八第三項	道路管理者は	国土交通大臣は

三十一	第九十九條	道路管理者の	国土交通大臣の
三十	第九十六條第五項	道路管理者又は第三十三條第一項若しくは第四十八條の五第一項若しくは第三項の規定	国土交通大臣
二十九	第九十三條	道路管理者	国土交通大臣
二十八	第九十一條第一項	道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六條第五項後段において同じ。）	国土交通大臣
二十七	第八十七條第一項	道路管理者	国土交通大臣
二十六	第七十一條第五項	道路管理者又は	国土交通大臣又は第四十八條第四項、第四十八條の十二又は第四十八條の十六
二十五	第七十條第一項	道路管理者は	国又は
二十四	第六十四條第二項	同項の道路管理者	国
二十三	第六十條	道路管理者又は第十三條第二項の規定により指定区域内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市	国
二十二	第六十條	この法律	この法律及び高速自動車国道法

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第四条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十五号中「第四十七條の九」の下に、「第四十八條の二十九の七」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二十五の二 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第十條

第五十条 (山村振興法施行令の一部改正)

第五十条 山村振興法施行令(昭和四十年政令第三百三十一号)の一部を次のように改正する。
第五十条第四項中「の権限は、第二項」を「が代わつて行う権限は、第二項前段」に、「告示する」を「告示された」に改め、「から」の下に「同項後段の規定により告示された当該」を加え、同項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に、「もの」を「権限」に、「工事の」を「当該」に改め、同条第五項中「又は第三十一号」を「第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第六項中「第三十一号、第三十二号」を「第三十二号、第三十四号、第三十五号」に、「第三十三号」を「第三十六号」に、「第四十号」を「第四十三号」に改める。

第六十条 (豪雪地帯対策特別措置法施行令の一部改正)

第六十条 豪雪地帯対策特別措置法施行令(昭和四十六年政令第三百六十七号)の一部を次のように改正する。
第一条第三項中「の権限は、第一項」を「が代わつて行う権限は、第一項前段」に、「告示する」を「告示された」に改め、「から」の下に「同項後段の規定により告示された当該」を加え、同項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に、「もの」を「権限」に、「工事の」を「当該」に改め、同条第四項中「又は第三十一号」を「第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第五項中「第三十一号、第三十二号」を「第三十二号、第三十四号、第三十五号」に、「第三十三号」を「第三十六号」に、「第四十号」を「第四十三号」に改める。

第七十条 (半島振興法施行令の一部改正)

第七十条 半島振興法施行令(昭和六十一年政令第二百四十三号)の一部を次のように改正する。
第二条第四項中「の権限は、第二項」を「が代わつて行う権限は、第二項前段」に、「告示する」を「告示された」に改め、「から」の下に「同項後段の規定により告示された当該」を加え、同項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に、「もの」を「権限」に、「工事の」を「当該」に改め、同条第五項中「又は第三十一号」を「第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第六項中「第三十一号、第三十二号」を「第三十二号、第三十四号、第三十五号」に、「第三十三号」を「第三十六号」に、「第四十号」を「第四十三号」に改める。

第八十条 (沖繩振興特別措置法施行令の一部改正)

第八十条 沖繩振興特別措置法施行令(平成十四年政令第二百二号)の一部を次のように改正する。
第三十三条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に改め、同条第五項中「又は第三十一号」を「第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第六項中「第三十一号、第三十二号」を「第三十二号、第三十四号、第三十五号」に、「第三十三号」を「第三十六号」に、「第四十号」を「第四十三号」に改める。

第九十条 (独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正)

第九十条 独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第六十号)の一部を次のように改正する。
第七条第二項中「同項第三十二号及び第三十三号」を「同項第三十五号及び第三十六号」に改め、同条第三項中「及び第三十一号」を「第三十二号及び第三十四号」に改め、同条第四項中「及び第三十一号」を「第三十二号及び第三十四号」に、「同項第四十号」を「同項第四十三号」に改める。

第十一条 (独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部改正)

第十一条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成十七年政令第二百二号)の一部を次のように改正する。
第三条第一号中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に改める。
(日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正)
政令第二百三十三号)の一部を次のように改正する。
第六条第一項の表第九号第一項第十号及び第十項の項中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に、「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の三第四項」に、「第四十四条の二第五項」を「第四十四条の三第五項」に改め、同表第九号第一項第十号の項中「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第二項」に、「第四十四条の二第三項」を「第四十四条の三第三項」に改め、同表第九号第一項第十一号の項読み替えられる字句の欄中「及び第四十八条の十一第二項」を「第四十八条の十一第二項及び第四十八条の二十九の四」に改め、同表第三十号第一項第五号の項の次に次のように加える。

第十二条 (東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代りに関する法律施行令の一部改正)

第十二条 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代りに関する法律施行令(平成二十三年政令第四百十四号)の一部を次のように改正する。
第八条第二項中「第四十四条の二第七項」を「第四十四条の三第七項」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に改め、同条第四項中「又は第三十一号」を「第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第五項中「又は第三十一号、第三十二号」を「第三十二号、第三十四号、第三十五号」に、「第三十三号」を「第三十六号」に、「第四十号」を「第四十三号」に改める。

第十三条 (福島復興再生特別措置法施行令の一部改正)

第十三条 福島復興再生特別措置法施行令(平成二十四年政令第五百十五号)の一部を次のように改正する。
第七条第二項中「第四十七号」を「第五十号」に、「第四十四条の二第七項」を「第四十四条の三第七項」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号若しくは第三十九号」を「第四条第一項第四十一号若しくは第四十二号」に改め、同条第四項中「又は第三十一号」を「第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第五項中「第三十一号、第三十二号」を「第三十二号、第三十四号、第三十五号」に、「第三十三号」を「第三十六号」に、「第四十号」を「第四十三号」に改める。

第十四条 (大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正)

第十四条 大規模災害からの復興に関する法律施行令(平成二十五年政令第二百三十七号)の一部を次のように改正する。
第十七条第二項中「第四十四条の二第七項」を「第四十四条の三第七項」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号若しくは第三十九号」を「第四条第一項第四十一号若しくは第四十二号」に改め、同条第四項中「又は第三十一号」を「第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第五項中「第三十一号、第三十二号」を「第三十二号、第三十四号、第三十五号」に、「第三十三号」を「第三十六号」に、「第四十号」を「第四十三号」に改める。

第十五条 (大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正)

第十五条 大規模災害からの復興に関する法律施行令(平成二十五年政令第二百三十七号)の一部を次のように改正する。
第十七条第二項中「第四十四条の二第七項」を「第四十四条の三第七項」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号若しくは第三十九号」を「第四条第一項第四十一号若しくは第四十二号」に改め、同条第四項中「又は第三十一号」を「第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第五項中「第三十一号、第三十二号」を「第三十二号、第三十四号、第三十五号」に、「第三十三号」を「第三十六号」に、「第四十号」を「第四十三号」に改める。

第十六条 (大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正)

第十六条 大規模災害からの復興に関する法律施行令(平成二十五年政令第二百三十七号)の一部を次のように改正する。
第十七条第二項中「第四十四条の二第七項」を「第四十四条の三第七項」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号若しくは第三十九号」を「第四条第一項第四十一号若しくは第四十二号」に改め、同条第四項中「又は第三十一号」を「第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第五項中「第三十一号、第三十二号」を「第三十二号、第三十四号、第三十五号」に、「第三十三号」を「第三十六号」に、「第四十号」を「第四十三号」に改める。

第十七条 (大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正)

第十七条 大規模災害からの復興に関する法律施行令(平成二十五年政令第二百三十七号)の一部を次のように改正する。
第十七条第二項中「第四十四条の二第七項」を「第四十四条の三第七項」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号若しくは第三十九号」を「第四条第一項第四十一号若しくは第四十二号」に改め、同条第四項中「又は第三十一号」を「第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第五項中「第三十一号、第三十二号」を「第三十二号、第三十四号、第三十五号」に、「第三十三号」を「第三十六号」に、「第四十号」を「第四十三号」に改める。

第十八条 (大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正)

第十八条 大規模災害からの復興に関する法律施行令(平成二十五年政令第二百三十七号)の一部を次のように改正する。
第十七条第二項中「第四十四条の二第七項」を「第四十四条の三第七項」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号若しくは第三十九号」を「第四条第一項第四十一号若しくは第四十二号」に改め、同条第四項中「又は第三十一号」を「第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第五項中「第三十一号、第三十二号」を「第三十二号、第三十四号、第三十五号」に、「第三十三号」を「第三十六号」に、「第四十号」を「第四十三号」に改める。

第十九条 (大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正)

第十九条 大規模災害からの復興に関する法律施行令(平成二十五年政令第二百三十七号)の一部を次のように改正する。
第十七条第二項中「第四十四条の二第七項」を「第四十四条の三第七項」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号若しくは第三十九号」を「第四条第一項第四十一号若しくは第四十二号」に改め、同条第四項中「又は第三十一号」を「第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第五項中「第三十一号、第三十二号」を「第三十二号、第三十四号、第三十五号」に、「第三十三号」を「第三十六号」に、「第四十号」を「第四十三号」に改める。

Table with 2 columns: Article/Section and Content. Row 1: 第三十条第一項第五号の二. Row 2: 第四十四条の二第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む).

(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令の一部改正)
第十五条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令(令和三年政令第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に改め、同条第五項中「又は第三十一号」を「第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第六項中「第三十一号、第三十二号」を「第三十二号、第三十四号、第三十五号」に、「第三十三号」を「第三十六号」に、「第四十号」を「第四十三号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和三年九月二十五日)から施行する。

(道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正)

第二条 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令(昭和二十四年政令第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第三十九号、第四十二号及び第四十三号」を「第四十二号、第四十五号及び第四十六号」に、「第四項」を「第五項」に改める。

(踏切道改良促進法施行令の一部改正)

第三条 踏切道改良促進法施行令(昭和三十七年政令第三百二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三十五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号及び第四十四号」を「第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号」に改め、同条第四項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に改める。

(都市再生特別措置法施行令の一部改正)

第四条 都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第九十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「権限」の下に「第四項において「市町村が代行する権限」という。」を加え、「第四十六条第一項第二号の規定」を「第四十六条第一項(第二号に係る部分に限る。)」の規定による通行の禁止又は制限」に、「次項」を「第三項」に、「第三十二号」を「第三十五号」に、「第三十三号」を「第三十六号」に、「第三十五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号及び第四十四号」を「第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「第一項に規定する市町村の権限」を「市町村が代行する権限」に、「公示される」を「公示された」に改め、「から」の下に「同項の規定に基づき公示された当該」を、「まで」の下に「の間」を加え、同項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に、「国道の新設等又は国道の維持等の」を「当該」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正)

第五条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「権限」の下に「第四項において「市町村が代行する権限」という。」を加え、「第四十六条第一項第二号」を「第四十六条第一項(第二号に係る部分に限る。)」に、「次項」を「第三項」に、「第三十五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号及び第四十四号」を「第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「第一項に規定する市町村の権限」を「市町村が代行する権限」に、「公示される」を「公示された」に改め、「から」の下に「同項の規定に基づき公示された当該」を、「まで」の下に「の間」を加え、同項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に、「工事の」を「当該」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎
総務大臣 武田 良太
農林水産大臣 野上浩太郎
国土交通大臣 赤羽 一嘉

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）（第一条関係）	1
○道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）（第二条関係）	42
○高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）（抄）（第三条関係）	76
○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第四条関係）	85
○山村振興法施行令（昭和四十年政令第三百三十一号）（抄）（第五条関係）	86
○豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）（抄）（第六条関係）	87
○半島振興法施行令（昭和六十一年政令第二百四十三号）（抄）（第七条関係）	88
○沖繩振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）（抄）（第八条関係）	89
○独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）（第九条関係）	90
○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（抄）（第十条関係）	92
○日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三十三号）（抄）（第十一条関係）	93
○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第四百十四号）（抄）（第十二条関係）	97
○福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第一百五号）（抄）（第十三条関係）	99
○大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）（抄）（第十四条関係）	101
○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第三百三十七号）（抄）（第十五条関係）	103
○道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和三十四年政令第六十一号）（抄）（附則第二条関係）	104
○踏切道改良促進法施行令（昭和三十七年政令第三百二二号）（抄）（附則第三条関係）	105
○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）（附則第四条関係）	106
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（抄）（附則第五条関係）	107

改 正 案

現 行

<p>（国土交通大臣が権限を行う場合の意見の聴取等）</p> <p>第一条の三（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管理を行つて道路の区間（国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つて区間に限る。）について次に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県又は指定市に通知しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第四十八条の四十五（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により自動車駐車場等運営権者と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。</p> <p>四・五（略）</p> <p>（管理の特例の場合の読替規定）</p> <p>第一条の七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十七条第四項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。</p>		
項	読み替える規定	読み替えられる字句
一	第二条第二項第二号、第七号及び第九号	道路管理者
第十三条第四項	第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災	第十七条第四項の規定により指定市以外の市町
項	読み替える規定	読み替えられる字句
一	第二条第二項第二号、第七号及び第九号	道路管理者
第十三条第四項	第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災	第十七条第四項の規定により指定市以外の市町

		三		二		
第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條		第十八條第一項				
道路管理者	決定して	道路管理者」という	第十六條又は	關係都道府県	都道府県の	修復旧その他の管理
道路管理者等	決定し、道路管理者は	道路管理者」という。）又は指定市以外の市町村（以下「道路管理者等」と総称する	は第十六條若しくは	当該指定市以外の市町村及び關係する都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七條第二項の規定により管理を行う市をいう。）	指定市以外の市町村の	村が国道の修繕

		三		二		
第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條		第十八條第一項				
道路管理者	決定して	道路管理者」という	第十六條又は	關係都道府県	都道府県の	修復旧その他の管理
道路管理者等	決定し、道路管理者は	道路管理者」という。）又は指定市以外の市町村（以下「道路管理者等」と総称する	は第十六條若しくは	当該指定市以外の市町村及び關係する都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七條第二項の規定により管理を行う市をいう。）	指定市以外の市町村の	村が国道の修繕

第一項、第二十四
条、第二十四
条の二第一項及
び第三項、第二
十四条の三、第
二十八条の第二
一項、第三十二
条、第三十三
条第一項、第二
項、第三号及び
第三項、第三十
四号、第三十六
条から第三十八
条まで、第三十八
条、第三十九
条第一項、第三
十九条の二第一
項、第三十九
条の二第二項、
第三十九条の
三第一項、第三
十九条の四、第
三十九条の五第
一項、第三十九
条の六第一項か
ら第三項まで、
第三十九条の七
第二項及び第四
項、第三十九
条の九、第四十
条第二項、第四
十一条、第四十二
条第一項、第四
十四条の三第一
項から第五項ま
で及び第八項、
第四十五条第一
項、第四十六条
第一項及び第二

第一項、第二十四
条、第二十四
条の二第一項及
び第三項、第二
十四条の三、第
二十八条の第二
一項、第三十二
条、第三十三
条第一項、第二
項、第三号及び
第三項、第三十
四号、第三十六
条から第三十八
条まで、第三十八
条、第三十九
条第一項、第三
十九条の二第一
項、第三十九
条の二第二項、
第三十九条の
三第一項、第三
十九条の四、第
三十九条の五第
一項、第三十九
条の六第一項か
ら第三項まで、
第三十九条の七
第二項及び第四
項、第三十九
条の九、第四十
条第二項、第四
十一条、第四十二
条第一項、第四
十四条の二第一
項から第五項ま
で及び第八項、
第四十五条第一
項、第四十六条
第一項及び第二

項、第四十七條の七第一項、第四十七條の八第一項、第四十八條の二十三第一項、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十五、第四十八條の二十六第一項、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九、第四十八條の三十七第一項、第四十八條の四十六第一項及び第三項、第四十八條の四十七、第四十八條の四十八第一項から第三項まで、第四十八條の四十九から第四十八條の五十一まで、第五十六條、第五十七條、第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十条第一項、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条

項、第四十七條の七第一項、第四十七條の八第一項、第四十八條の二十三第一項、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十五、第四十八條の二十六第一項、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九、第四十八條の三十七第一項、第四十八條の四十六第一項及び第三項、第四十八條の四十七、第四十八條の四十八第一項から第三項まで、第四十八條の四十九から第四十八條の五十一まで、第五十六條、第五十七條、第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十条第一項、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条

五		
第二十四条の二 第一項	道路の	条第一項、第六十七條の二、第六十八條、第六十九條第一項、第七十條第一項、第三項及び第四項、第七十一條第一項から第七項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項、第七十三條第二項及び第三項、第八十六條第二項、第八十七條第一項、第九十一條第一項から第三項まで、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二第一項及び第二項前段、第九十六條第五項
駐車料金	道路の	
、駐車料金 車させる者から	道路管理者にあ つては道路の	
指定市以外の市 町村にあつては 道路の附属物で ある自転車駐車 場に自転車を駐 車させる者から 、駐車料金		

五		
第二十四条の二 第一項	道路の	条第一項、第六十七條の二、第六十八條、第六十九條第一項、第七十條第一項、第三項及び第四項、第七十一條第一項から第七項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項、第七十三條第二項及び第三項、第八十六條第二項、第八十七條第一項、第九十一條第一項から第三項まで、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二第一項及び第二項前段、第九十六條第五項
駐車料金	道路の	
、駐車料金 車させる者から	道路管理者にあ つては道路の	
指定市以外の市 町村にあつては 道路の附属物で ある自転車駐車 場に自転車を駐 車させる者から 、駐車料金		

十	九	八			七	六
第四十八條の二 第十三第五項	第四十八條の十 四第一項	第四十七條の五 第一項			第三十九條第二 項、第三十九條 の二第五項	第三十三條第四 項、第三十九條 の二第七項、第 三十九條の五第 二項、第四十五 條の二第二項、 第四十七條の八 第二項、第四十 八條の二十三第 六項、第四十八 條の二十六第二 項、第四十八條 の三十八第一項 及び第三項
市町村長を	道路管理者は	道路管理者は、 、道路管理者	場合においては	道路管理者は、 第四十六條第一 項	道路管理者	道路管理者は、
市町村長又は当 該歩行者利便増 進道路の存する	道路管理者等は	道路管理者等は 、道路管理者が	道路管理者等は	第四十六條第一 項	当該占用料を徴 収する道路管理 者等	道路管理者は、 道路管理者等が

十	九	八			七	六
第四十八條の二 第十三第五項	第四十八條の十 四第一項	第四十七條の五 第一項			第三十九條第二 項、第三十九條 の二第五項	第三十三條第四 項、第三十九條 の二第七項、第 三十九條の五第 二項、第四十五 條の二第二項、 第四十七條の八 第二項、第四十 八條の二十三第 六項、第四十八 條の二十六第二 項、第四十八條 の三十八第一項 及び第三項
市町村長を	道路管理者は	道路管理者は、 、道路管理者	場合においては	道路管理者は、 第四十六條第一 項	道路管理者	道路管理者は、
市町村長又は当 該歩行者利便増 進道路の存する	道路管理者等は	道路管理者等は 、道路管理者が	道路管理者等は	第四十六條第一 項	当該占用料を徴 収する道路管理 者等	道路管理者は、 道路管理者等が

十六	十五	十四	十三	十二	十一			
第五十条第七項	第五十条第六項	第五十条第六項 及び第七項、第 五十三条第二項	第五十条第一項	第四十九条	第四十八条の四 十五			
関係都道府県	国道の所在する 都道府県	当該国道の所在 する都道府県	他の都道府県	都道府県が当該 都道府県	当該道路の道路 管理者	道路の管理に関 する	特定道路管理者	
当該指定市以外 の市町村及び関 係都道府県	指定市以外の市 町村で国道の所 在するもの	指定市以外の市 町村で当該国道 の所在するもの	都道府県	当該指定市以外 の市町村	指定市以外の市 町村	第十七条第四項 に規定する歩道 の新設等に要す る	指定市以外 の市町村	指定市以外の市 町村の長を

十六	十五	十四	十三	十二	十一			
第五十条第七項	第五十条第六項	第五十条第六項 及び第七項、第 五十三条第二項	第五十条第一項	第四十九条	第四十八条の四 十五			
関係都道府県	国道の所在する 都道府県	当該国道の所在 する都道府県	他の都道府県	都道府県が当該 都道府県	当該道路の道路 管理者	道路の管理に関 する	特定道路管理者	
当該指定市以外 の市町村及び関 係都道府県	指定市以外の市 町村で国道の所 在するもの	指定市以外の市 町村で当該国道 の所在するもの	都道府県	当該指定市以外 の市町村	指定市以外の市 町村	第十七条第四項 に規定する歩道 の新設等に要す る	指定市以外 の市町村	指定市以外の市 町村の長を

二十	十九	十八	十七
項 第七十三条第一	項 第六十四条第一	項 第六十一条第二	項 第五十三条第二
道路管理者	は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市	道路管理者	都道府県に
負担金等を徴収すべき道路管理者等	並びに第三十九条の規定に基づく占用料で、第十七条第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに指定市以外の市町村が徴収すべきものは、当該指定市以外の市町村	当該負担金を徴収する道路管理者等	指定市以外の市町村に
	停留料金並びに	停留料金、	都道府県が

二十	十九	十八	十七
項 第七十三条第一	項 第六十四条第一	項 第六十一条第二	項 第五十三条第二
道路管理者	は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市	道路管理者	都道府県に
負担金等を徴収すべき道路管理者等	並びに第三十九条の規定に基づく占用料で、第十七条第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに指定市以外の市町村が徴収すべきものは、当該指定市以外の市町村	当該負担金を徴収する道路管理者等	指定市以外の市町村に
	停留料金、	停留料金、	都道府県が

	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一
第七十五条第五	第七十五条第二項第二号	第七十五条第二項	第七十五条第一項第二号、第二項及び第五項、第七十六条第一項、第八十五条第三項	第七十五条第一項	第七十四条
国土交通大臣又は	要求（都道府県知事がするとき は、勧告）	都道府県道及び指定市の市道に 関し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に 関し、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該道路の道路管理者	道路管理者	当該指定区間外の国道の道路管理者	道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合において
国土交通大臣	要求	、都道府県道に 関し、次の各号に掲げる場合に おいては、指定市以外の市町村	指定市以外の市町村	指定市以外の市町村	新設又は改築をしようとする指定市以外の市町村

	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一
第七十五条第五	第七十五条第二項第二号	第七十五条第二項	第七十五条第一項第二号、第二項及び第五項、第七十六条第一項、第八十五条第三項	第七十五条第一項	第七十四条
国土交通大臣又は	要求（都道府県知事がするとき は、勧告）	都道府県道及び指定市の市道に 関し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に 関し、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該道路の道路管理者	道路管理者	当該指定区間外の国道の道路管理者	道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合において
国土交通大臣	要求	、都道府県道に 関し、次の各号に掲げる場合に おいては、指定市以外の市町村	指定市以外の市町村	指定市以外の市町村	新設又は改築をしようとする指定市以外の市町村

項	二十八			二十七			二十六	
	第九十六条第二項			第七十六条第一項			項	
	都道府県である道路管理者	又は当該市町村の長	又は市町村である道路管理者	又は市町村である道路管理者	又は市町村である道路管理者	又は市町村である道路管理者	次に掲げる事項を都道府県である場合にあっては、市町村である場合にあっては都道府県知事	は都道府県知事
読み替えられる規定	4 法第十七条第六項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。						要求若しくは勧告	
読み替えられる字句	都道府県である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは当該市町村の長又は当該指定市以外の市町村の長	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	第一号、第二号及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあっては、第三十九条第二項の規定により定められた条例に限る。）を国土交通大臣	要求
読み替えられる字句	都道府県である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは当該市町村の長又は当該指定市以外の市町村の長	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	第一号、第二号及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあっては、第三十九条第二項の規定により定められた条例に限る。）を国土交通大臣	要求

項	二十八			二十七			二十六	
	第九十六条第二項			第七十六条第一項			項	
	都道府県である道路管理者	又は当該市町村の長	又は市町村である道路管理者	又は市町村である道路管理者	又は市町村である道路管理者	又は市町村である道路管理者	次に掲げる事項を都道府県である場合にあっては、市町村である場合にあっては都道府県知事	は都道府県知事
読み替えられる規定	4 法第十七条第六項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。						要求若しくは勧告	
読み替えられる字句	都道府県である道路管理者	又は当該市町村の長	又は市町村である道路管理者	又は市町村である道路管理者	又は市町村である道路管理者	又は市町村である道路管理者	次に掲げる事項を都道府県である場合にあっては、市町村である場合にあっては都道府県知事	は都道府県知事
読み替えられる字句	都道府県である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは当該市町村の長又は当該指定市以外の市町村の長	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	第一号、第二号及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあっては、第三十九条第二項の規定により定められた条例に限る。）を国土交通大臣	要求

	二	一
第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項及び第二項、第三号、第三十條から第三十條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九條の五第一項、第三十九條の六	第十八條第一項	第二條第二項第二号、第五号及び第七号から第九号まで
道路管理者	道路管理者」という	道路管理者
道路管理者等	決定し、道路管理者は	道路管理者又は国土交通大臣
	決定して	第十六條又はは
	道路管理者」という。又は国土交通大臣（以下「道路管理者等」と総称する	第十六條若しくは

	二	一
第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項及び第二項、第三号、第三十條から第三十條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九條の五第一項、第三十九條の六	第十八條第一項	第二條第二項第二号、第五号及び第七号から第九号まで
道路管理者	道路管理者」という	道路管理者
道路管理者等	決定し、道路管理者は	道路管理者又は国土交通大臣
	決定して	第十六條又はは
	道路管理者」という。又は国土交通大臣（以下「道路管理者等」と総称する	第十六條若しくは

第一項及び第三
項、第三十九
の七第二項及び
第四項、第三十
九条の九、第四
十条第二項、第
四十一条、第四
十三条の二、第
四十四条の第三
項から第五項
まで及び第八項
、第四十五條第
一項、第四十六
条第一項及び第
二項、第四十七
条第三項、第四
十七條の二第一
項及び第五項、
第四十七條の四
、第四十七條の
五第二項、第四
十七條の七第一
項、第四十七條
の八第一項、第
四十八條の二十
三第一項、第四
十八條の二十四
第一項、第四十
八條の二十五第
一項、第二項及
び第四項から第
六項まで、第四
十八條の二十六
第一項、第四十
八條の二十七第
一項及び第二項

第一項及び第三
項、第三十九
の七第二項及び
第四項、第三十
九条の九、第四
十条第二項、第
四十一条、第四
十三条の二、第
四十四条の第二
項から第五項
まで及び第八項
、第四十五條第
一項、第四十六
条第一項及び第
二項、第四十七
条第三項、第四
十七條の二第一
項及び第五項、
第四十七條の四
、第四十七條の
五第二項、第四
十七條の七第一
項、第四十七條
の八第一項、第
四十八條の二十
三第一項、第四
十八條の二十四
第一項、第四十
八條の二十五第
一項、第二項及
び第四項から第
六項まで、第四
十八條の二十六
第一項、第四十
八條の二十七第
一項及び第二項

七	六	五	四
第四十七條の二 第二項	第三十九條の二 第六項	第三十九條の二 第一項、第四十 八條の二十三第 五項	第三十三條第三 項及び第四項、 第三十九條の二 第七項、第三十 九條の五第二項 、第四十五條の 二第二項、第四 十七條の八第二 項、第四十八條 の二十三第六項 、第四十八條の 二十六第二項、 第四十八條の二 十九の六第一項 及び第三項、第 四十八條の三十 八第一項及び第 三項
道路管理者を異 にする二以上の 道路に係るもの であるとき（国 土交通省令で定 める場合を除く 。）は、同項	道路管理者（	道路管理者は	道路管理者は、 道路管理者等は、 道路管理者等は、
第十七條第六項 の規定により国 土交通大臣が改 築又は修繕に関 する工事を行う 道路及び当該道 路以外の道路に 係るものである ときは、前項	道路管理者等（	道路管理者等は	道路管理者等は、 道路管理者等は、

七	六	五	四
第四十七條の二 第二項	第三十九條の二 第六項	第三十九條の二 第一項、第四十 八條の二十三第 五項	第三十三條第三 項及び第四項、 第三十九條の二 第七項、第三十 九條の五第二項 、第四十五條の 二第二項、第四 十七條の八第二 項、第四十八條 の二十三第六項 、第四十八條の 二十六第二項、 第四十八條の三 十八第一項及び 第三項
道路管理者を異 にする二以上の 道路に係るもの であるとき（国 土交通省令で定 める場合を除く 。）は、同項	道路管理者（	道路管理者は	道路管理者は、 道路管理者等は、 道路管理者等は、
第十七條第六項 の規定により国 土交通大臣が改 築又は修繕に関 する工事を行う 道路及び当該道 路以外の道路に 係るものである ときは、前項	道路管理者等（	道路管理者等は	道路管理者等は、 道路管理者等は、

一	項	読み替える規定	読み替えられる 字句	読み替える字句	6 5 (略) 法第十七条第八項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。	十二	十一	十	九			八
						第五十四条の二 第一項	第四十八条の四 十五	第四十八条の十 四第一項	第四十七條の五 第一項	第四十七條の二 第二項及び第三 項	の道路管理者	の道路管理者又は 国土交通大臣
第二條第二項第 二號、第五號及 び第七號から第	道路管理者	道路管理者又は 都道府県				共用管理施設関 係道路管理者 は国土交通大臣 及び他の道路の 道路管理者	特定道路管理者 又は国土交通大 臣	道路管理者は、 道路管理者等は 、道路管理者が	、道路管理者 、道路管理者等	、道路管理者 、道路管理者等	、道路管理者 、道路管理者等	、道路管理者 、道路管理者等

一	項	読み替える規定	読み替えられる 字句	読み替える字句	6 5 (略) 法第十七条第八項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。	十二	十一	十	九			八
						第五十四条の二 第一項	第四十八条の四 十五	第四十八条の十 四第一項	第四十七條の五 第一項	第四十七條の二 第二項及び第三 項	の道路管理者	の道路管理者又は 国土交通大臣
第二條第二項第 二號、第五號及 び第七號から第	道路管理者	道路管理者又は 都道府県				共用管理施設関 係道路管理者 は国土交通大臣 及び他の道路の 道路管理者	特定道路管理者 又は国土交通大 臣	道路管理者は、 道路管理者等は 、道路管理者が	、道路管理者 、道路管理者等	、道路管理者 、道路管理者等	、道路管理者 、道路管理者等	、道路管理者 、道路管理者等

	五	四	三	二		
第十九条の二第	第十九条の二第 三項、第五十四 条の二第三項	第十九条の二第 一項、第二項及 び第四項、第五 十四条の二第一 項及び第四項	第十九条の二第 一項	第十八条第一項		九号まで、第二 十条第一項
共用管理施設関	「とあるのは」 共用管理施設関 係道路管理者	共用管理施設関 係道路管理者	道路管理者及び	決定して	道路管理者」と いう	第十六条又は
共用管理施設関	「とあるのは」 共用管理施設 関係道路管理者 等の」と、「関 係都道府県知事 は」とあるのは 「共用管理施設 関係道路管理者 等である道路管 理者は	共用管理施設関 係道路管理者等	道路管理者又は 都道府県及び	決定し、道路管 理者は	道路管理者」と いう。又は都 道府県（以下「 道路管理者等」 と総称する	第十六条若しく は

	五	四	三	二		
第十九条の二第	第十九条の二第 三項、第五十四 条の二第三項	第十九条の二第 一項、第二項及 び第四項、第五 十四条の二第一 項及び第四項	第十九条の二第 一項	第十八条第一項		九号まで、第二 十条第一項
共用管理施設関	「とあるのは」 共用管理施設関 係道路管理者	共用管理施設関 係道路管理者	道路管理者及び	決定して	道路管理者」と いう	第十六条又は
共用管理施設関	「とあるのは」 共用管理施設 関係道路管理者 等の」と、「関 係都道府県知事 は」とあるのは 「共用管理施設 関係道路管理者 等である道路管 理者は	共用管理施設関 係道路管理者等	道路管理者又は 都道府県及び	決定し、道路管 理者は	道路管理者」と いう。又は都 道府県（以下「 道路管理者等」 と総称する	第十六条若しく は

	八	七	六	
第二十條第五項、第二十一條、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項及び第二項第三号、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項及び第三項、第三十九	第二十條第三項及び第四項、第五十五條第三項	第二十條第三項	五項	
道路管理者	道路管理者又は	道路管理者と	共用管理施設関係道路管理者は	係道路管理者の
道路管理者等	道路管理者若しくは都道府県又は	道路管理者又は都道府県と	共用管理施設関係道路管理者等である道路管理者は	の係道路管理者等

	八	七	六	
第二十條第五項、第二十一條、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項及び第二項第三号、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項及び第三項、第三十九	第二十條第三項及び第四項、第五十五條第三項	第二十條第三項	五項	
道路管理者	道路管理者又は	道路管理者と	共用管理施設関係道路管理者は	係道路管理者の
道路管理者等	道路管理者若しくは都道府県又は	道路管理者又は都道府県と	共用管理施設関係道路管理者等である道路管理者は	の係道路管理者等

条の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第三十條第二項、第四十條第二項、第四十一條、第四十三條の二、第四十四條の三第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第六條第一項及び第七條第三項、第四十七條の二第二項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五第二項、第四十七條の七第一項、第四十七條の八第一項、第四十八條の二、第四十八條の三第一項、第四十八條の四第一項、第四十八條の五第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十四第六項、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項

条の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第三十條第二項、第四十條第二項、第四十一條、第四十三條の二、第四十四條の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第六條第一項及び第七條第三項、第四十七條の二第二項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五第二項、第四十七條の七第一項、第四十七條の八第一項、第四十八條の二、第四十八條の三第一項、第四十八條の四第一項、第四十八條の五第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十四第六項、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項

	十	
第三十三條第三	第二十條第六項	、第四十八條の二十九、第四十八條の二十九の三、第四十八條の二十九の四、第四十八條の二十九の五第一項、第四十八條の三十二、第四十八條の三十三、第四十八條の三十七第一項、第四十八條の五十七、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第六十九條第一項、第七十條第一項から第五項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の第二項及び第二項、第八十七條第一項、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二、第九十六條第五項前段
道路管理者は、	道路管理者と	
道路管理者は、	道路管理者等と	
	十	
第三十三條第三	第二十條第六項	、第四十八條の二十九、第四十八條の三十二、第四十八條の三十三、第四十八條の三十七第一項、第四十八條の五十七、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第六十九條第一項及び第三項、第七十二條第一項、第七十二條の第二項及び第二項、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二、第九十六條第五項前段
道路管理者は、	道路管理者と	
道路管理者は、	道路管理者等と	

十四	十三	十二	十一
第四十七條の二 第二項	第三十九條の二 第六項	第三十九條の二 第一項、第四十 八條の二十三第 五項	項及び第四項、 第三十九條の二 第七項、第三十 九條の五第二項 、第四十五條の 二第二項、第四 十七條の八第二 項、第四十八條 の二十三第六項 、第四十八條の 二十六第二項、 第四十八條の二 十九の六第一項 及び第三項、第 四十八條の三十 八第一項及び第 三項
道路管理者を異 にする二以上の 道路に係るもの であるとき（国 土交通省令で定 める場合を除く 。）は、同項	道路管理者（	道路管理者は	
道路及び当該道 路以外の道路に 係るものである ときは、前項	道路管理者等（	道路管理者等は	道路管理者等が
第十七條第八項 の規定により都 道府県が維持又 は災害復旧に関 する工事を行う 道路及び当該道 路以外の道路に 係るものである ときは、前項	第十七條第八項 の規定により都 道府県が維持又 は災害復旧に関 する工事を行う 道路及び当該道 路以外の道路に 係るものである ときは、前項	第十七條第八項 の規定により都 道府県が維持又 は災害復旧に関 する工事を行う 道路及び当該道 路以外の道路に 係るものである ときは、前項	第十七條第八項 の規定により都 道府県が維持又 は災害復旧に関 する工事を行う 道路及び当該道 路以外の道路に 係るものである ときは、前項

十四	十三	十二	十一
第四十七條の二 第二項	第三十九條の二 第六項	第三十九條の二 第一項、第四十 八條の二十三第 五項	項及び第四項、 第三十九條の二 第七項、第三十 九條の五第二項 、第四十五條の 二第二項、第四 十七條の八第二 項、第四十八條 の二十三第六項 、第四十八條の 二十六第二項、 第四十八條の三 十八第一項及び 第三項
道路管理者を異 にする二以上の 道路に係るもの であるとき（国 土交通省令で定 める場合を除く 。）は、同項	道路管理者（	道路管理者は	
道路及び当該道 路以外の道路に 係るものである ときは、前項	道路管理者等（	道路管理者等は	道路管理者等が
第十七條第八項 の規定により都 道府県が維持又 は災害復旧に関 する工事を行う 道路及び当該道 路以外の道路に 係るものである ときは、前項	第十七條第八項 の規定により都 道府県が維持又 は災害復旧に関 する工事を行う 道路及び当該道 路以外の道路に 係るものである ときは、前項	第十七條第八項 の規定により都 道府県が維持又 は災害復旧に関 する工事を行う 道路及び当該道 路以外の道路に 係るものである ときは、前項	第十七條第八項 の規定により都 道府県が維持又 は災害復旧に関 する工事を行う 道路及び当該道 路以外の道路に 係るものである ときは、前項

	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七		十六	十五
第七十五条第二	第七十五条第一 項第二号、第二 項第二号、第四 項及び第五項、 第七十六条第一 項	第七十五条第一 項	第五十五条第一 項及び第四項	第四十八条の四 十五	第四十八条の十 四第一項	第四十七条の五 第一項		第四十七条の二 第三項	第四十七条の二 第二項及び第三 項
都道府県道及び	道路管理者	当該指定区間外 の国道の道路管 理者	道路管理者	特定道路管理者	道路管理者は、	、道路管理者	場合においては	道路管理者は、 第四十六条第一 項	の道路管理者
、都道府県道に	都道府県	都道府県	道路管理者若し くは都道府県	特定道路管理者 又は都道府県	道路管理者等は 、道路管理者が	、道路管理者等	道路管理者等は	第四十六条第一 項	の道路管理者又 は都道府県

	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七		十六	十五
第七十五条第二	第七十五条第一 項第二号、第二 項第二号、第四 項及び第五項、 第七十六条第一 項	第七十五条第一 項	第五十五条第一 項及び第四項	第四十八条の四 十五	第四十八条の十 四第一項	第四十七条の五 第一項		第四十七条の二 第三項	第四十七条の二 第二項及び第三 項
都道府県道及び	道路管理者	当該指定区間外 の国道の道路管 理者	道路管理者	特定道路管理 者	道路管理者は	、道路管理者	場合においては	道路管理者は、 第四十六条第一 項	の道路管理者
、都道府県道に	都道府県	都道府県	道路管理者若し くは都道府県	特定道路管理者 又は都道府県	道路管理者等は 、道路管理者が	、道路管理者等	道路管理者等は	第四十六条第一 項	の道路管理者又 は都道府県

二十七	二十六	二十五	二十四	二十三
第七十六条第一項	第七十五条第五項	第七十五条第三項	第七十五条第二項第二号	項
次に掲げる事項を都道府県である場合にあつては、市町村である場合にあつては都道府県知事	国土交通大臣又は都道府県知事は要求若しくは勧告	当該道路の道路管理者	国土交通大臣若しくは都道府県知事がするときは、(勧告)	指定市の市道に 関し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に 関し、次の各号の各号に掲げる場合においては、都道府県
第一号から第三号までに掲げる事項を国土交通大臣	国土交通大臣	都道府県	国土交通大臣	国土交通大臣

二十七	二十六	二十五	二十四	二十三
第七十六条第一項	第七十五条第五項	第七十五条第三項	第七十五条第二項第二号	項
次に掲げる事項を都道府県である場合にあつては、市町村である場合にあつては都道府県知事	国土交通大臣又は都道府県知事は要求若しくは勧告	当該道路の道路管理者	国土交通大臣若しくは都道府県知事がするときは、(勧告)	指定市の市道に 関し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に 関し、次の各号の各号に掲げる場合においては、都道府県
第一号から第三号までに掲げる事項を国土交通大臣	国土交通大臣	都道府県	国土交通大臣	国土交通大臣

第四十七條の二	道路管理者を異	一	項	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<p>7 法第四十八條の十九第一項の場合における同條第三項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第四項（同項の表三の項（第二十一條、第二十三條第一項、第三十三條第二項第三号、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項及び第三項、第三十九條の七第二項及び第四項、第四十七條の七第一項、第四十七條の八第一項、第四十八條の二十三第一項、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十五第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第四十八條の二十六第一項、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九、第七十條第一項、第三項及び第四項、第九十二條第四項並びに第九十三條に係る部分を除く。）、四の項（第四十八條の二十九の六第一項及び第三項並びに第四十八條の三十八第一項及び第三項に係る部分に限る。）、八の項、九の項及び十一の項に係る部分に限る。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。</p>
		第二十一條	道路管理者	読み替えられる字句			
第四十七條の二	道路管理者を異	第四十八條の十	都道府県又は	都道府県である道路管理者若しくは都道府県又は	都道府県である道路管理者又は	都道府県	

第四十七條の二	道路管理者を異	一	項	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<p>7 法第四十八條の十九第一項の場合における同條第三項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第四項（同項の表三の項（第二十一條、第二十三條第一項、第三十三條第二項第三号、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項及び第三項、第三十九條の七第二項及び第四項、第四十七條の七第一項、第四十七條の八第一項、第四十八條の二十三第一項、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十五第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第四十八條の二十六第一項、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九、第七十條第一項、第三項及び第四項、第九十二條第四項並びに第九十三條に係る部分を除く。）、四の項（第四十八條の三十八第一項及び第三項に係る部分に限る。）、八の項、九の項及び十一の項に係る部分に限る。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。</p>
		第二十一條	道路管理者	読み替えられる字句			
第四十七條の二	道路管理者を異	第四十八條の十	都道府県又は	都道府県である道路管理者若しくは都道府県又は	都道府県である道路管理者又は	都道府県	

一				項	二
第十三条第四項				読み替える規定	第二項
関係都道府県	都道府県の	旧 修繕又は災害復	第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理	読み替えられる 字句	にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項
当該指定市以外の市町村及び関係する都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管	指定市以外の市町村の	修繕	第四十八条の十二第一項の規定により指定市以外の市町村が国道の修繕	読み替える字句	九第一項の規定により国土交通大臣が維持を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項

8 法第四十八条の二十二第一項の場合における同条第四項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第三項（同項の表二の項、五の項、十二の項、十九の項及び二十一の項に係る部分を除く。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。

一				項	二
第十三条第四項				読み替える規定	第二項
関係都道府県	都道府県の	旧 修繕又は災害復	第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理	読み替えられる 字句	にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項
当該指定市以外の市町村及び関係する都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管	指定市以外の市町村の	修繕	第四十八条の十二第一項の規定により指定市以外の市町村が国道の修繕	読み替える字句	九第一項の規定により国土交通大臣が維持を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項

8 法第四十八条の二十二第一項の場合における同条第四項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第三項（同項の表二の項、五の項、十二の項、十九の項及び二十一の項に係る部分を除く。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。

五]	四	三	二	
第四十八條の二 十九の六第一項	第四十七條の二 第二項及び第三 項	第四十七條の二 第二項	第四十三條の二 、第四十七條第 三項、第四十七 條の二第一項及 び第五項、第四 十七條の四、第 四十七條の第五 二項、第四十八 條の二十九の三 、第四十八條の 二十九の四、第 四十八條の二十 九の五第一項、 第七十二條の二 第二項	道路管理者 、第四十三條の二 、第四十七條第 三項、第四十七 條の二第一項及 び第五項、第四 十七條の四、第 四十七條の第五 二項、第四十八 條の二十九の三 、第四十八條の 二十九の四、第 四十八條の二十 九の五第一項、 第七十二條の二 第二項
道路管理者は、	の道路管理者	の道路管理者	道路管理者	道路管理者
道路管理者は、 道路管理者等が	の道路管理者又 は指定市以外の 市町村	の道路管理者又 は指定市以外の 市町村	道路管理者等	理を行う市をい う。）

（新設）	四	三	二	
（新設）	第四十七條の二 第二項及び第三 項	第四十七條の二 第二項	第四十三條の二 、第四十七條第 三項、第四十七 條の二第一項及 び第五項、第四 十七條の四、第 四十七條の第五 二項、第七十二 條の二第二項	道路管理者 、第四十三條の二 、第四十七條第 三項、第四十七 條の二第一項及 び第五項、第四 十七條の四、第 四十七條の第五 二項、第七十二 條の二第二項
（新設）	の道路管理者	の道路管理者	道路管理者	道路管理者
（新設）	の道路管理者又 は指定市以外の 市町村	の道路管理者又 は指定市以外の 市町村	道路管理者等	理を行う市をい う。）

九	八	七	六		
第六十四條第一項	第五十條第一項	第五十條第一項及び第六項、第五十三條第二項	第四十九條		及び第三項
<p>は、道路管理者の収入とし、第三十九條の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三條第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市</p>	<p>停留料金並びに</p>	<p>新設又は改築を</p>	<p>当該道路の道路管理者</p>	<p>道路の管理に関する</p>	
<p>並びに第三十九條の規定に基づく占用料で、第四十八條の第二項の規定に基づき公示される同条第一項に規定する歩行者利便増進改築等の開始の日から当該歩行者利便増進改築等の完了の日までに指定市以外の市町村が徴収すべきものは、当該指定市以外の市</p>	<p>停留料金、</p>	<p>改築を</p>	<p>指定市以外の市町村</p>	<p>第四十八條の十二第一項に規定する歩行者利便増進改築等に要する</p>	

八	七	六	五		
第六十四條第一項	第五十條第一項	第五十條第一項及び第六項、第五十三條第二項	第四十九條		
<p>は、道路管理者の収入とし、第三十九條の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三條第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市</p>	<p>停留料金並びに</p>	<p>新設又は改築を</p>	<p>当該道路の道路管理者</p>	<p>道路の管理に関する</p>	
<p>並びに第三十九條の規定に基づく占用料で、第四十八條の第二項の規定に基づき公示される同条第一項に規定する歩行者利便増進改築等の開始の日から当該歩行者利便増進改築等の完了の日までに指定市以外の市町村が徴収すべきものは、当該指定市以外の市</p>	<p>停留料金、</p>	<p>改築を</p>	<p>指定市以外の市町村</p>	<p>第四十八條の十二第一項に規定する歩行者利便増進改築等に要する</p>	

十	第七十四条	道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合において	町村	改築をしようとする指定市以外の市町村
---	-------	----------------------------------	----	--------------------

(指定区間内の国道に附属する有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の名称等の告示)

第三条の二 国土交通大臣は、法第二十四条の二第一項の規定により指定区間内の国道に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第三項に規定する原動機付自転車(以下単に「原動機付自転車」という。)を含む。次条及び第四十一条第二項第九号において同じ。)又は自転車を駐車させる者から駐車料金を徴収しようとする場合においては、あらかじめ、当該自動車駐車場又は自転車駐車場の名称及び位置、駐車料金の額、駐車することができる時間並びに駐車料金の徴収開始の日を告示しなければならない。

2 (略)

(道路管理者の権限の代行)

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一 第十八 (略)

十九 法第四十四条の三第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、法第四十四条の三第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を保管し、法第四十四条の三第三項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により公示し、法第四十四条の三第四項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を売却し、及び代金を保管し、並びに法第四十四条の三第五項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)

九	第七十四条	道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合において	町村	改築をしようとする指定市以外の市町村
---	-------	----------------------------------	----	--------------------

(指定区間内の国道に附属する有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の名称等の告示)

第三条の二 国土交通大臣は、法第二十四条の二第一項の規定により指定区間内の国道に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第三項に規定する原動機付自転車(以下単に「原動機付自転車」という。)を含む。次条及び第四十一条第二項第八号において同じ。)又は自転車を駐車させる者から駐車料金を徴収しようとする場合においては、あらかじめ、当該自動車駐車場又は自転車駐車場の名称及び位置、駐車料金の額、駐車することができる時間並びに駐車料金の徴収開始の日を告示しなければならない。

2 (略)

(道路管理者の権限の代行)

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一 第十八 (略)

十九 法第四十四条の二第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、法第四十四条の二第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を保管し、法第四十四条の二第三項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により公示し、法第四十四条の二第四項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を売却し、及び代金を保管し、並びに法第四十四条の二第五項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)

む。) の規定により違法放置等物件を廃棄すること。

二十〇二十九 (略)

三十 法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限すること。

三十一 法第四十八条の二十九の四の規定により道路標識を設けること。

三十二 法第四十八条の二十九の五第一項の規定により協定を締結し、及び道路外災害応急対策施設を管理すること。

三十三・三十四 (略)

三十五 法第四十八条の四十五 (法第九十一条第二項において準用する場合を含む。) の規定により自動車駐車場等運営権者と協議 (当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認 (道路に関する工事の施行に係るものに限る。) 又は法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。) をすること。

三十六〇五十 (略)

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項 (第一号又は第三号に係る部分に限る。) の規定により告示された工事の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、前項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限 (第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」という。) は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 前条第一項第一号、第三号から第十一号まで、第十二号 (法第三十九条の二第一項 (法第九十一条第二項において準用する場合を含む。) の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。)、第十三号から第十七号まで、第十九号、第二十四号から第二十九号まで、第三十四号、第三十六号、第三十八号から第四十二号まで、第四十五号及び第四十六号に掲げる権限

二〇四 (略)

五 法第二十四条の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車

む。) の規定により違法放置等物件を廃棄すること。

二十〇二十九 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

三十・三十一 (略)

三十二 法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場等運営権者と協議 (当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認 (道路に関する工事の施行に係るものに限る。) 又は法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。) をすること。

三十三〇四十七 (略)

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項 (第一号又は第三号に係る部分に限る。) の規定により告示された工事の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、前項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限 (第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」という。) は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 前条第一項第一号、第三号から第十一号まで、第十二号 (法第三十九条の二第一項 (法第九十一条第二項において準用する場合を含む。) の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。)、第十三号から第十七号まで、第十九号、第二十四号から第二十九号まで、第三十一号、第三十三号、第三十五号から第三十九号まで、第四十二号及び第四十三号に掲げる権限

二〇四 (略)

五 法第二十四条の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車

料金、同条第三項の規定に基づく割増金（自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。）、法第三十九条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の三第七項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金（第十七号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。

六〇九（略）

十 法第四十八条の四十五（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により自転車駐車場に係る自動車駐車場等運営権者と協議をすること。

一〇一〇十八（略）

十九 法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき、法第四十八条の二十第一項又は第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をしようとするとき、法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとするとき及び自動車駐車場又は特定車両停留施設を設けようとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項本文（道路の区域を立体的区域として決定し、又は変更しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議をすること。

二〇一〇二十九（略）

二 2

3 指定市以外の市町村が代行する権限は、法第十七条第五項の規定に基づき公示された国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、前条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。

第四条の三 法第十七条第六項の規定により国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行う場合において、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わって行う権限（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、第四

料金、同条第三項の規定に基づく割増金（自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。）、法第三十九条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の二第七項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金（第十七号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。

六〇九（略）

十 法第四十八条の四十五の規定により自転車駐車場に係る自動車駐車場等運営権者と協議をすること。

一〇一〇十八（略）

十九 法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき、法第四十八条の二十第一項又は第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をしようとするとき及び自動車駐車場又は特定車両停留施設を設けようとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項本文（道路の区域を立体的区域として決定し、又は変更しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議をすること。

二〇一〇二十九（略）

二 2

3 指定市以外の市町村が代行する権限は、法第十七条第五項の規定に基づき公示された国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、前条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。

第四条の三 法第十七条第六項の規定により国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行う場合において、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わって行う権限（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、第四

条第一項第一号及び第三号から第五十号までに掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

2 (略)

3 国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により告示された工事の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の四 法第十七条第七項の規定により国土交通大臣が維持又は災害復旧に関する工事を行う場合において、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 第四条第一項第一号から第四十一号まで、第四十三号から第四十六号まで及び第四十八号から第五十号までに掲げる権限
二 二四 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定により告示された維持又は工事の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該維持又は工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第四十一号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の五 (略)

2 (略)

3 都道府県が代行する権限は、第二条の二第一項の規定により公示された維持等の開始の日から同条第二項の規定により公示された当該維持等の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第四十一号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

条第一項第一号及び第三号から第四十七号までに掲げるものうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

2 (略)

3 国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により告示された工事の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の四 法第十七条第七項の規定により国土交通大臣が維持又は災害復旧に関する工事を行う場合において、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 第四条第一項第一号から第三十八号まで、第四十号から第四十三号まで及び第四十五号から第四十七号までに掲げる権限
二 二四 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定により告示された維持又は工事の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該維持又は工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の五 (略)

2 (略)

3 都道府県が代行する権限は、第二条の二第一項の規定により公示された維持等の開始の日から同条第二項の規定により公示された当該維持等の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七条第五項の規定により当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるもの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。

一・二 (略)

三 法第四十四条第一項及び第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により沿道区域を指定し、及びこれを公示すること。

四 法第四十四条の二第一項及び第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により届出対象区域を指定し、及びこれを公示すること。

五 法第四十七条の八第二項、第四十八条の二十九の六第三項又は第四十八条の三十八第三項の規定により協定を締結した旨を公示し、当該協定の写しを一般の閲覧に供し、及びこれを閲覧に供している旨を掲示すること。

六・七 (略)

第五条の二 法第四十八条の十九第二項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 第四条第一項第六号、第八号から第十一号まで、第十六号から第二十三号まで、第三十号から第三十五号まで、第三十八号から第四十一号まで、第四十三号、第四十四号及び第四十八号から第五十号までに掲げる権限

二 (略)

三 法第九十五条の二第一項（法第四十五条第一項の規定により道路に区画線を設けようとするとき、法第四十六条第一項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき及び法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分に限る。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項（法第四十五条第一項の規定により自動車専用道路に区画線を設けようとするとき及び法第

第五条 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七条第五項の規定により当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるもの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。

一・二 (略)

三 法第四十四条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により沿道区域を指定し、及びこれを公示すること。

(新設)

四 法第四十七条の八第二項又は第四十八条の三十八第三項の規定により協定を締結した旨を公示し、当該協定の写しを一般の閲覧に供し、及びこれを閲覧に供している旨を掲示すること。

五・六 (略)

第五条の二 法第四十八条の十九第二項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 第四条第一項第六号、第八号から第十一号まで、第十六号から第二十三号まで、第三十号から第三十二号まで、第三十五号から第三十八号まで、第四十号、第四十一号及び第四十五号から第四十七号までに掲げる権限

二 (略)

三 法第九十五条の二第一項（法第四十五条第一項の規定により道路に区画線を設けようとするとき及び法第四十六条第一項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分に限る。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項（法第四十五条第一項の規定により自動車専用道路に区画線を設けようとするとき及び法第四十六条第一項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分に限る。）

四十六条第一項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議し、又は通知すること。

2 (略)

3 国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定により告示された維持の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該維持の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第四十一号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条の三 法第四十八条の二十二第三項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 第四条第一項第一号、第三号から第十一号まで、第十二号（法第三十九条の二第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第十三号から第三十二号まで、第三十四号、第三十六号、第三十八号から第四十二号まで、第四十四号から第四十六号まで及び第四十八号から第五十号までに掲げる権限

二 (略)

三 法第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金、法第三十九条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の三第七項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金（第五号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。

四 法第四十八条の四十五（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により自動車駐車場に係る自動車駐車場等運営権者と協議をすること。

五・六 (略)

2 (略)

3 指定市以外の市町村が代行する権限は、法第四十八条の二十二第

）の規定により協議し、又は通知すること。

2 (略)

3 国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定により告示された維持の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該維持の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条の三 法第四十八条の二十二第三項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 第四条第一項第一号、第三号から第十一号まで、第十二号（法第三十九条の二第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第十三号から第二十九号まで、第三十一号、第三十三号、第三十五号から第三十九号まで、第四十一号から第四十三号まで及び第四十五号から第四十七号までに掲げる権限

二 (略)

三 法第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金、法第三十九条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の二第七項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金（第五号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。

四 法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場に係る自動車駐車場等運営権者と協議をすること。

五・六 (略)

2 (略)

3 指定市以外の市町村が代行する権限は、法第四十八条の二十二第

二項の規定に基づき公示された歩行者利便増進改築等の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該歩行者利便増進改築等の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。

(国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等)

第六条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる規定により道路管理者に代わつて当該各号に定める協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一 法第二十七条第一項又は第三項 法第四十七条の八第一項、第四十八条の二十九の五第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定による協定

二 法第四十八条の十九第二項 法第四十八条の二十九の五第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定による協定

2 | 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一 法第二十二條の二、第四十七條の八第一項又は第四十八條の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

二 法第二十八條の二第一項の規定により協議会を組織すること。

三 法第四十八條の四十六第一項の規定により指定し、又は法第四十八條の四十八第三項の規定により指定を取消すこと。

4 | 3 (略) 指定市以外の市町村は、法第四十八條の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一 第二項各号に掲げる権限

二 法第四十八條の二十九の五第一項の規定により協定を締結すること。

5 | 国土交通大臣は、法第二十七条第一項又は第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一〜四 (略)

二項の規定に基づき公示された歩行者利便増進改築等の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該歩行者利便増進改築等の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。

(国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等)

第六条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる規定により道路管理者に代わつて当該各号に定める協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一 法第二十七条第一項又は第三項 法第四十七条の八第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定による協定

二 法第四十八條の十九第二項 法第四十八條の三十七第一項の規定による協定

2 | 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項又は第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて法第二十二條の二、第四十七條の八第一項若しくは第四十八條の三十七第一項の規定による協定を締結し、法第二十八條の二第一項の規定による協議会を組織し、又は法第四十八條の四十六第一項の規定による指定若しくは法第四十八條の四十八第三項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

3 (新設) (略)

4 | 国土交通大臣は、法第二十七条第一項又は第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一〜四 (略)

五 法第四十七条の八第一項、第四十八条の二十九の五第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

六 (略)

七 法第四十八条の四十五(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により自動車駐車場等運営権者と協議(当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。)をすること。

八・九 (略)

6| (略)

7| 都道府県は、法第二十七条第四項の規定により道路管理者に代わつて第五項各号に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

8| 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者は、法第二十七条第五項の規定により道路管理者に代わつて第四条の二第一項第三号若しくは第六号に掲げる権限又は第五項各号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

9| 国土交通大臣は、法第四十八条の十九第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第五項第二号、第三号及び第七号に掲げる権限

二 法第四十八条の二十九の五第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

三 (略)

10| 指定市以外の市町村は、法第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて第四条第一項第一号、第七号、第八号、第十七号、第二十号、第二十一号、第三十号及び第三十一号、第四条の二第一項第三号、第六号、第十一号(法第四十八条の四十六第一項の規定による指定に係る部分に限る。)、第十二号(法第四十八条の四十八第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。)、第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号並びにこの条第五項第二号から第九号まで及び第六項第二号から第四号までに掲げる権限を行つた場合においては、遅滞

五 法第四十七条の八第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

六 (略)

七 法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場等運営権者と協議(当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。)をすること。

八・九 (略)

5| (略)

6| 都道府県は、法第二十七条第四項の規定により道路管理者に代わつて第四項各号に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

7| 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者は、法第二十七条第五項の規定により道路管理者に代わつて第四条の二第一項第三号若しくは第六号に掲げる権限又は第四項各号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

8| 国土交通大臣は、法第四十八条の十九第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四項第二号、第三号及び第七号に掲げる権限

二 法第四十八条の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

三 (略)

9| 指定市以外の市町村は、法第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて第四条第一項第一号、第七号、第八号、第十七号、第二十号及び第二十一号、第四条の二第一項第三号、第六号、第十一号(法第四十八条の四十六第一項の規定による指定に係る部分に限る。)、第十二号(法第四十八条の四十八第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。)、第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号並びにこの条第四項第二号から第九号まで及び第五項第二号から第四号までに掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理

なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

11) (略)

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 洪水、高潮又は津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設

四〇十三 (略)

十四 防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設(都市再生特別措置法第十九条の十五第一項に規定する非常用電気等供給施設をいう。)その他これらに類する施設で、災害応急対策(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。第十六条の三第二号イ並びに第三十五条の七第二号及び第四号において同じ。)の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるもの

(災害応急対策に資する工作物又は施設)

第十六条の三 法第三十二条第二項第四号の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一 広告塔、通信設備、街灯その他これらに類する工作物又は看板

であつて、災害時において住民その他の者(次号及び第三十五条の七において「住民等」という。)に対する災害情報の伝達のに供することができるもの

二 次に掲げるもので、災害時において住民等に対する物資又は電力の供給の用に供することができるもの

イ ベンチその他これに類する工作物であつて、物資の保管その他災害応急対策の実施に資する機能を併せ有するもの

ロ 貯水槽その他これに類する施設

ハ 第七条第二号又は第八号に掲げる工作物又は施設

三 第七条第十四号に掲げる施設

(道路の管理上当該道路の区域内に設けることが必要な工作物又は施設)

第十七条 法第三十三条第二項第五号の政令で定める工作物又は施設

者に通知しなければならない。

10) (略)

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設

四〇十三 (略)

(新設)

(新設)

(道路の管理上当該道路の区域内に設けることが必要な工作物又は施設)

第十七条 法第三十三条第二項第四号の政令で定める工作物又は施設

設は、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

(違法放置等物件を保管した場合の公示事項)

第十九条の五 法第四十四条の三第三項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇四 (略)

(違法放置等物件を保管した場合の公示の方法)

第十九条の六 法第四十四条の三第三項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一〇二 (略)

2 (略)

(違法放置等物件の価額の評価の方法)

第十九条の七 法第四十四条の三第四項の規定による違法放置等物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該違法放置等物件の使用年数、損耗の程度その他当該違法放置等物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、道路管理者は、必要があると認めるときは、違法放置等物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した違法放置等物件を売却する場合の手続)

第十九条の八 法第四十四条の三第四項の規定による保管した違法放置等物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、随意契約により売却することができる。

一〇三 (略)

(長時間放置された車両に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合についての準用)

第三十条の五 前三条の規定は、法第二十七条第二項又は第四十八条の二十二第三項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第三十九号に掲げる権限を道路管理者に代わって行う場合について準用する。

設は、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

(違法放置等物件を保管した場合の公示事項)

第十九条の五 法第四十四条の二第三項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇四 (略)

(違法放置等物件を保管した場合の公示の方法)

第十九条の六 法第四十四条の二第三項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一〇二 (略)

2 (略)

(違法放置等物件の価額の評価の方法)

第十九条の七 法第四十四条の二第四項の規定による違法放置等物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該違法放置等物件の使用年数、損耗の程度その他当該違法放置等物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、道路管理者は、必要があると認めるときは、違法放置等物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した違法放置等物件を売却する場合の手続)

第十九条の八 法第四十四条の二第四項の規定による保管した違法放置等物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、随意契約により売却することができる。

一〇三 (略)

(長時間放置された車両に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合についての準用)

第三十条の五 前三条の規定は、法第二十七条第二項又は第四十八条の二十二第三項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第三十六号に掲げる権限を道路管理者に代わって行う場合について準用する。

第三十四条 国土交通大臣は、開発道路の新設及び改築並びに開発道路に係る法第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金、同条第三項（法第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく割増金、法第三十九条の規定に基づく占用料（電線共同溝に係るものを除く。）、法第四十四条の三第七項及び第五十八条から第六十二条まで並びに地方道路公社法第二十九条の規定に基づく負担金並びに法第四十八条の三十五第一項の規定に基づく停留料金を徴収する権限を行う。

2 6 (略)

(指定区間内の国道に係る沿道区域の指定の基準)

第三十五条の三 法第四十四条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定区間内の国道に係る沿道区域の指定は、道路の沿道における地形、地質その他の状況を勘案して、落石、土砂の崩壊、竹木の倒伏、工作物の倒壊その他の道路の沿道の土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす事象が発生するおそれがある土地の区域について行うこと。
- 二 前号の規定による沿道区域の指定は、道路の沿道の土地、竹木又は工作物が道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため必要な最小限度のものであること。

(道路外災害応急対策施設)

第三十五条の七 法第四十八条の二十九の五第一項の政令で定める

工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 広告塔、看板、街灯その他これらに類する工作物であつて、災害時において住民等に対する災害情報の伝達の用に供することができるもの
- 二 ベンチその他これに類する工作物であつて、物資の保管その他

災害応急対策の実施に資する機能を併せ有するもの

三 食事施設、購買施設その他これらに類する施設であつて、災害

時において住民等の支援に係る物資（次号において「支援物資」という。）の供給の用に供することができるもの

四 事務所、店舗、広場、公園その他これらに類する施設であつ

第三十四条 国土交通大臣は、開発道路の新設及び改築並びに開発道路に係る法第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金、同条第三項（法第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく割増金、法第三十九条の規定に基づく占用料（電線共同溝に係るものを除く。）、法第四十四条の二第七項及び第五十八条から第六十二条まで並びに地方道路公社法第二十九条の規定に基づく負担金並びに法第四十八条の三十五第一項の規定に基づく停留料金を徴収する権限を行う。

2 6 (略)

(指定区間内の国道に係る沿道区域の指定の基準)

第三十五条の三 法第四十四条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定区間内の国道に係る沿道区域の指定は、地形、地質その他の状況を勘案して、落石、土砂の崩壊その他の道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす事象が発生するおそれがある土地の区域について行うこと。
- 二 前号の規定による沿道区域の指定は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため必要な最小限度のものであること。

(新設)

て、災害時において住民等若しくは災害応急対策に従事する者の利用又は支援物資の保管の用に供することができるとするもの。

第三十五条の八・第三十五条の九 (略)

(停留料金を徴収することができない車両)

第三十五条の十 法第四十八条の三十五第一項ただし書の政令で定める車両は、第三十五条の八に規定する車両とする。

第三十五条の十一 (略)

(権限の委任)

第四十一条 (略)

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のもは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定、同条第五項本文及び法第三十一条の二第四項本文の規定による決定、同条第三項の規定による命令並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一〇四 (略)

五 法第四十八条の二十九の二第一項の規定により防災拠点自動車駐車を指定し、同条第二項の規定により当該指定に係る自動車駐車場の道路管理者に協議し、その同意を得、及び同条第三項の規定により当該指定をした旨を公示すること。

六〇十五 (略)

十六 第三十五条の八の規定により道路管理者の許可を要しない車両を定めること。

十七 (略)

3 (略)

別表 (第十九条関係)

占有物件	占有料	所在地
------	-----	-----

第三十五条の七・第三十五条の八 (略)

(停留料金を徴収することができない車両)

第三十五条の九 法第四十八条の三十五第一項ただし書の政令で定める車両は、第三十五条の七に規定する車両とする。

第三十五条の十 (略)

(権限の委任)

第四十一条 (略)

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のもは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定、同条第五項本文及び法第三十一条の二第四項本文の規定による決定、同条第三項の規定による命令並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一〇四 (略)

(新設)

五〇十四 (略)

十五 第三十五条の七の規定により道路管理者の許可を要しない車両を定めること。

十六 (略)

3 (略)

別表 (第十九条関係)

占有物件	占有料	所在地
------	-----	-----

建築物	第七号 第七條に掲げる施設					の上空に設けるもの	トンネルの上の地下（地下トンネル）を除く。に設けるもの	（略）	（略）
	その他のもの	階数が三以上のもの	階数が二のもの	階数が一のもの	階数が一のもの				
									単位
一を	$A \times 0.1$	$A \times 0.1$	$A \times 0.1$	$A \times 0.1$	$A \times 0.1$	$A \times 0.1$	$A \times 0.1$	（略）	第一級地
四を	$A \times 0.3$	$A \times 0.3$	$A \times 0.3$	$A \times 0.3$	$A \times 0.3$	$A \times 0.3$	$A \times 0.3$	（略）	第二級地
六を	$A \times 0.5$	$A \times 0.5$	$A \times 0.5$	$A \times 0.5$	$A \times 0.5$	$A \times 0.5$	$A \times 0.5$	（略）	第三級地
九を	$A \times 0.7$	$A \times 0.7$	$A \times 0.7$	$A \times 0.7$	$A \times 0.7$	$A \times 0.7$	$A \times 0.7$	（略）	第四級地
三を	$A \times 0.9$	$A \times 0.9$	$A \times 0.9$	$A \times 0.9$	$A \times 0.9$	$A \times 0.9$	$A \times 0.9$	（略）	第五級地

建築物	第七号 第七條に掲げる施設					の上空に設けるもの	トンネルの上の地下（地下トンネル）を除く。に設けるもの	（略）	（略）
	その他のもの	階数が三以上のもの	階数が二のもの	階数が一のもの	階数が一のもの				
									単位
一を	$A \times 0.1$	$A \times 0.1$	$A \times 0.1$	$A \times 0.1$	$A \times 0.1$	$A \times 0.1$	$A \times 0.1$	（略）	第一級地
四を	$A \times 0.3$	$A \times 0.3$	$A \times 0.3$	$A \times 0.3$	$A \times 0.3$	$A \times 0.3$	$A \times 0.3$	（略）	第二級地
六を	$A \times 0.5$	$A \times 0.5$	$A \times 0.5$	$A \times 0.5$	$A \times 0.5$	$A \times 0.5$	$A \times 0.5$	（略）	第三級地
九を	$A \times 0.7$	$A \times 0.7$	$A \times 0.7$	$A \times 0.7$	$A \times 0.7$	$A \times 0.7$	$A \times 0.7$	（略）	第四級地
三を	$A \times 0.9$	$A \times 0.9$	$A \times 0.9$	$A \times 0.9$	$A \times 0.9$	$A \times 0.9$	$A \times 0.9$	（略）	第五級地

第七條第十二号に掲げ	建築物 の	上空に設けるもの	第七條第十一号に掲げる急仮設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	建築物	第七條第十号に掲げる施設及び自動車駐	その他のもの	第七條第九号に掲げる施設	その他のもの

年つき
トルに
方メー
積一平
占用面

Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	た額	て得	乗じ	一を	〇一	〇〇	Aに	た額	て得	乗じ	八を	〇〇	〇〇	Aに	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	た額	て得	乗じ	八を	〇〇	〇〇	Aに	た額	て得	乗じ
			た額	て得	乗じ	四を	〇一	〇〇	Aに	額得	じた	を乗	〇一	〇〇	Aに	額得		じた	を乗	〇一	〇〇	Aに	た額	て得	乗じ		
			た額	て得	乗じ	六を	〇一	〇〇	Aに	た額	て得	乗じ	二を	〇一	〇〇	Aに		た額	て得	乗じ	二を	〇一	〇〇	Aに	た額	て得	乗じ
			た額	て得	乗じ	九を	〇一	〇〇	Aに	た額	て得	乗じ	三を	〇一	〇〇	Aに		た額	て得	乗じ	三を	〇一	〇〇	Aに	た額	て得	乗じ
			た額	て得	乗じ	三を	〇二	〇〇	Aに	た額	て得	乗じ	六を	〇一	〇〇	Aに		た額	て得	乗じ	六を	〇一	〇〇	Aに	た額	て得	乗じ

第七條第十二号に掲げ	建築物 の	上空に設けるもの	第七條第十一号に掲げる急仮設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	建築物	第七條第十号に掲げる施設及び自動車駐	その他のもの	第七條第九号に掲げる施設	その他のもの

年つき
トルに
方メー
積一平
占用面

Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	た額	て得	乗じ	一を	〇一	〇〇	Aに	た額	て得	乗じ	八を	〇〇	〇〇	Aに	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	た額	て得	乗じ	八を	〇〇	〇〇	Aに	た額	て得	乗じ
			た額	て得	乗じ	四を	〇一	〇〇	Aに	額得	じた	を乗	〇一	〇〇	Aに	額得		じた	を乗	〇一	〇〇	Aに	た額	て得	乗じ		
			た額	て得	乗じ	六を	〇一	〇〇	Aに	た額	て得	乗じ	二を	〇一	〇〇	Aに		た額	て得	乗じ	二を	〇一	〇〇	Aに	た額	て得	乗じ
			た額	て得	乗じ	九を	〇一	〇〇	Aに	た額	て得	乗じ	三を	〇一	〇〇	Aに		た額	て得	乗じ	三を	〇一	〇〇	Aに	た額	て得	乗じ
			た額	て得	乗じ	三を	〇二	〇〇	Aに	た額	て得	乗じ	六を	〇一	〇〇	Aに		た額	て得	乗じ	六を	〇一	〇〇	Aに	た額	て得	乗じ

備考 (略)	第七條第十四号に掲げる施設	第七條第十三号に掲げる施設					る器具		
		その他のもの	の	上空に設けるもの	の路面下に設けるもの	架のものに限る		車専用道路(高)	道若しくは自動車
Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	た額	て得	乗じ	一を	〇一	〇・	Aに
			た額	て得	乗じ	四を	〇一	〇・	Aに
			た額	て得	乗じ	六を	〇一	〇・	Aに
			た額	て得	乗じ	九を	〇一	〇・	Aに
			た額	て得	乗じ	三を	〇二	〇・	Aに
備考 (略)	(新設)	第七條第十三号に掲げる施設					る器具		
		その他のもの	の	上空に設けるもの	の路面下に設けるもの	架のものに限る		車専用道路(高)	道若しくは自動車
(新設)	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	た額	て得	乗じ	一を	〇一	〇・	Aに
			た額	て得	乗じ	四を	〇一	〇・	Aに
			た額	て得	乗じ	六を	〇一	〇・	Aに
			た額	て得	乗じ	九を	〇一	〇・	Aに
			た額	て得	乗じ	三を	〇二	〇・	Aに

改 正 案

現

行

（道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の
占有）

（道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の
占有）

第一条 道路整備特別措置法（以下「法」という。）第八条第二項及び第三項ただし書並びに第十七条第六項ただし書の道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占有で政令で定めるものは、次に掲げる物件、施設又は工作物に係る道路の占有とする。

第一条 道路整備特別措置法（以下「法」という。）第八条第二項及び第三項ただし書並びに第十七条第六項ただし書の道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占有で政令で定めるものは、次に掲げる物件、施設又は工作物に係る道路の占有とする。

一・二 （略）

一・二 （略）

三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設、同条第八号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連絡路附属地に設けるもの並びに同条第九号、第十号、第十三号及び第十四号に掲げる施設

三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設、同条第八号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連絡路附属地に設けるもの並びに同条第九号、第十号及び第十三号に掲げる施設

（道路法の規定の適用についての技術的読替え）

（道路法の規定の適用についての技術的読替え）

第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合には、同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは、「地方道路公社」とするほか、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合には、同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは、「地方道路公社」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

項	読み替える規定	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句
		機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）	地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）

項	読み替える規定	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句
		機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理に	地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理に

		一	二	
		第二十条第二項第二号	第二十条第二項第五号、第七号及び第八号	第十八条第一項
		第十八条第一項に規定する道路管理者	第十八条第一項に規定する道路管理者	第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）
決定して	決定し、第十	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第四項に規定する会社（以下「会社」という。）	会社	の管理について適用する場合
決定し、第十	決定し、第十	地方道路公社	地方道路公社	の管理について適用する場合

		第二十条第二項第二号	第二十条第二項第五号、第七号及び第八号	第十八条第一項
		第十八条第一項に規定する道路管理者	第十八条第一項に規定する道路管理者	第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）
決定して	決定し、第十二	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第四項に規定する会社（以下単に「会社」という。）	会社	について適用する場合
決定し、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条又は第十六条又は	決定し、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条又は第十六条又は	地方道路公社	地方道路公社	について適用する場合

		四		三	
第十九条の二第一項	第十九条の二第一項、第三十一条第一項、第二項及び第四項、第九十三条	当該道路の道路管理者	当該道路の道路管理者	二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）	二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）
道路管理者（ 道路管理者が他の会社が管理する道路整備特別措置法第二十三条第一号に規定する会	道路管理者（ 道路管理者が他の会社が管理する道路整備特別措置法第二十三条第一号に規定する会社管理	道路管理者（ 道路管理者が他の会社が管理する道路整備特別措置法第二十三条第一号に規定する会	道路管理者（ 道路管理者が他の会社が管理する道路整備特別措置法第二十三条第一号に規定する会	前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）	前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）
第十九条の二第一項	第十九条の二第一項、第三十一条第一項、第二項及び第四項、第九十三条	道路管理者（ 道路管理者が他の会社が管理する道路整備特別措置法第二十三条第一号に規定する会	道路管理者（ 道路管理者が他の会社が管理する道路整備特別措置法第二十三条第一号に規定する会	前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）	前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）
第十九条の二第一項	第十九条の二第一項、第三十一条第一項、第二項及び第四項、第九十三条	道路管理者（ 道路管理者が他の会社が管理する道路整備特別措置法第二十三条第一号に規定する会	道路管理者（ 道路管理者が他の会社が管理する道路整備特別措置法第二十三条第一号に規定する会	前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）	前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）

七	六	五
第十九条の二第三項	第十九条の二第二項	
国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者」	そのいずれかが国土交通大臣である場合を除き、共用管理施設関係道路管理者のいずれかが都道府県であるときは国土交通大臣に、その他のときは都道府県知事	
関係都道府県知事の」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者の」と、「関係都道府県知事」とあるのは「当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限り）」	当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣	社管理高速道路であるときは、当該他の会社、同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路であるときは地方道路公社。他の地方道路公社が管理する同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路であるときは当該他の地方道路公社。

第十九条の二第五項	第十九条の二第二項	第十九条の二第三項	
当該道路の道路管理者	共用管理施設関係道路管理者は	国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者」	そのいずれかが国土交通大臣である場合を除き、共用管理施設関係道路管理者のいずれかが都道府県であるときは国土交通大臣に、その他のときは都道府県知事
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社（他の工作物の管理者が当該会社である）	当該道路の道路管理者は	関係都道府県知事の」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者の」と、「関係都道府県知事」とあるのは「当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限り）」	当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣
地方道路公社	当該道路の道路管理者及び当該他の道路の道路管理者は	関係都道府県知事の」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者の」と、「関係都道府県知事」とあるのは「当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限り）」	当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣

十	九	八		第二十條第一項	第十九條の二第五項
国土交通大臣以外 の道路管理者 当該道路の道路 管理者 管理 者 そのいずれかが 国又は都道府県 であるときは国 土交通大臣及び 当該他の工作物 に関する主務大 臣に、その他の ときは都道府県	国土交通大臣以 外の道路管理者 当該道路の道路 管理者 管理 者 国土交通大臣 及び当該他の 工作物に関する 主務大臣	国土交通大臣以 外の道路管理者 当該道路の道路 管理者 管理 者 国土交通大臣 及び当該他の 工作物に関する 主務大臣	共用管理施設開 係道路管理者は 当該道路の道 路管理者及び 当該他の道路 の道路管理者 は 独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返 済機構（以下 「機構」とい う。）又は会 社（他の工作 物の管理者が 当該会社であ るときは、機 構。以下この 条において同 じ。）	）は	
国土交通大臣 及び当該他の 工作物に関する 主務大臣	国土交通大臣 及び当該他の 工作物に関する 主務大臣	地方道路公社 地方道路公社	地方道路公社 地方道路公社 当該道路の道 路管理者及び 当該他の道路 の道路管理者 は	）は	

	第二十條第三項	
国土交通大臣以外 の道路管理者 当該道路の道路管 理者 そのいずれかが国 又は都道府県であ るときは国土交通 大臣及び当該他の 工作物に関する主 務大臣に、その他 のときは都道府県 知事（他の工作物 に関する主務大臣 の事務を分掌する 地方支分部局の長 があるときは、都 道府県知事及び当 該支分部局の長。 以下この条並びに 第五十五條第三項 及び第四項におい て同じ。）	国土交通大臣以外 の道路管理者 当該道路の道路管 理者 国土交通大臣及 び当該他の工作 物に関する主務 大臣	国土交通大臣以外 の道路管理者 当該道路の道路管 理者 国土交通大臣及 び当該他の工作 物に関する主務 大臣
国土交通大臣及 び当該他の工作 物に関する主務 大臣	国土交通大臣及 び当該他の工作 物に関する主務 大臣	独立行政法人日 本高速道路保有 ・債務返済機構 又は会社 独立行政法人日 本高速道路保有 ・債務返済機構 若しくは会社
地方道路公社	地方道路公社	地方道路公社 地方道路公社 独立行政法人日 本高速道路保有 ・債務返済機構 又は会社 独立行政法人日 本高速道路保有 ・債務返済機構 若しくは会社

		十一	
		第二十条第 四項	
知事（他の工作物に関する主務大臣の事務を分掌する地方支分部局の長があるときは、都道府県知事及び当該支分部局の長。以下この条並びに第五十五条第三項及び第四項において同じ。）		主務大臣又は都道府県知事	
当該道路の道路管理者又は		主務大臣 機構若しくは会社又は	
ならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするときは、指定区間の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければな		ならない	
		主務大臣 地方道路公社 又は ならない	
		第二十条第 五項	
		第二十条第 四項	
主務大臣又は都道府県知事		当該道路の道路管理者又は	
ならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするときは、指定区間の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければな		ならない	
主務大臣 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 若しくは会社又は		前二項	
主務大臣 地方道路公社 は		前二項	
道路管理者		若しくは都道府県知事が裁定	
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 若しくは会社又は		が裁定	
地方道路公社		が裁定	

第三項まで及び第五項、第三十三、条第一項、第三十四、条から第三十六、条まで、第三十九、条の二第一項、第三十九、条の三第一項、第三十九、条の四第一項から第三十九、条の六第一項まで、第三十九、条の七第二項、第三十九、条の九、第四十、条第二項、第四十三、条の二、第四十四、条第四項から第四十七、条まで、第四十四、条の二第三項及び第五項及び第六項、

<p>条第二項、第九十二、条第四項</p>	<p>第二十四、条</p>	<p>第三十一、条第二項</p>	<p>第三十一、条第三項</p>	<p>第三十二、条第一項</p>
	<p>道路管理者の</p>	<p>国土交通大臣以外の道路管理者</p>	<p>当該道路の道路管理者又は</p>	<p>道路管理者</p>
<p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構</p>	<p>の</p>	<p>会社</p>	<p>会社又は</p>	<p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）</p>
<p>地方道路公社の</p>	<p>地方道路公社</p>	<p>地方道路公社</p>	<p>は地方道路公社又は</p>	<p>地方道路公社</p>

十九	十八	十七	
<p>第四項、第九十二條、第九十一條第二項、第九十一條第四項、第三十七條第一項、第四十二條第一項、第三十八條、第二十三條第一項、第三十八條、第二十四條</p>	<p>第二十二條の二、第二十四條</p>	<p>第二十二條の二</p>	<p>第一項から第三項まで及び第五項、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項及び第二項、第八十七條第一項、第九十一條第三項、第九十六條第五項</p>
	<p>道路管理者</p>	<p>道路管理者は</p>	
	<p>会社</p>	<p>会社は</p>	
	<p>地方道路公社</p>	<p>は地方道路公社</p>	

十七條第三項、第四十七條の二第七項及び第五項、第四十二條第一項、第九十一條第二項、第九十一條第四項、第三十七條第一項、第四十二條第一項、第三十八條、第二十三條第一項、第三十八條、第二十四條

	二十四	条の五第二項、第四十七條の八第二項			
	二十五	第三十九條の四第四項	道路管理者は	機構は	地方道路公社は
	二十六	第四十一條	道路管理者	道路管理者、機構及び会社	道路管理者及び地方道路公社
	二十七	第四十五條第一項、第四十七條の五、第四十七條の八第一項、第四十八條の十、第四十八條の二十九の四	道路管理者	機構及び会社	地方道路公社
	二十八	第四十五條の二第二項	道路管理者は、	機構は、会社	地方道路公社は、
		第四十七條の二第二項	道路管理者	道路管理者又は別措置法第八條第一項第二十八号若しくは第十七條第	道路管理者又は別措置法第八條第一項第二十八号若しくは第十七條第

		第十七條の二第二項から第五項まで、第九十五條の二	道路管理者	機構及び会社	地方道路公社
		第四十五條第一項、第四十七條の五、第四十七條の八第一項、第四十八條の十、第四十八條の十一第二項	道路管理者は、	機構は、会社が	地方道路公社は
		第四十七條の二第二項	道路管理者	道路管理者又は別措置法第八條第一項第二十八号若しくは第十七條第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者	道路管理者又は別措置法第八條第一項第二十八号若しくは第十七條第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者
		第四十七條の二第三項	道路管理者が	前項	前項

三十四	三十三	三十二
第七十一條第四項	第六十七條の二第一項	
基づく処分	道路管理者	協議に係る施設又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号
<p>基づく処分 道路整備特別措置法第八條第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十号若しくは第三十二号若しくは第十七條第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号</p>	<p>機構若しくは会社</p>	<p>同項後段の場合にあつては当該交差が第四十八條の三ただし書に規定する場合に該当するとき に限り、同項の協議に応じ、又は連結許可</p>
<p>基づく処分 道路整備特別措置法第八條第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十号若しくは第三十二号若しくは第十七條第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号</p>	<p>地方道路公社</p>	<p>連結許可</p>

第九十一條第一項	第七十一條第四項
<p>道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六條第五項後段において同じ。）</p>	<p>基づく処分</p>
<p>道路管理者の機構の</p>	<p>基づく処分 道路整備特別措置法第八條第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十号若しくは第三十二号若しくは第十七條第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの</p>
<p>地方道路公社の</p>	<p>基づく処分 道路整備特別措置法第八條第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十号若しくは第三十二号若しくは第十七條第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの</p>

三十七		三十五	第九十一条 第一項	道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）	、第二十六号、第二十八号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うものは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの	、第二十六号、第二十八号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うものは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの
	第九十五条の二第二項	三十六	第九十三条	当該道路管理者	当該会社	当該地方道路公社
	第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定による自動車専用道路の指定をし、第四十五条第一項					
設け、						
設け、又は						
設け、又は						

	第九十三条	第九十五条の二第二項	第九十三条	当該道路管理者	第四十八条の二第二項若しくは第二項の規定による自動車専用道路の指定をし、第四十五条第一項	第四十五条第一項	第四十五条第一項	第九十三条
				当該道路管理者	制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとする	設け、	設け、又は	設け、又は
				当該会社	制限しようとする	設け、又は	設け、又は	当該地方道路公社
				当該地方道路公社	制限しようとする	設け、又は	設け、又は	当該地方道路公社

項	二	一	2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。			
	第二十条第二項第五号及び第七号から第九号まで 第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第三項、第二十四條	第二十条第二項第五号及び第七号から第九号まで 第十八条第一項に規定する道路管理者		第二十条第二項第五号及び第七号から第九号まで 第十八条第一項に規定する道路管理者 道路管理者	制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとする 制限しようとする 制限しようとする	
			読み替える規定 第二十条第二項第二号	読み替えられる字句 第十八条第一項に規定する道路管理者	読み替える字句 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十八条第四項に規定する有料道路管理者（以下「有料道路管理者」という。）	読み替える字句 有料道路管理者

項	二	一	2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			
	第二十条第二項第五号及び第七号から第九号まで 第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第三項、第二十四條	第二十条第二項第五号及び第七号から第九号まで 第十八条第一項に規定する道路管理者		第二十条第二項第五号及び第七号から第九号まで 第十八条第一項に規定する道路管理者 道路管理者	制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとする 制限しようとする 制限しようとする	
			読み替える規定 第二十条第二項第二号	読み替えられる字句 第十八条第一項に規定する道路管理者	読み替える字句 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十八条第四項に規定する有料道路管理者（以下単に「有料道路管理者」という。）	読み替える字句 有料道路管理者

の三、第二十八
条第一項及び第
三項、第三十一
条の二第二項及
び第三項、第三
十二条、第二十
三条第一項、第
二項第三号、第
三項及び第四項
、第三十四条か
ら第三十九条ま
で、第三十九条
の二第一項及び
第五項から第七
項まで、第二十
九条の三第一項
及び第三項、第
三十九条の四、
第三十九条の五
、第三十九条の
六第一項から第
三項まで、第三
十九条の七第二
項及び第四項、
第三十九条の九
、第四十条第二
項、第四十一条
、第四十二条第
一項、第四十三
条の二、第四十
四条第一項、第
二項及び第四項
から第七項まで
、第四十四条の
二第一項から第
三項まで、第五

二第三項、第
二十四条の三
、第二十八条
第一項及び第
三項、第三十
一条の二第二
項及び第三項
、第三十二条
、第三十三条
第一項、第二
項第三号、第
三項及び第四
項、第三十四
条から第三十
九条まで、第
三十九条の二
第一項及び第
五項から第七
項まで、第三
十九条の三第
一項及び第三
項、第三十九
条の四、第三
十九条の五、
第三十九条の
六第一項から
第三項まで、
第三十九条の
七第二項及び
第四項、第三
十九条の九、
第四十条第二
項、第四十一
条、第四十二
条第一項、第
四十三条の二

項及び第六項、第四十四条の三第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十五条の二第二項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第二項、第四十七条の八、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十二、第四十八条の二十第一項、第二項及び第五項、第

、第四十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十五条の二第二項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第二項、第四十七条の八、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八

四十八条の二十
三第一項、第五
項及び第六項、
第四十八条の二
十四第一項及び
第三項、第二十
八条の二十五、
第四十八条の二
十六、第四十八
条の二十七第一
項及び第二項、
第四十八条の二
十八第二項、第
四十八条の二十
九、第四十八条
の二十九の三、
第四十八条の二
十九の四、第四
十八条の二十九
の五第一項、第
四十八条の二十
九の六第一項か
ら第三項まで、
第四十八条の三
十、第四十八条
の三十二から第
四十八条の三十
四まで、第四十
八条の三十五第
一項、第四十八
条の三十六、第
四十八条の三十
七第一項、第四
十八条の三十八
第一項から第三
項まで、第四十

条の九、第四
十八条の十、
第四十八条の
十一第二項、
第四十八条の
十二、第二十
八条の第二十
一項、第二十
八条の第二十
一項及び第二項、
第四十八条の
二十三第一項
、第五項及び
第六項、第四
十八条の二十
四第一項及び
第三項、第四
十八条の二十
五、第四十八
条の二十六、
第四十八条の
二十七第一項
及び第二項、
第四十八条の
二十八第二項
、第四十八条
の二十九、第
四十八条の三
十、第四十八
条の三十二か
ら第四十八条
の三十四まで
、第四十八条
の三十五第一
項、第四十八
条の三十六、
第四十八条の

八条の四十第一項、第四十八条の四十一、第四十八条の四十六から第四十八条の五十まで、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十条第一項、第七十條第一項、第七十條第二項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項及び第二項、第七十三條第一項から第三項まで、第七十五條第四項及び第五項、第七十六條、第八十六條第二項、第八十七條第一項、第九十條第一項、第九十一條第二項及び第九十一條第二項及び第九十一條第二項

三十七第一項、第四十八條の三十八第一項から第三項まで、第四十八條の四十第一項、第四十八條の四十一、第四十八條の四十六から第四十八條の五十まで、第五十七條、第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十條から第六十二條まで、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第六十九條第一項、第七十條第一項、第七十條第二項、第七十一條第一項から第三項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項及び第二項、第七十三條第一項

六	五	四	
第二十条第四項	第二十条第三項、第三十一条第二項	第十九条の二第二項、第二十条第一項、第三項、第四項及び第六項、第三十一条第一項から第四項まで、第三十一条の二第二項、第四十九項、第五十五条第三項、第七十五条第二項及び第三項、第九十三条	三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第三百三条第二号、第五号及び第六号、第四百四条第一号、第三号及び第四号、第四百五条、第四百六条第一号
指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他	国土交通大臣以外の道路管理者	当該道路の道路管理者	
有料道路管理者	有料道路管理者	有料道路管理者	

第十九条の二第一項、第二十条第一項、第三項、第四項及び第六項、第三十一条第一項から第四項まで、第三十一条の二第一項、第四	第十九条の二第二項、第二十条第一項、第三項、第四項及び第六項、第三十一条第一項から第五項まで、第三十一条の二第二項、第四十九項、第五十五条第三項、第七十五条第二項及び第三項、第九十三条第一号	項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七條第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第三百三条第二号、第五号及び第六号、第四百四条第一号、第三号及び第四号、第五百五条、第六百六条第一号
当該道路の道路管理者		
有料道路管理者		

九]	八]	七]	
<p>第二十四條の二 第一項</p> <p>道路管理者（指定区 間内の国道にあつて は、国。第三項（第 四十八條の三十五第 三項において準用す る場合を含む。）、 第三十九條第一項、 第四十四條第五項及 び第七項、第四十四 條の三第八項、第四 十八條の七第一項、 第四十八條の三十五 第一項、第四十九條 第一項、第五十八條 第一項、第五十九條 第三項、第六十一條 第一項、第六十四條 第一項、第六十九條 第一項、第七十條第 一項、第七十二條第 一項及び第七十三 條第一項から第三項 まで、第八十五條第 三項並びに第九十一</p>	<p>第二十條第六項</p> <p>道路管理者と</p>	<p>第二十條第五項</p> <p>第二項の規定による 国土交通大臣と当該 他の工作物に関する 主務大臣との協議が 成立した場合又は前 二項</p> <p>の道路にあつては道 路管理者</p>	<p>前二項</p> <p>有料道路管理者と</p> <p>有料道路管理者は、 有料道路管理者であ る地方公共団体の条 例</p>

<p>第二十四條の 二第一項</p>	<p>第二十條第六 項</p>	<p>第二十條第五 項</p>	<p>第二十條第四 項</p>	<p>第二十條第三 項、第三十一 條第二項</p>	<p>十九條、第五 十五條第三項 、第七十五條 第二項及び第 三項、第九十 三條</p>
<p>道路管理者（指定区 間内の国道にあつては、国。 第三項（第四十八條の三 十五第三項において準用 する場合を含む。）、第 三十九條第一項、第四十 四條第五項及び第七項、 第四十四條の二第八項、 第四十八條の七第一項、 第四十八條の三十五第一</p>	<p>道路管理者と</p>	<p>第二項の規定による国土 交通大臣と当該他の工作 物に関する主務大臣との 協議が成立した場合又は 前二項</p>	<p>指定区間外の国道にあつ ては道路管理者である都 道府県の議会に諮問し、 その他の道路にあつては 道路管理者</p>	<p>国土交通大臣以外の道路 管理者</p>	
<p>有料道路管理者は、有料道 路管理者である地方公共団 体の条例</p>	<p>有料道路管理者と</p>	<p>前二項</p>	<p>有料道路管理者</p>	<p>有料道路管理者</p>	

	十三	十二	十一	十	
第三十九條の七 第四項	第三十九條第二項	第三十九條第二項、第三十九條の二第五項、第四十四條第一項、第四十八條の七第二項、第四十八條の三十五第一項、第六十一條第二項、第七十三條第二項	第三十一條の二第一項	第三十一條第三項	
同項の条例（指定区 間内の国道にあつて は、同項の政令）	但し、条例で定める 場合においては		指定区間外の国道、 都道府県道又は市町 村道	指定区間外の国道に あつては当該道路管 理者である都道府県 の議会に諮問し、そ の他の道路にあつて は当該道路管理者	条第三項において同 じ。）は、道路管理 者である地方公共団 体の条例（指定区間 内の国道にあつては 、政令）
同項の条例	この場合において	条例（指定区間内の 国道にあつては、政 令）	道路整備特別措置法 第十八條第二項の規 定による届出に係る 道路	当該有料道路管理者	

第三十一條第 三項	第三十一條の 二第一項	第三十九條第 二項、第三十 九條の二第五 項、第四十四 條第一項、第 四十八條の七 第二項、第四 十八條の三十 五第一項、第 六十一條、第 七十三條第二 項	指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者	指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道	条第三項
		条例（指定区間内の国道にあつては、政令）	指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道	指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者	当該有料道路管理者
		条例	道路整備特別措置法第十八條第二項の規定による届出に係る道路		

		十四						
		十五	第四十四条の第二項	当該条例又は当該政令	条例（指定区間内の国道にあつては、国土交通省令。以下この条において同じ。）			
		十六	第四十八条の五第一項	当該自動車専用道路の道路管理者	有料道路管理者			
		十七	第四十八条の五第二項	自動車専用道路の道路管理者（次項及び第四十八条の七から第四十八条の十までにおいて単に「道路管理者」という。）	有料道路管理者			
		十八	第四十八条の十七第二項、第四十八条の二十九の第二項	道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）	有料道路管理者			
		十九	第四十八条の四十二第一項	道路管理者（以下「特定道路管理者」という。）	有料道路管理者（以下「特定有料道路管理者」という。）			
	二十		第四十八条の四十二第二項、第四十八条の四十四、第四十八条の四十五	特定道路管理者	特定有料道路管理者			
第五十四条の二								
第四十九条から第五								
第四十九条の規定に								

								項、第七十三 条第二項
								第三十九条第二項
								第三十九条の七第四項
								第四十八条の五第一項
								第四十八条の五第二項
								第四十八条の十七第二項
								第四十八条の四十二第一項
								第四十八条の四十二第二項、第四十八条の四十四、第四十八条の四十五
第五十四条の								
第四十九条から第五十一								
第四十九条の規定により有								

二十七	第七十五条第二項第二号、第九十一条第一項	道路管理者の	都道府県道又は市町村道に	道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路に	有料道路管理者の	第十七号、第十九号、第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの
二十八	第八十五条第二項	都道府県道又は市町村道の道路管理者	都道府県道又は市町村道の道路管理者	道路の有料道路管理者	道路の有料道路管理者	道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路の付属物の新設又は改築に
二十九	第八十五条第三項	道路の付属物の新設又は改築に	道路の付属物の新設又は改築に	道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路の付属物の新設又は改築に	有料道路管理者	道路の付属物の新設又は改築が国道の新設又は改築に伴うものである場合においては、当該国道の新設又は改築に要する費用を負担する者がその負担の割合に応

第七十五条第二項第二号、第九十一条第一項	道路管理者の	都道府県道又は市町村道に	都道府県道又は市町村道の道路管理者	道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路に	有料道路管理者の	第十八号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの
第八十五条第二項	都道府県道又は市町村道の道路管理者	都道府県道又は市町村道の道路管理者	都道府県道又は市町村道の道路管理者	道路の付属物の新設又は改築に	道路の有料道路管理者	道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路の付属物の新設又は改築に
第九十一条第一項	道路管理者(国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における	道路管理者	道路管理者	道路の付属物の新設又は改築に	有料道路管理者	道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路の付属物の新設又は改築に

三十二	第九十六条第二項	道路管理者がした	当該道路管理者がした	(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え) 第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)又は会社が協議」と、同法第三十九条の二第七項中「入札占用指針」とあるのは「機構が入札占用指針」と、同法第三十九条の五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道路管理者は、機構が」と、同法第四
		道路管理者がした	当該道路管理者がした	
三十一	第九十三条	都道府県又は市町村である道路管理者	当該道路管理者	じて負担し、その他の場合においては、道路管理者 道路管理者(国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。) 当該道路管理者 当該有料道路管理者 当該有料道路管理者
三十一	第九十三条	都道府県又は市町村である道路管理者	当該道路管理者	

三十二	第九十六条第二項	道路管理者がした	当該道路管理者がした	(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え) 第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社が協議」と、同法第三十九条の二第七項中「入札占用指針」とあるのは「機構が入札占用指針」と、同法第三十九条の五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道路管理者は、機構が」と、同法第四十五
		道路管理者がした	当該道路管理者がした	
三十一	第九十三条	都道府県又は市町村である道路管理者	当該道路管理者	国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。) 当該道路管理者 当該有料道路管理者 当該有料道路管理者 当該有料道路管理者 当該有料道路管理者
三十一	第九十三条	都道府県又は市町村である道路管理者	当該道路管理者	

十五條の二第二項中「道路管理者は、」とあるのは「機構は、会社が」と、同法第四十七條の八第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一條第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分で道路整備特別措置法第八條第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十号若しくは第三十二号若しくは第十七條第一項第七号、第九号、第十号、第十九号、第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五條の規定により読み替えた同表の第四欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第五欄に掲げる字句とする。

管理者は、」とあるのは「機構は、会社が」と、同法第四十七條の八第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一條第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分で道路整備特別措置法第八條第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十号若しくは第三十二号若しくは第十七條第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同法の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五條の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

三	二	一	項
第十九條の二 第一項	第二條第二項 第五号、第七 号及び第八号	第二條第二項 第十八條第 一項に規定 する道路管 理者	読み替える道 路法の規定
当該他の道 路の道路管 理者	第十八條第 一項に規定 する道路管 理者	第十八條第 一項に規定 する道路管 理者	読み替えら れる字句
国土交通大 臣	国土交通大 臣	国土交通大 臣	高速自動車 国道法第二 十五條の規 定により読 み替えた字 句
会社	会社	道路整備特別措 置法（昭和三十 一年法律第七号 ）第二條第四項 に規定する会社 （以下「会社」 という。）	読み替える字句

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第二條第二項 第二号	第十八條第 一項に規定 する道路管 理者	国土交通大臣	道路整備特別措置法（ 昭和三十一年法律第七 号）第二條第四項に規 定する会社（以下単に 「会社」という。）
第二條第二項 第五号、第七 号及び第八号	第十八條第 一項に規定 する道路管 理者	国土交通大臣	会社
第十九條の二 第一項	當該他の道 路の道路管 理者	国土交通大臣	会社
第二十一條、	道路管理者	国土交通大臣	独立行政法人日本高速

四

第二十一条、
第二十二條第
一項、第三十
二條第一項か
ら第三項まで
及び第五項、
第三十三條第
一項、第三十
四條から第三
十六條まで、
第三十九條の
三第一項、第
三十九條の四
第一項から第
三項まで及び
第五項、第三
十九條の五第
一項、第三十
九條の六第一
項から第三項
まで、第三十
九條の七第二
項、第三十九
條の九、第四
十條第二項、
第四十三條の
二、第四十四
條第四項及び
第六項、第四
十四條の二第
三項、第五項
及び第六項、
第四十六條、
第四十七條第
三項、第二十

道路管理者

国土交通大臣

機構

第二十二條第 一項	第二十二條の 二	第二十二條の 二、第二十四 條	第二十三條第 一項、第三十 八條第一項、 第四十二條第 一項、第七十 條第三項及び 第四項、第九 十一條第二項 、第九十二條 第四項	第二十四條	第三十二條第 一項	第三十二條第 三項、第三十 二項、第三項 及び第五項、 第三十三條第 一項、第三十
	は	以外	道路管理者	の	道路管理者	道路管理者
	は	以外	国土交通大臣	の	国土交通大臣	国土交通大臣
道路保有・債務返済機 構	会社は	国土交通大臣、独立行 政法人日本高速道路保 有・債務返済機構及び 会社以外	会社	独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機 構の	独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機 構（以下「機構」とい う。）	機構

	六	五	
八条第一項、 第二十三條第 一項、第三十	第二十二條の 二、第二十四 條	第二十二條の 二	七條の二第一 項及び第五項 、第四十七條 の四、第四十 七條の七第一 項、第四十八 條第二項及び 第四項、第四 十八條の二十 九の三、第四 十八條の三十 二、第四十八 條の三十三、 第四十八條の 五十、第六十 六條第一項、 第六十八條、 第七十一條第 一項から第三 項まで及び第 五項、第七十 二條の二第一 項及び第二項 、第九十六條 第五項
道路管理者	道路管理者 以外	道路管理者 は	
国土交通大 臣	国土交通大 臣以外	国土交通大 臣は	
会社	国土交通大臣、 機構及び会社以 外	会社は	

四條から第三
十六條まで、
第三十九條の
三第一項、第
三十九條の四
第一項から第
三項まで及び
第五項、第三
十九條の五第
一項、第三十
九條の六第一
項から第三項
まで、第三十
九條の七第二
項、第三十九
條の九、第四
十條第二項、
第四十三條の
二、第四十四
條第四項及び
第六項、第四
十六條、第四
十七條第三項
、第四十七條
の二第一項及
び第五項、第
四十七條の四
、第四十七條
の七第一項、
第四十八條第
二項及び第四
項、第四十八
條の三十二、
第四十八條の
三十三、第四
十八條の五十

十四	十三	十二	十一	十	九	八	七
第三十九條の 四第四項	第三十九條の 二第六項	第三十九條の 二第一項	第三十九條の 二第一項、第 三十九條の四 第四項	第三十八條第 二項、第九十 三條	第三十八條第 二項、第七十 條第一項	第二十四條、 第九十一條第 一項	第四十二條第 一項、第七十 條第三項及び 第四項、第九 十一條第二項 、第九十二條 第四項
当該道路管 理者	道路管理者 （市町村で ある道路管 理者を除く 。）	道路管理者 の	道路管理者 は	当該道路管 理者	道路管理者 が	道路管理者 の	
国土交通大 臣	国土交通大 臣	国の	国土交通大 臣は	国土交通大 臣	国土交通大 臣が	国土交通大 臣の	
機構	機構	機構の	機構は	当該会社	会社が	機構の	

第三十九條の 四第四項	第三十九條の 二第六項	第三十九條の 二第一項	第三十九條の 二第一項、第 三十九條の四 第四項	第三十八條第 二項、第九十 三條	第三十八條第 二項、第七十 條第一項	第六十六條 、第六十六條 第一項、第六 十八條、第七 十一條第一項 から第三項ま で及び第五項 、第七十二條 の二第一項及 び第二項、第 九十六條第五 項
当該道路管 理者	道路管理者 （市町村で ある道路管 理者を除く 。）	道路管理者 の	道路管理者 は	当該道路管 理者	道路管理者 が	
国土交通大臣	国土交通大臣	国の	国土交通大臣 は	国土交通大臣	国土交通大臣 が	
機構	機構	機構の	機構は	当該会社	会社が	

十九		十八	十七	十六	十五
	第四十七條の 二第二項	第四十五條第 一項、第四十 七條の五、第 四十七條の八 第一項、第四 十八條の二十 九の四	第四十四條の 三第一項から 第五項まで、 第六十七條の 二第二項から 第五項まで	第四十四條第 五項及び第七 項、第六十九 條第一項、第 七十二條第一 項及び第三項 、第九十一條 第三項	第四十一條
当該一の道 路の道路管	一の道路の 道路管理者 が行う	道路管理者	道路管理者	道路管理者	道路管理者
国土交通大 臣又は当該	国土交通大 臣又は一の 道路の道路 管理者が行 う	国土交通大 臣	国土交通大 臣	国	国土交通大 臣
の道路の道路管 機構又は当該一	機構又は一の道 路の道路管理者 が行う	機構及び会社	機構又は会社	機構	国土交通大臣、 機構及び会社

	第四十七條の 二第二項	第四十五條第 一項、第四十 七條の五、第 四十七條の八 第一項	第四十四條の 二第一項から 第五項まで、 第六十七條の 二第二項から 第五項まで	第四十四條第 五項及び第七 項、第六十九 條第一項、第 七十二條第一 項及び第三項 、第九十一條 第三項	第四十一條
当該一の道 路の道路管 理者	一の道路の 道路管理者 が行う	道路管理者	道路管理者	道路管理者	道路管理者
国土交通大 臣又は当該一 の道路の道路管 理者	国土交通大臣 又は一の道路 の道路管理者 が行う	国土交通大臣	国土交通大臣	国	国土交通大臣
機構又は当該一 の道路管理者	機構又は一の道 路管理者が行 う	機構及び会社	機構又は会社	機構	国土交通大臣、 機構及び 会社

	二十三	二十二	二十一	二十				
第九十一条第一項	第八十七条第一項	第七十条第一項	第六十七条の二第一項	第四十七条の二第三項				
道路管理者 (国土交通大臣が自ら)	国土交通大臣及び道路管理者	道路管理者 又は	道路管理者 は	道路管理者	一の道路の道路管理者	他の道路の道路管理者	一の道路の道路管理者	理者
国土交通大臣	国土交通大臣	国又は	国は	国土交通大臣	国土交通大臣	他の道路の道路管理者 又は国土交通大臣	一の道路の道路管理者	
会社	国土交通大臣及び機構	会社又は	会社は	機構若しくは会社	一の道路の道路管理者又は道路整備特別措置法第八條第一項第二十八号若しくは第十七條第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者	他の道路の道路管理者又は機構	理者	

	第九十一条第一項	第八十七条第一項	第七十条第一項	第六十七条の二第一項	第四十七条の二第三項			
この条及び	道路管理者 (国土交通大臣が自ら 道路の新設 又は改築を 行う場合に おける国土 交通大臣を 含む。以下	道路管理者 及び道路 管理者	道路管理者 は	道路管理者 又は	道路管理者	一の道路の道路管理者	他の道路の道路管理者	
	国土交通大臣	国又は	国は	国土交通大臣	国土交通大臣	他の道路の道路管理者又は 国土交通大臣	他の道路の道路管理者 又は機構	
	会社	国土交通大臣及び機構	会社又は	会社は	機構若しくは会社	一の道路の道路管理者 又は道路整備特別措置 法第八條第一項第二十 八号若しくは第十七條 第一項第二十四号の規 定により道路管理者に 代わつてこれらの権限 を行う者		

二十五	二十四
第九十三条	
道路管理者	道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を 含む。以下第九十六条第五項後段において同じ。
国土交通大臣	
会社	

第九十三条	
道路管理者	第九十六条第五項後段において同じ。
国土交通大臣	国土交通大臣
会社	機構の

改正案		現行	
<p>（道路法の規定の適用についての技術的読替え） 第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
項	一	二	項
読み替える道路法の規定	第十九条の二第一項	第二十一条	読み替える道路法の規定
読み替えられる字句	当該他の道路の道路管理者	前条及び第三十一条	読み替えられる字句
読み替える字句	国土交通大臣	国土交通大臣	読み替える字句
<p>（道路法の規定の適用についての技術的読替え） 第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
読み替える道路法の規定	第十九条の二第一項	第二十一条	読み替える道路法の規定
読み替えられる字句	当該他の道路の道路管理者	前条及び第三十一条	読み替えられる字句
読み替える字句	国土交通大臣	国土交通大臣	読み替える字句

項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項、第四項及び第六項、第四十四条の二第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第四十四条の三第一項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十五条の二第二項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第二項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第一項及び第二項、第四十七条の八第一項、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二十九の三、第四十八条の二十九の四、第四十八条の二十九の五第一

三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項、第四項及び第六項、第四十四条の二第一項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十五条の二第二項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第一項及び第二項、第四十七条の八第一項、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の三十、第四十八条の三十二から第四十八条の三十四まで、第四十八条の三十六、第四十八条の三十七第一項、第四十八条の三十八第一項及び第二項、第四十八条の四十一、第四十八条の四十六から第四十八条の四十八まで、第四十八条の五十、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第七十条第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十一条第二項、第九十二条第四項

	<p>項、第四十八條の二十九の六第一項及び第二項、第四十八條の三十、第四十八條の三十二から第四十八條の三十四まで、第四十八條の三十六、第四十八條の三十七第一項、第四十八條の三十八第一項及び第二項、第四十八條の四十第一項、第四十八條の四十一、第四十八條の四十六から第四十八條の四十八まで、第四十八條の五十、第五十七條、第六十條、第六十二條、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第七十條第三項及び第四項、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條の二第一項及び第二項、第九十一條第二項、第九十二條第四項、第九十六條第五項、第百三條第二号、第百五号及び第六号、第百四條第一号、第三号及び第四号、第百五條、第百六條第一号</p>

<p>第二十四條の二第一項</p>	<p>、第九十六條第五項、第百三條第二号、第五号及び第六号、第百四條第一号、第三号及び第四号、第百五條、第百六條第一号</p>
<p>道路管理者（指定区 間内の国道にあつて は、国。第三項（第 四十八條の三十五第 三項において準用す る場合を含む。） 、第三十九條第一項、 第四十四條第五項及 び第七項、第四十四 條の二第八項、第四 十八條の七第一項、 第四十八條の三十五 第一項、第四十九條 、第五十八條第一項 、第五十九條第三項 、第六十一條第一項 、第六十四條第一項 、第六十九條第一項 、第七十條第一項、 第七十二條第一項及</p>	<p>第十二條、第十三條 第三項、第十七條第 四項若しくは第六項 から第八項まで、第 十九條から第二十二 條の二まで、第四十 八條の十九第一項又 は第四十八條の二十 二第一項</p>
<p>国</p>	<p>第二十一條から第 二十二條の二まで 又は高速自動車国 道法第七條の二若 しくは第八條</p>

四	五
第二十四条	第二十四条の二第一項
第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項から第八項まで、第十九条から第二十二條の二まで、第四十八條の十九第一項又は第四十八條の二十二第一項	道路管理者（指定区間内の国道にあつては、国。第三項（第四十八條の三十五第三項において準用する場合を含む。）、第三十九條第一項、第四十四條第五項及び第七項、第四十四條の三第八項、第四十八條の七第一項、第四十八條の三十五第一項、第四十九條、第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十一條第一項、第六十四條第一項、第六十九條第一項、第七十條第一項、第七十二條第一項及び第三項、第七十三條第一項から第三項まで
第二十一条から第二十二條の二まで又は高速自動車国道法第七條の二若しくは第八條	国

第二十四條の二第三項、第三十九條第一項、第四十四條第五項及び第七項、第四十四條の二第八項、第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十一條第一項、第六十九條第一項、第七十二條第一項及び第三項、第七十三條第一項から第三項まで、第九十一條第三項	第二十八條の二第一項	第三十八條第二項、第七十條第一項	第三十八條第二項、第三十
び第三項、第七十三條第一項から第三項まで、第八十五條第三項並びに第九十一條第三項において同じ。）	道路管理者	道路（以下 二以上の道路管理者は、踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第三條第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）その他の	道路管理者が 当該道路管理者
国	高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路（以下 国土交通大臣及び道路管理者は、	国土交通大臣が	国土交通大臣

八	七	六	
第三十八条第二項、	第二十八条の二第一項	第二十四条の二第三項、第三十九条第一項、第四十四条第五項及び第七項、第四十四條の三第八項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十九条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第九十一条第三項	第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。
道路管理者が	道路（以下 二以上の道路管理者は、踏切道密接 関連道路（踏切道 改良促進法（昭和 三十六年法律第百 九十五号）第三條 第一項に規定する 踏切道密接関連道 路をいう。）その 他の	道路（以下 高速自動車国道及 び高速自動車国道 以外の道路（以下	道路管理者 国
国土交通大臣が	国土交通大臣及び 道路管理者は、	国土交通大臣及び 道路管理者は、	

九条の四第四項、第九十三 条	第三十九条の二第一項、第 三十九条の四第四項、第四 十七条の八第二項、第四十 八条の三十八第三項	第三十九条の二第一項、第 六十四条第一項	第三十九条の二第六項	第四十七條の二第二項
道路管理者は	道路管理者の	道路管理者（市町村 である道路管理者を 除く。）	同項の条例（指定区 間内の国道にあつて は、同項の政令）	道路管理者を異にす る二以上の道路に係 るものであるとき（ 国土交通省令で定め る場合を除く。）
国土交通大臣は	国の	国土交通大臣	同項の政令	国土交通大臣又は 一の道路の道路管 理者が行う
			当該政令	当該一の道路の道路 管理者
				当該一の道路の道 路管理者

				九	十	十一	十二	十三	
第七十条第一項	第三十八条第二項、第三十九条の四第四項、第九十三条	第三十九条の二第一項、第三十九条の四第四項、第四十七条の八第二項、第四十八条の二十九の六第三項、第四十八条の三十八第三項	第三十九条の二第一項、第六十四条第一項	第三十九条の二第六項	第三十九条の七第四項	第四十七条の二第二項			
当該道路管理者	道路管理者は	道路管理者の	道路管理者(市町村である道路管理者を除く。)	同項の条例(指定区間内の国道にあつては、同項の政令)	当該条例又は当該政令	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき(国土交通省令で定める場合を除く。)			
国土交通大臣	国土交通大臣は	国の	国土交通大臣	同項の政令	当該政令	高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路に係るものであるとき			

第四十七条の二第三項	第四十七条の七第一項、第九十一条第一項	第四十七条の八第二項、第四十八条の三十八第三項	第四十八条の三十五第一項	第四十八条の四十二第一項	第四十八条の四十二第二項、第四十八条の四十四、第四十八条の四十五	第四十八条の四十九	第六十条	第六十四条第一項	
他の道路の道路管理者	一の道路の道路管理者	道路管理者(当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国)	道路管理者の	道路管理者は	道路管理者(以下「特定道路管理者」という。)	特定道路管理者	国土交通大臣又は道路管理者	この法律	割増金、第二十五条
他の道路の道路管理者又は国土交通大臣	国土交通大臣	国	関係地方整備局又は北海道開発局の	国は	国土交通大臣	国土交通大臣	この法律及び高速自動車国道法	割増金	

	十四			十五		十六	十七	十八	
	一の道路の道路管 理者が行う	当該一の道路の道 路管理者	他の道路の道路管 理者	一の道路の道路管 理者	道路管理者(当該 許可に関する権限 を行う者が国土交 通大臣である場合 にあつては、国)	第十八条第一項	第四十七条の八第二 項、第四十八条の二 十九の六第三項、第 四十八条の三十八第 三項	第四十八条の三十五 第一項	第四十八條の四十二
	国土交通大臣又は 一の道路の道路管 理者が行う	国土交通大臣又は 当該一の道路の道 路管理者	他の道路の道路管 理者又は国土交通 大臣	国土交通大臣	国	高速自動車国道法 第七条第一項	関係地方整備局又 は北海道開発局の	国は	道路管理者(以下 国土交通大臣

第九十三條						第九十一条第一項	第八十七条第一項	第七十一条第五項	第七十条第一項	第六十四条第二項		
当該道路の道路管理	道路管理者又は第十 三条第二項の規定に より指定区間内の国 道の維持、修繕及び 災害復旧以外の管理 を行う都道府県若し くは指定市	同項の道路管理者	道路管理者は	道路管理者又は	、第四十八条第四項 、第四十八条の十二 又は第四十八条の十 六	国土交通大臣及び道 路管理者	道路管理者(国土交 通大臣が自ら道路の 新設又は改築を行う 場合における国土交 通大臣を含む。以下 この条及び第九十六 条第五項後段におい て同じ。)	道路管理者の	道路管理者又は	の規定に基づく料金		
国土交通大臣	国	国	国は	国又は	又は第四十八條第 四項	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣の	国又は			

二十六	第七十一条第五項	二十四	第六十四条第二項	二十三	第六十四条第一項	二十二	第六十条	二十一	第四十八条の四十九	二十	第四十八条の四十二 第二項、第四十八条 の四十四、第四十八 条の四十五	十九	第一項
、第四十八条第四 項、第四十八条の 十二又は第四十八 四項	又は第四十八条第 四項	国又は	国は	国	道路管理者又は第 十三条第二項の規 定により指定区間 内の国道の維持、 修繕及び災害復旧 以外の管理を行う 都道府県若しくは 指定市	この法律 自動車国道法	この法律及び高速 割増金、第二十五 条の規定に基づく 料金	国土交通大臣又は 道路管理者	国土交通大臣	特定道路管理者	「特定道路管理者 」という。		

第九十六条第五項	第三十二条第一項若 しくは 又は第四十八条の五 第一項若しくは第三 項の規定	第三十二条第一項 又は	者
第一百五条	、第四十八条第四項 、第四十八条の十二 若しくは第四十八条 の十六	若しくは第四十八 条第四項	

三十一	三十	二十九	二十八	二十七	
第百五条	第九十六条第五項	第九十三条	第九十一条第一項	第八十七条第一項	
、第四十八条第四項、第四十八条の十二若しくは第四十八条の十六	第三十二條第一項若しくは、又は第四十八条の五第一項若しくは第三項の規定	道路管理者の当該道路の道路管理者	道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）	国土交通大臣及び道路管理者	条の十六
若しくは第四十八条第四項	の規定	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	

改正案	現行
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〜二十四の二（略）</p> <p>二十五 道路法第四十七条の九、第四十八条の二十九の七、第四十八条の三十九及び第九十一条第一項</p> <p>二十五の二 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第十条</p> <p>二十六〜三十七（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〜二十四の二（略）</p> <p>二十五 道路法第四十七条の九、第四十八条の三十九及び第九十一条第一項</p> <p>（新設）</p> <p>二十六〜三十七（略）</p> <p>2・3（略）</p>

改正案	現行
<p>（基幹道路の指定等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県が代わつて行う権限は、第二項前段の規定により告示された工事の開始の日から同項後段の規定により告示された当該工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四十一条及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十四号、第三十二号又は第三十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十二号、第三十四号、第三十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十六号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十三号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>	<p>（基幹道路の指定等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四十一条第三十八号及び第三十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（道路管理者の権限の代行） 第一条（略） 2（略） 3 前項に規定する道府県が代わつて行う権限は、<u>第一項前段の規定により告示された工事の開始の日から同項後段の規定により告示された当該工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四十一条及び第四十二条に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。</u> 4 道府県は、<u>法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十四号、第三十二号又は第三十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</u> 5 道府県は、<u>法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十二号、第三十四号、第三十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十六号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十三号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</u></p>	<p>（道路管理者の権限の代行） 第一条（略） 2（略） 3 前項に規定する道府県の権限は、<u>第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</u> 4 道府県は、<u>法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</u> 5 道府県は、<u>法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</u></p>

改正案	現行
<p>（基幹的な市町村道等の指定等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県が代わつて行う権限は、第二項前段の規定により告示された工事の開始の日から同項後段の規定により告示された当該工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四十一条及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十四号、第三十二号又は第三十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十二号、第三十四号、第三十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十六号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十三号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>	<p>（基幹的な市町村道等の指定等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四十一条第三十八号及び第三十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（県道又は市町村道に係る直轄工事） 第三十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第百六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号、第三十二号又は第三十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第百六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第六条第五項各号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>6（略）</p>	<p>（県道又は市町村道に係る直轄工事） 第三十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第百六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第百六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第六条第四項各号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>6（略）</p>

改正案	現行
<p>（道路管理者の権限の代行） 第七条（略）</p> <p>2 機構は、前項第一号（道路法施行令第四条第一項第六号から第九号までに係る部分、同項第十二号に規定する入札占用指針の策定に係る部分、同項第二十五号に規定する公募占用指針の策定に係る部分並びに同項第三十五号及び第三十六号に規定する道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第五号、第八号から第十号まで、第十三号、第十四号（意見の聴取に係る部分を除く。）、第十六号、第十七号又は第二十号に掲げる権限を行おうとする場合には、道路管理者の同意を得なければならない。</p> <p>3 機構は、第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十四号、第三十二号及び第三十四号に規定する協定の締結に係る部分に限る。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 機構は、第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十四号、第三十二号及び第三十四号に規定する協定の締結に係る部分並びに同項第四十三号に係る部分に限る。）、第四号、第七号、第十二号、第十四号（意見の聴取に係る部分に限る。）、第十五号、第十八号、第二十一号に掲げる権限又は第二項の権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>（権限の代行の期間） 第十一条 第七条から前条までの規定により機構が特定公共施設の管理者に代わって行う権限は、法第十八条第四項の規定に基づき公告された特定公共施設工事の開始の日から同条第五項（法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告された当該特定公共施設工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、次に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>一 第七条第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第四十一号及</p>	<p>（道路管理者の権限の代行） 第七条（略）</p> <p>2 機構は、前項第一号（道路法施行令第四条第一項第六号から第九号までに係る部分、同項第十二号に規定する入札占用指針の策定に係る部分、同項第二十五号に規定する公募占用指針の策定に係る部分並びに同項第三十二号及び第三十三号に規定する道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第五号、第八号から第十号まで、第十三号、第十四号（意見の聴取に係る部分を除く。）、第十六号、第十七号又は第二十号に掲げる権限を行おうとする場合には、道路管理者の同意を得なければならない。</p> <p>3 機構は、第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第三十一号に規定する協定の締結に係る部分並びに同項第四十号に係る部分に限る。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 機構は、第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第三十一号に規定する協定の締結に係る部分並びに同項第四十号に係る部分に限る。）、第四号、第七号、第十二号、第十四号（意見の聴取に係る部分に限る。）、第十五号、第十八号、第二十一号若しくは第二十二号に掲げる権限又は第二項の権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>（権限の代行の期間） 第十一条 第七条から前条までの規定により機構が特定公共施設の管理者に代わって行う権限は、法第十八条第四項の規定に基づき公告される工事の開始の日から同条第五項（法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告される工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、次に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>一 第七条第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第三十八号及</p>

び第四十二号に係る部分に限る。)及び第三号(損失の補償に係る部分に限る。)に掲げる権限
二〇四 (略)

び第三十九号に係る部分に限る。)及び第三号(損失の補償に係る部分に限る。)に掲げる権限
二〇四 (略)

改 正 案	現 行
<p>（貸付料と併せて機構の業務に要する費用等を償う収入の範囲）</p> <p>第三条 法第十七条第一項の政令で定める収入は、次に掲げる収入とする。</p> <p>一 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第二十四号の規定により道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十四条の三第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を機構が代わって行った場合における同条第七項の規定に基づく負担金</p> <p>二 九（略）</p>	<p>（貸付料と併せて機構の業務に要する費用等を償う収入の範囲）</p> <p>第三条 法第十七条第一項の政令で定める収入は、次に掲げる収入とする。</p> <p>一 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第二十四号の規定により道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十四条の二第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を機構が代わって行った場合における同条第七項の規定に基づく負担金</p> <p>二 九（略）</p>

○日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）（抄）（第十一條関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案				現行			
第九條第一項第十号	<p>（管理有料高速道路に係る新特別措置法等の規定の適用についての技術的読替え）</p> <p>第六條 法第二十六條第二項の規定による日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律第一条の規定による改正後の道路整備特別措置法（以下この条において「新特別措置法」という。）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			読み替える新特別措置法の規定	（略）	読み替えられる字句	読み替える字句
	<p>第九條第一項第十号及び第十項</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>				
同法第四十四條の三	同法第四十四條の三第五項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）	同法第四十四條の三第四項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）	同法第四十四條の三第四項	同法第四十四條の三第一項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）	同法第四十四條の三第一項	同法第四十四條の三第一項	同法第四十四條の三第一項
同法第四十四條の三	同法第四十四條の三第五項	同法第四十四條の三第四項	同法第四十四條の三第四項	同法第四十四條の三第一項	同法第四十四條の三第一項	同法第四十四條の三第一項	同法第四十四條の三第一項
同法第二項	同法第二項	同法第二項	同法第二項	同法第二項	同法第二項	同法第二項	同法第二項
第九條第一項第十号	<p>（管理有料高速道路に係る新特別措置法等の規定の適用についての技術的読替え）</p> <p>第六條 法第二十六條第二項の規定による日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律第一条の規定による改正後の道路整備特別措置法（以下この条において「新特別措置法」という。）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			読み替える新特別措置法の規定	（略）	読み替えられる字句	読み替える字句
	第九條第一項第十号	（略）	（略）				
同法第四十四條の二	同法第四十四條の二第五項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）	同法第四十四條の二第四項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）	同法第四十四條の二第四項	同法第四十四條の二第一項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）	同法第四十四條の二第一項	同法第四十四條の二第一項	同法第四十四條の二第一項
同法第四十四條の二	同法第四十四條の二第五項	同法第四十四條の二第四項	同法第四十四條の二第四項	同法第四十四條の二第一項	同法第四十四條の二第一項	同法第四十四條の二第一項	同法第四十四條の二第一項
同法第二項	同法第二項	同法第二項	同法第二項	同法第二項	同法第二項	同法第二項	同法第二項

第四十六条第一項	(略)	第三十条第一項第五号の二	(略)	第九条第一項第十一号			
機構又は当該会社に対して、公社管理道路承継会社	(略)	第四十四条の二第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)	(略)	前条第一項第二十五号の規定により機構	道路法第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条の十一、第二項及び第四十八条の二十九の四	第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)	同法第四十四条の第三項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)
当該管理有料高速道路承継会社	(略)	第四十四条の二第一項	(略)	道路法第四十五条第一項、第四十七条の五及び第四十八条の十一第二項の規定により設けるべきものとして道路管理者	これら	同条第三項	

第四十六条第一項	(略)	(新設)	(略)	第九条第一項第十一号			
機構又は当該会社に対して、公社管理道路承継会社	(略)	(新設)	(略)	前条第一項第二十五号の規定により機構	道路法第四十五条第一項、第四十七条の五及び第四十八条の十一第二項	第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)	同法第四十四条の第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)
当該管理有料高速道路承継会社	(略)	(新設)	(略)	道路法第四十五条第一項、第四十七条の五及び第四十八条の十一第二項の規定により設けるべきものとして道路管理者	これら	同条第三項	

第三十一条第三項	(略)	読み替える道路法の規定	2 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法(昭和二十七年法律第八十号)の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。	(略)	路(指定市の市道以外の市町村道(指定都市高速道路を除く。以下この項、第四十八条第一項及び第五十三条第二項において同じ。)を除く。)に關し当該地方道路公社に対して、都道府県知事は、公社管理道路(指定市の市道以外の市町村道に限る。)に關し当該地方道路公社
	当該道路の道路管理者又は	(略)		読み替えられる字句	
	ならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするときは、指定区間外の国道にあつては当該道路管理者であ	管理有料高速道路承継会社又は	読み替える字句	(略)	

第三十一条第三項	(略)	読み替える道路法の規定	2 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法(昭和二十七年法律第八十号)の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。	(略)	路(指定市の市道以外の市町村道(指定都市高速道路を除く。以下この項、第四十八条第一項及び第五十三条において同じ。)を除く。)に關し当該地方道路公社に対して、都道府県知事は、公社管理道路(指定市の市道以外の市町村道に限る。)に關し当該地方道路公社
	当該道路の道路管理者又は	(略)		読み替えられる字句	
	ならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするときは、指定区間外の国道にあつては道路管理者である都	管理有料高速道路承継会社又は	読み替える字句	(略)	

3 (略)	(略)	第四十四条の三第一項から第五項まで及び第八項、第六十七条の二第二項から第五項まで、第九十五条の二	(略)	
	(略)	道路管理者	(略)	る都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない
	(略)	道路管理者又は管理有料高速道路承継会社	(略)	

3 (略)	(略)	第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第六十七条の二第二項から第五項まで、第九十五条の二	(略)	
	(略)	道路管理者	(略)	道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない
	(略)	道路管理者又は管理有料高速道路承継会社	(略)	

○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第一百四号）（抄）（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行） 第八条（略）</p> <p>2 法第六条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の被災地方公共団体に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）<u>第四条第一項各号に掲げる権限並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十四条の三第七項、第五十八条から第六十二条まで及び地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金を徴収する権限とする。</u></p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により公示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令<u>第四十四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限並びに前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</u></p> <p>4 国土交通大臣は、<u>法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四十四条第一項第二十四号、第三十二号又は第三十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）</u>に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、<u>法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四十四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）</u>、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）<u>、第三十二号、第三十四号、第三十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったもの）</u>とみなされる協議に係る部分に限る。）<u>、第三十六号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったもの）</u>とみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十三号に掲げる権限を行った</p>	<p>（特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行） 第八条（略）</p> <p>2 法第六条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の被災地方公共団体に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）<u>第四条第一項各号に掲げる権限並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十四条の二第七項、第五十八条から第六十二条まで及び地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金を徴収する権限とする。</u></p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により公示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令<u>第四十四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限並びに前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</u></p> <p>4 国土交通大臣は、<u>法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四十四条第一項第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）</u>に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、<u>法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四十四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）</u>、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）<u>、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったもの）</u>とみなされる協議に係る部分に限る。）<u>、第三十三号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったもの）</u>とみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞な</p>

ときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならぬ。

く、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならない。

改正案	現行
<p>（復興道路工事に係る権限の代行） 第七条（略）</p> <p>2 法第十二条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）<u>第四条第一項第一号及び第三号から第五十号までに掲げる権限並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十条の三第七項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段並びに地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金を徴収する権限とする。</u></p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、<u>第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。</u>ただし、道路法施行令第四条第一項第四十一号若しくは第四十二号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、<u>法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号、第三十二号又は第三十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>5 国土交通大臣は、<u>法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）</u>、<u>第三十二号、第三十四号、第三十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったもの）とみなされる協議に係る部分に限る。）</u>、<u>第三十六号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったもの）とみなされる</u></p>	<p>（復興道路工事に係る権限の代行） 第七条（略）</p> <p>2 法第十二条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）<u>第四条第一項第一号及び第三号から第四十七号までに掲げる権限並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十条の二第七項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段並びに地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金を徴収する権限とする。</u></p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、<u>第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。</u>ただし、道路法施行令第四条第一項第三十八号若しくは第三十九号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、<u>法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>5 国土交通大臣は、<u>法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）</u>、<u>第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったもの）とみなされる協議に係る部分に限る。）</u>、<u>第三十三号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったもの）とみなされる協議に係る部</u></p>

協議に係る部分に限る。)又は第四十三号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。

分に限る。)又は第四十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。

改正案	現行
<p>（特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行） 第十七条（略）</p> <p>2 法第四十六条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の被災地方公共団体に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号に掲げるもの並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十四条の三第七項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段並びに地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金を徴収する権限とする。</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第四十一号若しくは第四十二号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第四十六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号、第三十二号又は第三十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第四十六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十二号、第三十四号、第三十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十六号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみな</p>	<p>（特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行） 第十七条（略）</p> <p>2 法第四十六条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の被災地方公共団体に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号に掲げるもの並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十四条の二第七項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段並びに地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金を徴収する権限とする。</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十八号若しくは第三十九号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第四十六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第四十六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に</p>

される協議に係る部分に限る。）又は第四十三号に掲げる権限を行
ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しな
ければならない。

係る部分に限る。）又は第四十号に掲げる権限を行ったときは、遅
滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならない

改正案	現行
<p>（基幹道路の指定等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十六条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号、第三十二号又は第三十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十六条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十二号、第三十四号、第三十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十六号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十三号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>	<p>（基幹道路の指定等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十六条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十六条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>

○道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（抄）（附則第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国土交通大臣の権限） 第四条 道路法施行令第四条第一項（第一号、第四十二号、第四十五号及び第四十六号に係る部分を除く。）及び第二項並びに第六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第一号（同令第四条第一項第一号に掲げる権限に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合において、同令第四条第二項中「第二条第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）」とあるのは「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第三条」と、「同条第二項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。</p>	<p>（国土交通大臣の権限） 第四条 道路法施行令第四条第一項（第一号、第三十九号、第四十二号及び第四十三号に係る部分を除く。）及び第二項並びに第六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項（第一号（同令第四条第一項第一号に掲げる権限に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合において、同令第四条第二項中「第二条第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）」とあるのは「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第三条」と、「同条第二項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>（密接関連道路管理者の権限の代行）</p> <p>第一条 踏切道改良促進法（以下「法」という。）第七条第三項の規定により同条第一項の道路管理者（以下この条において「踏切道道路管理者」という。）が特定道路改良に係る踏切道密接関連道路の道路管理者（以下この項及び第三項において「密接関連道路管理者」という。）に代わつて行う権限（第四項において「踏切道道路管理者が代行する権限」という。）は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第二十号、第二十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。第三項において同じ。）、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるもののうち、踏切道道路管理者が密接関連道路管理者と協議して定めるものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 踏切道道路管理者が代行する権限は、法第七条第二項の規定に基づき公示された特定道路改良の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該特定道路改良の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。</p>	<p>（密接関連道路管理者の権限の代行）</p> <p>第一条 踏切道改良促進法（以下「法」という。）第七条第三項の規定により同条第一項の道路管理者（以下この条において「踏切道道路管理者」という。）が特定道路改良に係る踏切道密接関連道路の道路管理者（以下この項及び第三項において「密接関連道路管理者」という。）に代わつて行う権限（第四項において「踏切道道路管理者が代行する権限」という。）は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第二十号、第二十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。第三項において同じ。）、第三十五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号及び第四十四号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるもののうち、踏切道道路管理者が密接関連道路管理者と協議して定めるものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 踏切道道路管理者が代行する権限は、法第七条第二項の規定に基づき公示された特定道路改良の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該特定道路改良の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。</p>

改正案	現行
<p>（道路管理者の権限の代行）</p> <p>第二十三条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限（第四項において「市町村が代行する権限」という。）は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第二十号、第二十一号（道路法第四十六條第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。第三項において同じ。）、第三十五号（道路法第二十四條本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十六号（道路法第二十四條本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号（道路法第九十五條の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに第四條の二第一項第二号（道路法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号及び第十四号に掲げるものうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。</p> <p>2 市町村は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。</p> <p>3 市町村は、法第五十八条第四項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第二十号又は第二十一号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>4 市町村が代行する権限は、法第五十八条第三項の規定に基づき公示された国道の新設等又は国道の維持等の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該国道の新設等又は国道の維持等の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。</p>	<p>（道路管理者の権限の代行）</p> <p>第二十三条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第二十号、第二十一号（道路法第四十六條第一項第二号の規定に係る部分に限る。次項において同じ。）、第三十二号（道路法第二十四條本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号（道路法第二十四條本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号及び第四十四号（道路法第九十五條の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに第四條の二第一項第二号（道路法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号及び第十四号に掲げるものうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。</p> <p>この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>2 市町村は、法第五十八条第四項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第二十号又は第二十一号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する市町村の権限は、法第五十八条第三項の規定に基づき公示される国道の新設等又は国道の維持等の開始の日から国道の新設等又は国道の維持等の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限については、国道の新設等又は国道の維持等の完了の日後においても行うことができる。</p>

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（抄）（附則第五条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（道路管理者の権限の代行） 第二十七条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限（第四項において「市町村が代行する権限」という。）は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第二十号、第二十一号（道路法第四十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。第三項において同じ。）、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるものうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。</p> <p>2] 市町村は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。</p> <p>3] 市町村は、法第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十号又は第二十一号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>4] 市町村が代行する権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示された工事の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該工事の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。</p>	<p>（道路管理者の権限の代行） 第二十七条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第二十号、第二十一号（道路法第四十六条第一項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。次項において同じ。）、第三十五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号及び第四十四号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるものうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</p> <p>（新設） 2] 市町村は、法第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十号又は第二十一号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>3] 第一項に規定する市町村の権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示される工事の開始の日から工事の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限については、工事の完了の日後においても行うことができる。</p>

○国土交通省令第五十八号

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）の一部及び踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和三年政令第二百六十一号）の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十三条第二項第五号及び第六号、第四十四条の二第二項、第三項、第四項第一号及び第五項、第四十八条の十五第一項、第四十八条の二十九の二第一項並びに第四十八条の二十九の六第一項及び第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに第四十八条の三十二第一項及び第三項、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条の二並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十九条の六第二項及び第十九条の十（これらの規定を同令第十九条の十一において準用する場合を含む。）並びに第三十五条の十一第一号の規定に基づき、並びに道路法及び道路法施行令を実施するため、道路法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月二十四日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

道路法施行規則等の一部を改正する省令
 (道路法施行規則の一部改正)
 第一条 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(営利を目的としない法人に準ずる者) 第四条の九 法第三十三条第二項第五号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。 一・二 (略)</p> <p>(地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保等を図る活動を行うことを目的とする法人に準ずる者) 第四条の十 法第三十三条第二項第六号の国土交通省令で定める者は、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る観点から必要と認められる活動を実施する団体であつて、道路管理者が指定したものとす。</p> <p>(届出対象区域の指定の公示) 第四条の五の八 法第四十四条の二第二項の規定による届出対象区域の指定の公示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 一 届出対象区域及び沿道区域の存する土地の所在地 二 届出対象区域に接続する道路の路線名 三 工作物(法第四十四条第二項の規定により公示されたものに限る。第四条の五の十第二項及び第四条の五の十一において同じ。) 四 届出対象区域、沿道区域及び道路の区域を表示した平面図を縦覧する場所及び期間 2 道路管理者は、前項の公示をする場合においては縮尺千分の一以上の平面図に届出対象区域、沿道区域及び道路の区域を明示し、関係地方整備局又は北海道開発局の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。 (届出対象区域内における行為の届出) 第四条の五の九 法第四十四条の二第三項の国土交通省令で定める事項は、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日とする。 第四条の五の十 法第四十四条の二第三項又は同条第五項の規定による届出は、別記様式第五の三による届出書を提出して行うものとする。 2 前項の届出書には、届出対象区域内における工作物の位置を表示する平面図(工作物から届出対象区域に接続する道路の路端までの最短距離を明記すること。)及び設計図を添付しなければならない。 (届出対象区域内における届出を要しない行為) 第四条の五の十一 法第四十四条の二第四項第一号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 工作物の撤去、点検、修繕又は改良のために必要な臨時の工作物を設置する行為 二 工作物の倒壊を防止するための行為</p>	<p>(営利を目的としない法人に準ずる者) 第四条の九 法第三十三条第二項第四号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。 一・二 (略)</p> <p>(地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保等を図る活動を行うことを目的とする法人に準ずる者) 第四条の十 法第三十三条第二項第五号の国土交通省令で定める者は、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る観点から必要と認められる活動を実施する団体であつて、道路管理者が指定したものとす。</p> <p>(新設) 第四条の五の八 法第四十四条の二第二項の規定による届出対象区域の指定の公示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 (新設) 第四条の五の九 法第四十四条の二第三項の国土交通省令で定める事項は、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日とする。 (新設) 第四条の五の十 法第四十四条の二第三項又は同条第五項の規定による届出は、別記様式第五の三による届出書を提出して行うものとする。 (新設) 第四条の五の十一 法第四十四条の二第四項第一号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p>

(変更の届出)

第四条の五の十二 法第四十四条の二第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 場所

二 設計又は施行方法のうち、その変更により法第四十四条の二第三項の届出に係る行為が同条第四項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のもの

(保管違法放置等物件一覧簿の様式)

第四条の六 令第十九条の六第二項(令第十九条の十一において準用する場合を含む。)の規定による保管違法放置等物件一覧簿の様式は、別記様式第五の四とする。

(違法放置等物件の返還に係る受領書の様式)

第四条の八 令第十九条の十(令第十九条の十一において準用する場合を含む。)の規定による受領書の様式は、別記様式第五の五とする。

(自転車専用道路等を通行することができる車両)

第四条の十五 法第四十八条の十五第一項の国土交通省令で定める車両は、自転車以外の軽車両(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十一号に規定する軽車両をいう。)及び道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第二条の小型特殊自動車である農耕作業用自動車とする。

(災害応急対策)

第四条の十六の二 法第四十八条の二十九の二第一項の国土交通省令で定める災害応急対策は、次に掲げるものとする。

一 緊急輸送の確保

二 消防、水防その他の応急措置

三 被災者の救難、救助その他保護

四 施設及び設備の応急の復旧

五 前各号に掲げるもののほか、災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策

(災害応急対策施設管理協定の公告等)

第四条の十六の三 法第四十八条の二十九の六第一項の公告及び同条第三項の公示(同条第四項において準用する場合を含む。)は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 災害応急対策施設管理協定の名称

二 協定災害応急対策施設の名称及びその所在地

三 災害応急対策施設管理協定の有効期間

四 災害応急対策施設管理協定の縦覧又は災害応急対策施設管理協定の写しの閲覧の場所

(車両の停留の許可手続)

第四条の十九 法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第五の六による申請書を道路管理者に提出しなければならない。

2 (略)

(道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設)

第四条の二十一 令第三十五条の十一第一号の国土交通省令で定める工作物又は施設は、通路に設けられた雨よけとする。

(新設)

(保管違法放置等物件一覧簿の様式)

第四条の六 令第十九条の六第二項(令第十九条の十一において準用する場合を含む。)の規定による保管違法放置等物件一覧簿の様式は、別記様式第五の三とする。

(違法放置等物件の返還に係る受領書の様式)

第四条の八 令第十九条の十(令第十九条の十一において準用する場合を含む。)の規定による受領書の様式は、別記様式第五の四とする。

(自転車専用道路等を通行することができる車両)

第四条の十五 法第四十八条の十五第一項の国土交通省令で定める車両は、道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第二条の小型特殊自動車である農耕作業用自動車及びこれに牽引される車両とする。

(新設)

(新設)

第四条の十九 法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第五の五による申請書を道路管理者に提出しなければならない。

2 (略)

(道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設)

第四条の二十一 令第三十五条の七第一号の国土交通省令で定める工作物又は施設は、通路に設けられた雨よけとする。

様式第五の三

様式第五の三(第四條の五の十關係)

工物設置
変更届出書

(用紙 A4)
新
規
変
更
年 月 日

(道 路 管 理 者) 殿

〒

年 月 日

住所

氏名

担当者

TEL
E-mail

道路法第44条の2 第3項 の規定により 工物物の設置 について届け出ます。
第5項 届出事項の変更

行為の種類	路線名		
	場所		
設計又は 施工方法			
着手予定日	年 月 日から	完了予定日	年 月 日まで
添付書類			
備考			

記載要領

- 1 「届 出」 「工物物の設置
変更届出、 第5項」 及び「届出事項の変更」 については、該当するものを○で囲むこと。
2 「新 規
変 更」 については、該当するものを○で囲み、変更の場合には、従前の届出書の年月日を記載すること。
- 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 4 「場所」の欄には、届出対象区域に接続する道路の路線名を記載の上、地番まで記載すること。
工物物の設置場所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
- 5 変更の届出にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 6 「添付書類」の欄には、届出対象区域内における工物物の位置を表示する平面図（工物物から届出対象区域に接続する道路の路端までの最短距離を明記すること。）及び設計図の番号を記載すること。

様式第五の四 (略)

様式第五の五 (略)

様式第五の六 (略)

(新設)

様式第五の三 (略)

様式第五の四 (略)

様式第五の五 (略)

令第七条第十号に掲げる施設	令第七条第十号に掲げる施設				令第七条第十号に掲げる器具	令第七条第十号に掲げる建築物		令第七条第十号に掲げる自動車駐車場	令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	令第七条第十号に掲げる建築物	トルに つき一 年			
	その他のもの	上空に設けるもの	の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)		その他のもの	上空に設けるもの							
令第七条第十号に掲げる施設	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額			
				Aに〇・〇二を乗じて得た額								Aに〇・〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
				Aに〇・〇三を乗じて得た額								Aに〇・〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇三を乗じて得た額
				Aに〇・〇四を乗じて得た額								Aに〇・〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇四を乗じて得た額
				Aに〇・〇五を乗じて得た額								Aに〇・〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇五を乗じて得た額
令第七条第十号に掲げる施設	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額			
				Aに〇・〇二を乗じて得た額								Aに〇・〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
				Aに〇・〇三を乗じて得た額								Aに〇・〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇三を乗じて得た額
				Aに〇・〇四を乗じて得た額								Aに〇・〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇四を乗じて得た額
				Aに〇・〇五を乗じて得た額								Aに〇・〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇五を乗じて得た額

(高速自動車国道法施行規則の一部改正)
第三条 高速自動車国道法施行規則(昭和四十六年建設省令第十九号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(権限の委任) 第十三条 法第二章及び第三章に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十二条第一項本文及び第二項本文の規定による決定並びに法第二十四条第一項の規定による再審査請求又は同条第二項の規定による審査請求に対する裁決については、この限りでない。</p>	<p>(権限の委任) 第十三条 法第二章及び第三章に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十二条第一項本文の規定による決定及び法第二十四条第一項の規定による再審査請求又は同条第二項の規定による審査請求に対する裁決については、この限りでない。</p>

附 則
 この省令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和三年九月二十五日)から施行する。

○内閣府令第四号
国土交通省令第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十五条第二项及び道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四条第五项の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年九月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎
国土交通大臣 赤羽 一嘉

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(設置者の区分)</p> <p>第四条 道路標識のうち、次に掲げるものは、道路法による道路管理者（以下「道路管理者」という。）が設置するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 規制標識のうち、「危険物積載車両通行止め」、「最大幅」、「重量制限」、「高さ制限」、「自動車専用」、「許可車両専用」、「許可車両（組合せ）専用」及び「広域災害応急対策車両専用」を表示するもの</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(設置者の区分)</p> <p>第四条 道路標識のうち、次に掲げるものは、道路法による道路管理者（以下「道路管理者」という。）が設置するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 規制標識のうち、「危険物積載車両通行止め」、「最大幅」、「重量制限」、「高さ制限」、「自動車専用」、「許可車両専用」及び「許可車両（組合せ）専用」を表示するもの</p> <p>2・3 (略)</p>

別表第一（第二条関係）
案内標識

許可車両専用			(略)	種類	番号	表示する意味	設置場所	規制標識	(略)	警戒標識
(325の5-C)	(325の5-B)	(325の5-A)								
特定車両停留施設であつて、同法第四十八条の第三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両（道路法施行規則第一条第四号に掲げる車両に限る。）を停留させることができるものであること。	特定車両停留施設であつて、同法第四十八条の第三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両（道路法施行規則第一条第三号に掲げる車両に限る。）を停留させることができるものであること。	特定車両停留施設であつて、同法第四十八条の第三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両（道路法施行規則第一条第二号に掲げる車両に限る。）を停留させることができるものであること。	特定車両停留施設の入口及び特定車両停留施設内の必要な地点	特定車両停留施設の入口及び特定車両停留施設内の必要な地点	特定車両停留施設（道路法第二条第二項第八号に規定する特定車両停留施設をいう。以下同じ。）であつて、同法第四十八条の第三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両（道路法施行規則第一条第一号又は第二号に掲げる車両に限る。）を停留させることができるものであること。	特定車両停留施設の入口及び特定車両停留施設内の必要な地点	特定車両停留施設の入口及び特定車両停留施設内の必要な地点	規制標識	(略)	警戒標識

別表第一（第二条関係）
案内標識

許可車両専用			(略)	種類	番号	表示する意味	設置場所	規制標識	(略)	警戒標識
(325の5-C)	(325の5-B)	(325の5-A)								
特定車両停留施設であつて、同法第四十八条の第三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両（道路法施行規則第一条第四号に掲げる車両に限る。）を停留させることができるものであること。	特定車両停留施設であつて、同法第四十八条の第三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両（道路法施行規則第一条第三号に掲げる車両に限る。）を停留させることができるものであること。	特定車両停留施設であつて、同法第四十八条の第三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両（道路法施行規則第一条第二号に掲げる車両に限る。）を停留させることができるものであること。	特定車両停留施設の入口その他の特定車両停留施設内の必要な地点	特定車両停留施設の入口その他の特定車両停留施設内の必要な地点	特定車両停留施設（道路法第二条第二項第八号に規定する特定車両停留施設をいう。以下同じ。）であつて、同法第四十八条の第三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両（道路法施行規則第一条第一号又は第二号に掲げる車両に限る。）を停留させることができるものであること。	特定車両停留施設の入口その他の特定車両停留施設内の必要な地点	特定車両停留施設の入口その他の特定車両停留施設内の必要な地点	規制標識	(略)	警戒標識

警戒標識 (略)	別表第二(第三条関係) 案内標識 (略)	備考 (略)	補助標識 (略)	指示標識 (略)	広域災害応急対策車両 専用	許可車両 (組合せ) 専用
					(325の7)	(325の6)
					緊急通行車両(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第七十六条第一項に規定する緊急通行車両をいう。)その他の車両であつて、広域災害応急対策(道路法第四十八条の二十九の二第一項に規定する広域災害応急対策をいう。以下この項において同じ。)の実施に関し道路管理者が必要と認めるもの以外の者の利用を禁止すること。	特定車両停留施設であつて、同法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両(標示板の記号によつて表示される車両に限る。)を停留させることができるものであること。
					防災拠点自動車駐車場(道路法第四十八条の二十九の二第一項に規定する防災拠点自動車駐車場をいう。以下この項において同じ。)の入口及び防災拠点自動車駐車場内の必要な地点	特定車両停留施設の入口及び特定車両停留施設内の必要な地点

警戒標識 (略)	別表第二(第三条関係) 案内標識 (略)	備考 (略)	補助標識 (略)	指示標識 (略)	許可車両 (組合せ) 専用	許可車両 (組合せ) 専用
					(325の6)	(325の6)
						特定車両停留施設であつて、同法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両(標示板の記号によつて表示される車両に限る。)を停留させることができるものであること。
						特定車両停留施設の入口その他の特定車両停留施設内の必要な地点

<p>備考</p> <p>一 本標識板（本標識の標示板をいう。）</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 色彩</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 規制標識</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「自動車専用」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者専用」、「歩行者専用」、「許可車両専用」、「許可車両（組合せ）専用」、「広域災害応急対策車両専用」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「環状の交差点における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」及び「警笛区間」を表示するものについては、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。</p>	<p>(略)</p> <p>補助標識</p> <p>(略)</p>	<p>指示標識</p> <p>(略)</p>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> </div>	<p>規制標識</p> <p>(略)</p> <p>許可車両（組合せ）専用 (325の6)</p> <p>広域災害応急対策車両専用 (325の7)</p>
--	-----------------------------------	------------------------	--	---

<p>備考</p> <p>一 本標識板（本標識の標示板をいう。）</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 色彩</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 規制標識</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「自動車専用」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者専用」、「歩行者専用」、「許可車両専用」、「許可車両（組合せ）専用」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯指定区間における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」及び「警笛区間」を表示するものについては、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。</p>	<p>(略)</p> <p>補助標識</p> <p>(略)</p>	<p>指示標識</p> <p>(略)</p>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> </div>	<p>規制標識</p> <p>(略)</p> <p>許可車両（組合せ）専用 (325の6)</p>
--	-----------------------------------	------------------------	--	---

附則

この命令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年九月二十五日）から施行する。

二
四
略
四
略
四
略
略

二
四
略
四
略
四
略
略




○ 国家公安委員会告示第五十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和三年九月二十四日

国家公安委員会委員長 棚橋 泰文

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改 正 後				改 正 前			
付表 3 標識・標示の種類と意味 (1) 標識 ア 規制標識				付表 3 標識・標示の種類と意味 (1) 標識 ア 規制標識			
種 類	番 号	表示する意味	色	種 類	番 号	表示する意味	色
[略]				[同左]			
許可車両（組合せ）専用 	30の5	標識板に表示された自動車であつて、道路管理者の許可を受けたものが停留することができる施設の指定	同 上	許可車両（組合せ）専用 	30の5	標識板に表示された自動車であつて、道路管理者の許可を受けたものが停留することができる施設の指定	同 上
<u>広域災害応急対策車両専用</u> 	30の6	広域災害応急対策の実施に関し道路管理者が必要と認める車以外の車及び広域災害応急対策の実施に関し道路管理者が必要と認める者以外の者の利用禁止	同 上	[項を加える。]			
[略]				[同左]			
[イ～オ 略]				[イ～オ 同左]			
(2) [略]				(2) [同左]			
備考 表中の [] の記載は注記である。							

附 則

この告示は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年九月二十五日）から施行する。

国道政第50号
令和3年9月24日

各地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

国土交通省 道路局長
(公印省略)

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行について

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和3年法律第9号。以下「改正法」という。）は令和3年3月31日に公布され、このうち、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）等における踏切道の改良、道路と鉄道の交差部分の的確な管理の促進等関係の改正規定については同年4月1日から、道路法（昭和27年法律第180号）における都道府県による指定市以外の市町村が管理する道路の災害復旧工事等の代行関係の改正規定については同年6月20日から施行されているところである。

今般、改正法附則第1条第2号の規定に基づき、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和3年政令第260号）が定められ、上記以外の道路法の改正規定の施行期日を同年9月25日とすることとされた。

また、これに伴い、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第261号）及び道路法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第58号）が制定され、これらについても同日に施行することとされた。

については、改正後の道路法（以下「法」という。）、道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）及び道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号。以下「規則」という。）、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）等の運用に当たっては、別紙の事項に十分留意して、その適切な運用に努められるようお願いする。

なお、本通知の内容については、関係省庁及び関係部局と調整済みであることを申し添える。

第1 沿道区域及び届出対象区域関係

1 沿道区域における損害予防義務の対象となる工作物等の限定（法第44条）

これまで沿道区域における損害予防義務の対象は、沿道区域内にある土地、竹木又は工作物とされ、沿道区域が指定されれば、そのいずれの管理者にも損害予防義務が課せられていたところ、今般の改正により、道路管理者が、個別の道路及びその沿道の状況に応じて、必要な範囲で規制を講じ、きめ細やかな管理を行うことができるよう、沿道区域の指定に当たっては、損害予防義務の対象となる土地、竹木又は工作物を個別に定めることとした。

また、今般の改正を踏まえ、令第35条の3に規定する指定区間内の国道に係る沿道区域の指定の基準について、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす事象の例示として「竹木の倒伏」及び「工作物の倒壊」を追加することとした。

なお、上記の運用については、別途通知する。

2 届出区域における工作物の設置に関する届出・勧告制度の創設（法第44条の2）

近年、台風等の災害により沿道民地に存する工作物が倒壊し、緊急輸送道路等における安全で円滑な交通に支障が生じる事例が頻発していることを踏まえ、道路管理者が、沿道区域の全部又は一部を届出対象区域として指定することができることとし、当該指定をしようとする場合においては、あらかじめ、その旨及びその区域を公示しなければならないこととした。具体的には、届出対象区域及び沿道区域の存する土地の所在地等を公示することを定めた（規則第4条の5の8第1項）。

また、届出対象区域内において工作物の設置に関する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日を道路管理者に届け出なければならないこととした（規則第4条の5の9）。

なお、道路管理者は、届出があった場合において、当該届出に係る行為が、災害が発生した場合において道路の構造に損害を及ぼすおそれ又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、場所又は設計の変更等の必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとした。

なお、上記の運用については、別途通知する。

第2 防災拠点自動車駐車場関係

1 防災拠点自動車駐車場の指定制度の創設（法第48条の29の2）

災害時において、重要物流道路等の全国的・広域的な道路ネットワークにおける道路啓開等による緊急輸送の確保、被災者の円滑な避難・救助、被災自治体の支援等の広域的な災害応急対策を迅速に実施するための拠点を確保することが重要である。

これを踏まえ、国土交通大臣は、「道の駅」や高速道路のSA・PA等の道路の附属物である自動車駐車場のうち、その規模、その接する道路の構造及び交通の状況等の事情を勘案して、災害が発生した場合における円滑な避難及び緊急輸送の確保を図るため、広域災害応急対策の拠点としての機能の確保を図ることが特に必要と認められるものについて、防災拠点自動車駐車場として指定することができることとした。

また、国土交通大臣は、防災拠点自動車駐車場を指定しようとするときは、あらかじめ道路管理者に協議し、その同意を得なければならないとともに、指定したときは、その旨を公示しなければならないこととした。

なお、上記の運用については、別途通知する。

2 防災拠点自動車駐車場内に設けられる災害応急対策に資する工作物又は施設についての占用許可の基準の特例（法第33条第2項）

防災拠点自動車駐車場の防災機能を強化するためには、備蓄倉庫、通信設備、非常用電気等供給施設等の災害応急対策に資する工作物又は施設が備えられることが望ましい。

そのためには、道路管理者だけでなく、道路管理者以外の者による設置を促すことが有効であることから、防災拠点自動車駐車場内に設けられる備蓄倉庫、非常用電気等供給施設等を新たに占用物件として追加するとともに（令第7条第14号）、これらの施設のほか、災害情報を伝達する広告塔や通信設備、物資の保管等の機能を有するベンチ、太陽光発電設備等に係る占用については、占用許可の無余地性要件を除外する特例を適用することとした（令第16条の3）。

なお、上記の運用については、別途通知する。

3 災害時における防災拠点自動車駐車場の利用の禁止又は制限（法第48条の29の3及び第48条の29の4）

防災拠点自動車駐車場については、災害発生時には、道路の啓開や災害復旧工事等の広域災害応急対策の拠点としての機能を最大限発揮させることが求められていることから、道路管理者は、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、又は災害の速やかな復旧を図るため、防災拠点自動車駐車場の広域災害応急対策の拠点としての機能を緊急に確保することが特に必要であると認めるときは、当該防災拠点自動車駐車場について、広域災害応急対策の拠点としての利用以外の利用を禁止し、又は制限することができることとした。

また、上記禁止又は制限を行おうとする場合には、一般の利用者に対して防災拠点自動車駐車場の利用の禁止・制限を知らせてその効力を及ぼすため、道路管理者は、防災拠点自動車駐車場の入口及び防災拠点自動車駐車場の必要な場所に、禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならないこととした。

なお、上記の運用については、別途通知する。

4 災害応急対策施設管理協定制度の創設（法第48条の29の5から法第48条の29の7まで）

全国に整備されている「道の駅」においては、道路管理者が管理する自動車駐車場に

隣接して、道路管理者以外の者が備蓄倉庫、通信設備等の災害応急対策の実施に有用な施設等を設置している場合があり、災害の規模等によってはこれらの隣接施設等を一体として活用できるようにすることが効果的である。

そのため、防災拠点自動車駐車場の広域災害応急対策の拠点としての機能の確保を図るため、あらかじめ、当該防災拠点自動車駐車場に隣接する土地の区域に存する災害応急対策に必要な施設等（以下「道路外災害応急対策施設」という。）の所有者等と道路管理者との間で協定（以下「災害応急対策施設管理協定」という。）を締結し、当該道路外災害応急対策施設を道路管理者が一体的に管理することができることとした。

災害応急対策施設管理協定については、当該協定の目的となる道路外災害応急対策施設、当該施設の管理の方法、当該協定の有効期間、当該協定に違反した場合の措置等について定めることとし、当該協定の締結に当たっては道路外災害応急対策施設の所有者等の全員の合意がなければならないこととした。

なお、上記の運用については、別途通知する。

5 都道府県公安委員会との調整（法第95条の2）

道路管理者は、防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとするときは、道路管理者の道路管理と都道府県公安委員会の行う交通規制との間で連携を図るため、当該防災拠点自動車駐車場の存する地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かななければならないこととした。

なお、上記の運用については、別途通知する。

第3 罰則及び過料の新設関係（法第103条及び第106条）

- 1 法第44条の2第3項又は第5項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第3項又は第5項に規定する行為をした者に対する罰則を設けることとした。
- 2 法第48条の29の3の規定による禁止又は制限に違反して防災拠点自動車駐車場を利用した者に対する罰則を設けることとした。

第4 独立行政法人日本道路保有・債務返済機構等による道路管理者の権限の代行関係（道路整備特別措置法第8条、第9条、第17条、第30条及び第31条）

今般、法に創設した権限のうち、道路整備特別措置法が適用される高速道路又は地方道路公社（以下「公社」という。）が管理する道路においては、届出対象区域における届出に係る行為に対する勧告、及び防災拠点自動車駐車場の利用の制限については独立行政法人日本道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は公社が、防災拠点自動車駐車場における利用の禁止又は制限の対象を明らかにした標識の設置については機構及び高速道路会社（以下「会社」という。）又は公社が、それぞれ代行することとした。また、道路管理者が、有料道路に係る権限のうち届出対象区域の指定及び国土交通大臣が行う防災拠点自動車駐車場の指定に当たっての協議に係る権限を行使するに当たって

は、機構、公社及び会社へ事前の意見聴取及び事後の通知をしなければならないこととした。

第5 その他

この通知は、令和3年9月25日から施行する。

国道政第54号
国道交第45号
国道国技第123号
国道環第62号
国道高第159号
令和3年9月24日

各地方整備局道路部長 宛
北海道開発局建設部長 宛
内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 宛

国土交通省 道路局

路政課長
(公印省略)

道路交通管理課長
(公印省略)

国道・技術課長
(公印省略)

環境安全・防災課長
(公印省略)

高速道路課長
(公印省略)

沿道区域制度の運用について

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和3年3月法律第9号。以下「改正法」という）が、令和3年3月31日に公布され、その一部が同年9月25日から施行することとされた。

このうち道路法においては、沿道区域の指定に当たって、損害予防措置の対象となる土地、竹木又は工作物を個別に定めることとする（道路法第44条第2項及び第3項関係）改正を行ったところである。

については、「沿道区域制度の運用について」（令和2年6月3日付 国道政第23号、国道交第24号、国道国技第76号、国道環第31号、国道高第41号）を改正したので、別紙の事項に十分留意して、その適切な運用に努められるようお願いする。

第1 沿道区域制度について

道路管理者は、道路の区域に対して、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第42条に基づき、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。しかし、一般交通に支障を及ぼさないようにするためには、道路の区域を常時良好な状態に保つように維持し、修繕するだけでは十分ではなく、道路の区域に隣接する土地からの影響も考慮する必要がある。このため、これまで道路防災点検等を実施し、危険となる事象に対して危険度に応じた対策を行ってきたが、近年、道路の区域の外からの落石や土砂の崩壊、倒木などにより、道路の構造や交通に支障を及ぼす災害が発生している。これまでの判例等において、道路の区域の外からの落石や土砂の崩壊、倒木などにより、道路を通行する車両や人に危害が及んだ場合、道路管理者の責任が問われることがあるが、本来は道路の区域の外の地権者が自らの責任で対策を実施すべきであるにもかかわらず、地権者が対策を実施しない、あるいは当該地権者が不明で対策が未実施のまま放置されているなど、対策が十分進んでいないことが大きな課題となっている。このため、損害を予防するための措置について、道路管理者と道路の区域の外の地権者が一体となって迅速な対応を図ることが急務となっている。

法第44条の沿道区域制度は、このように本来なら道路管理者の直接的な管理責任が及ばない、道路の区域に接続する土地、竹木又は工作物の管理者（以下「土地等の管理者」という。）に対し、道路への損害予防の観点から一定の義務を課し、道路管理者が対策等の措置が特に必要と認める場合には、損害予防の措置を講ずべきことを命令することができる制度である。

第2 沿道区域の指定について

（1）沿道区域指定の考え方

指定区間内の国道及び高速自動車国道の沿道区域の指定基準については、道路法施行令第35条の3（高速自動車国道法施行令第13条により読み替えて適用する場合を含む。）により、「指定区間内の国道（高速自動車国道）に係る沿道区域の指定は、道路の沿道における地形、地質その他の状況を勘案して、落石、土砂の崩壊、竹木の倒伏、工作物の倒壊、その他の道路の沿道の土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす事象が発生するおそれがある土地の区域について行うこと。」とされている。

道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす事象として、具体的には、自然現象に起因する危険事象と人為的な行為に起因する危険事象とに分けられる。前者については、落石や土砂の崩壊、倒木などの事象を想定しており、対策として、危険箇所の対象物を除却する対策、又は落石防護ネットや固定ワイヤ

一などの防護施設により危険箇所を固定化・安定化させる一定の規模の対策が考えられる。後者については、沿道における掘削、盛土及び工作物の倒壊等により、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす事象を想定している。

① 対策を行うために必要な範囲について

指定の範囲は、対策を実施すべき危険箇所を含むものとする。

なお、沿道区域は道路区域と接する必要がある、取り得る最大幅員は法第44条第1項に基づき、道路の区域との境界から水平距離で20メートルを超えない範囲としなければならない。

② 必要な最小限度について

沿道区域制度は、沿道区域内の土地等の管理者に対して損害予防義務を課し、また必要に応じて損害予防義務の履行を命じるなど、財産権に一定の制限をかける性質のものであることから、道路法施行令第35条の3第2号のとおり、沿道区域の指定範囲及び個別に定める土地、竹木又は工作物の対象については、道路構造の損害予防又は道路交通の危険防止のため必要な最小限度のものとする。

(2) 沿道区域指定の方法

① 沿道区域指定に必要な図書の作成

指定する沿道区域の位置図(1/25,000程度)、沿道区域を示した平面図(1/1,000以上のもの)を作成する。平面図には、道路区域境界及び沿道区域境界から水平距離で20メートルの範囲も記載するものとする。また、必要に応じて沿道区域内での代表的な地点での横断図も併せて図示することが望ましい。

③ 沿道区域指定の公示

法第44条第2項の規定による沿道区域の指定又は当該指定の変更の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 道路の種類
- 二 路線名
- 三 沿道区域における区間、最大幅員及び延長
- 四 損害予防措置の対象となる土地、竹木又は工作物
- 五 図面を閲覧する場所

※四 予防措置の対象については、落石、土砂の崩壊等の自然斜面に関する場合は「土地」、倒木等の立木に関する場合は「竹木」、工作物を対象とする場合は「種類(電柱、看板等)」を記載すること。

(3) 沿道区域指定に当たっての留意事項

道路管理者は、沿道区域の指定に際し、土地等の管理者に対して、次の点について説明を行い、同意を得ておくことが望ましい。なお、土地等の管理者が多数にわたる場合などは、縦覧に供するなどの手段をとることも考えられる。

- 危険事象と対象となる危険箇所
- 沿道区域指定予定の土地の範囲（図示）
- 法第44条第3項の規定による損害予防措置の対象（図示）
- 必要となる損害予防措置（対策工の詳細）
- 損失補償の有無

第3 措置命令について

（1）措置命令の内容

措置命令に記載すべき事項は、原則として、次に示すとおりとする。

- 措置命令を行う理由（緊急性、切迫性）
- 損害予防措置を講ずべき危険箇所
- 損害予防措置の具体的な内容（対策工の詳細）
- 損害予防措置の履行期限
- 損失補償の有無（有る場合は、その内容）

なお、法第44条第4項にある「特に必要と認められる場合」とは、そのまま放置すれば、危険箇所において風化、劣化又は崩壊が進行し、比較的発生頻度の高い異常気象（大雨、大雪、暴風）や地震により、対象物の崩落、倒壊などが発生し、その結果として、道路の構造に損害を及ぼし、又は道路の交通に危険を及ぼすことが予見される場合をいうものと解される。

（2）措置命令の手順

道路管理者が沿道区域を指定した後、土地等の管理者が損害予防措置を速やかに講じない場合、道路管理者は、土地等の管理者に対して、損害予防措置を命ずる旨の勧告を行うなど、土地等の管理者に損害予防措置の履行を促すものとする。これにもかかわらず、土地等の管理者が損害予防措置を履行しないことが明確になった場合には、道路管理者は措置命令を行うものとする。

① 土地等の管理者への通知

勧告又は損害予防措置を命令すべき沿道区域の土地等の管理者が複数存在する場合、それらすべての者に措置命令の通知を行うことを基本とするが、一部の者しか確知できない場合は、その確知している土地等の管理者すべてに通知するものとする。

② 土地等の管理者の意思確認

土地等の管理者へ勧告や措置命令の通知を行った後、直ちに、損害予防措置の履行の可否について土地等の管理者の意思を確認することが望ましい。

③ 損害予防措置の履行者の確認

措置命令に従うことに同意した場合、土地等の管理者自らが損害予防措置を履行するか、又は道路管理者に履行を委託することを希望するか確認するものとする。すなわち、土地等の管理者が損害予防措置を自ら履行できない場合には、道路管理者に委託することができる。この場合、道路管理者は、土地等の管理者の合意を得た上で、損失補償について委託費と相殺することができるものとする。

④ 損害予防措置の完了までの安全対策

損害予防措置が完了するまでの間、道路管理者は、当該危険箇所について、大雨などの異常気象時において、必要に応じて事前通行規制などを行うなど、安全管理を徹底することが望ましい。

(3) 措置命令に当たっての留意事項

措置命令は文書によって通知するものとする。なお、土地等の管理者に直接手交することができない場合、命令は相手方に到達することによって効力を生じ、相手方が現実に受領しなくとも相手方が当該命令の内容を了知し得るべき場所に送達されたら到達したとみなされるため、的確な送達の方法を選択するものとする。郵送の場合は、より慎重を期す観点から、配達証明郵便又は配達証明かつ内容証明の郵便とすることが望ましい。

第4 損失補償について

(1) 損失補償の基本的考え方

① 損失補償しない措置命令

民法第209条から第238条で規定される相隣関係に類する損害予防措置の措置命令に関しては、土地等の管理者が本来自らの負担で行うべきものであり、所有権の内在的制約に基づくものとして、損失補償は行わないものとする。具体的には次のものが該当する。

- ・ 民法第216条 水流に関する工作物の修繕等
- ・ 民法第233条 竹木の枝の切除及び根の切取り
- ・ 民法第238条 境界線付近の掘削に関する注意義務

また、工作物や人為的行為に対する措置命令に関しては、民法第206条（所有権）によって派生する「危険予防請求権」、民法第709条（不法行為）、民法第717条（工作物責任）に準じて、沿道の土地等の管理者が法的義務や責任を負うものと考えられる場合、又は個別法に基づく指定等により沿道の土地等について管理者による適正な維持管理が期待されている場合、道路管理者に責がない限り、原則として損失補償は行わないものとする。なお、措置命令の対象が建築物及び工作物の場合、建築基準法の対象物件であれば、危険箇所の抽出段階から、特定行政庁との連携が必要であることに留意するものとする。

② 損失補償する措置命令

(イ) 竹木の場合

傾倒した又は幹に朽ちた部分のある竹木を安定化させるため、ワイヤー、ロープ、支持などを設置する場合、それに要する費用を補償する。ただし、植樹されたことが明らかな竹木が対象の場合、管理者責任として損失補償の対象としないものとする。なお、ワイヤー等の施設の維持管理費についても損失補償の対象とする。また、当該施設の設置により土地利用制限が生じる可能性があるが、従前の土地利用状況などを勘案して、損失補償の対象とするかどうか、合理的に判断するものとする。

除却の場合、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）」を準用して、移植又は伐採に要する費用を補償する。ただし、竹木を伐採、処分する場合、伐採により発生する材料の価格を控除するものとする。

(ロ) 岩石の場合

浮き石や転石、亀裂の入った岩盤など不安定な岩石を固定・安定化させるため、落石防護ネットやワイヤー、ロープなどを設置する場合、それに要する費用を補償する。なお、落石防護ネット等の施設の維持管理費についても損失補償の対象とする。また、当該施設の設置により土地利用制限が生じる可能性があるが、従前の土地利用状況などを勘案して合理的に判断するものとする。

除却の場合、運搬に要する費用（必要に応じて小割の作業などを含む。）及び処分費を補償する。なお、岩石については、一般に財産的価値は極めて小さいものと考えられるため、その財産的価値が認められる場合に限り、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」を準用して、補償するものとする。

(ハ) 工作物の場合

切土、盛土、石積み、石垣、電柱又は看板などの工作物の場合、民法の工作物責任（民法第717条）の考え方に照らし、損害予防義務が本来的にその所有者又は管理者にあるものとみなすことができることから、道路管理者に責がある場合を除き、損失補償の対象としないものとする。

(2) 損失補償の支払い

措置命令を受けた土地等の管理者が道路管理者に損害予防措置の履行を委託した場合を除き、土地等の管理者による損害予防措置が完了し、道路管理者が損害予防措置の適切な履行を確認した後に、損失補償の金額を支払うものとする。

(3) 損失補償についての協議

① 損失を受けた者と協議する場合について

損失補償については、法第44条第6項の規定に基づき、損失を受けた者と道路管理者とで協議を行わなければならない。ここで損失を受けた者とは、措置命

令を受けた土地等の管理者だけでなく、措置命令を受けなくとも損害予防措置の履行に伴い損失を受ける者も含まれる。協議の結果、合意を得た事項については、文書にて取り交わすものとする。

② 損失補償の金額の算出について

道路管理者は、必要な項目と適切な見積りにより、損失補償の金額を算出した上で、協議するものとする。

(4) 収用委員会による裁決

① 収用委員会による裁決を求める場合について

法第44条第7項の規定に基づき、損失補償についての道路管理者と損失を受けた者との協議が成立せず、かつ、道路管理者が提示した金額について、損失を受けた者が不服の場合、損失を受けた者は収用委員会に裁決を求めることができることとなっている。

② 裁決への対応について

損失補償の金額について損失を受けた者から不服申立てが出されたことにより下された収用委員会の裁決について、原則として、道路管理者は従うものとする。

第5 行政代執行について

(1) 行政代執行の実施判断基準

措置命令を受けた土地等の管理者（以下「義務者」という。）が、措置命令を不服として履行しない意思を明確に表した場合、又は義務者が完了期限までに損害予防措置を履行しなかった場合、道路管理者は、措置命令に違反したものとみなし、行政代執行等、必要な手続に速やかに移行するものとする。

(2) 行政代執行の手順

① 戒告文書の通知

義務者に命令した損害予防措置の履行の意思がないものと道路管理者が判断した場合、行政代執行法第3条第1項に基づき、代執行をなすべき旨を文書で戒告するものとする。

② 代執行の実施について

義務者が戒告を受けて、指定の期限までに命じた措置を履行しない時は、道路管理者は、行政代執行法第3条第2項の代執行令書をもって義務者に通知した上で、損害予防措置を代執行するものとする。

③ 代執行の費用の徴収について

道路管理者は、行政代執行法第5条に基づき、義務者に対して代執行に要した費用を請求し、徴収するものとする。

(3) 行政代執行に当たっての留意事項

措置命令に違反した場合、法第106条に基づき、道路管理者は証拠書類とともに、義務者を警察機関に告発するものとする。

第6 略式代執行について

(1) 略式代執行の実施判断基準

① 土地等の管理者の確知について

沿道区域の土地等の管理者の特定方法としては、一般的には、不動産登記簿情報による登記名義人の確認、住民票情報や戸籍謄本等による登記名義人や相続人の存否及び所在の確認の調査等を行うものとする。

② 過失がなくて確知することができない場合について

「過失がなくて」とは、道路管理者がその職務行為において通常要求される注意義務を履行したことを意味する。また、「確知することができない」とは、措置を命ぜられるべき者の氏名及び所在をともに確知しえない場合及び氏名は知りえても所在を確知しえない場合をいうものと解される。

どこまで追跡すれば「過失がなくて」、「確知することができない」と言えるかについての定めはないが、少なくとも、不動産登記簿情報など、一般に公開されている情報や住民票情報など、市町村が保有する情報を活用せずに所有者等を特定しようとした結果、所有者等を特定することができなかった場合にあっては、「過失がない」とは言い難いと考えられる。

(2) 略式代執行の手順

① 措置命令の公告について

土地等の管理者が確知できない場合、措置命令を通知することができない。その場合、官報告示、現地での立て看板による掲示、新聞広告の掲載、地方公共団体の広報誌への掲載などにより公告することをもって、措置命令を行ったものと同等の効果が与えられ、道路管理者による代執行が可能となる。

公告する事項については、場所、代執行を行う者、代執行する予定日時、代執行の内容等である。

② 代執行の実施について

道路管理者は、自ら又は委託した者により、土地等の管理者に代わって措置命

令の内容である損害予防措置を講じるものとする。

(3) 略式代執行に当たっての留意事項

① 代執行の費用負担について

略式代執行の場合、当該土地等の管理者が確知できず不明であることから、代執行に要した費用を相手先に請求することが直ちにはできない。しかし、費用負担すべき者は当該土地等の管理者であるため、道路管理者は請求内容を保存し、当該土地等の管理者が確知できた段階で改めて請求するものとする。

事務連絡
令和3年9月24日

各地方整備局道路部 道路部 路政課長 殿
道路管理課長 殿
地域道路課長 殿
北海道開発局建設部本局建設部 建設行政課長
道路維持課長補佐 殿
地方整備課管理官 殿
沖縄総合事務局開発建設部 建設行政課長
道路管理課長 殿
路建設課長 殿

国土交通省道路局
環境安全・防災課課長補佐

沿道区域制度における届出対象区域の運用について

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和3年法律第9号）が令和3年3月31日に公布され、このうち、道路法の改正規定の施行期日を同年9月25日とすることとされました。また、これに伴い、省令についても同日に施行されたところです。

この改正後の道路法、道路法施行令及び道路法施行規則等の運用に当たっては、令和3年9月24日付国道政第50号「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行について」を通知したところです。

上記通知のうち、第1沿道区域及び届出対象区域関係1、2の運用について、令和3年9月24日国道政第53号、国道交第44号、国道国技第124号、国道環第61号、国道高第158号「沿道区域制度における届出対象区域の運用について」を別紙のとおり通知します。

なお、上記「沿道区域制度における届出対象区域の運用について」の通知に対して具体的な運用の解説（ガイドライン）を関係機関と協議の上、別途発出予定である旨申し添えます。また、都道府県、政令市にもこの旨周知頂くようお願いいたします。

国道政第53号
国道交第44号
国道国技第124号
国道環第61号
国道高第158号
令和3年9月24日

各地方整備局 道路部長 宛
北海道開発局 建設部長 宛
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 宛

国土交通省 道路局
路 政 課 長
（公印省略）
道路交通管理課長
（公印省略）
国道・技術課長
（公印省略）
環境安全・防災課長
（公印省略）
高速道路課長
（公印省略）

沿道区域制度における届出対象区域の運用について

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和3年3月法律第9号。以下「改正法」という）が令和3年3月31日に公布され、このうち道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）の一部改正について、同年9月25日から施行することとされた。

この改正では、沿道区域制度において、区域指定に当たって損害予防義務の対象となる工作物等を個別に定めることとする（法第44条第2項及び第3項）とともに、届出対象

区域の指定による当該区域における工作物の設置に関する届出・勧告制度（法第 44 条の 2）を創設したところである。

このたび、本改正について、倒壊により道路の構造に損害を及ぼし又は交通に危険を及ぼす工作物のうち柱状の工作物を対象として沿道区域制度における届出対象区域の運用方法等を定めたことから、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第1 沿道区域制度における届出対象区域の創設について

道路の区域内においては、道路管理者以外の者が、工作物、物件又は施設を設ける場合には、道路管理者の占有許可を要するなど制限が講じられている。

一方で、平成 30 年 9 月台風 21 号や令和元年 9 月台風 15 号では、沿道に設置された電柱、看板、ゴルフ練習場の支柱等道路の区域外の隣接する土地に設けられた工作物の倒壊により道路が閉塞し、災害復旧活動に支障を来すなど大きな課題となった。

法第 44 条に規定する沿道区域及び法第 44 条の 2 に規定する届出対象区域は、本来なら道路管理者の直接的な管理責任が及ばない、道路の区域外の工作物について、工作物が倒壊した際の道路閉塞を防止する観点から設けられた制度であるところ、届出対象区域制度については、工作物の設置に当たり設置者から届出を受け、その届出に係る行為が災害が発生した場合において道路の構造に損害を及ぼすおそれ又は交通に危険を及ぼすおそれがあると道路管理者が認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し場所又は設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる制度である。

このように、届出対象区域において柱状の工作物の設置を届け出させ、場所の変更等の事前調整の機会を設けることにより、道路の区域外の沿道民地の工作物が倒壊し、道路の防災機能が低下する事態を防止することが可能となる。

第2 対象の工作物について

本通知で対象とする工作物は、当該工作物が他の法令等に定める技術基準を満たしているものの、過去の災害等において倒壊した事例のある電柱、広告塔、看板、運動施設の支柱などの工作物を想定している。

具体的な指定に当たっては、工作物の高さ、地形（工作物と道路までの距離や道路幅員等）、地質、過去の倒壊事例など現場条件等を勘案して指定するものとする。

第3 沿道区域指定に係る留意事項

柱状の工作物を対象とする沿道区域の指定に当たっては、「沿道区域制度の運用について」（令和3年9月24日付け国道政第54号、国道交第45号、国道国技第123号、国道環第62号、国道高第159号）（以下「沿道区域制度の運用通知」という）に従うほか、以下についても留意されたい。

① 沿道区域指定の考え方

沿道に設置されている工作物の倒壊により、緊急輸送道路のネットワーク機能が著しく阻害されるおそれのある区間であって、例えば、過去に工作物が倒壊した事例がある場合に、地形、地質、工作物の設置状況など現地状況を勘案し、工作物及び区域の範囲を指定するものとする。

具体的には、道路上の工作物の設置が制限*されている区間、過去の台風等により工作物が倒壊した区間などが想定される。

※電柱では、法第37条の占用制限区域、無電柱化の完了又は事業中の区間等

② 土地等の管理者への説明

道路管理者は、沿道区域の指定に際し、道路の区域に接続する土地、竹木又は指定される工作物の管理者（以下「土地等の管理者」という。）に対して、次の点について説明*を行うこと。また、沿道区域の指定に当たって河川区域、海岸区域及び国有林などが関係する場合は、必要に応じ関係者と事前調整を行うものとする。なお、土地等の管理者が多数にわたる場合などは、縦覧に供するなどの手段をとることも考えられる。

- ・ 指定する工作物
- ・ 沿道区域指定予定の土地の範囲（図示）

※なお、法第44条第4項の措置が必要となった場合は、沿道区域制度の運用に準じた対応を行うこと。

③ 届出の対象工作物

届出対象区域を指定し、工作物の設置予定者から設置に係る届出を受理する必要がある工作物については、沿道区域の指定時に当該工作物を指定しておく必要があるので留意されたい。

第4 届出対象区域の指定について

(1) 届出対象区域の指定の考え方

① 指定の考え方

法第44条の2第1項の規定に基づく届出対象区域の指定は、法第44条第1項の規定に基づく沿道区域の指定時に定められた工作物のうち、倒壊により道路が

閉塞するおそれがあり、道路管理者と工作物設置予定者の調整を図る必要がある工作物及び区域の範囲について指定するものとする。

② 必要な指定範囲

沿道区域の全部又は一部について、指定する工作物が倒壊した場合に道路閉塞^{*}が生じるおそれのある範囲を指定する。

※道路閉塞とは、指定された工作物が道路側に倒壊した際に、車両の通行等を考慮した幅（4 m以上^{*}）を確保できない場合

※建築基準法第 42 条第 1 項に規定する最小幅員

道路構造令第 5 条第 5 項に規定する第 3 種第 5 級及び第 4 種第 4 級の最小道路幅員

(2) 届出対象区域の指定の方法

① 届出対象区域の指定に必要な図書の作成

指定する届出対象区域、沿道区域及び道路の区域を表示した平面図（1/1,000 以上のもの）を作成する。

また、必要に応じて沿道区域内での代表的な地点での横断図も併せて作成することが望ましい。

② 届出対象区域指定の公示

届出対象区域の指定を行った際は、速やかに法第 44 条の 2 第 2 項及び道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号。以下「施行規則」という。）第 4 条の 5 の 8 に基づき公示を行わなければならない。公示の方法は法第 44 条第 2 項の規定に基づく沿道区域の指定の公示手続に準ずるものとし、届出対象区域の存する土地の所在地及び届出対象区域に接続する道路の路線名、届出の対象となる工作物並びに平面図を縦覧する場所及び期間を公示する。官報告示を行う場合は、手続には時間的余裕を持つことが望ましい。

③ 届出対象区域の公表

届出者に対する周知のために、全国の届出区域指定状況一覧について道路局のホームページで公表することとしている。指定を行う際は事前に（公示日の 2 週間程度前までに）国土交通省道路局環境安全・防災課へ上記①において作成する図書を提出するものとする。

(3) 届出対象区域の指定に当たっての留意事項

① 土地等の管理者への説明

道路管理者は、届出対象区域の指定に際し、土地等の管理者に対して、次の点について説明を行うこと。また、河川区域、海岸区域及び国有林などが関係する

場合は必要に応じ関係者と事前調整を行うものとする。なお、土地等の管理者が多数にわたる場合などは、縦覧に供するなどの手段をとることも考えられる。

- ・届出の対象となる工作物の種類について
- ・届出対象区域指定予定の区域の範囲（図示）

※「沿道区域制度の運用通知」では、措置命令にいたる場合があることから、「土地等の管理者に対して、説明を行い、同意を得ておくことが望ましい」とされている。

一方、工作物の倒壊による道路閉塞を防止するための沿道区域及び届出対象区域の指定に当たっては、土地等の管理者にかかる義務が措置命令にいたる場合とで異なることから説明を行うことで足りるとしている。

② 指定後における対応

道路管理者は、指定後であっても届出に係る行為等を起因として土地等の管理者から説明を求められた場合は、都度理解を得られるよう努めること。

第5 届出・勧告について

(1) 工作物の設置の届出

① 届出の内容・時期

道路管理者は、勧告の必要を判断するに当たって、施行規則第4条の5の10に規定する届出書及び添付書類のほかに必要な資料があるときは、その旨を届出者に説明し、提出を求めること（ただし、提出を求めるものは必要最小限とし、届出者に過度な負担をかけることのないよう留意すること。）。

なお、複数の工作物を同時期に設置する場合は、必要な書類を添付することで、一件の届出として受け付けることは差し支えない。

また、工作物の新設にあたり、新設後に撤去される臨時の工作物が伴う場合は、届出にその旨を記載し、所定の資料を添付することで、一件の届出として受け付けることは差し支えない。

届出書については、法第44条の2第3項に定めるとおり、着手予定日の30日前までに提出されていることを確認すること。

② 変更の届出について

届出に係る事項のうち施行規則第4条の5の12に規定する事項に変更があった場合は、法第44条の2第5項に定めるとおり、変更する事項についての届出をさせることとする。変更の届出の方法については届出の際の手順に準じるものとする。

変更の届出を行う際、着手予定日を変更しない場合は、当初の着手予定日を法第44条の2第5項の規定における「変更に係る行為に着手する日」とし、届出を行うことができるものとする。これは、着手予定日に影響しない軽微な変更について、工事着手までの間に更に30日間を確保する必要はないという趣旨である。

③ 届出を要しない行為

法第44条の2第4項第1号及び第2号に規定する届出を要しない行為は以下のような行為を想定している。

- ・ 工作物の撤去、点検、修繕又は改良のために必要な臨時の工作物を設置する行為（施行規則第4条の5の11第1号）。

例：足場、仮囲いなどの設置

- ・ 工作物の倒壊を防止するための行為（施行規則第4条の5の11第2号）。

例：工作物の強度を高める支線、支柱、支線柱の設置

- ・ 災害又は事故が原因で、現に供給されていた電力・通信サービスが途絶えた場合の復旧、又は災害による道路その他の復旧に係る電力の確保を目的とする電柱の設置（法第44条の2第4項第2号）。

（2）必要な措置の勧告

① 勧告する場合

道路管理者が届出対象区域における工作物の設置に係る届出を受理した後、受理した届出の内容や現地の状況などから、届出に係る工作物が倒壊した場合に道路を閉塞させるおそれがあると判断[※]される場合は、設置場所の変更などを求めるものとする。当該求めに対し、届出者が速やかに応じない場合は、届出に係る行為に関し場所又は設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを、法第44条の2第6項の規定に基づき書面により勧告することができる。

勧告に従わずに工作物が設置され、法第44条第4項に規定する特に必要があると認める場合に該当する際は、「沿道区域制度の運用通知」に従い対応するものとする。

※判断に当たっては第4（1）①に準じる

② 勧告の留意事項

勧告の内容は、届出に係る行為に関し、工作物が倒壊した場合に道路を閉塞させるおそれのない位置への設置場所の変更、道路を閉塞させるおそれのない高さへの設計変更などを想定しているが、道路管理者の判断により、設置の中止その他必要な措置を勧告できるものとする。

(3) 届出・勧告に当たっての留意事項

① 電磁的方式による受理

事務手続の簡素化や電子化を図るため、届出（変更の届出を含む。）について、担当窓口のメールアドレスを公表（国土交通省ホームページにおいても公表予定）し、電子メールでの届出を認めるものとする。

② 変更の届出

変更の届出を受理する場合において、当初の工事着手日を変更しない場合、当該変更の届出から着手日までに、勧告の要否の判断を行うために必要な期間が確保できないことが想定されることから、着手後の勧告もあり得ることを届出者に伝えること。

③ 届出に対する勧告の有無の連絡

道路管理者は、届出に対して、勧告を行わない場合においても、結果を速やかに届出者に連絡をすることとする。

なお、勧告を行わない旨の連絡を届出者に行った場合であっても、当初の届出日から 30 日以内の工事の着手を認めるものではない。

第 6 電柱の取扱いについて

(1) 電柱の指定

近年の地震・台風などによって電柱が倒壊することにより、道路閉塞が発生し、緊急車両の通行や地域住民等の避難に支障を来した事例が見られる。また、電柱及び電線は、外観では通電の有無が判断できず感電の危険性があり、道路啓開に当たっては電線管理者等の指示に従う必要があるなど、他の工作物と異なり、倒壊等が生じた場合には、道路管理者が自ら除去等することが極めて困難であることから、迅速な対応に支障が生ずる。このため、沿道区域及び届出対象区域の指定に当たって電柱を指定する工作物として定めていくことを検討された。

(2) 電柱を指定する場合の沿道区域の指定の対象となる道路の条件

電柱を工作物として指定する沿道区域は、法第 37 条第 1 項の規定に基づき電柱の占用制限を行っている道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 3 条の規定による指定がされている道路など、道路の区域において電柱が占用制限されている道路又は無電柱化が完了し、又は予定されている道路に接続する区域を対象とする。

法第 37 条第 1 項に基づく占用制限が解除された場合、従前指定されていた沿道

区域及び届出対象区域を引き続き指定するかについては、現地状況により個々に判断することとする。

(3) 留意事項

① 届出がされた場所への設置がやむを得ない場合

以下のように届出がされた場所への設置がやむを得ない場合は、勧告しないものとする。

- ・地権者の同意が得られない等、道路を閉塞するおそれのない位置に設置する用地を確保することが困難な場合（届出にあたって、道路閉塞のおそれがある範囲外への設置を検討したが、地権者の同意が得られなかった旨の記載を求めること）。
- ・地形や土地利用状況などにより、物理的に道路を閉塞するおそれのない位置に設置することが困難な場合。
- ・仮連系柱など無電柱化や電柱の移設により届出対象区域から電柱が除かれることが予定されており、その時期が明確であるときは、電柱を仮設のものとして扱い、届出の際に届出書に予定時期を記載した上で、勧告の対象とはしないこととする。

② 既設電柱の取扱い

届出対象区域を道路管理者が公示した日以前に設置された電柱を更新又は移設する場合における法第44条第6項の規定に基づく勧告の取扱いについては、道路閉塞のリスクが増大するような場合を除き、当面の間※、勧告の対象とはしないこととする。

※道路法第37条の改正に伴う道路の占有禁止又は制限に係る取扱い（平成31年4月1日付け国道利第44号、国道メ企第32号、国道環第125号）に準拠し、既に道路占有の許可等がなされた既存の電柱の更新又は移設については、当面の間、認めることとしている。

このため、届出対象区域における既存の電柱の更新又は移設についても道路上における道路占有の取扱いに併せて運用するものとする。

③ 引込柱の取扱い

既設の電柱又は地中から、建築物への電力・通信サービスの供給を目的として設置する引込柱については、建築物と同一の取扱とし、届出の対象とはしないこととする。

④ 電柱を届出対象区域内に設置する場合の前提条件

届出対象区域内に電力・通信サービスの供給を目的として建柱する場合、届出対象区域外から別ルートで供給することができないか、届出者に検討を求めること。

- ⑤ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条の規定による道路指定の検討
届出対象区域における電柱の設置に対して勧告を行った場合であって、複数の電線管理者から電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条の規定による道路指定の申出があった場合、道路管理者は当該道路指定の検討を行うこと。

国道利第26号
国道交シ第62号
国道評第33号
国道環第58号
国道高第153号
令和3年9月24日

各地方整備局道路部長 殿
北海道開発局建設部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省道路局
路政課長
(公印省略)
道路交通管理課長
(公印省略)
企画課長
(公印省略)
環境安全・防災課長
(公印省略)
高速道路課長
(公印省略)

防災拠点自動車駐車場の指定制度の取扱いについて

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和3年法律第9号。以下「改正法」という。）は令和3年3月31日に公布され、このうち、防災拠点自動車駐車場の指定制度の創設等を内容とする改正規定が同年9月25日に施行することとされた。また、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第261号）及び道路法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第58号）が制定され、これらについても同日に施行することとされた。「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（令和3年9月24日付け国道政第50号）において示されたとおり、本改正により、防災拠点自動車駐車場の指定制度が創設されたところであるが、その取扱いについては、下記のとおりとするので、その対応に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、関係省庁及び関係部局と調整済みであることを申し添える。

記

第1 防災拠点自動車駐車場の指定に際し勘案する事情について（道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第48条の29の2第1項関係）

国土交通大臣は、道路の附属物である自動車駐車場を防災拠点自動車駐車場に指定する際は、その規模、その接する道路の構造及び交通の状況並びにその近傍における災害応急対策に係る施設の立地その他の事情を勘案することとされている。

防災拠点自動車駐車場の指定に際しては、地域防災計画に位置付けられた「道の駅」や高速道路のサービスエリア・パーキングエリア（以下「道の駅等」という。）の自動車駐車場を中心に、災害時に広域災害応急対策の拠点が十分に確保できるよう、以下の目安を参考としつつ、各自動車駐車場が広域災害応急対策の拠点として支障がないものであることを確認するものとする。

【勘案する事情の目安】

①規模

自動車駐車場に隣接する土地の区域に存する駐車場と合わせて2,500㎡以上の広さを有しているなど、広域災害応急対策の拠点として十分な規模であること。

②接する道路の構造

2車線以上の道路に接しているなど、広域災害応急対策の拠点を利用することが想定される車両の通行に支障がないこと。

③接する道路の交通の状況

緊急輸送道路に接していること、又は近傍にアクセスしやすい緊急輸送道路があること。

④近傍における災害応急対策に係る施設の立地

地域防災計画等に位置付けられた災害応急対策の拠点を構成するものであること。

⑤その他

道の駅等が、耐震化、無停電化され、水・通信が確保されているとともに、業務継続計画（BCP）の作成がなされているなど、広域災害応急対策の拠点として必要な機能及び体制を備えていること。

第2 防災拠点自動車駐車場の指定等における協議について（法第48条の29の2第2項関係）

国土交通大臣は、防災拠点自動車駐車場の指定、変更、又は廃止（以下「指定等」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該指定等に係る自動車駐車場の道路管理者に協議し、その同意を得なければならないとされている。

当該指定等に係る自動車駐車場の道路管理者は、国土交通大臣から協議があった場合には、地域防災計画への位置付け等について自動車駐車場が存する都道府県や市町村に十分な確認を行うとともに、当該地域を管轄する都道府県公安委員会等の関係機関（港湾計画に土地利用計画の定めのある土地において防災拠点自動車駐車場を指定

しようとする場合は港湾管理者を含む。)と必要な調整を行うものとする。なお、会社管理高速道路及び公社管理道路においては、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第30条及び第31条により、当該指定等に係る自動車駐車場の道路管理者は国土交通大臣にあって、あらかじめ、機構及び会社、地方道路公社の意見を聴かなければならないとされているところ、これらの確認や必要な調整については、機構及び会社、地方道路公社が行うものとする。

第3 防災拠点自動車駐車場内に設けられる災害応急対策に資する工作物又は施設の占有者との事前調整について(法第33条第2項関係)

防災拠点自動車駐車場の防災機能強化を目的として、道路管理者以外の者による災害応急対策に資する工作物又は施設の設置を促すため、防災拠点自動車駐車場内に設けられる備蓄倉庫、非常用電気等供給施設等を新たに占有物件として追加するとともに、これらの施設のほか、災害情報を伝達する広告塔や通信設備、物資の保管等の機能を有するベンチ、太陽光発電設備等(以下「災害応急対策施設等」という。)に係る占有については、占有許可の無余地性要件を除外する特例を適用することとされている。

道路管理者は、占有許可の基準の特例により占有許可を与えようとする場合は、災害時における占有物件の活用(占有者が災害時に自ら活用する場合を含む。)が、防災拠点自動車駐車場の広域災害応急対策の拠点としての利用と齟齬を生じないように、道の駅等の管理者や地域防災計画等の策定主体である都道府県や市町村等と連携し、あらかじめ、占有者と調整するものとする。

なお、特例の対象となる物件の占有許可をするに当たっては上記調整により締結された占有希望者と関係地方公共団体との合意文書等を確認すること、占有の場所、構造及び占有主体等の占有許可の基準に関すること、占有料の取扱いに関すること等については、「災害応急対策施設等の道路占有の取扱いについて」(令和3年9月24日国道利第27号)のとおり。

第4 災害時における防災拠点自動車駐車場の利用の禁止又は制限について(法第48条の29の3関係)

道路管理者は、災害時において、防災拠点自動車駐車場の広域災害応急対策の拠点としての利用以外の利用を禁止又は制限(以下「利用制限」という。)することができるとされている。

利用制限の実施にあたっては、道路管理者は、地域住民や道路利用者(以下「一般利用者」という。)の避難場所としての利用に支障とならないよう、あらかじめ、災害時に防災拠点自動車駐車場の利用制限を行う区域(以下「制限区域」という。)の概ねの範囲について、広域災害応急対策の実施予定者等の関係機関と調整しておくこととする。

また、利用制限の実施時には、道路管理者は、防災拠点自動車駐車場の一部範囲を利用制限の対象とする場合、その範囲が一般利用者にも明らかとなるよう現地において適切に明示するものとする。また、一般利用者の混乱を招かないよう、道の駅等の

管理者や地域防災計画等の策定主体である都道府県や市町村等と連携しつつ、一般利用者の避難のための駐車スペースの確保や周辺の避難場所への案内等を行うものとする。

なお、道路管理者は、平時から、広域災害応急対策の実施予定者から利用予定の車両情報を収集し、利用制限の実施時には、広域災害応急対策の実施者から利用する車両情報の報告を受け、疑義があれば個別に調整を行うなど、広域災害応急対策の拠点としての利用者を一般利用者と区別して適切に確認するよう努めるものとする。

加えて、観光シーズンなど防災拠点自動車駐車場に多数の一般利用者がいる状況で災害が発生する場合も想定し、いつ災害が起きても広域災害応急対策の拠点としての機能が発揮されるよう、都道府県や市町村等と連携しつつ、防災拠点自動車駐車場を含む道の駅等のBCPにおいて、一般利用者の誘導等の対応方法について定め、防災訓練等を通じて実効性を高めるよう努めるものとする。

第5 標識の設置について（法第48条の29の4及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識令」という。）第4条関係）

防災拠点自動車駐車場の利用制限をしようとする場合においては、道路管理者は、当該防災拠点自動車駐車場の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならないとされている。このため、道路管理者は、利用制限の実施時には、標識令において新設した「広域災害応急対策車両専用（325の7）」を、防災拠点自動車駐車場の入口及び制限区域の前面など防災拠点自動車駐車場内の必要な地点に設置するものとする。

なお、当該標識は、可搬型の標識を用いるなど、利用制限を行う時のみ表示するものとする。

また、道路管理者は、防災拠点自動車駐車場の一部範囲を利用制限の対象とする場合、当該防災拠点自動車駐車場の入口に設置する「広域災害応急対策車両専用（325の7）」には、補助標識「距離・区域（501）」として「この先制限区域」を附置し、入口では利用制限が生じていないことを明らかにした上で、制限区域の前面に「広域災害応急対策車両専用（325の7）」を表示するものとする。

加えて、道路管理者は、平時から、都道府県や市町村等の協力を得つつ、一般利用者に対して、災害時に利用制限が行われることがあることや、一般利用者の避難のための駐車スペースを確保していることを周知するものとする。

また、道路管理者は、利用制限の実施時には、道路情報板やホームページ等での周知を十分に行うものとする。

第6 災害応急対策施設管理協定制度的について（法第48条の29の5、道路法施行令第35条の7関係）

道路管理者は、自らが管理する自動車駐車場に隣接して、道路管理者以外の者が備蓄倉庫、通信設備等の災害応急対策の実施に有用な施設等を設置している場合には、あらかじめ、当該施設等の所有者等と協定を締結し、災害時には当該施設等を一体的

に管理することができることとし、当該施設等として、災害情報の伝達の用に供する
広告塔、看板及び街灯や物資の保管機能等を有するベンチ、支援物資の供給の用に供
する食事施設及び購買施設、災害応急対策従事者の利用又は支援物資の保管の用に供
する事務所、店舗、広場及び公園等が規定されている。

道路管理者は、提供される災害情報の内容等について、事前に都道府県公安委員会
との間で調整を行うものとする。

国道利第 27 号
国道評第 34 号
国道環第 59 号
国道高第 154 号
令和 3 年 9 月 24 日

各地方整備局道路部長 殿
北海道開発局建設部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構総務部長 殿

国土交通省道路局 路 政 課 長
(公 印 省 略)
企 画 課 長
(公 印 省 略)
環境安全・防災課長
(公 印 省 略)
高 速 道 路 課 長
(公 印 省 略)

災害応急対策施設等の道路占用の取扱いについて

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 9 号）が令和 3 年 3 月 31 日に公布され、このうち、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）における防災拠点自動車駐車場の指定制度の創設等を内容とする改正規定が、同年 9 月 25 日に施行することとされた。また、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 3 年政令第 261 号。以下「整備政令」という。）が同日に施行することとされた。

「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（令和 3 年 9 月 24 日付け国道政第 50 号）において示されたとおり、改正後の法第 33 条第 2 項第 4 号においては、防災拠点自動車駐車場内に設けられる災害応急対策に資する工作物又は施設についての占用許可の基準の特例が設けられ、また、整備政令による改正後の道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。）第 7 条第 14 号においては、防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設その他これらに類する施設で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められ

るもの（以下「備蓄倉庫等」という。）が占用許可対象物件として追加されるとともに、第 16 条の 3 においては、これを含む当該特例の対象物件が規定された。

防災拠点自動車駐車場内に設けられる工作物又は施設で、災害応急対策に資するものとして令第 16 条の 3 で定めるもの（以下「災害応急対策施設等」という。）の道路占用等については、下記のとおりとするので、その対応に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。

記

1 備蓄倉庫等の占用許可対象物件への追加について

(1) 改正の概要

従前、令第 7 条第 9 号及び第 10 号において規定された場所（トンネルの上や高架下等）以外の場所に設けられる倉庫や、同条第 2 号に規定された太陽光発電設備及び風力発電設備以外の発電設備については、その占用が認められていなかったところ、道路管理者以外の者によるこれらの施設の設置を促すため、防災拠点自動車駐車場に設けられる場合に限り、災害応急対策に資するこれらの施設による占用を認めるとともに、災害応急対策施設等として占用許可の基準の特例の対象とした。

また、占用料については、備蓄倉庫等が大量一括処理が必要な施設ではないことから、定率物件とした。

占用の場所、構造については、一般工作物等と同様の基準を適用して問題ないことから、令第 10 条等を適用することとした。

(2) 定義

備蓄倉庫等は、法第 48 条の 29 の 2 第 1 項の規定により国土交通大臣が指定した防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設（非常用の電気又は熱の供給施設をいう。以下同じ。）その他これらに類する施設であって、災害応急対策（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策をいう。以下同じ。）の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるものをいう。なお、具体的に想定される施設については、2 (2) 記載の別紙 1 (1) ウのとおり。

2 災害応急対策施設等の道路占用について

(1) 概要

法第 33 条第 2 項第 4 号の規定により、災害応急対策施設等の占用許可については、法第 33 条第 1 項に規定するいわゆる無余地性の基準の適用を除外することができることとされた。

(2) 基本方針

災害応急対策施設等の占用許可に当たっては令第 16 条の 3 の規定により、法第 33 条第 2 項第 4 号の占用許可の基準の特例が適用されることに留意の上、令で規定された基準及び別紙「災害応急対策施設等の占用許可の基準について」に従い、厳正に取り扱われたい。

(3) 占用料の取扱い

災害応急対策施設等の道路占用に係る占用料については、令で定める額の 90% を減額することとする。ただし、この減額率を適用する場合には、別に定める減額率を適用しない。

別紙

災害応急対策施設等の占用許可の基準について

1 災害応急対策施設等

(1) 定義

令第16条の3の規定による災害応急対策施設等は、法第32条第1項第1号、第5号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、防災拠点自動車駐車場内に設けられる次のものをいう。

ア 広告塔、通信設備、街灯その他これらに類する工作物又は看板であつて、災害時において住民その他の者（以下「住民等」という。）に対する災害情報の伝達の用に供することができるもの

具体的には、防災情報を提供する案内表示板やデジタルサイネージ等のほか、災害時においても利用可能な無線基地局、非常用照明設備等が想定される。

イ 次に掲げるもので、災害時において住民等に対する物資又は電力の供給の用に供することができるもの

(ア) ベンチその他これに類する工作物であつて、物資の保管その他災害応急対策の実施に資する機能を併せ有するもの（以下「ベンチ等」という。）

具体的には、物資を保管する機能や災害時における調理台としての機能を有するベンチ等が想定される。

(イ) 貯水槽その他これに類する施設（以下「貯水槽等」という。）

具体的には、地下におけるタンク貯蔵所、防火用水槽等が想定され、地下に設置されるものに限らない。

(ウ) 太陽光発電設備及び風力発電設備（以下「発電設備」という。）

発電設備により変換された電力が、災害時に、防災拠点自動車駐車場を拠点として実施される災害応急対策に利用されることが予定されているものが想定される。

(エ) 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路における防災拠点自動車駐車場又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地における防災拠点自動車駐車場に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所を除く。）でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの（以下「食事施設等」という。）

具体的には、防災拠点自動車駐車場における避難所の住民等に対する炊き出しや物品提供等に協力することが予定されているレストラン、売店等が想定される。

ウ 備蓄倉庫等

具体的には、災害時に備えて食糧、医薬品等を保管する備蓄倉庫、災害時に

おける電気供給を目的として設置される発動発電機、負傷者の救護活動を行うための医療用コンテナ等が想定される。

(2) 災害応急対策施設等の該当性の判断

災害応急対策施設等の占用の許可を行うに当たっては、災害時において当該災害応急対策施設等を用いて実施される活動等に関する事項を内容とした、占用希望者と関係地方公共団体等との合意文書等によって、当該災害応急対策施設等が災害応急対策に資する機能を有することを確認すること。

なお、「防災拠点自動車駐車場の指定制度の取扱いについて」（令和3年9月24日付け国道利第26号ほか）記第3に記載のとおり、防災拠点自動車駐車場の道路管理者は、災害時における災害応急対策施設等の活用が、防災拠点自動車駐車場の広域災害応急対策の拠点としての利用と齟齬を生じないよう、道の駅等の管理者や地域防災計画等の策定主体である都道府県や市町村等と連携し、あらかじめ、占用希望者と調整することとされている。

2 占用の場所

(1) 災害応急対策施設等が地面に接する場合には、原則として、その部分が車路以外の部分であること。

車路以外の部分であっても、交通の輻輳する場所、他の占用物件の多い場所等防災拠点自動車駐車場の構造又は利用に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

(2) 地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

ア 路面をしばしば掘削し、又は他の占用物件と錯そうするおそれのない場所であること。

イ 道路の構造又は地上にある占用物件に支障のない限り、頂部が地面に接近していること。

(3) 原則として車路等の交差する部分等の地上に設けないこと。

防災拠点自動車駐車場の構造又は利用に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、車路又は歩行者用通路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないものとする。

(4) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。

災害応急対策施設等を道路の上空に設ける場合には、路面から適切な離隔距離を確保させるものとする。

(5) 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること。

3 構造

(1) 防災拠点自動車駐車場の利用に及ぼす支障をできる限り少なくすること。

災害応急対策施設等の構造を工夫して、防災拠点自動車駐車場の利用に及ぼす影響をできる限り少なくするため必要最小限度の規模とする。

また、災害応急対策施設等の意匠、構造及び色彩は、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせないものとする。

(2) 車両の運転者の視野を妨げないものであること。

災害応急対策施設等の設置により新たに防災拠点自動車駐車場内に死角を生じさせないものとする。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車路又は駐車ますへの飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものとする。

(3) 維持、更新等の作業に際して、防災拠点自動車駐車場の利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

(4) 広告塔及び看板については、次の構造であること。

ア 車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼし、防災拠点自動車駐車場の利用に支障を生じさせるおそれのないものであること。

イ 表示部分を車両の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられたものであること。

車路寄りの場所に設置する場合（設置場所と車路との間に駐車ます等がある場合を除く。）、表示部分は、車路から正対して正面の車路側及び左側面以外とし、明らかに運転者に対して訴求し、その視線を誘導して脇見運転を惹起させるものではないこと。

ウ 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由（以下「倒壊等」という。）により防災拠点自動車駐車場の構造又は利用に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。

災害発生時においても倒壊等を防止するための措置が講ぜられているものとする。

また、次の事項に該当するベンチ等、貯水槽等、食事施設等及び備蓄倉庫等の占用は、許可しないものとする。

(ア) 易燃性又は爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するためのもの（災害応急対策のために必要な物件であって必要最小限度の量を搬入等する場合を除く。）

(イ) 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの

4 占用主体

災害応急対策施設等の占用は、防災拠点自動車駐車場の構造、保全又は利用に支障を生ずることのないよう、災害応急対策施設等の設置及び管理により道路管理者による道路区域内の日常的な点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。

5 占用許可の条件

災害応急対策施設等の占用許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 災害応急対策施設等の倒壊等のないように定期的に点検等を実施するとともに、倒壊等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。
- (2) 広告塔、看板については、表示内容が公序良俗に反するものではないこと。
- (3) 食事施設等については、多数の来客が見込まれる場合には、防災拠点自動車駐車場の利用又は構造に支障を及ぼさないよう、行列の整序その他必要な措置を講ずること。

6 その他

災害応急対策施設等の占用の許可を行うに当たっては、次の点に留意することとする（(1)及び(2)にあっては、食事施設等の場合に限る。）。

- (1) 広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであって、特定の者のみを対象としたものではないこと。
- (2) 公序良俗に反し、社会通念上不相当と認められるものを売買し、又はサービスを提供するものではないこと。
- (3) 夜間や強風時には、いたずらや強風により、占用許可を受けた区域外に当該災害応急対策施設等を構成する物件、商品等が散乱したり、落下、倒壊等による事故が発生したりすることのないよう、屋内への収納や一時的な撤去等の適切な管理がなされるものであること。

7 一般的な占用許可基準の適用除外

災害応急対策施設等の占用許可に当たっては、それぞれ次に掲げる通知の規定は適用しないこととする。

(1) 広告塔又は看板

「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」（昭和44年8月20日付け建設省道政発第52号）別紙「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準」のうち、第4(2)及び(3)イ（分離帯に限る。）、第5、第6(2)後段及び(3)（反射材料式に係る部分を除く。）並びに第7(3)及び(4)

(2) ベンチ等

「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」（平成6年6月30日付け建設省道政発第32号）のうち、記I 4(1)及びII 4(1)

(3) 発電設備

「道路法施行令の一部改正について」（平成25年3月1日付け国道利第10号）別紙1「発電設備の占用許可基準について」のうち7(3)

(4) 食事施設等

「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」（平成 23 年 10 月 20 日付け国道利発第 20 号）別紙「食事施設等の占用許可基準等について」のうち、2 (1)、5 及び 7 (3)

国道利第29号
令和3年9月24日

各地方整備局道路部長 殿
北海道開発局建設部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿
(独)日本高速道路保有・債務返済機構総務部長 殿

国土交通省道路局 路政課長
(公印省略)

洪水、高潮又は津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設の道路占用の取扱いについて

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第261号。以下「整備政令」という。）が令和3年9月24日に公布され、令和3年9月25日に施行することとされた。

整備政令においては、道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「施行令」という。）第7条第3号を改正し、占用許可対象物件として、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設（以下「津波避難施設」という。）に加え、洪水又は高潮からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設（以下「洪水等避難施設」という。）を規定するなどしたところである。

津波避難施設及び洪水等避難施設（以下「津波等避難施設」という。）の道路占用については、別紙のとおり許可基準を定めたので、下記事項に留意の上、その取扱いに遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。

本通知は、令和3年9月25日から施行する。

記

1 津波等避難施設の道路占用について

(1) 施行令改正の概要等

津波避難施設については、平成23年3月に発生した東日本大震災における津波被害等を受け、当時、道路区域内への設置を検討している地方公共団体があったことを踏まえ、占用許可対象物件として規定されていたものであるが、近年、頻発化・激甚化する豪雨災害を踏まえ、洪水被害や高潮被害に備えるための緊急避難施設を道路区域内に設置するニーズが高まっていることから、

今般、津波避難施設に加え、洪水等避難施設についても、占用許可対象物件とすることとした。

また、津波等避難施設の占用の場所によっては、道路利用者の安全で円滑な通行に支障を与えることがあることから、施行令第11条の7において、津波避難施設の占用の場所の基準が規定されていたところ、洪水等避難施設の占用の場所については、津波避難施設と同様の基準を適用して問題ないことから、同条の規定を適用することとした。

占用料について、津波避難施設は、大量一括処理が必要な施設ではないことから、定率物件としており、洪水等避難施設についても、同様の扱いとした。

(2) 津波等避難施設の定義

津波等避難施設とは、洪水、高潮又は津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設であり、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づいて都道府県防災会議又は市町村防災会議が作成する都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画その他の地方公共団体が作成する洪水、高潮又は津波からの避難に関する計画において、整備することとされているもの、又は整備することとされる蓋然性が高いものを主に想定する。

(3) 基本方針

津波等避難施設の占用の許可に当たっては、施行令で規定された基準及び別紙1「津波等避難施設の占用許可基準について」に従い、厳正に取り扱われたい。

2 関係通達の改正について

「道路法施行令の一部改正について」（平成25年3月1日付け国道利第10号）を別紙2のとおり改正する。

別紙 1

津波等避難施設の占用許可基準について

1 趣旨

津波避難施設については、平成23年3月11日の東日本大震災における津波被害等を受け、当時、地形、土地利用状況等の制約から道路区域内への津波避難施設の設置を検討している地方公共団体等があったことを踏まえ、占用許可対象物件に追加されたものである。

これに加え、近年、頻発化・激甚化する豪雨災害を踏まえ、河川の氾濫等に起因する洪水被害や海岸付近における高潮被害が想定される地域において、これらの被害に備えるための緊急避難施設の整備が進められているところ、津波避難施設と同様に、地形、土地利用状況等の制約から、道路の高架下等、道路区域内に当該緊急避難施設を設置するニーズが高まっていることを踏まえ、今般、洪水等避難施設についても、占用許可対象物件に追加されたところである。

津波等避難施設を道路区域内に設置するに当たって、その占用の場所や構造によっては、車両の運転者の視界を妨げるなど、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあることを踏まえ、津波等避難施設の占用許可に当たっては、本紙に規定する基準により行い、道路管理の適正を期するものとする。

2 占用の場所

津波等避難施設の占用の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。

津波等避難施設は、ある程度の期間継続的に設置されるものであるため、車道に設けることとすると道路交通に著しい支障を及ぼすことから、地面に接する部分は車道以外の道路の部分であることとする。

また、占用許可に当たっては、交通の輻輳する場所や他の占用物件の多い場所等、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

- (2) 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。

道路が交通の用に供するものである以上通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に津波等避難施設を設ける場合には道路構造令に規定する幅員が確保されなければならないこととする。

- (3) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。

津波等避難施設の路面からの高さは、道路の見通しを確保し、かつ、電線、電話線等を道路上空に設ける場合に支障を及ぼさない高さとする。

- (4) 原則として交差点等の上空に設けないこと。

道路の視認性の確保、その他道路交通の安全の確保を図る措置等により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交

差し、接続し、又は屈曲するなど、通行上、特に注意を要する場所以外の場所であること。

- (5) 洪水、高潮又は津波からの避難に適した場所であること。

地域住民や道路通行者などが洪水、高潮又は津波からの避難場所として把握しやすく、かつ、避難に当たっての経路が確保されている場所であること。

3 構造

津波等避難施設の構造等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
- (2) 津波等避難施設としての効用を発揮するための必要最小限度の規模とし、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。
- (3) 信号機、道路標識等の視認性、又は道路の見通しを妨げないこと。やむを得ず視認性等に支障を生ずる場合は、都道府県公安委員会と調整の上、道路標識の付け替え等の措置を占用主体に指示し、その責任により講じさせること。
- (4) 施設等の下面には、必要に応じて照明設備、換気設備その他の設備を備えるものであること。
- (5) 必要に応じて雨どい及び多雪地にあっては雪止めの設備を備えるものであること。
- (6) 人の転落又は物の落下を防止するために必要な防護柵の設置その他の措置が講ぜられたものであること。
- (7) 津波等避難施設には、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は広告の用をなす塗装をしないこと。
- (8) 津波等避難施設の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。

4 占用主体

津波等避難施設の占用主体については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の保全に支障を生ずることのないよう、津波等避難施設を的確に管理することができる者と認められる者であること。
- (2) 道路管理者による監督処分その他の指示を適切に履行する能力を有する者であること。特に津波等避難施設の撤去、大規模修繕を行うことのできる者であること。
- (3) 暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることのできないものとする。

5 占用の期間

津波等避難施設の占用の期間については、5年以内の範囲で適正に定めるものとする。

なお、占用の期間が終了した場合において許可の更新が求められた際には、当該占用を継続させることができない特別の事由がない限り更新を許可すること

とする。占用許可の更新を認めない特別の事由とは、津波等避難施設が老朽化して道路に施設の一部が落下するおそれが生じているにもかかわらず適切な対応がとられない場合等とする。

6 占用の許可の条件

一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 道路に関する工事に伴う津波等避難施設の移転、改築、除却等の費用については占用主体が負担すること。
- (2) 道路管理上必要を生じた場合において、道路管理者が施設等内に立ち入ることを妨げないこと。
- (3) 占用主体は定期的に点検等を行い、津波等避難施設の適切な維持管理に努めること。
- (4) 道路の構造又は交通に支障を及ぼす改修等を行う場合には、事前に道路管理者と協議し、必要に応じ変更の許可を受けること。

7 その他

津波等避難施設の建築に際しては、道路交通の支障にならないように指導すること。なお、やむを得ず道路交通に支障が生じてしまう場合には、道路交通への影響が必要最小限度となるような措置を講じさせること。

○道路法施行令の一部改正について（平成25年3月1日付け国道利第10号）

（下線部分が改正部分）

改正後	現 行
<p>道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第294号。以下「改正政令」という。）が、平成24年12月12日に公布され、平成25年4月1日から施行されることとなった。</p> <p>改正政令においては、道路法施行令（昭和27年政令第497号）を改正し、太陽光発電設備及び風力発電設備（以下「発電設備」という。）並びに津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設（以下「津波避難施設」という。）を占用許可対象物件として追加するなどしたところである。改正政令による道路法施行令の改正の概要は下記のとおりであるので、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p>なお、本通知の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第294号。以下「改正政令」という。）が、平成24年12月12日に公布され、平成25年4月1日から施行されることとなった。</p> <p>改正政令においては、道路法施行令（昭和27年政令第497号）を改正し、太陽光発電設備及び風力発電設備（以下「発電設備」という。）並びに津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設（以下「津波避難施設」という。）を占用許可対象物件として追加するなどしたところである。改正政令による道路法施行令の改正の概要は下記のとおりであるので、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p>なお、本通知の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。</p> <p><u>本取扱いの実施状況を把握するため、発電設備又は津波避難施設の占用許可を行った場合には、平成26年3月31日までの間、本省道路局路政課へ報告願いたい。</u></p>
<p>本通知は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>本通知は、平成25年4月1日から施行する。</p>
記	記
<p>1 発電設備の道路占用許可対象物件への追加等</p> <p>(1) 改正の概要 （略）</p> <p>(2) 発電設備の定義 （略）</p> <p>(3) 基本方針 発電設備の占用の許可に当たっては、道路法施行令で規定された基準及び別紙「発電設備の占用許可基準について」に従い、厳正に取り扱われたい。</p> <p>2 津波避難施設の道路占用許可対象物件への追加等 <u>「洪水、高潮又は津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設の道路占用の取扱いについて」</u>（令和3年9月24日付け</p>	<p>1 発電設備の道路占用許可対象物件への追加等</p> <p>(1) 改正の概要 （略）</p> <p>(2) 発電設備の定義 （略）</p> <p>(3) 基本方針 発電設備の占用の許可に当たっては、道路法施行令で規定された基準及び別紙1「発電設備の占用許可基準について」に従い、厳正に取り扱われたい。</p> <p>2 津波避難施設の道路占用許可対象物件への追加等 <u>(1) 改正の概要</u> 津波避難施設については、平成23年3月に発生した東日本大震災</p>

国道利第29号) のとおり。

- 3 その他
道路占用許可対象物件の追加等に伴う条文の整理等を行った。

別紙
発電設備の占用許可基準について
(略)

(削除)

における津波被害等を受け、道路区域内への設置を検討している地方公共団体があったことを踏まえ、占用許可対象物件とすることとした。

また、津波避難施設の占用の場所によっては、道路利用者の安全で円滑な通行に支障を与えることがあることから、その占用の場所の基準を規定することとした。

占用料については、津波避難施設が大量一括処理が必要な施設ではないことから定率物件とした。

(2) 津波避難施設の定義

津波避難施設とは、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設であり、かつ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づいて都道府県又は市町村防災会議が作成する都道府県又は市町村地域防災計画その他の地方公共団体が作成する津波からの避難に関する計画において、整備することとされているもの、若しくは整備することとされる蓋然性が高いものとする。

(3) 基本方針

津波避難施設の占用の許可に当たっては、道路法施行令で規定された基準及び別紙2「津波避難施設の占用許可基準について」に従い、厳正に取り扱われたい。

- 3 その他
道路占用許可対象物件の追加等に伴う条文の整理等を行った。

別紙1
発電設備の占用許可基準について
(略)

別紙2
津波避難施設の占用許可基準について

1 趣旨
平成23年3月11日の東日本大震災における津波被害等を受け、地形、土地利用状況等の制約から道路区域内への津波避難施設の設置を検討している地方公共団体等があったことを踏まえ、今般、津波避難施設について占用許可対象物件への追加をしたところである。

津波避難施設を道路区域内に設置するに当たって、その占用の場所や構造によっては、車両の運転者の視界を妨げるなど、道路の構

造又は交通に支障を及ぼすおそれがあることを踏まえ、津波避難施設の占有許可に当たっては、本紙に規定する基準により行い、道路管理の適正を期するものとする。

2 占有の場所

津波避難施設の占有の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。

津波避難施設は、ある程度の期間継続的に設置されるものであるため、車道に設けることとすると道路交通に著しい支障を及ぼすことから、地面に接する部分は車道以外の道路の部分であることとする。

また、占有許可に当たっては、交通の輻輳する場所や他の占有物件の多い場所等、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

(2) 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。

道路が交通の用に供するものである以上通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に津波避難施設を設ける場合には道路構造令に規定する幅員が確保されなければならないこととする。

(3) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。

津波避難施設の路面からの高さは、道路の見通しを確保し、かつ、電線、電話線等を道路上空に設ける場合に支障を及ぼさない高さとする。

(4) 原則として交差点等の上空に設けないこと。

道路の視認性の確保、その他道路交通の安全の確保を図る措置等により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲するなど、通行上、特に注意を要する場所以外の場所であること。

(5) 津波からの避難に適した場所であること。

地域住民や道路通行者などが津波からの避難場所として把握しやすく、かつ、避難に当たっての経路が確保されている場所であること。

3 構造

津波避難施設の構造等については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由によ

り道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。

(2) 津波避難施設としての効用を発揮するための必要最小限度の規模とし、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。

(3) 信号機、道路標識等の視認性、又は道路の見通しを妨げないこと。やむを得ず視認性等に支障を生ずる場合は、都道府県公安委員会と調整の上、道路標識の付け替え等の措置を占用主体に指示し、その責任により講じさせること。

(4) 施設等の下面には、必要に応じて照明設備、換気設備その他の設備を備えるものであること。

(5) 必要に応じて雨どい及び多雪地にあっては雪止めの設備を備えるものであること。

(6) 人の転落又は物の落下を防止するために必要な防護柵の設置その他の措置が講ぜられたものであること。

(7) 津波避難施設には、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は広告の用をなす塗装をしないこと。

(8) 津波避難施設の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。

4 占用主体

津波避難施設の占用主体については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 道路の保全に支障を生ずることのないよう、津波避難施設を適確に管理することができる者と認められる者であること。

(2) 道路管理者による監督処分その他の指示を適切に履行する能力を有する者であること。特に津波避難施設の撤去、大規模修繕を行うことのできる者であること。

(3) 暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることのできないものとする。

5 占用の期間

津波避難施設の占用の期間については、5年以内の範囲で適正に定めるものとする。

なお、占用の期間が終了した場合において許可の更新が求められた際には、当該占用を継続させることができない特別の事由がない限り更新を許可することとする。占用許可の更新を認めない特別の事由とは、津波避難施設が老朽化して道路に施設の一部が落下するおそれがあること。

生じているにもかかわらず適切な対応がとられない場合等とする。

6 占用の許可の条件

一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附すこととする。

- (1) 道路に関する工事に伴う津波避難施設の移転、改築、除却等の費用については占有主体が負担すること。
- (2) 道路管理上必要を生じた場合において、道路管理者が施設等内に立ち入ることを妨げないこと。
- (3) 占有主体は定期的に点検等を行い、津波避難施設の適切な維持管理に努めること。
- (4) 道路の構造又は交通に支障を及ぼす改修等を行う場合には、事前に道路管理者と協議し、必要に応じ変更の許可を受けること。

7 その他

津波避難施設の建築に際しては、道路交通の支障にならないように指導すること。なお、やむを得ず道路交通に支障が生じてしまう場合には、道路交通への影響が必要最小限度となるような措置を講じさせること。

○洪水、高潮または津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設の道路占用の扱いについて 別紙1

(下線部分が改正部分)

新 設	(参考)「道路法施行令の一部改正について」(平成25年3月1日付け国道利第10号)別表2
<p>別紙1 津波等避難施設の占有許可基準について</p> <p>1 趣旨 津波避難施設については、平成23年3月11日の東日本大震災における津波被害等を受け、<u>当時</u>、地形、土地利用状況等の制約から道路区域内への津波避難施設の設置を検討している地方公共団体等があったことを踏まえ、<u>占有許可対象物件に追加されたものである。</u> <u>これに加え、近年、頻発化・激甚化する豪雨災害を踏まえ、河川の氾濫等に起因する洪水被害や海岸付近における高潮被害が想定される地域において、これらの被害に備えるための緊急避難施設の整備が進められているところ、津波避難施設と同様に、地形、土地利用状況等の制約から、道路の高架下等、道路区域内に当該緊急避難施設を設置するニーズが高まっていることを踏まえ、今般、洪水等避難施設についても、占有許可対象物件に追加されたところである。</u> 津波等避難施設を道路区域内に設置するに当たって、その占有の場所や構造によっては、車両の運転者の視界を妨げるなど、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあることを踏まえ、津波等避難施設の占有許可に当たっては、本紙に規定する基準により行い、道路管理の適正を期するものとする。</p> <p>2 占有の場所 津波等避難施設の占有の場所については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。 津波等避難施設は、ある程度の期間継続的に設置されるものであるため、車道に設けることとすると道路交通に著しい支障を及ぼすことから、地面に接する部分は車道以外の道路の部分であることとする。 また、占有許可に当たっては、交通の輻輳する場所や他の占有物件の多い場所等、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。</p>	<p>別紙2 津波避難施設の占有許可基準について</p> <p>1 趣旨 平成23年3月11日の東日本大震災における津波被害等を受け、地形、土地利用状況等の制約から道路区域内への津波避難施設の設置を検討している地方公共団体等があったことを踏まえ、<u>今般、津波避難施設について占有許可対象物件への追加をしたところである。</u></p> <p>津波避難施設を道路区域内に設置するに当たって、その占有の場所や構造によっては、車両の運転者の視界を妨げるなど、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあることを踏まえ、津波避難施設の占有許可に当たっては、本紙に規定する基準により行い、道路管理の適正を期するものとする。</p> <p>2 占有の場所 津波避難施設の占有の場所については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。 津波避難施設は、ある程度の期間継続的に設置されるものであるため、車道に設けることとすると道路交通に著しい支障を及ぼすことから、地面に接する部分は車道以外の道路の部分であることとする。 また、占有許可に当たっては、交通の輻輳する場所や他の占有物件の多い場所等、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。</p>

- (2) 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。
道路が交通の用に供するものである以上通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に津波等避難施設を設ける場合には道路構造令に規定する幅員が確保されなければならないこととする。
- (3) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。
津波等避難施設の路面からの高さは、道路の見通しを確保し、かつ、電線、電話線等を道路上空に設ける場合に支障を及ぼさない高さとする。
- (4) 原則として交差点等の上空に設けないこと。
道路の視認性の確保、その他道路交通の安全の確保を図る措置等により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲するなど、通行上、特に注意を要する場所以外の場所であること。
- (5) 洪水、高潮又は津波からの避難に適した場所であること。
地域住民や道路通行者などが洪水、高潮又は津波からの避難場所として把握しやすく、かつ、避難に当たっての経路が確保されている場所であること。

3 構造

- 津波等避難施設の構造等については、次のとおり取り扱うものとする。
- (1) 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
- (2) 津波等避難施設としての効用を発揮するための必要最小限度の規模とし、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。
- (3) 信号機、道路標識等の視認性、又は道路の見通しを妨げないこと。
やむを得ず視認性等に支障を生ずる場合は、都道府県公安委員会と調整の上、道路標識の付け替え等の措置を占用主体に指示し、その責任により講じさせること。
- (4) 施設等の下面には、必要に応じて照明設備、換気設備その他の設備を備えるものであること。
- (5) 必要に応じて雨どい及び多雪地にあっては雪止めの設備を備えるものであること。

- (2) 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。
道路が交通の用に供するものである以上通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に津波避難施設を設ける場合には道路構造令に規定する幅員が確保されなければならないこととする。
- (3) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。
津波避難施設の路面からの高さは、道路の見通しを確保し、かつ、電線、電話線等を道路上空に設ける場合に支障を及ぼさない高さとする。
- (4) 原則として交差点等の上空に設けないこと。
道路の視認性の確保、その他道路交通の安全の確保を図る措置等により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲するなど、通行上、特に注意を要する場所以外の場所であること。
- (5) 津波からの避難に適した場所であること。
地域住民や道路通行者などが津波からの避難場所として把握しやすく、かつ、避難に当たっての経路が確保されている場所であること。

3 構造

- 津波避難施設の構造等については、次のとおり取り扱うものとする。
- (1) 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
- (2) 津波避難施設としての効用を発揮するための必要最小限度の規模とし、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。
- (3) 信号機、道路標識等の視認性、又は道路の見通しを妨げないこと。
やむを得ず視認性等に支障を生ずる場合は、都道府県公安委員会と調整の上、道路標識の付け替え等の措置を占用主体に指示し、その責任により講じさせること。
- (4) 施設等の下面には、必要に応じて照明設備、換気設備その他の設備を備えるものであること。
- (5) 必要に応じて雨どい及び多雪地にあっては雪止めの設備を備えるものであること。

- (6) 人の転落又は物の落下を防止するために必要な防護柵の設置その他の措置が講ぜられたものであること。
- (7) 津波等避難施設には、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は広告の用をなす塗装をしないこと。
- (8) 津波等避難施設の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。

4 占用主体

津波等避難施設の占用主体については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の保全に支障を生ずることのないよう、津波等避難施設を的確に管理することができる者と認められる者であること。
- (2) 道路管理者による監督処分その他の指示を適切に履行する能力を有する者であること。特に津波等避難施設の撤去、大規模修繕を行うことのできる者であること。
- (3) 暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることのできないものとする。

5 占用の期間

津波等避難施設の占用の期間については、5年以内の範囲で適正に定めるものとする。

なお、占用の期間が終了した場合において許可の更新が求められた際には、当該占用を継続させることができない特別の事由がない限り更新を許可することとする。占用許可の更新を認めない特別の事由とは、津波等避難施設が老朽化して道路に施設の一部が落下するおそれが生じているにもかかわらず適切な対応がとられない場合等とする。

6 占用の許可の条件

一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 道路に関する工事に伴う津波等避難施設の移転、改築、除却等の費用については占用主体が負担すること。
- (2) 道路管理上必要を生じた場合において、道路管理者が施設等内に立ち入ることを妨げないこと。
- (3) 占用主体は定期的に点検等を行い、津波等避難施設の適切な維持管理に努めること。
- (4) 道路の構造又は交通に支障を及ぼす改修等を行う場合には、事前に道路管理者と協議し、必要に応じ変更の許可を受けること。

7 その他

- (6) 人の転落又は物の落下を防止するために必要な防護柵の設置その他の措置が講ぜられたものであること。
- (7) 津波避難施設には、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は広告の用をなす塗装をしないこと。
- (8) 津波避難施設の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。

4 占用主体

津波避難施設の占用主体については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の保全に支障を生ずることのないよう、津波避難施設を適確に管理することができる者と認められる者であること。
- (2) 道路管理者による監督処分その他の指示を適切に履行する能力を有する者であること。特に津波避難施設の撤去、大規模修繕を行うことのできる者であること。
- (3) 暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることのできないものとする。

5 占用の期間

津波避難施設の占用の期間については、5年以内の範囲で適正に定めるものとする。

なお、占用の期間が終了した場合において許可の更新が求められた際には、当該占用を継続させることができない特別の事由がない限り更新を許可することとする。占用許可の更新を認めない特別の事由とは、津波避難施設が老朽化して道路に施設の一部が落下するおそれが生じているにもかかわらず適切な対応がとられない場合等とする。

6 占用の許可の条件

一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 道路に関する工事に伴う津波避難施設の移転、改築、除却等の費用については占用主体が負担すること。
- (2) 道路管理上必要を生じた場合において、道路管理者が施設等内に立ち入ることを妨げないこと。
- (3) 占用主体は定期的に点検等を行い、津波避難施設の適切な維持管理に努めること。
- (4) 道路の構造又は交通に支障を及ぼす改修等を行う場合には、事前に道路管理者と協議し、必要に応じ変更の許可を受けること。

7 その他

津波等避難施設の建築に際しては、道路交通の支障にならないように指導すること。なお、やむを得ず道路交通に支障が生じてしまう場合には、道路交通への影響が必要最小限度となるような措置を講じさせること。

津波避難施設の建築に際しては、道路交通の支障にならないように指導すること。なお、やむを得ず道路交通に支障が生じてしまう場合には、道路交通への影響が必要最小限度となるような措置を講じさせること。

○ 道路法施行令の一部改正について（平成 25 年 3 月 1 日付け国道利第 10 号）

最終改正：令和 3 年 9 月 24 日付け国道利第 29 号

道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 294 号。以下「改正政令」という。）が、平成 24 年 12 月 12 日に公布され、平成 25 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

改正政令においては、道路法施行令（昭和 27 年政令第 497 号）を改正し、太陽光発電設備及び風力発電設備（以下「発電設備」という。）並びに津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設（以下「津波避難施設」という。）を占用許可対象物件として追加するなどしたところである。改正政令による道路法施行令の改正の概要は下記のとおりであるので、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。

本通知は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

記

1 発電設備の道路占用許可対象物件への追加等

(1) 改正の概要

発電設備については、当該施設を道路区域内に設置したいとの要望が寄せられていたほか、規制・制度改革に係る方針（平成 23 年 4 月閣議決定）において「太陽光発電設備について、道路構造及び交通の安全に与える影響を勘案し、道路占用許可対象物件への追加を検討し、結論を得る」こととされたことを踏まえ、占用許可対象物件とすることとした。

また、発電設備の占用の場所によっては、道路利用者の安全で円滑な通行に支障を与えることがあることから、その占用の場所の基準を規定することとした。

占用料については、発電設備が大量一括処理が必要な設備であることから、定額物件とした。なお、占用料の算定に用いる占用面積は、発電設備の設置によって占用者が継続して使用することとなる道路の部分がある場合は、当該部分を含めた面積とする。

(2) 発電設備の定義

発電設備は、太陽光及び風力を電気に変換する設備であって、パネル部分、ブレード部分のほか、これらと一体となって発電設備としての機能を果たす接続箱等を含むものとする。

(3) 基本方針

発電設備の占用の許可に当たっては、道路法施行令で規定された基準及び別紙

「発電設備の占用許可基準について」に従い、厳正に取り扱われたい。

2 津波避難施設の道路占用許可対象物件への追加等

「洪水、高潮又は津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設の道路占用の取扱いについて」（令和3年9月24日付け国道利第29号）のとおり。

3 その他

道路占用許可対象物件の追加等に伴う条文の整理等を行った。

別紙

発電設備の占用許可基準について

1 趣旨

太陽光又は風力をはじめとした再生可能エネルギーについては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）において利用の促進が法目的とされているものであり、発電設備は再生可能エネルギーの導入拡大に資するものである。一方で、その占用の場所や構造によっては、発電設備が太陽光等を反射して車両の運転者に影響を与えたり、法面を一定範囲にわたって被覆することにより道路管理者による法面の目視点検を妨げたりするなど、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあること等を踏まえ、発電設備の占用許可に当たっては、本紙に規定する基準により行い、道路管理の適正を期するものとする。

2 占用の場所

発電設備の占用の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。

発電設備は、ある程度の期間継続的に設置されるものであるため、車道に設けることとすると道路交通に著しい支障を及ぼすことから、地面に接する部分は車道以外の道路の部分であることとする。このため、発電設備の占用については、連結路附属地、待避所の空きスペース等への設置、アーケード、上空通路等の占用物件への添加等が想定される。

また、占用許可に当たっては、交通の輻輳する場所や他の占用物件の多い場所等、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

(2) 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。

道路が交通の用に供するものである以上、通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に発電設備を設ける場合には道路構造令に規定する幅員が確保されなければならないこととする。この場合、食事施設等と異なり、発電設備は道路通行者の利便の増進に資するものではないため、有効幅員や植栽機能を減少させてもなお設置しなければならない理由を精査し、交通の用に供される部分など道路空間として必要なスペースが安易に狭められることのないよう留意すること。

(3) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。

発電設備を道路の上空に設ける場合には、路面からの適切な距離を確保することとする。

(4) 原則として交差点等の地上に設けないこと。

道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない場所を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこととする。

- (5) 橋脚、橋桁、高欄等の道路構造物又は道路照明、道路標識、遮音壁、道路情報提供装置等の道路附属物への添加は行わないこと。

道路構造物又は道路附属物は、そもそも発電設備の添加を想定して設計されておらず、添加により破損・減耗するおそれがあることから、これらに添加する形態の占用は原則として認めないこととする。

- (6) アーケード、上空通路等の占用物件に添加する場合には、既存の占用物件の構造及び設置目的を害さない場所であること。

アーケード、上空通路等の占用物件に発電設備を添加する場合には、当該占用物件の耐荷重の範囲内であるとともに、既存の占用物件の設置目的を害さない場所で、かつ、当該施設等の占用者が安全と認めた場所であること。

- (7) 発電設備の設置工事又は維持管理作業を行う場合において道路交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所であること。

発電設備の設置工事又は維持管理作業を行う場合において道路交通への支障の少ない場所に限って占用を認めることとする。特に、高速自動車国道や自動車専用道路については、これら道路の本線上への車両の駐停車が規制され、かつ、最低制限速度が定められていることを踏まえ、発電設備の設置場所に本線以外からアクセスできる場所に限って占用を認めることとする。

- (8) 周辺環境に支障を及ぼすおそれのない場所であること。

発電設備のうち、太陽光発電設備にあつては景観の悪化等のおそれがあり、風力発電設備にあつては騒音等の発生により周辺住民の生活や野鳥をはじめとした生態系への影響等が想定されるところ、発電設備の設置に当たっては、関係法令等の基準に照らし、周辺環境に支障がないことが占用希望者から疎明された場所に限って占用を認めることとする。

3 構造

発電設備の構造等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 発電設備の設置により道路通行者等の視界を妨げたり、発電設備が太陽光等を反射して車両の運転を妨げたりすることにより道路交通に支障を及ぼすおそれのないこと。

- (2) 発電設備には、広告物の添加及び広告のための塗装を一切行わないこと。

- (3) 発電設備の意匠、構造及び色彩は周辺の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものであること。

- (4) 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

道路区域に設けられる発電設備は、長期間にわたって占用されることが想定され、かつ、設置場所の特性として一定の振動に継続的にさらされることを踏まえ、

例えば太陽光パネルと架台との接合部分の強度等に特段の注意を払い、強風等により倒壊し、道路構造又は道路通行者に危害を加えることのないことが確認された場合に限って占有を認めるものとする。また、架台を強化した結果、荷重により道路構造に支障を来すことのないよう留意すること。

(5) 道路面を被覆することにより道路の構造又は維持管理に支障を来すものでないこと。

道路の法面をはじめとした点検が必要な場所に設ける場合にあつては、原則として、道路面が被覆されて点検を妨げることのない構造の発電設備に限って占有を認めるものとする。やむを得ず道路面を被覆する場合にあつては、道路管理者による点検を補うために占有主体による点検を実施させること。また、道路面を被覆することにより法面の強化のために設ける植栽の発育に支障を来すおそれがある場合には、法面の強化措置を占有主体に採らせること。さらに、道路面を被覆した結果、雨水等が地下に浸透せずに通行面に流入する、あるいは積雪が通行面に滑落するおそれがある場合には、側溝、雨水枡等の整備又は除雪作業その他必要な措置を占有主体に行わせること。

4 占有主体

(1) 発電設備の占有主体は、発電設備の継続的な設置により道路の構造又は保全に支障を生ずることのないよう、占有物件を適確に管理することができる者であること。また、発電設備の占有により、道路の点検等を道路管理者が行いにくくなるため、次に掲げる点検等を適確に行うことができる者であること。

(ア) 法面、舗装、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、剥離、変形等の有無の点検

(イ) 不法占有、不法投棄、落書き等の有無の点検

(ウ) 路面、排水施設等の清掃、除草、除雪等の維持管理

(エ) その他、当該道路の管理上必要と認められる事項

(2) 暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占有主体となることのできないものとする。

(3) 地方公共団体の名義貸しによる主体は占有主体になり得ないものとする。

5 占有の許可の条件

一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附すこととする。

(1) 道路に関する工事に伴う発電設備の移転、改築、除却等の費用については占有者が負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占有者は、発電設備の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。

(2) 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占有区域内に立ち入ることを妨げないこと。

- (3) 発電設備の落下、剥離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。
- (4) 特段の事情のない限り占用許可の更新回数に限定を課すなどの措置により道路区域への物件の設置が既得権益化しないよう担保すること。
- (5) 必要に応じ、当該占用区域内の清掃、除草、除雪その他の管理を行うこと。
- (6) さらに、占用主体が行う点検等については、以下に掲げる事項を条件として附すものとする。
 - (ア) 占有者は、あらかじめ、点検要領を道路管理者に提出するとともに、点検等の結果について定期的に報告すること。
 - (イ) 点検要領には次に掲げる事項のうち、道路管理者が必要と認めるものを定めること。
 - ① 点検等の範囲に関する事項
 - ② 点検等の対象に関する事項
 - ③ 点検等の内容に関する事項
 - (一) 点検項目
 - (二) 点検時期
 - (三) 点検方法
 - ④ 清掃、除草等の時期
 - ⑤ 清掃、除草等の方法
 - ④ 点検等の体制に関する事項
 - ⑤ 点検等の記録に関する事項
 - ⑥ 点検等の結果の報告に関する事項
 - ⑦ その他当該道路の管理上必要と認められる事項
- (ウ) 占有者は、点検要領に従い、当該占用区域及びその近傍における道路構造物等の点検等を行うとともに、異常等を発見した場合には、速やかに道路管理者に報告し、その指示に従うこと。
- (エ) 点検要領に定める事項のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは点検等の体制の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。

6 占用の期間

発電設備の占用の期間については、5年以内の範囲で適正に定めるものとする。

7 その他

- (1) 発電設備を既設の占用物件に添加する場合には、道路法第41条の規定により取り扱うこと。
- (2) 発電設備と構造上一体となる占用物件の許可に当たっては、発電設備とそれ以外の占用物件を各々の許可として取り扱うこと。
- (3) 発電設備の設置により近隣の住居、店舗等に影響を与えるおそれがあることか

ら、原則として、これらの施設の居住者、所有者、経営者等からの設置に係る同意書が占用許可申請書に付されていること。

(4) 道路と河川等、道路と効用を兼ねる場所への占用希望があった場合には、関係する管理者と十分な調整を図ること。